

**【vii 家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】**



別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について                      平成11年4月30日 厚生省発児第86号                      各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて                      厚生事務次官通知                      〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号                      平成12年5月19日厚生省発児第91号                      平成12年11月22日厚生省発児第129号                      平成13年8月2日厚生省発児第314号                      平成14年11月11日厚生労働省発児第1111002号                      平成15年1月30日厚生労働省発児第0130004号                      平成15年12月22日厚生労働省発児第1222001号                      平成16年2月9日厚生労働省発児第0209007号                      平成16年7月16日厚生労働省発児第0716001号                      平成16年12月3日厚生労働省発児第1203002号                      平成17年1月4日厚生労働省発児第0104003号                      平成17年2月1日厚生労働省発児第0201006号                      平成17年6月1日厚生労働省発児第0601001号                      平成18年2月3日厚生労働省発児第0203005号                      平成18年6月27日厚生労働省発児第0627001号                      平成19年3月5日厚生労働省発児第0305002号                      平成19年3月6日厚生労働省発児第0306003号                      平成19年7月25日厚生労働省発児第0725003号                      平成20年2月6日厚生労働省発児第0206003号                      平成20年6月12日厚生労働省発児第0612002号                      平成20年6月23日厚生労働省発児第0623001号                      平成21年1月29日厚生労働省発児第0129001号                      平成21年6月29日厚生労働省発児第0629004号                      平成21年10月1日厚生労働省発児第1001第1号                      平成22年1月28日厚生労働省発児第0128第2号                      平成22年5月18日厚生労働省発児第0518第3号                      平成23年6月17日厚生労働省発児第0617第5号                      平成24年※月※日厚生労働省発児第※※第※号</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について                      平成11年4月30日 厚生省発児第86号                      各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて                      厚生事務次官通知                      〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号                      平成12年5月19日厚生省発児第91号                      平成12年11月22日厚生省発児第129号                      平成13年8月2日厚生省発児第314号                      平成14年11月11日厚生労働省発児第1111002号                      平成15年1月30日厚生労働省発児第0130004号                      平成15年12月22日厚生労働省発児第1222001号                      平成16年2月9日厚生労働省発児第0209007号                      平成16年7月16日厚生労働省発児第0716001号                      平成16年12月3日厚生労働省発児第1203002号                      平成17年1月4日厚生労働省発児第0104003号                      平成17年2月1日厚生労働省発児第0201006号                      平成17年6月1日厚生労働省発児第0601001号                      平成18年2月3日厚生労働省発児第0203005号                      平成18年6月27日厚生労働省発児第0627001号                      平成19年3月5日厚生労働省発児第0305002号                      平成19年3月6日厚生労働省発児第0306003号                      平成19年7月25日厚生労働省発児第0725003号                      平成20年2月6日厚生労働省発児第0206003号                      平成20年6月12日厚生労働省発児第0612002号                      平成20年6月23日厚生労働省発児第0623001号                      平成21年1月29日厚生労働省発児第0129001号                      平成21年6月29日厚生労働省発児第0629004号                      平成21年10月1日厚生労働省発児第1001第1号                      平成22年1月28日厚生労働省発児第0128第2号                      平成22年5月18日厚生労働省発児第0518第3号                      平成23年6月17日厚生労働省発児第0617第5号</p>
<p>略</p>	<p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。</p>

略

改正後

現行

第1 用語の意義  
次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。  
1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条第1項の規定により都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が条例で定める最低基準を維持するための費用(別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(以下「国立高度専門医療センター等」という。))については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費用に分けるものとする。  
(1)、(2) 略

なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費(児童家庭局所管施設)等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。  
ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。  
(通則)  
この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用(別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関(以下「国立高度専門医療センター等」という。))については、入所後の助産に要する費用とする。)をいい、これを次の費用に分けるものとする。

(1) 事務費 児童福祉施設(児童自立生活援助事業所(以下「自立援助ホーム」という。))及び小規模住居型児童養育事業所(以下「ファミリーホーム」という。))を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。  
(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。)若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を

2 略

総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若し

改正後

現行

くは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の市長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

- 3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の月額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。
- 4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところ及び一時保護所費をいう。
- 5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

- (1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。)別表(以下「別表」という。)第1の支給割合が一級地とされている地域とする。
- (2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。
- (3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。
- (4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島府中町とする。
- (5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。
- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町

3 略

4 略

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。  
(1) ～ (5) 略

(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地とされている地域(川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」とあるのは「平成23年10月11日」とする。)及び狭山市、新座市、富士見市

改正後

、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。  
(7)～(8) 略

6 略

7 略

8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

9 略

10 略

現行

、川西市とする。

(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。

(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。

6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校(特別支援学校の小学部を含む。)及び中学校(中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。)をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)をいう。

7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。

8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1・2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置のうち乳児及び1・2歳児を除いたものをいう。

9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。

10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

改正後

現行

第2 略

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体に於ける支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号、第53条、第55条及び第59条の4に規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分		
		市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	1 / 4	1 / 4	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市		1 / 2	1 / 2
	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1 / 2	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認めるときは、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

改正後

現行

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 略

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれその監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならぬこと。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

改正後

現行

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
(削除)		
1 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
2 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法の担当職員」がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6)心理療法担当職員分保護単価
3 個別対応職員加算分保護単価	乳児院(10人未満の施設に限る。)又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7)個別対応職員加算分月額保護単価
4 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(8)職業指導員加算分保護単価
5 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(9)看護師加算分月額保護単価
6 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(10)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
7 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯及び20世帯の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

  

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表2のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価
(新規)		
(新規)		
(新規)		
2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価
(新規)		
3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれている定員20世帯の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価

改正後

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
8 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であつて、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
9 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
10 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)寒冷地加算分保護単価
11 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(27)事務用採暖費加算分保護単価
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

現行

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であつて、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
(新規)		
6 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)寒冷地加算分保護単価
7 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(27)事務用採暖費加算分保護単価
8 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

改正後

現行

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
<p>13民間施設給与等改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社席第121号社会局長、児童家庭局長通知に「社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めることにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>14除雪費</p>	<p>豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(28)除雪費加算分保護単価</p>
<p>15降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(29)降灰除去費加算分保護単価</p>
<p>9民間施設給与等改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社席第121号社会局長、児童家庭局長通知に「社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めることにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>10除雪費</p>	<p>豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(28)除雪費加算分保護単価</p>
<p>11降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(29)降灰除去費加算分保護単価</p>

改正後

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価審査費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及びび里親の学習指導費加算分、乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設のポイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定すること。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

現行

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分及び基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家  
庭支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及びび里親の学習指導費加算分、乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ポイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定すること。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(新規)

(新規)

改正後

- (5) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合には、その改定等があった日の属する月の翌月分(その月初日に改定等があったときはその月分)の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。  
この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。
- (6) 施設が新設される場合において、その開所する月(施設の開所は各月の初日から行うものとする。)の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとすること。
- 3 事業費の保護単価の設定方法  
事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(23)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。
- 4 略

現行

- (3) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合には、その改定があった日の属する月の翌月分(その月初日に改定があったときはその月分)の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。  
この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。
- (4) 施設が新設される場合において、その開所する月(施設の開所は各月の初日から行うものとする。)の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとすること。
- 3 事業費の保護単価の設定方法  
事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(22)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。
- 4 措置費等の支弁基準の設定方法  
2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとすること。  
この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第4 略

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならぬこと。

2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれ別の費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

改正後

費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	経費の使途第3欄 施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	各月支弁額の算式第4欄 (1) 次のアから <u>ㇿ</u> までにより算定した額の合算額 ア 略
---------------------	--	--	---

現行

費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	経費の使途第3欄 施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	各月支弁額の算式第4欄 (1) 次のアから <u>ㇿ</u> までにより算定した額の合算額 ア 乳児院、ファミリーホーム以外 の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者があつた場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数） ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。 算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児
---------------------	--	--	--

改正後

現行

費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 略
---------------------	------------	----------	------------------

費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 $\text{措置児童数} - \text{その月初日の3歳以上児措置児童数}] + 2 \text{歳児の月額保護単価} \times \text{その月初日の2歳児措置児童数} + 3 \text{歳以上児の月額保護単価} \times \text{その月初日の3歳以上児措置児童数}$ $\text{算式(3)}$ <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> $\text{算式(4)}$ $\text{その施設の月額保護単価} \times \text{その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）} \times \text{支弁率}$ <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> $\text{その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数}$ $\text{算式(5)}$ $\text{その施設の月額保護単価} \times \text{その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所から$
---------------------	------------	----------	---

改正後

現行

費目 の種 類第 1欄 (1)	支弁対象児童等 第 2欄	経費の使途 第 3欄	各月支弁額の算式 第 4欄  イ その月初日において、児童養護施設に乳児、 <u>1歳児</u> 、 <u>2歳児</u> 又は年少児がそれぞれ入所している場合は、次の算式により算定した額。 算式 乳児、 <u>1歳児</u> 、 <u>2歳児</u> 又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、 <u>1歳児</u> 、 <u>2歳児</u> 又は年少児数 ウ 略
-----------------------------	--------------------	------------------	---

費目 の種 類第 1欄 (1)	支弁対象児童等 第 2欄	経費の使途 第 3欄	各月支弁額の算式 第 4欄  イ その月初日において、児童養護施設に乳児、 <u>1・2歳児</u> 又は年少児がそれぞれ入所している場合は、次の算式により算定した額。 算式 乳児、 <u>1・2歳児</u> 又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、 <u>1・2歳児</u> 又は年少児数 ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であつて、その月初日においてポイラーを有し、かつ、ポイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であつて、その初日において「ポイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第11条第1号に規定するポイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するポイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれポイラー技士1人分の雇上費として次の算式により算定した額。 算式 ポイラー技士雇上費加算分月
-----------------------------	--------------------	------------------	---

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			
		エ 略	
		オ 略	
		<u>削除</u>	
		<u>削除</u>	
		カ 略	

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			額保護単価×アの算式により算定された定員 エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員 オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数 カ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 看護師加算分保護単価×アの算式により算定した定員 キ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 小規模グループケア担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ク 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には、

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{心理療法担当職員加算分月額保護単価} \times \text{アの算式} \times \text{アの算式}</math> <math display="block">\text{児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。}</math> <p>算式  <math display="block">\text{個別対応職員加算分月額保護単価} \times \text{アの算式} \times \text{アの算式}</math> <math display="block">\text{児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。}</math> <p>算式  <math display="block">\text{個別対応職員加算分月額保護単価} \times \text{アの算式} \times \text{アの算式}</math> <math display="block">\text{児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。}</math> <p>算式  <math display="block">\text{家庭支援専門相談員加算分月額保護単価} \times \text{アの算式} \times \text{アの算式}</math> </p> </p></p></p>
(1) 事務費			<p>各月支弁額の算式第4欄</p> <p>ては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式  <math display="block">\text{指導員特別加算分月額保護単価} \times \text{アの算式} \times \text{アの算式}</math> <math display="block">\text{児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。}</math> <p>算式  <math display="block">\text{心理療法担当職員加算分月額保護単価} \times \text{アの算式} \times \text{アの算式}</math> <math display="block">\text{児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。}</math> <p>算式  <math display="block">\text{個別対応職員加算分月額保護単価} \times \text{アの算式} \times \text{アの算式}</math> <math display="block">\text{児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。}</math> <p>算式  <math display="block">\text{家庭支援専門相談員加算分月額保護単価} \times \text{アの算式} \times \text{アの算式}</math> </p> </p></p></p>

改正後

現行

費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 略
費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 略
費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 略
費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 略

費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 シ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。 ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象とはしないこと。 算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ス 乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 セ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ソ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。
---------------------	------------	----------	--

改正後

現行

費目 の種 類第 1欄 (1)	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
事務費			之略  ス 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設(定員40世帯以上) 母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 削除  削除

費目 の種 類第 1欄 (1)	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
事務費			算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 欠 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 千 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設(定員40世帯以上) 母子指導員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 ツ その小規模グループケア実施施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 小規模グループケア管理宿直等職員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 千 その施設において別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員

改正後

現行

費目 の種 類第 1欄 (1)	事務費	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄  七 <u>児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合において</u> は次の額。 算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、 <u>年額300,000円を限度とする。</u> ソ <u>児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合において</u> は次の額。 算式 <u>建物の賃借に係る実費。ただし、月額100,000円を限度とする。</u> (2) 略
-----------------------------	-----	----------------	--------------	--

費目 の種 類第 1欄 (1)	事務費	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄  (新規)  (新規)  (2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）
-----------------------------	-----	----------------	--------------	--

改正後

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2欄	経費の使途 第 3欄	各月支弁額の算式 第 4欄
(1) 事務費			(3) 略
			(4) 児童養護施設、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設、乳幼児自立援助ホームにおいて暫定員を超えて認可定員又は条例等で定められた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で

現行

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2欄	経費の使途 第 3欄	各月支弁額の算式 第 4欄
(1) 事務費			(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次のとおり算出した利用定員が該当する保護単価。 イ { [前年度の一時保護延べ人日 / 12月 / 30.4] (小数点以下第1位の数値を切り上げる) × 1.205 } (小数点以下第1位の数値を四捨五入) イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合には、次の額を加算する。 ウ 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。 (4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳幼児及び自立援助ホームにおいて暫定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、

改正後

費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれ支弁額は、次の算式により算定した額とする。 $\left[ \frac{\text{その施設の月額保護単価} / 30.4}{(10\text{円未満の端数は切り捨て})} \right] \times \text{その月の受託延べ日数}$ (注) 受託施設が障害児入所施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成※年※月※日厚生労働省発障第※号「障害児施設措置費(給付費等) 国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。
---------------------	------------	----------	---

現行

費目の種類第1欄 (1) 事務費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれ支弁額は、次の算式により算定した額とする。 $\left[ \frac{\text{その施設の月額保護単価} / 30.4}{(10\text{円未満の端数は切り捨て})} \right] \times \text{その月の受託延べ日数}$ (注) 受託施設が障害児施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費(給付費等) 国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。
---------------------	------------	----------	---

改正後

費目の種類第1欄 (2) 一般生活費	支弁対象児童等第2欄 略	経費の使途第3欄 略	各月支弁額の算式第4欄 略
--------------------------	-----------------	---------------	------------------

現行

費目の種類第1欄 (2) 一般生活費	支弁対象児童等第2欄 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含む）の一時保護児童 自立援助ホームの入所児童 母子生活支援施設の入所者	経費の使途第3欄 その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経費 その児童に要する日常生活に必要な経費 その入所者に要する日常生活に必要な経費 その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	各月支弁額の算式第4欄 (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場 合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。） 一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)
--------------------------	--	--	--

施設種別	一般生活費(月額)
児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円
児童自立支援施設	入所児分 47,430円 通所児分 14,600円
情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円 通所児分 14,600円
里親	乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円
乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円

改正後

現行

費目の種類第1欄 (2) 一般生活費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価94,750円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数 (2) 略  (3) 略
--------------------------	------------	----------	---

費目の種類第1欄 (2) 一般生活費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄 算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価88,850円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数 (2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。 算式 (1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児童延べ人数 (3) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又は
--------------------------	------------	----------	--

改正後

現行

費目の種類第1欄 (2) 一般生活費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	<p>毎月支弁額の算式第4欄</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 略</p> <p>(5) 略</p>
--------------------------	------------	----------	--

費目の種類第1欄 (2) 一般生活費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	<p>毎月支弁額の算式第4欄</p> <p>その解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 (1) 一般生活費月額保護単価 ÷ 30.4 × その月の措置児童(者)延人員数 (4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 (月額保護単価 ÷ その月の開所日数) × その月の通所した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5) 一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数 × 1,560円(児童が乳児の場合、延児童数 × 1,800円) 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数 × 3,150円 (ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く)</p>
--------------------------	------------	----------	---

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	略	略	略
(3) 被虐待児受入加算費	略	略	略

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経費的諸費用	里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数×5,500円
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の上経費及び日常生活に必要な経費的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経費諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児） × 日額2,150円
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点数分	略	診療報酬告示の改定につき（P）

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経費諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児） × 日額2,140円
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点数分	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合において、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に

改正後

現行

費目の種類第1欄 (5) 助産施設基本分保護費	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄  イ 告示改定につき (P)	イ 点数以外の分	(7) 分娩介助料	助産施設の入所妊婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>193,090円</u> を限度として支弁できる。

費目の種類第1欄 (5) 助産施設基本分保護費	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄  イ 係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 ア アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、その認定額を加算する。 注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。	イ 点数以外の分	(7) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>185,910円</u> を限度として支弁できる。

改正後

現行

費目の種類第1欄 (5) 助産施設基本分保護費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	毎月支弁額の算式第4欄
			略
			略
			略
	(イ) 胎盤処置料	胎盤処置料	
	(ウ) 新生児介補料	新生児介補料	
	(エ) 保険料	保険料	

費目の種類第1欄 (5) 助産施設基本分保護費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	毎月支弁額の算式第4欄
			略
			略
			略
	(イ) 胎盤処置料	胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
	(ウ) 新生児介補料	新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
	(エ) 保険料	保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。

改正後

現行

費目の種類第1欄 (6) 幼稚園費	支弁対象児童等第2欄 略	経費の使途第3欄 略	各月支弁額の算式第4欄 略
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。特別支援学校の高等部に在学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部に入学に必要な学用品費等	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略

費目の種類第1欄 (6) 幼稚園費	支弁対象児童等第2欄 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童	経費の使途第3欄 その児童の幼稚園就園に必要な経費	各月支弁額の算式第4欄 次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であつて、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部に入学に必要な学用品費等	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄 (7) 教育費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄 (8) 特別支援 学校高等部の 児童が就職又 は進学に役立 つ資格取得又 は講習等の受 講をするため の経費	毎月支弁額の算式第4欄  算式(2) 略  算式(3) 略  算式(4) 略  算式(5) 略
---------------------	------------	---	---

費目の種類第1欄 (7) 教育費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄 (新規)	毎月支弁額の算式第4欄  教育費保護単価表(措置児童数1人当たり) <table border="1"> <tr> <td>学年別</td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> <td>特別支援 学校高等部</td> </tr> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。 算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額 算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。 算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。	学年別	小学校	中学校	特別支援 学校高等部	保護単価 (月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援 学校高等部								
保護単価 (月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教育費			算式(6) 教材費月額保護単価小学生該当児童190円、中学校該当児童270円×その月の児童自立支援施設の小児数又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,500円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数 (新規)
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校の給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教育費	略		算式(6) 略 算式(7) 入学時特別加算費年額保護単価58,960円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数 算式(8) 資格取得等特別加算費年額保護単価55,000円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部第3学年に在学する児童数)
(8) 学校給食費	略	略	略
(9) 見学旅行費	略	略	略

改正後

現行

費目の種類第1欄	(9) 見学旅行費	略	各月支弁額の算式第4欄	略
支弁対象児童等第2欄	略	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学するもの。	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学するもの。
経費の用途第3欄	略	略	略	その児童の入進学の際に必要な学用品等の購入費
特別育成費第11欄	(11) 特別育成費	略	算式(1)略	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学

費目の種類第1欄	(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	支弁対象児童等第2欄	学年、中学校第3学年若しくは高等学校の高等部を含む。)の在学中のもの、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常「見学旅行」をいう。)に参加するもの。	支弁対象児童等第2欄	学年、中学校第3学年若しくは高等学校の高等部を含む。)の在学中のもの、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常「見学旅行」をいう。)に参加するもの。	経費の用途第3欄	その児童の入進学の際に必要な学用品等の購入費	各月支弁額の算式第4欄	見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年(特別支援学校高等部を含む)</td> <td>108,200円</td> </tr> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年(特別支援学校高等部を含む)	108,200円
学年別	保護単価(年額)																	
小学校第6学年	20,600円																	
中学校第3学年	55,900円																	
高等学校第3学年(特別支援学校高等部を含む)	108,200円																	
特別育成費第11欄	(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学	各月支弁額の算式第4欄	入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年入学児童	46,100円		
学年別	保護単価(年額)																	
小学校第1学年入学児童	39,500円																	
中学校第1学年入学児童	46,100円																	

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(11) 特別育成費	等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの	用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校に入学に際し必要な学用品費等 (3) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をす <del>るための経費</del>	算式(2) 入学時特別加算費年額保護単価58,960円×高等学校第1学年入学措置児童数  算式(3) 資格取得等特別加算費年額保護単価55,000円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした高等学校第3学年に在学する児童数)
(12) 夏季等特別行事費	略	略	略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(11) 特別育成費	学年に入学するもの。	用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校に入学に際し必要な学用品費等 (新規)	算式(2) 特別加算費年額保護単価58,500円×高等学校第1学年入学措置児童数  (新規)
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(13) 期末一時扶助費	略	略	略
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	略	次の算式によって算定した額 算式 その施設等その月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法(P)及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額(その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合は、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。)を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,070円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童等	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等その月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額(その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合は、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。)を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。

改正後

費目の種類第1欄 (15) 職業補導費	略	支弁対象児童等第2欄 略	経費の使途第3欄 略	各月支弁額の算式第4欄 略
(16) 児童用採暖費	略	略	略	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 略 算式(2) 略

現行

費目の種類第1欄 (15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	支弁対象児童等第2欄 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	経費の使途第3欄 次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	経費の使途第3欄 次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	各月支弁額の算式第4欄 次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合)にあつてはこれに準ずるもの)の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の期の採暖に必要な経費	その児童の冬の期の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級別月額保護単価×その月初日の措置児童数 算式(2) 次の表の児童用採暖費級別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

改正後

現行

費目の種類第1欄 (16) 児童用採暖費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			略
(17) 就職支度費	略	略	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場 合においては、算式(2)によって算定 した額を加算する。 算式(1) 略 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保 護単価189,510円×その月の別に定め る基準による就職による措置解除児 童数

費目の種類第1欄 (16) 児童用採暖費	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親
			乳児院
			母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親
			旧5級地 6,820円
			旧4級地 5,220円
			旧3級地 3,380円
			旧2級地 2,520円
			その他の地域 1,260円
			旧5級地 7,210円
			旧4級地 5,660円
			旧3級地 3,590円
			旧2級地 2,620円
			旧1級地 1,900円
			(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されること	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場 合においては、算式(2)によって算定 した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 79,000円×その月の就職による措置 解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保 護単価137,510円×その月の別に定め る基準による就職による措置解除 児童数

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(18) 自立生活支度費	略	略	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 略 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価189,510円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬祭費	略	略	略

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(18) 自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなつたもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価79,000円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したものである(以下「死亡児」という)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であつて、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円×死亡児数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(20) 連れもどし費	略	略	略
(21) 里親手当・里親受託支度費	略	略	略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設その月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当・里親受託支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(22) 受付託支度費 アミリホーム	略	略	各月支弁額の算式第4欄
(23) 一時保護委託費	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	一時保護委託した際に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額2,360円

3 略

第5 徴収金基準額  
1 各月の基準額の算定方法  
(略)

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(22) 受付託支度費 アミリホーム	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数
	(新規)		

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度の徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月の措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においてはその措置児童等に係る次の2により算定した額の年間の合算額とすること。）、その支弁額とする。

改正後

2 各月の支弁額の算定方法  
 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。  
 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。  
 なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、貸借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー一技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、貸借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

〔(事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 略

現行

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。  
 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー一技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

〔(事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

改正後

現行

第7 略

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他の交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないこと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 略

第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置

児童福祉法の一部改正（平成9年法律第74号）により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第9 略

第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

改正後

表 児童入所施設徴収金基準額表

略

現行

表 児童入所施設徴収金基準額表

階層区分	定義	入所施設	徴収金基準額 (月額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部 自立援助ホーム
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分				
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	2,200	1,100
C 1	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,500	4,500	2,200
C 2	均等割の額のみ(所得割のない世帯)	6,600	6,600	3,300
D 1	所得割の額がある世帯	9,000	9,000	4,500
D 2	15,000円以下	13,500	13,500	6,700
D 3	15,001円から40,000円まで	18,700	18,700	9,300
D 4	40,001円から70,000円まで	29,000	29,000	14,500
D 5	A階層及びB階層を除き前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。)		20,600

改正後

現行

略

D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D 10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)

改正後

現行

D11	略			
D12	略			
D13	略			
D14	略			
備	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同報第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p>			
考	<p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1</p>			

D11	3, 117, 001円から 4, 173, 000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143, 800円を超えるときは143, 800円とする。）	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71, 900円を超えるときは71, 900円とする。）
D12	4, 173, 001円から 5, 334, 000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166, 600円を超えるときは166, 600円とする。）	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83, 300円を超えるときは83, 300円とする。）
D13	5, 334, 001円から 6, 674, 000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191, 200円を超えるときは191, 200円とする。）	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95, 600円を超えるときは95, 600円とする。）
D14	6, 674, 001円以上	全額徴収	全額徴収
備	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同報第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p>		
考	<p>(1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第95条第1項、第95条第1項及び第3項</p>		

改正後

- 項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
- 。 (1) 「単身世帯」……………扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）
- (2) 「母子世帯等」……………母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (3) 略
- (4) 略
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。
- ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒

備

考

現行

- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
- 。 (1) 「単身世帯」……………扶養義務者のいない世帯
- (2) 「母子世帯等」……………母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」
- …次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。
- ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、

備

考

改正後

障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯では、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、児童福祉法第21条の6に基づき「やむを得ない措置を行った場合の単価等」の取扱い（※※号）通知及び「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成※年※月※日厚生労働省発障第※号厚生労働事務次官通知）」の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者の負担額（児童福祉法第24条の5の4又は第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の5の28に規定する肢体不自由児童居所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 略

備

考

現行

徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」（以下「1218002号通知」という。）の別表4-1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児童施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づき1218002号通知の徴収金基準額とする。

とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、390,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

備

考

改正後

現行

別表 1  
事務費の保護単価〔児童 1 人(母子生活支援施設)については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価  
(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	223,620	219,130	214,640	211,650	208,650	205,660	201,170	196,680
31～35人	208,790	204,580	200,380	197,570	194,770	191,960	187,750	183,550
36～40	193,950	190,030	186,110	183,490	180,880	178,270	174,340	170,420
41～45	189,960	186,080	182,190	179,600	177,000	174,410	170,520	166,630
46～50	166,320	162,910	159,510	157,240	154,960	152,690	149,290	145,880
51～55	162,160	158,840	155,510	153,300	151,080	148,860	145,540	142,210
56～60	158,010	154,760	151,520	149,350	147,190	145,030	141,790	138,540
61～65	154,010	150,850	147,680	145,570	143,460	141,360	138,190	135,030
66～70	150,020	146,930	143,840	141,790	139,730	137,680	134,600	131,510
71～75	146,450	143,440	140,430	138,420	136,410	134,400	131,390	128,370
76～80	142,880	139,940	137,000	135,040	133,080	131,120	128,180	125,240
81～85	140,290	137,400	134,510	132,590	130,660	128,730	125,840	122,950
86～90	137,700	134,850	132,020	130,120	128,230	126,340	123,500	120,660
91～95	134,870	132,100	129,320	127,470	125,620	123,770	120,990	118,220
96～100	132,050	129,340	126,630	124,820	123,010	121,200	118,490	115,780
101～105	130,610	127,920	125,240	123,450	121,650	119,860	117,180	114,490
106～110	129,160	126,510	123,850	122,070	120,310	118,530	115,870	113,210
111～115	127,720	125,090	122,450	120,700	118,940	117,190	114,560	111,930
116～120	126,270	123,660	121,060	119,320	117,580	115,850	113,250	110,640
121～125	124,950	122,370	119,790	118,070	116,360	114,640	112,060	109,480
126～130	123,640	121,080	118,530	116,820	115,120	113,420	110,860	108,310
131～135	122,790	120,250	117,710	116,010	114,320	112,630	110,090	107,550
136～140	121,940	119,410	116,890	115,210	113,520	111,840	109,320	106,790
141～145	120,720	118,220	115,720	114,050	112,380	110,710	108,210	105,710
146～150	119,510	117,030	114,550	112,900	111,240	109,590	107,110	104,630
151人以上	118,910	116,440	113,970	112,320	110,680	109,040	106,570	104,110

別表 1  
事務費の保護単価〔児童 1 人(母子生活支援施設)については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価  
(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	167,670	164,400	161,120	158,940	156,760	154,580	151,300	148,030
31～40人	148,630	145,700	142,760	140,810	138,860	136,900	133,970	131,040
41～50	137,000	134,230	131,460	129,610	127,770	125,920	123,150	120,390
51～60	132,940	130,250	127,560	125,760	123,970	122,170	119,480	116,790
61～70	128,880	126,270	123,650	121,910	120,170	118,430	115,810	113,200
71～80	124,820	122,290	119,750	118,060	116,370	114,680	112,150	109,610
81～90	120,760	118,310	115,850	114,210	112,570	110,930	108,480	106,020
91～100	116,710	114,330	111,950	110,360	108,770	107,190	104,810	102,430
101～110	115,040	112,690	110,330	108,760	107,200	105,630	103,270	100,920
111～120	113,380	111,050	108,720	107,170	105,620	104,070	101,740	99,410
121～130	111,710	109,410	107,110	105,580	104,040	102,510	100,210	97,910
131～140	110,050	107,770	105,500	103,980	102,470	100,950	98,680	96,400
141～150	108,380	106,140	103,890	102,390	100,890	99,390	97,150	94,900
151～160	107,720	105,490	103,250	101,760	100,270	98,790	96,550	94,320
161人以上	107,060	104,840	102,620	101,140	99,660	98,180	95,960	93,740

改正後

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	221,380	217,790	214,200	211,800	209,410	207,010	203,420	199,830

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	263,070	258,170	253,270	250,000	246,730	243,460	238,560	233,660
31～35人	247,940	243,280	238,630	235,520	232,410	229,300	224,640	219,980
36～40	232,820	228,400	223,980	221,030	218,090	215,140	210,730	206,310
41～45	228,960	224,530	220,110	217,150	214,200	211,250	206,820	202,400
46～50	215,390	211,190	206,990	204,190	201,380	198,580	194,380	190,180
51～55	209,820	205,710	201,600	198,870	196,130	193,390	189,280	185,170
56～60	204,260	200,240	196,230	193,540	190,870	188,200	184,170	180,160
61～65	199,600	195,670	191,720	189,090	186,470	183,840	179,900	175,960
66～70	194,960	191,090	187,220	184,640	182,060	179,490	175,620	171,760
71～75	190,680	186,880	183,080	180,550	178,030	175,490	171,700	167,890
76～80	186,410	182,680	178,950	176,460	173,980	171,490	167,770	164,040
81～85	183,340	179,660	175,970	173,520	171,060	168,600	164,920	161,230
86～90	180,280	176,640	173,000	170,570	168,140	165,720	162,080	158,440
91～95	176,960	173,360	169,770	167,370	164,980	162,570	158,980	155,390
96～100	173,640	170,090	166,540	164,170	161,810	159,440	155,890	152,340
101～105	172,280	168,760	165,240	162,890	160,550	158,200	154,680	151,150
106～110	170,930	167,440	163,950	161,610	159,280	156,960	153,460	149,970
111～115	169,300	165,840	162,370	160,070	157,760	155,440	151,980	148,520
116～120	167,680	164,240	160,810	158,520	156,230	153,930	150,500	147,070
121～125	166,680	163,260	159,840	157,560	155,280	152,990	149,570	146,150
126～130	165,670	162,270	158,860	156,590	154,320	152,050	148,650	145,240
131～135	164,400	161,020	157,640	155,380	153,120	150,870	147,490	144,100
136～140	163,140	159,770	156,410	154,170	151,930	149,690	146,330	142,970
141～145	162,100	158,750	155,400	153,170	150,940	148,700	145,360	142,010
146～150	161,060	157,730	154,390	152,170	149,940	147,720	144,390	141,050
151人以上	160,210	156,890	153,570	151,360	149,140	146,930	143,610	140,290

現行

(新規)

(2) 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	219,810	215,860	211,910	209,280	206,640	204,010	200,050	196,100
31～40人	198,300	194,650	191,010	188,580	186,150	183,720	180,080	176,430
41～50	184,190	180,680	177,160	174,820	172,470	170,130	166,610	163,100
51～60	177,790	174,360	170,930	168,640	166,360	164,070	160,640	157,210
61～70	171,380	168,040	164,700	162,470	160,240	158,010	154,670	151,330
71～80	164,980	161,720	158,470	156,300	154,130	151,960	148,700	145,450
81～90	158,570	155,400	152,240	150,130	148,010	145,900	142,730	139,570
91～100	152,170	149,090	146,010	143,950	141,900	139,840	136,760	133,680
101～110	150,840	147,770	144,710	142,670	140,620	138,580	135,510	132,450
111～120	149,510	146,460	143,410	141,380	139,350	137,310	134,260	131,220
121～130	148,180	145,150	142,120	140,090	138,070	136,050	133,010	129,980
131～140	146,860	143,840	140,820	138,810	136,800	134,780	131,760	128,750
141～150	145,530	142,530	139,520	137,520	135,520	133,520	130,510	127,510
151人以上	144,650	141,660	138,680	136,680	134,690	132,700	129,710	126,720

改正後

(4) 乳児院 (2歳未満児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	770,500	755,050	739,610	729,310	719,020	708,720	693,280	677,830
11~15人	608,990	596,650	584,310	576,080	567,860	559,630	547,290	534,950
16~20	541,710	530,470	519,220	511,720	504,230	496,730	485,490	474,240
21~25	473,610	463,750	453,890	447,320	440,740	434,170	424,310	414,450
26~30	455,150	445,640	436,130	429,790	423,450	417,110	407,600	398,080
31~35	441,800	432,550	423,290	417,130	410,960	404,790	395,540	386,290
36~40	428,440	419,450	410,450	404,470	398,470	392,480	383,490	374,500
41~45	416,960	408,190	399,430	393,590	387,740	381,900	373,130	364,370
46~50	405,480	396,940	388,400	382,700	377,010	371,320	362,780	354,240
51~55	400,760	392,310	383,860	378,230	372,600	366,970	358,520	350,070
56~60	396,040	387,680	379,330	373,760	368,190	362,620	354,260	345,910
61~65	391,780	383,510	375,240	369,730	364,220	358,700	350,430	342,160
66~70	387,530	379,340	371,150	365,700	360,240	354,780	346,590	338,410
71~75	383,750	375,650	367,530	362,120	356,720	351,300	343,190	335,080
76~80	379,980	371,950	363,910	358,550	353,190	347,830	339,790	331,750
81~85	376,360	368,390	360,420	355,110	349,810	344,490	336,520	328,560
86~90	372,730	364,840	356,940	351,680	346,410	341,150	333,260	325,370
91人以上	368,750	360,940	353,130	347,920	342,710	337,500	329,690	321,870

現行

(3) 乳児院 (2歳未満児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	660,630	647,580	634,540	625,840	617,140	608,440	595,390	582,340
11~15人	532,330	521,660	510,990	503,880	496,770	489,660	478,990	468,320
16~20	479,510	469,630	459,740	453,150	446,560	439,970	430,090	420,200
21~25	421,650	412,920	404,190	398,370	392,550	386,730	378,000	369,270
26~30	409,960	401,430	392,900	387,210	381,530	375,840	367,310	358,780
31~35	398,460	390,150	381,840	376,300	370,760	365,220	356,910	348,600
36~40	386,960	378,870	370,790	365,390	360,000	354,610	346,520	338,430
41~45	375,460	367,590	359,730	354,480	349,240	343,990	336,130	328,260
46~50	363,960	356,310	348,670	343,570	338,470	333,380	325,730	318,090
51~55	361,690	354,090	346,480	341,410	336,340	331,270	323,670	316,060
56~60	359,430	351,860	344,290	339,250	334,210	329,160	321,600	314,030
61~65	357,160	349,630	342,110	337,090	332,070	327,060	319,530	312,010
66~70	354,890	347,410	339,920	334,930	329,940	324,950	317,460	309,980
71~75	352,630	345,180	337,740	332,770	327,810	322,840	315,400	307,950
76~80	350,360	342,950	335,550	330,610	325,670	320,740	313,330	305,920
81~85	348,090	340,730	333,360	328,450	323,540	318,630	311,260	303,900
86~90	345,830	338,500	331,180	326,290	321,410	316,520	309,200	301,870
91人以上	343,560	336,270	328,990	324,130	319,270	314,420	307,130	299,840

改正後

(4) 乳児院 (2歳児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	676,270	662,850	649,440	640,490	631,550	622,600	609,190	595,770
11~15人	548,240	537,170	526,100	518,720	511,340	503,960	492,890	481,820
16~20	471,480	461,710	451,940	445,430	438,910	432,400	422,620	412,850
21~25	436,200	427,110	418,010	411,940	405,880	399,810	390,710	381,620
26~30	408,790	400,230	391,660	385,950	380,250	374,540	365,980	357,410
31~35	396,350	388,030	379,710	374,160	368,620	363,070	354,750	346,430
36~40	383,910	375,830	367,760	362,370	356,980	351,600	343,520	335,440
41~45	371,470	363,640	355,800	350,580	345,350	340,130	332,290	324,460
46~50	359,040	351,440	343,850	338,780	333,720	328,660	321,060	313,470
51~55	354,950	347,440	339,920	334,910	329,900	324,900	317,380	309,870
56~60	350,860	343,430	336,000	331,040	326,090	321,130	313,700	306,270
61~65	346,780	339,420	332,070	327,170	322,270	317,370	310,020	302,660
66~70	342,690	335,420	328,150	323,300	318,450	313,600	306,330	299,060
71~75	338,600	331,410	324,220	319,430	314,630	309,840	302,650	295,460
76~80	334,510	327,400	320,300	315,560	310,820	306,080	298,970	291,860
81~85	330,430	323,400	316,370	311,690	307,000	302,310	295,280	288,260
86~90	326,340	319,390	312,440	307,810	303,180	298,550	291,600	284,650
91人以上	322,260	315,390	308,520	303,940	299,360	294,790	287,920	281,050

現行

(3) 乳児院 (2歳児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	575,030	563,800	552,570	545,090	537,610	530,120	518,890	507,670
11~15人	480,390	470,790	461,190	454,790	448,390	441,990	432,390	422,790
16~20	420,360	411,700	403,030	397,260	391,480	385,700	377,040	368,370
21~25	395,100	386,890	378,680	373,210	367,740	362,270	354,060	345,860
26~30	374,370	366,560	358,740	353,530	348,320	343,110	335,290	327,480
31~35	365,270	357,630	349,980	344,890	339,790	334,690	327,050	319,400
36~40	356,180	348,700	341,230	336,240	331,260	326,270	318,800	311,320
41~45	347,080	339,770	332,470	327,600	322,730	317,860	310,550	303,240
46~50	337,980	330,850	323,710	318,950	314,200	309,440	302,300	295,160
51~55	335,280	328,200	321,110	316,380	311,660	306,930	299,850	292,760
56~60	332,580	325,550	318,510	313,820	309,120	304,430	297,390	290,350
61~65	329,890	322,900	315,910	311,250	306,590	301,930	294,940	287,950
66~70	327,190	320,240	313,300	308,680	304,050	299,420	292,480	285,540
71~75	324,490	317,600	310,710	306,110	301,520	296,920	290,030	283,140
76~80	321,790	314,950	308,100	303,540	298,980	294,420	287,580	280,730
81~85	319,090	312,300	305,500	300,970	296,450	291,920	285,120	278,330
86~90	316,390	309,640	302,900	298,400	293,910	289,410	282,670	275,920
91人以上	313,690	306,990	300,300	295,840	291,370	286,910	280,210	273,520

改正後

(4) 乳児院 (3歳以上児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	572,940	561,660	550,380	542,860	535,350	527,830	516,550	505,270
11~15人	417,000	408,770	400,530	395,040	389,550	384,060	375,820	367,580
16~20人	348,460	341,340	334,220	329,480	324,730	319,990	312,870	305,750
21~25	318,100	311,550	305,000	300,630	296,260	291,900	285,350	278,800
26~30	293,960	287,880	281,790	277,740	273,680	269,620	263,540	257,450
31~35	280,700	274,880	269,050	265,170	261,290	257,400	251,580	245,750
36~40	267,440	261,880	256,310	252,600	248,890	245,180	239,620	234,050
41~45	254,190	248,880	243,580	240,040	236,500	232,970	227,660	222,350
46~50	240,930	235,880	230,840	227,470	224,110	220,740	215,700	210,650
51~55	236,350	231,400	226,440	223,140	219,840	216,530	211,580	206,620
56~60	231,770	226,910	222,040	218,800	215,560	212,320	207,460	202,590
61~65	227,190	222,420	217,650	214,470	211,290	208,110	203,330	198,560
66~70	222,610	217,930	213,250	210,130	207,010	203,890	199,210	194,530
71~75	218,030	213,450	208,860	205,800	202,740	199,680	195,090	190,500
76~80	213,450	208,960	204,460	201,460	198,460	195,460	190,970	186,470
81~85	208,880	204,470	200,060	197,130	194,190	191,250	186,850	182,440
86~90	204,300	199,980	195,670	192,790	189,910	187,040	182,720	178,410
91人以上	199,720	195,500	191,270	188,460	185,640	182,830	178,600	174,380

現行

(3) 乳児院 (3歳以上児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	472,050	462,950	453,850	447,790	441,720	435,660	426,560	417,470
11~15人	349,620	342,840	336,070	331,550	327,030	322,510	315,730	308,950
16~20人	297,770	291,750	285,730	281,710	277,700	273,690	267,670	261,650
21~25	277,410	271,740	266,070	262,290	258,510	254,730	249,070	243,400
26~30	259,950	254,600	249,260	245,690	242,120	238,560	233,210	227,860
31~35	250,040	244,880	239,720	236,270	232,830	229,390	224,230	219,070
36~40	240,120	235,150	230,180	226,860	223,550	220,230	215,260	210,280
41~45	230,210	225,420	220,640	217,450	214,260	211,070	206,280	201,490
46~50	220,290	215,690	211,100	208,030	204,970	201,900	197,300	192,700
51~55	217,100	212,560	208,030	205,000	201,980	198,950	194,410	189,870
56~60	213,910	209,430	204,960	201,970	198,980	196,000	191,520	187,040
61~65	210,720	206,300	201,890	198,940	195,990	193,050	188,630	184,210
66~70	207,530	203,170	198,810	195,910	193,000	190,100	185,740	181,380
71~75	204,350	200,050	195,750	192,880	190,010	187,150	182,850	178,550
76~80	201,150	196,910	192,670	189,850	187,020	184,190	179,950	175,710
81~85	197,970	193,780	189,600	186,820	184,030	181,240	177,060	172,880
86~90	194,780	190,650	186,530	183,790	181,040	178,290	174,170	170,050
91人以上	191,590	187,520	183,460	180,760	178,050	175,340	171,280	167,220

改正後

現行

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	595,870	584,040	572,210	564,330	556,440	548,560	536,730	524,900

(4) 乳児10人未満を入所させる施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	539,450	528,850	518,260	511,200	504,140	497,080	486,480	475,890

(6) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	165,810	162,880	159,940	157,980	156,030	154,070	151,130	148,200
世帯								
11~20	144,510	141,720	138,940	137,080	135,230	133,370	130,590	127,800
21~30	115,690	113,420	111,150	109,630	108,120	106,600	104,330	102,060
31~40	87,110	85,400	83,700	82,570	81,430	80,300	78,590	76,890
41~50	70,010	68,650	67,280	66,380	65,470	64,560	63,200	61,840
51世帯以上	58,610	57,480	56,340	55,580	54,830	54,070	52,930	51,800

(5) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	165,350	162,420	159,500	157,550	155,600	153,650	150,730	147,810
世帯								
11~20	118,090	115,880	113,670	112,200	110,730	109,260	107,050	104,840
21~30	97,400	95,520	93,640	92,380	91,120	89,870	87,980	86,100
31~40	73,400	71,980	70,570	69,630	68,690	67,740	66,330	64,920
41~50	66,220	64,950	63,670	62,830	61,980	61,130	59,860	58,590
51世帯以上	59,040	57,910	56,780	56,030	55,270	54,520	53,390	52,260

(7) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1世帯につき	139,010	136,730	134,460	132,950	131,430	129,910	127,640	125,370

(新規)

(8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
30人まで	325,210	318,190	311,170	306,500	301,820	297,140	290,120	283,110
31~35人	308,800	302,130	295,450	291,000	286,560	282,100	275,420	268,750
36~40人	292,410	286,070	279,730	275,510	271,290	267,060	260,730	254,390
41~45人	280,400	274,310	268,220	264,150	260,090	256,030	249,930	243,840
46人以上	268,390	262,540	256,700	252,800	248,900	245,000	239,150	233,300

(6) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
30人まで	281,140	275,090	269,030	265,000	260,960	256,920	250,870	244,810
31~40人	258,820	253,210	247,610	243,870	240,140	236,400	230,800	225,190
41人以上	236,500	231,340	226,190	222,750	219,310	215,880	210,720	205,570

改正後

現行

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援施設通所部	円 68,340	円 66,860	円 65,370	円 64,380	円 63,390	円 62,400	円 60,910	円 59,430

(7) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援施設通所部	円 68,090	円 66,610	円 65,140	円 64,150	円 63,160	円 62,180	円 60,700	円 59,220

(10) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
情緒障害児短期治療施設通所部	円 103,800	円 101,510	円 99,220	円 97,690	円 96,160	円 94,630	円 92,340	円 90,050

(8) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
情緒障害児短期治療施設通所部	円 103,410	円 101,130	円 98,850	円 97,330	円 95,810	円 94,290	円 92,010	円 89,720

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円 181,000	円 175,510	円 169,020	円 162,530	円 156,040	円 149,550	円 143,060	円 136,570
6人まで	円 203,990	円 200,300	円 196,600	円 194,140	円 191,680	円 189,220	円 185,520	円 181,830
7～9人	円 189,840	円 186,190	円 182,550	円 180,120	円 177,690	円 175,270	円 171,620	円 167,980
10～12	円 182,760	円 179,140	円 175,530	円 173,110	円 170,700	円 168,290	円 164,680	円 161,060
13～15	円 178,510	円 174,910	円 171,310	円 168,910	円 166,510	円 164,110	円 160,510	円 156,910
16～18	円 175,680	円 172,090	円 168,500	円 166,110	円 163,710	円 161,320	円 157,730	円 154,140
19人以上	円 173,290	円 169,700	円 166,120	円 163,730	円 161,340	円 158,950	円 155,370	円 151,790

(9) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は理員	円 157,420	円 155,510	円 153,590	円 152,310	円 151,030	円 149,760	円 147,840	円 145,930
1人につき	円 181,000	円 175,510	円 169,020	円 162,530	円 156,040	円 149,550	円 143,060	円 136,570

(10) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円 181,000	円 175,510	円 169,020	円 162,530	円 156,040	円 149,550	円 143,060	円 136,570
6人まで	円 203,370	円 199,690	円 196,010	円 193,560	円 191,110	円 188,660	円 184,980	円 181,300
7～9人	円 189,230	円 185,600	円 181,970	円 179,550	円 177,130	円 174,720	円 171,090	円 167,460
10～12	円 182,150	円 178,550	円 174,950	円 172,550	円 170,150	円 167,750	円 164,140	円 160,540
13～15	円 177,910	円 174,320	円 170,740	円 168,350	円 165,950	円 163,560	円 159,980	円 156,390
16～18	円 175,080	円 171,500	円 167,930	円 165,540	円 163,160	円 160,770	円 157,200	円 153,620
19人以上	円 172,690	円 169,120	円 165,550	円 163,170	円 160,790	円 158,410	円 154,840	円 151,270

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は理員	円 157,740	円 155,820	円 153,890	円 152,610	円 151,330	円 150,050	円 148,120	円 146,200
1人につき	円 181,000	円 175,510	円 169,020	円 162,530	円 156,040	円 149,550	円 143,060	円 136,570

改正後

(13) 一時保護所

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
5人まで	9,155,070	8,932,610	8,710,150	8,561,850	8,413,540	8,265,240	8,042,780	7,820,320
6～10人	14,073,220	13,729,030	13,384,850	13,155,390	12,925,930	12,696,480	12,352,290	12,008,110
11～15	18,991,360	18,525,450	18,059,540	17,748,940	17,438,330	17,127,720	16,861,810	16,195,900
16～20	23,909,510	23,321,870	22,734,230	22,342,480	21,950,720	21,558,960	20,971,320	20,383,690
21～25	28,827,650	28,118,290	27,408,930	26,836,020	26,463,110	25,990,200	25,280,840	24,571,480
26～30	33,745,800	32,914,710	32,083,620	31,529,560	30,975,500	30,421,440	29,590,350	28,759,270
31～35	38,663,950	37,711,130	36,758,310	36,123,110	35,487,890	34,852,680	33,899,870	32,947,060
36～40	43,582,090	42,507,550	41,433,000	40,716,650	40,000,290	39,283,920	38,209,380	37,134,840
41～45	48,500,240	47,303,960	46,107,700	45,310,190	44,512,680	43,715,170	42,518,900	41,322,630
46～50	53,418,380	52,100,380	50,782,390	49,903,740	49,025,070	48,146,410	46,828,410	45,510,420
51～55	58,336,530	56,896,800	55,457,080	54,497,280	53,537,460	52,577,650	51,137,930	49,698,210
56～60	63,254,680	61,693,220	60,131,780	59,090,820	58,049,850	57,008,890	55,447,440	53,886,000
61～65	68,172,820	66,489,640	64,806,470	63,684,370	62,562,250	61,440,130	59,756,960	58,073,790
66～70	73,090,970	71,286,060	69,481,160	68,277,910	67,074,640	65,871,370	64,066,470	62,261,580

※1か所当たりの年額

現行

(11) 一時保護所

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
5人まで	9,118,520	8,896,940	8,675,350	8,527,630	8,379,910	8,232,180	8,010,600	7,789,010
6～10人	14,016,780	13,673,940	13,331,110	13,102,560	12,874,000	12,645,450	12,302,610	11,959,780
11～15	18,915,030	18,450,950	17,986,870	17,677,480	17,368,100	17,058,710	16,594,630	16,130,540
16～20	23,813,290	23,227,950	22,642,620	22,252,410	21,862,190	21,471,970	20,886,640	20,301,310
21～25	28,711,540	28,004,960	27,298,380	26,827,340	26,356,280	25,885,230	25,178,650	24,472,070
26～30	33,609,790	32,781,960	31,954,140	31,402,260	30,850,380	30,298,490	29,470,670	28,642,850
31～35	38,508,050	37,558,970	36,609,900	35,977,190	35,344,470	34,711,750	33,762,680	32,813,600
36～40	43,406,300	42,335,970	41,265,650	40,552,110	39,838,570	39,125,010	38,054,690	36,984,360
41～45	48,304,560	47,112,980	45,921,410	45,127,040	44,332,660	43,538,270	42,346,700	41,155,130
46～50	53,202,810	51,889,980	50,577,170	49,701,970	48,826,750	47,951,530	46,638,720	45,325,890
51～55	58,101,060	56,666,990	55,232,920	54,276,890	53,320,850	52,364,790	50,930,730	49,496,650
56～60	62,999,320	61,443,990	59,888,680	58,851,820	57,814,940	56,778,060	55,222,740	53,667,420
61～65	67,897,570	66,221,000	64,544,440	63,426,740	62,309,040	61,191,320	59,514,760	57,838,180
66～70	72,795,830	70,998,000	69,200,190	68,001,670	66,803,130	65,604,580	63,806,770	62,008,950

※1か所当たりの年額

改正後

現行

2 加算分保護単価  
(削除)

2 加算分保護単価  
(1) 小規模施設加算分保護単価  
児童養護施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	225,520	220,630	215,730	212,470	209,210	205,950	201,050	196,160

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31~40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41人以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620

(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	210,520	206,020	201,530	198,540	195,540	192,550	188,050	183,560

(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	149,400	146,210	143,020	140,900	138,770	136,640	133,460	130,270

(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	31,720	31,040	30,360	29,910	29,460	29,010	28,330	27,660

(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	31,720	31,040	30,360	29,910	29,460	29,010	28,330	27,660

((13)から移動)

(新規)

((14)から移動)

((15)から移動)

(新規)

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価  
ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,830	16,470	16,110	15,870	15,640	15,400	15,040	14,680
31～35人	14,420	14,120	13,810	13,610	13,400	13,200	12,890	12,580
36～40	12,620	12,350	12,080	11,900	11,730	11,550	11,280	11,010
41～45	11,220	10,980	10,740	10,580	10,420	10,260	10,020	9,790
46～50	10,090	9,880	9,670	9,520	9,380	9,240	9,020	8,810
51～55	9,180	8,980	8,790	8,660	8,530	8,400	8,200	8,010
56～60	8,410	8,230	8,050	7,930	7,820	7,700	7,520	7,340
61～65	7,760	7,600	7,430	7,320	7,210	7,100	6,940	6,770
66～70	7,210	7,060	6,900	6,800	6,700	6,600	6,440	6,290
71～75	6,730	6,590	6,440	6,350	6,250	6,160	6,010	5,870
76～80	6,310	6,170	6,040	5,950	5,860	5,770	5,640	5,500
81～85	5,940	5,810	5,680	5,600	5,520	5,430	5,310	5,180
86～90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,210	5,130	5,010	4,890
91～95	5,310	5,200	5,080	5,010	4,930	4,860	4,750	4,630
96～100	5,040	4,940	4,830	4,760	4,690	4,620	4,510	4,400
101～105	4,800	4,700	4,600	4,530	4,460	4,400	4,290	4,190
106～110	4,590	4,490	4,390	4,330	4,260	4,200	4,100	4,000
111～115	4,390	4,290	4,200	4,140	4,080	4,010	3,920	3,830
116～120	4,200	4,110	4,020	3,960	3,910	3,850	3,760	3,670
121～125	4,040	3,950	3,860	3,810	3,750	3,690	3,610	3,520
126～130	3,880	3,800	3,710	3,660	3,600	3,550	3,470	3,380
131～135	3,740	3,660	3,580	3,520	3,470	3,420	3,340	3,260
136～140	3,600	3,530	3,450	3,400	3,350	3,300	3,220	3,140
141～145	3,480	3,400	3,330	3,280	3,230	3,180	3,110	3,030
146～150	3,360	3,290	3,220	3,170	3,120	3,080	3,000	2,930
151人以上	3,250	3,180	3,110	3,070	3,020	2,980	2,910	2,840

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,490	49,420	48,340	47,630	46,910	46,200	45,130	44,050
11～15人	33,660	32,940	32,230	31,750	31,270	30,800	30,080	29,370
16～20人	25,240	24,710	24,170	23,810	23,450	23,100	22,560	22,020
21～25	20,190	19,760	19,340	19,050	18,760	18,480	18,050	17,620
26～30	16,830	16,470	16,110	15,870	15,640	15,400	15,040	14,680
31～35	14,420	14,120	13,810	13,610	13,400	13,200	12,890	12,580
36～40	12,620	12,350	12,080	11,900	11,730	11,550	11,280	11,010
41～45	11,220	10,980	10,740	10,580	10,420	10,260	10,020	9,790
46～50	10,090	9,880	9,670	9,520	9,380	9,240	9,020	8,810
51～55	9,180	8,980	8,790	8,660	8,530	8,400	8,200	8,010
56～60	8,410	8,230	8,050	7,930	7,820	7,700	7,520	7,340
61～65	7,760	7,600	7,430	7,320	7,210	7,100	6,940	6,770
66～70	7,210	7,060	6,900	6,800	6,700	6,600	6,440	6,290
71～75	6,730	6,590	6,440	6,350	6,250	6,160	6,010	5,870
76～80	6,310	6,170	6,040	5,950	5,860	5,770	5,640	5,500
81～85	5,940	5,810	5,680	5,600	5,520	5,430	5,310	5,180
86～90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,210	5,130	5,010	4,890
91人以上	5,310	5,200	5,080	5,010	4,930	4,860	4,750	4,630

( ( 8 ) から一部移動)

( 6 ) 心理担当職員加算分保護単価 ( 常勤単価 )  
 ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,560	16,210	15,850	15,610	15,370	15,130	14,780	14,420
31～35人	14,200	13,890	13,580	13,380	13,170	12,970	12,660	12,360
36～40	12,420	12,150	11,890	11,710	11,530	11,350	11,080	10,810
41～45	11,040	10,800	10,560	10,410	10,250	10,090	9,850	9,610
46～50	9,940	9,720	9,510	9,360	9,220	9,080	8,860	8,650
51～55	9,030	8,840	8,640	8,510	8,380	8,250	8,060	7,860
56～60	8,280	8,100	7,920	7,800	7,680	7,560	7,390	7,210
61～65	7,640	7,480	7,310	7,200	7,090	6,980	6,820	6,650
66～70	7,100	6,940	6,790	6,690	6,590	6,480	6,330	6,180
71～75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,050	5,910	5,760
76～80	6,210	6,070	5,940	5,850	5,760	5,670	5,540	5,400
81～85	5,840	5,720	5,590	5,510	5,420	5,340	5,210	5,090
86～90	5,520	5,400	5,280	5,200	5,120	5,040	4,920	4,800
91～95	5,230	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,660	4,550
96～100	4,970	4,860	4,750	4,680	4,610	4,540	4,430	4,320
101～105	4,730	4,630	4,520	4,460	4,390	4,320	4,220	4,120
106～110	4,510	4,420	4,320	4,250	4,190	4,120	4,030	3,930
111～115	4,320	4,220	4,130	4,070	4,010	3,940	3,850	3,760
116～120	4,140	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,690	3,600
121～125	3,970	3,890	3,800	3,740	3,690	3,630	3,540	3,460
126～130	3,820	3,740	3,650	3,600	3,540	3,490	3,410	3,320
131～135	3,680	3,600	3,520	3,470	3,410	3,360	3,280	3,200
136～140	3,550	3,470	3,390	3,340	3,290	3,240	3,160	3,090
141～145	3,420	3,350	3,280	3,230	3,180	3,130	3,050	2,980
146～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,020	2,950	2,880
151人以上	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	2,860	2,790

改正後

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	49,700	48,630	47,550	46,840	46,120	45,410	44,340	43,260
11～15人	33,130	32,420	31,700	31,220	30,750	30,270	29,560	28,840
16～20人	24,850	24,310	23,770	23,420	23,060	22,700	22,170	21,630
21～25	19,880	19,450	19,020	18,730	18,450	18,160	17,730	17,300
26～30	16,560	16,210	15,850	15,610	15,370	15,130	14,780	14,420
31～35	14,200	13,890	13,580	13,380	13,170	12,970	12,660	12,360
36～40	12,420	12,150	11,890	11,710	11,530	11,350	11,080	10,810
41～45	11,040	10,800	10,560	10,410	10,250	10,090	9,850	9,610
46～50	9,940	9,720	9,510	9,360	9,220	9,080	8,860	8,650
51～55	9,030	8,840	8,640	8,510	8,380	8,250	8,060	7,860
56～60	8,280	8,100	7,920	7,800	7,680	7,560	7,390	7,210
61～65	7,640	7,480	7,310	7,200	7,090	6,980	6,820	6,650
66～70	7,100	6,940	6,790	6,690	6,590	6,480	6,330	6,180
71～75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,050	5,910	5,760
76～80	6,210	6,070	5,940	5,850	5,760	5,670	5,540	5,400
81～85	5,840	5,720	5,590	5,510	5,420	5,340	5,210	5,090
86～90	5,520	5,400	5,280	5,200	5,120	5,040	4,920	4,800
91人以上	5,230	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,660	4,550

ウ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	33,130	32,420	31,700	31,220	30,750	30,270	29,560	28,840
11～20 世帯	24,850	24,310	23,770	23,420	23,060	22,700	22,170	21,630
21～30	16,560	16,210	15,850	15,610	15,370	15,130	14,780	14,420
31～40	12,420	12,150	11,890	11,710	11,530	11,350	11,080	10,810
41～50	9,940	9,720	9,510	9,360	9,220	9,080	8,860	8,650
51世帯以上	8,280	8,100	7,920	7,800	7,680	7,560	7,390	7,210

( (9) から一部移動)

(7) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 55,220	円 54,030	円 52,840	円 52,040	円 51,250	円 50,450	円 49,260	円 48,070

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	円 33,130	円 32,420	円 31,700	円 31,220	円 30,750	円 30,270	円 29,560	円 28,840
11 ~ 20 世帯	円 24,850	円 24,310	円 23,770	円 23,420	円 23,060	円 22,700	円 22,170	円 21,630
21 ~ 30	円 16,560	円 16,210	円 15,850	円 15,610	円 15,370	円 15,130	円 14,780	円 14,420
31 ~ 40	円 12,420	円 12,150	円 11,890	円 11,710	円 11,530	円 11,350	円 11,080	円 10,810
41 ~ 50	円 9,940	円 9,720	円 9,510	円 9,360	円 9,220	円 9,080	円 8,860	円 8,650
51世帯以上	円 8,280	円 8,100	円 7,920	円 7,800	円 7,680	円 7,560	円 7,390	円 7,210

改正後

現行

(8) 職業指導員加算分保護単価  
ア 児童養護施設

(2) 職業指導員加算分保護単価  
ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	14,980	14,660	14,350	14,130	13,920	13,710	13,390	13,070
31～35人	12,840	12,570	12,300	12,110	11,930	11,750	11,480	11,200
36～40	11,240	11,000	10,760	10,600	10,440	10,280	10,040	9,800
41～45	9,990	9,770	9,560	9,420	9,280	9,140	8,930	8,710
46～50	8,990	8,800	8,610	8,480	8,350	8,220	8,030	7,840
51～55	8,170	8,000	7,820	7,710	7,590	7,480	7,300	7,130
56～60	7,490	7,330	7,170	7,060	6,960	6,850	6,690	6,530
61～65	6,910	6,770	6,620	6,520	6,420	6,330	6,180	6,030
66～70	6,420	6,280	6,150	6,050	5,960	5,870	5,740	5,600
71～75	5,990	5,860	5,740	5,650	5,570	5,480	5,350	5,230
76～80	5,620	5,500	5,380	5,300	5,220	5,140	5,020	4,900
81～85	5,290	5,170	5,060	4,990	4,910	4,840	4,720	4,610
86～90	4,990	4,890	4,780	4,710	4,640	4,570	4,460	4,350
91～95	4,730	4,630	4,530	4,460	4,390	4,330	4,230	4,130
96～100	4,490	4,400	4,300	4,240	4,170	4,110	4,010	3,920
101～105	4,280	4,190	4,100	4,040	3,970	3,910	3,820	3,730
106～110	4,080	4,000	3,910	3,850	3,790	3,740	3,650	3,560
111～115	3,910	3,820	3,740	3,680	3,630	3,570	3,490	3,410
116～120	3,740	3,660	3,580	3,530	3,480	3,420	3,340	3,260
121～125	3,590	3,520	3,440	3,390	3,340	3,290	3,210	3,130
126～130	3,450	3,380	3,310	3,260	3,210	3,160	3,090	3,010
131～135	3,330	3,260	3,180	3,140	3,090	3,040	2,970	2,900
136～140	3,210	3,140	3,070	3,030	2,980	2,930	2,870	2,800
141～145	3,100	3,030	2,960	2,920	2,880	2,830	2,770	2,700
146～150	2,990	2,930	2,870	2,820	2,780	2,740	2,670	2,610
151人以上	2,900	2,830	2,770	2,730	2,690	2,650	2,590	2,530

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	14,930	14,610	14,290	14,080	13,870	13,660	13,340	13,030
31～40人	11,940	11,690	11,440	11,270	11,100	10,930	10,670	10,420
41～50	8,960	8,770	8,580	8,450	8,320	8,190	8,000	7,810
51～60	8,060	7,890	7,720	7,600	7,490	7,370	7,200	7,030
61～70	7,160	7,010	6,860	6,760	6,660	6,550	6,400	6,250
71～80	6,270	6,130	6,000	5,910	5,820	5,740	5,600	5,470
81～90	5,370	5,260	5,140	5,070	4,990	4,920	4,800	4,690
91～100	4,480	4,380	4,290	4,220	4,160	4,100	4,000	3,900
101～110	4,180	4,090	4,000	3,940	3,880	3,820	3,730	3,640
111～120	3,880	3,800	3,710	3,660	3,600	3,550	3,470	3,380
121～130	3,580	3,500	3,430	3,380	3,330	3,280	3,200	3,120
131～140	3,280	3,210	3,140	3,100	3,050	3,000	2,930	2,860
141～150	2,980	2,920	2,860	2,810	2,770	2,730	2,670	2,600
151～160	2,880	2,820	2,760	2,720	2,680	2,640	2,580	2,510
161人以上	2,780	2,720	2,660	2,630	2,590	2,550	2,490	2,430

改正後

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	15,860	15,520	15,170	14,950	14,720	14,490	14,150	13,810
31～35人	13,590	13,300	13,010	12,810	12,610	12,420	12,130	11,830
36～40	11,890	11,640	11,380	11,210	11,040	10,870	10,610	10,350
41～45	10,570	10,340	10,110	9,960	9,810	9,660	9,430	9,200
46～50	9,510	9,310	9,100	8,970	8,830	8,690	8,490	8,280
51～55	8,650	8,460	8,270	8,150	8,030	7,900	7,710	7,530
56～60	7,930	7,760	7,580	7,470	7,360	7,240	7,070	6,900
61～65	7,320	7,160	7,000	6,900	6,790	6,680	6,530	6,370
66～70	6,790	6,650	6,500	6,400	6,300	6,210	6,060	5,910
71～75	6,340	6,200	6,070	5,980	5,880	5,790	5,660	5,520
76～80	5,940	5,820	5,690	5,600	5,520	5,430	5,300	5,170
81～85	5,590	5,470	5,350	5,270	5,190	5,110	4,990	4,870
86～90	5,280	5,170	5,050	4,980	4,900	4,830	4,710	4,600
91～95	5,000	4,900	4,790	4,720	4,640	4,570	4,460	4,360
96～100	4,750	4,650	4,550	4,480	4,410	4,340	4,240	4,140
101～105	4,530	4,430	4,330	4,270	4,200	4,140	4,040	3,940
106～110	4,320	4,230	4,130	4,070	4,010	3,950	3,860	3,760
111～115	4,130	4,040	3,950	3,900	3,840	3,780	3,690	3,600
116～120	3,960	3,880	3,790	3,730	3,680	3,620	3,530	3,450
121～125	3,800	3,720	3,640	3,580	3,530	3,470	3,390	3,310
126～130	3,660	3,580	3,500	3,450	3,390	3,340	3,260	3,180
131～135	3,520	3,440	3,370	3,320	3,270	3,220	3,140	3,060
136～140	3,390	3,320	3,250	3,200	3,150	3,100	3,030	2,950
141～145	3,280	3,210	3,140	3,090	3,040	2,990	2,920	2,850
146～150	3,170	3,100	3,030	2,990	2,940	2,890	2,830	2,760
151人以上	3,070	3,000	2,930	2,890	2,840	2,800	2,730	2,670

現行

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	15,800	15,460	15,120	14,890	14,660	14,440	14,100	13,760
31～40人	12,640	12,370	12,090	11,910	11,730	11,550	11,280	11,000
41～50	9,480	9,270	9,070	8,930	8,800	8,660	8,460	8,250
51～60	8,530	8,350	8,160	8,040	7,920	7,790	7,610	7,430
61～70	7,580	7,420	7,250	7,150	7,040	6,930	6,760	6,600
71～80	6,630	6,490	6,350	6,250	6,160	6,060	5,920	5,770
81～90	5,680	5,560	5,440	5,360	5,280	5,190	5,070	4,950
91～100	4,740	4,630	4,530	4,460	4,400	4,330	4,230	4,120
101～110	4,420	4,330	4,230	4,170	4,100	4,040	3,940	3,850
111～120	4,100	4,020	3,930	3,870	3,810	3,750	3,660	3,570
121～130	3,790	3,710	3,630	3,570	3,520	3,460	3,380	3,300
131～140	3,470	3,400	3,320	3,270	3,220	3,170	3,100	3,020
141～150	3,160	3,090	3,020	2,970	2,930	2,880	2,820	2,750
151人以上	3,050	2,990	2,920	2,880	2,830	2,790	2,720	2,660

( (11) から移動)

(9) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	14,730	14,370	14,010	13,770	13,530	13,290	12,930	12,570
31～35人	12,620	12,310	12,010	11,800	11,600	11,390	11,080	10,780
36～40	11,040	10,770	10,510	10,330	10,150	9,970	9,700	9,430
41～45	9,820	9,580	9,340	9,180	9,020	8,860	8,620	8,380
46～50	8,830	8,620	8,400	8,260	8,120	7,970	7,760	7,540
51～55	8,030	7,830	7,640	7,510	7,380	7,250	7,050	6,860
56～60	7,360	7,180	7,000	6,880	6,760	6,640	6,460	6,280
61～65	6,790	6,630	6,460	6,350	6,240	6,130	5,970	5,800
66～70	6,310	6,150	6,000	5,900	5,800	5,690	5,540	5,390
71～75	5,890	5,740	5,600	5,510	5,410	5,310	5,170	5,030
76～80	5,520	5,380	5,250	5,160	5,070	4,980	4,850	4,710
81～85	5,190	5,070	4,940	4,860	4,770	4,690	4,560	4,430
86～90	4,910	4,790	4,670	4,590	4,510	4,430	4,310	4,190
91～95	4,650	4,530	4,420	4,350	4,270	4,190	4,080	3,970
96～100	4,410	4,310	4,200	4,130	4,060	3,980	3,880	3,770
101～105	4,200	4,100	4,000	3,930	3,860	3,790	3,690	3,590
106～110	4,010	3,920	3,820	3,750	3,690	3,620	3,520	3,430
111～115	3,840	3,740	3,650	3,590	3,530	3,460	3,370	3,280
116～120	3,680	3,590	3,500	3,440	3,380	3,320	3,230	3,140
121～125	3,530	3,440	3,360	3,300	3,240	3,190	3,100	3,010
126～130	3,390	3,310	3,230	3,170	3,120	3,060	2,980	2,900
131～135	3,270	3,190	3,110	3,060	3,000	2,950	2,870	2,790
136～140	3,150	3,080	3,000	2,950	2,900	2,840	2,770	2,690
141～145	3,040	2,970	2,890	2,850	2,800	2,750	2,670	2,600
146～150	2,940	2,870	2,800	2,750	2,700	2,650	2,580	2,510
151人以上	2,850	2,780	2,710	2,660	2,620	2,570	2,500	2,430

改正後

現行

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで 世帯	29,970	29,330	28,700	28,270	27,850	27,420	26,790	26,150
11～20	22,480	22,000	21,520	21,200	20,880	20,570	20,090	19,610
21～30	14,980	14,660	14,350	14,130	13,920	13,710	13,390	13,070
31～40	11,240	11,000	10,760	10,600	10,440	10,280	10,040	9,800
41～50	8,990	8,800	8,610	8,480	8,350	8,220	8,030	7,840
51世帯以上	7,490	7,330	7,170	7,060	6,960	6,850	6,690	6,530

(3) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで 世帯	29,860	29,230	28,590	28,170	27,750	27,330	26,690	26,060
11～20	22,400	21,920	21,440	21,130	20,810	20,490	20,020	19,540
21～30	14,930	14,610	14,290	14,080	13,870	13,660	13,340	13,030
31～40	13,440	13,150	12,860	12,670	12,480	12,290	12,010	11,720
41～50	11,940	11,690	11,430	11,270	11,100	10,930	10,670	10,420
51世帯以上	10,450	10,230	10,000	9,860	9,710	9,560	9,340	9,120

(11) 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯	50,310	49,170	48,040	47,280	46,520	45,770	44,630	43,490
20世帯	25,150	24,580	24,020	23,640	23,260	22,880	22,310	21,740

(4) 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1世帯につき	24,490	23,930	23,550	23,170	22,800	22,230	21,660	25,060

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
20世帯	23,880	23,340	22,810	22,450	22,090	21,730	21,200	20,660
21～30	15,920	15,560	15,200	14,960	14,730	14,490	14,130	13,770
31～40	11,940	11,670	11,400	11,220	11,040	10,860	10,600	10,330
41～50	9,550	9,330	9,120	8,980	8,830	8,690	8,480	8,260
51世帯以上	7,960	7,780	7,600	7,480	7,360	7,240	7,060	6,880

(5) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
20世帯まで 世帯	23,790	23,260	22,720	22,370	22,010	21,650	21,120	20,590
21～30	15,860	15,500	15,150	14,910	14,670	14,430	14,080	13,720
31～40	11,890	11,630	11,360	11,180	11,000	10,820	10,560	10,290
41～50	10,700	10,460	10,220	10,060	9,900	9,740	9,500	9,260
51世帯以上	9,510	9,300	9,090	8,940	8,800	8,660	8,450	8,230

改正後

(13) 小規模グループケア加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	20,070	19,720	19,360	19,120	18,880	18,640	18,290	17,930
31～35人	17,200	16,900	16,590	16,390	16,180	15,980	15,670	15,370
36～40	15,050	14,790	14,520	14,340	14,160	13,980	13,710	13,440
41～45	13,380	13,140	12,900	12,750	12,590	12,430	12,190	11,950
46～50	12,040	11,830	11,610	11,470	11,330	11,180	10,970	10,760
51～55	10,950	10,750	10,560	10,430	10,300	10,170	9,970	9,780
56～60	10,030	9,860	9,680	9,560	9,440	9,320	9,140	8,960
61～65	9,260	9,100	8,930	8,820	8,710	8,600	8,440	8,270
66～70	8,600	8,450	8,290	8,190	8,090	7,990	7,830	7,680
71～75	8,030	7,880	7,740	7,650	7,550	7,450	7,310	7,170
76～80	7,520	7,390	7,260	7,170	7,080	6,990	6,850	6,720
81～85	7,080	6,960	6,830	6,750	6,660	6,580	6,450	6,320
86～90	6,690	6,570	6,450	6,370	6,290	6,210	6,090	5,970
91～95	6,340	6,220	6,110	6,030	5,960	5,880	5,770	5,660
96～100	6,020	5,910	5,800	5,730	5,660	5,590	5,480	5,380
101～105	5,730	5,630	5,530	5,460	5,390	5,320	5,220	5,120
106～110	5,470	5,370	5,280	5,210	5,150	5,080	4,980	4,890
111～115	5,230	5,140	5,050	4,980	4,920	4,860	4,770	4,670
116～120	5,010	4,930	4,840	4,780	4,720	4,660	4,570	4,480
121～125	4,810	4,730	4,640	4,580	4,530	4,470	4,380	4,300
126～130	4,630	4,550	4,460	4,410	4,350	4,300	4,220	4,130
131～135	4,460	4,380	4,300	4,250	4,190	4,140	4,060	3,980
136～140	4,300	4,220	4,140	4,090	4,040	3,990	3,910	3,840
141～145	4,150	4,080	4,000	3,950	3,900	3,850	3,780	3,710
146～150	4,010	3,940	3,870	3,820	3,770	3,730	3,650	3,580
151人以上	3,880	3,810	3,740	3,700	3,650	3,600	3,540	3,470

現行

(6) 小規模グループケア担当職員加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91～100	4,950	4,840	4,730	4,660	4,590	4,520	4,410	4,310
101～110	4,620	4,520	4,420	4,350	4,290	4,220	4,120	4,020
111～120	4,290	4,200	4,100	4,040	3,980	3,920	3,820	3,730
121～130	3,960	3,870	3,790	3,730	3,670	3,620	3,530	3,440
131～140	3,630	3,550	3,470	3,420	3,370	3,310	3,240	3,160
141～150	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010	2,940	2,870
151～160	3,190	3,120	3,050	3,000	2,960	2,910	2,840	2,770
161人以上	3,080	3,010	2,940	2,900	2,860	2,810	2,750	2,680

改正後

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
10人まで	60,230	59,160	58,080	57,370	56,650	55,940	54,860	53,790
11～15人	40,150	39,440	38,720	38,240	37,770	37,290	36,570	35,860
16～20人	30,110	29,580	29,040	28,680	28,320	27,970	27,430	26,890
21～25	24,090	23,660	23,230	22,940	22,660	22,370	21,940	21,510
26～30	20,070	19,720	19,360	19,120	18,880	18,640	18,290	17,930
31～35	17,200	16,900	16,590	16,390	16,180	15,980	15,670	15,370
36～40	15,050	14,790	14,520	14,340	14,160	13,980	13,710	13,440
41～45	13,380	13,140	12,900	12,750	12,590	12,430	12,190	11,950
46～50	12,040	11,830	11,610	11,470	11,330	11,180	10,970	10,760
51～55	10,950	10,750	10,560	10,430	10,300	10,170	9,970	9,780
56～60	10,030	9,860	9,680	9,560	9,440	9,320	9,140	8,960
61～65	9,260	9,100	8,930	8,820	8,710	8,600	8,440	8,270
66～70	8,600	8,450	8,290	8,190	8,090	7,990	7,830	7,680
71～75	8,030	7,880	7,740	7,650	7,550	7,450	7,310	7,170
76～80	7,520	7,390	7,260	7,170	7,080	6,990	6,850	6,720
81～85	7,080	6,960	6,830	6,750	6,660	6,580	6,450	6,320
86～90	6,690	6,570	6,450	6,370	6,290	6,210	6,090	5,970
91人以上	6,340	6,220	6,110	6,030	5,960	5,880	5,770	5,660

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	20,070	19,720	19,360	19,120	18,880	18,640	18,290	17,930
31～35人	17,200	16,900	16,590	16,390	16,180	15,980	15,670	15,370
36～40人	15,050	14,790	14,520	14,340	14,160	13,980	13,710	13,440
41～45人	13,380	13,140	12,900	12,750	12,590	12,430	12,190	11,950
46人以上	12,040	11,830	11,610	11,470	11,330	11,180	10,970	10,760

現行

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	44,180	43,110
11～15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
16～20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21～25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	17,670	17,240
26～30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	13,250	12,930
36～40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	10,310	10,060
46～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	8,390	8,190
56～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	7,510	7,330
66～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	6,620	6,460
76～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	5,740	5,600
86～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	4,860	4,740

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41人以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620

(削除)

(7) 家庭支援専門相談員加算分保護単価  
 了 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91～100	4,950	4,840	4,730	4,660	4,590	4,520	4,410	4,310
101～110	4,620	4,520	4,420	4,350	4,290	4,220	4,120	4,020
111～120	4,290	4,200	4,100	4,040	3,980	3,920	3,820	3,730
121～130	3,960	3,870	3,790	3,730	3,670	3,620	3,530	3,440
131～140	3,630	3,550	3,470	3,420	3,370	3,310	3,240	3,160
141～150	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010	2,940	2,870
151～160	3,190	3,120	3,050	3,000	2,960	2,910	2,840	2,770
161人以上	3,080	3,010	2,940	2,900	2,860	2,810	2,750	2,680

(削除)

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	44,180	43,110
11～15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
16～20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21～25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	17,670	17,240
26～30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	13,250	12,930
36～40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	10,310	10,060
46～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	8,390	8,190
56～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	7,510	7,330
66～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	6,620	6,460
76～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	5,740	5,600
86～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	4,860	4,740

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100 円	15/100 円	12/100 円	10/100 円	8/100 円	6/100 円	3/100 円	その他 円
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41人以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620

改正後

現行

(14) 心理担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)  
(削除)

(8) 心理担当職員加算分保護単価  
了 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91～100	4,950	4,840	4,730	4,660	4,590	4,520	4,410	4,310
101～110	4,620	4,520	4,420	4,350	4,290	4,220	4,120	4,020
111～120	4,290	4,200	4,100	4,040	3,980	3,920	3,820	3,730
121～130	3,960	3,870	3,790	3,730	3,670	3,620	3,530	3,440
131～140	3,630	3,550	3,470	3,420	3,370	3,310	3,240	3,160
141～150	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010	2,940	2,870
151～160	3,190	3,120	3,050	3,000	2,960	2,910	2,840	2,770
161人以上	3,080	3,010	2,940	2,900	2,860	2,810	2,750	2,680

(削除)

## イ 乳児院 (常勤職員)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	44,180	43,110
11～15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
16～20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21～25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	17,670	17,240
26～30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	13,250	12,930
36～40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	10,310	10,060
46～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	8,390	8,190
56～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	7,510	7,330
66～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	6,620	6,460
76～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	5,740	5,600
86～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	4,860	4,740

(削除)

## ウ 母子生活支援施設 (常勤職員)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
世帯								
11～20	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21～30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40	12,380	12,110	11,840	11,660	11,490	11,310	11,040	10,770
41～50	11,140	10,900	10,660	10,500	10,340	10,180	9,940	9,700
51世帯以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620

改正後

ア 児童養護施設、児童自立支援施設（常勤の非常勤職員）

定員	月額 円
30人まで	9,170
31 ～ 35人	7,860
36 ～ 40	6,880
41 ～ 45	6,110
46 ～ 50	5,500
51 ～ 55	5,000
56 ～ 60	4,580
61 ～ 65	4,230
66 ～ 70	3,930
71 ～ 75	3,670
76 ～ 80	3,440
81 ～ 85	3,230
86 ～ 90	3,050
91 ～ 95	2,890
96 ～ 100	2,750
101 ～ 105	2,620
106 ～ 110	2,500
111 ～ 115	2,390
116 ～ 120	2,290
121 ～ 125	2,200
126 ～ 130	2,110
131 ～ 135	2,030
136 ～ 140	1,960
141 ～ 145	1,890
146 ～ 150	1,830
151人以上	1,770

イ 乳児院（常勤の非常勤職員）

定員	月額 円
10人まで	27,520
11 ～ 15人	18,350
16 ～ 20	13,760
21 ～ 25	11,010
26 ～ 30	9,170
31 ～ 35	7,860
36 ～ 40	6,880
41 ～ 45	6,110
46 ～ 50	5,500
51 ～ 55	5,000
56 ～ 60	4,580
61 ～ 65	4,230
66 ～ 70	3,930
71 ～ 75	3,670
76 ～ 80	3,440
81 ～ 85	3,230
86 ～ 90	3,050
91人以上	2,890

エ 児童養護施設、児童自立支援施設（常勤の非常勤職員）

定員	月額 円
30人まで	9,140
31 ～ 40人	6,850
41 ～ 50	5,480
51 ～ 60	4,570
61 ～ 70	3,910
71 ～ 80	3,420
81 ～ 90	3,040
91 ～ 100	2,740
101 ～ 110	2,490
111 ～ 120	2,280
121 ～ 130	2,110
131 ～ 140	1,950
141 ～ 150	1,820
151 ～ 160	1,710
161人以上	1,610

オ 乳児院（常勤の非常勤職員）

定員	月額 円
10人まで	27,420
11 ～ 15人	18,280
16 ～ 20	13,710
21 ～ 25	10,970
26 ～ 30	9,140
31 ～ 35	7,830
36 ～ 40	6,850
41 ～ 45	6,090
46 ～ 50	5,480
51 ～ 55	4,980
56 ～ 60	4,570
61 ～ 65	4,220
66 ～ 70	3,910
71 ～ 75	3,650
76 ～ 80	3,420
81 ～ 85	3,220
86 ～ 90	3,040
91人以上	2,880

現行

現行

主 児童養護施設、児童自立支援施設（非常勤職員）

定員	月額
30人まで	6,120
31 ～ 40人	4,590
41 ～ 50	3,670
51 ～ 60	3,060
61 ～ 70	2,620
71 ～ 80	2,290
81 ～ 90	2,040
91 ～ 100	1,830
101 ～ 110	1,670
111 ～ 120	1,530
121 ～ 130	1,410
131 ～ 140	1,310
141 ～ 150	1,220
151 ～ 160	1,140
161人以上	1,080

九 母子生活支援施設（常勤の非常勤職員）

定員	月額
10世帯まで	27,420
世帯	
11 ～ 20	13,710
21 ～ 30	9,140
31 ～ 40	6,850
41 ～ 50	5,480
51世帯以上	4,570

改正後

二 児童養護施設、児童自立支援施設（非常勤職員）

定員	月額
30人まで	6,120
31 ～ 35人	5,250
36 ～ 40	4,590
41 ～ 45	4,080
46 ～ 50	3,670
51 ～ 55	3,340
56 ～ 60	3,060
61 ～ 65	2,820
66 ～ 70	2,620
71 ～ 75	2,450
76 ～ 80	2,290
81 ～ 85	2,160
86 ～ 90	2,040
91 ～ 95	1,930
96 ～ 100	1,830
101 ～ 105	1,750
106 ～ 110	1,670
111 ～ 115	1,590
116 ～ 120	1,530
121 ～ 125	1,470
126 ～ 130	1,410
131 ～ 135	1,360
136 ～ 140	1,310
141 ～ 145	1,260
146 ～ 150	1,220
151人以上	1,180

之 母子生活支援施設（常勤の非常勤職員）

定員	月額
10世帯まで	27,520
世帯	
11 ～ 20	13,760
21 ～ 30	9,170
31 ～ 40	6,880
41 ～ 50	5,500
51世帯以上	4,580

改正後

才 乳児院  
(非常勤職員)

定員	月額 円
10人まで	18,370
11 ~ 15人	12,250
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	7,350
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	5,250
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

才 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額 円
10世帯まで	18,370
11 ~ 20	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
51世帯以上	3,060

現行

久 乳児院  
(非常勤職員)

定員	月額 円
10人まで	18,360
11 ~ 15人	12,240
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	7,340
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	5,240
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,330
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,440
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

久 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額 円
10世帯まで	18,360
11 ~ 20	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
51世帯以上	3,060

改正後

現行

削除

(9) 個別対応職員加算分保護単価  
了 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91～100	4,950	4,840	4,730	4,660	4,590	4,520	4,410	4,310
101～110	4,620	4,520	4,420	4,350	4,290	4,220	4,120	4,020
111～120	4,290	4,200	4,100	4,040	3,980	3,920	3,820	3,730
121～130	3,960	3,870	3,790	3,730	3,670	3,620	3,530	3,440
131～140	3,630	3,550	3,470	3,420	3,370	3,310	3,240	3,160
141～150	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010	2,940	2,870
151～160	3,190	3,120	3,050	3,000	2,960	2,910	2,840	2,770
161人以上	3,080	3,010	2,940	2,900	2,860	2,810	2,750	2,680

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,520	48,450	47,390	46,670	45,960	45,250	44,180	43,110
11～15人	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
16～20人	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21～25	19,810	19,380	18,950	18,670	18,380	18,100	17,670	17,240
26～30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～35	14,850	14,530	14,210	14,000	13,790	13,570	13,250	12,930
36～40	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41～45	11,550	11,300	11,050	10,890	10,720	10,550	10,310	10,060
46～50	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620
51～55	9,410	9,200	9,000	8,860	8,730	8,590	8,390	8,190
56～60	8,910	8,720	8,530	8,400	8,270	8,140	7,950	7,760
61～65	8,410	8,230	8,050	7,930	7,810	7,690	7,510	7,330
66～70	7,920	7,750	7,580	7,460	7,350	7,240	7,060	6,890
71～75	7,420	7,260	7,100	7,000	6,890	6,780	6,620	6,460
76～80	6,930	6,780	6,630	6,530	6,430	6,330	6,180	6,030
81～85	6,430	6,300	6,160	6,060	5,970	5,880	5,740	5,600
86～90	5,940	5,810	5,680	5,600	5,510	5,430	5,300	5,170
91人以上	5,440	5,330	5,210	5,130	5,050	4,970	4,860	4,740

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31～40人	13,200	12,920	12,630	12,440	12,250	12,060	11,780	11,490
41人以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620

改正後

現行

工 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで	33,010	32,300	31,590	31,110	30,640	30,160	29,450	28,740
11 ～ 20 世帯	24,760	24,220	23,690	23,330	22,980	22,620	22,090	21,550
21 ～ 30	16,500	16,150	15,790	15,550	15,320	15,080	14,720	14,370
31 ～ 40	12,380	12,110	11,840	11,660	11,490	11,310	11,040	10,770
41 ～ 50	11,140	10,900	10,660	10,500	10,340	10,180	9,940	9,700
51世帯以上	9,900	9,690	9,470	9,330	9,190	9,050	8,830	8,620

改正後

(15) 基幹的職員加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	850	830	810	790	780	770	740	720
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	600	590	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	490	480
46～50	510	500	480	470	470	460	440	430
51～55	460	450	440	430	420	420	400	390
56～60	420	410	400	390	390	380	370	360
61～65	390	380	370	360	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	310	310	300	290	290
76～80	320	310	300	290	290	280	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	240	240
91～95	270	260	250	250	240	240	230	230
96～100	250	250	240	230	230	230	220	210
101～105	240	230	230	220	220	220	210	200
106～110	230	220	220	210	210	210	200	190
111～115	220	210	210	200	200	200	190	190
116～120	210	200	200	190	190	190	180	180
121～125	200	200	190	190	180	180	180	170
126～130	190	190	180	180	180	170	170	160
131～135	190	180	180	170	170	170	160	160
136～140	180	170	170	170	160	160	160	150
141～145	170	170	160	160	160	150	150	150
146～150	170	160	160	160	150	150	150	140
151人以上	160	160	150	150	150	140	140	140

現行

(10) 基幹的職員加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	850	830	800	790	780	760	740	720
31～40人	680	660	640	630	620	610	590	580
41～50	510	490	480	470	460	460	440	430
51～60	460	440	430	420	420	410	400	390
61～70	400	390	380	380	370	360	350	340
71～80	350	340	340	330	320	320	310	300
81～90	300	290	290	280	280	270	260	260
91～100	250	240	240	230	230	230	220	210
101～110	230	230	220	220	210	210	200	200
111～120	220	210	210	200	200	190	190	180
121～130	200	190	190	190	180	180	170	170
131～140	180	180	170	170	170	160	160	150
141～150	170	160	160	150	150	150	140	140
151～160	160	160	150	150	150	140	140	140
161人以上	150	150	150	140	140	140	130	130

改正後

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	2,560	2,500	2,430	2,390	2,350	2,300	2,240	2,180
11～15人	1,700	1,660	1,620	1,590	1,560	1,530	1,490	1,450
16～20人	1,280	1,250	1,210	1,190	1,170	1,150	1,120	1,090
21～25	1,020	1,000	970	950	940	920	890	870
26～30	850	830	810	790	780	770	740	720
31～35	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	600	590	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	490	480
46～50	510	500	480	470	470	460	440	430
51～55	460	450	440	430	420	420	400	390
56～60	420	410	400	390	390	380	370	360
61～65	390	380	370	360	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	310	310	300	290	290
76～80	320	310	300	290	290	280	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	240	240
91人以上	270	260	250	250	240	240	230	230

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	850	830	810	790	780	770	740	720
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40人	640	620	600	590	580	570	560	540
41～45人	570	550	540	530	520	510	490	480
46人以上	510	500	480	470	470	460	440	430

現行

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	2,550	2,490	2,420	2,380	2,340	2,300	2,230	2,170
11～15人	1,700	1,660	1,610	1,590	1,560	1,530	1,490	1,440
16～20人	1,270	1,240	1,210	1,190	1,170	1,150	1,110	1,080
21～25	1,020	990	970	950	930	920	890	870
26～30	850	830	800	790	780	760	740	720
31～35	760	740	720	710	700	690	670	650
36～40	680	660	640	630	620	610	590	580
41～45	590	580	560	550	540	530	520	500
46～50	510	490	480	470	460	460	440	430
51～55	480	470	460	450	440	430	420	410
56～60	460	440	430	420	420	410	400	390
61～65	430	420	410	400	390	390	380	370
66～70	400	390	380	380	370	360	350	340
71～75	380	370	360	350	350	340	330	320
76～80	350	340	340	330	320	320	310	300
81～85	330	320	310	310	300	290	290	280
86～90	300	290	290	280	280	270	260	260
91人以上	280	270	260	260	250	250	240	230

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	850	830	800	790	780	760	740	720
31～40人	680	660	640	630	620	610	590	580
41人以上	510	490	480	470	460	460	440	430

改正後

工 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで 世帯	円 1,700	円 1,660	円 1,620	円 1,590	円 1,560	円 1,530	円 1,490	円 1,450
11 ~ 20	1,280	1,250	1,210	1,190	1,170	1,150	1,120	1,090
21 ~ 30	850	830	810	790	780	770	740	720
31 ~ 40	640	620	600	590	580	570	560	540
41 ~ 50	510	500	480	470	470	460	440	430
51世帯以上	420	410	400	390	390	380	370	360

削除（（9）～移動）

現行

工 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10世帯まで 世帯	円 1,700	円 1,660	円 1,610	円 1,590	円 1,560	円 1,530	円 1,490	円 1,440
11 ~ 20	1,270	1,240	1,210	1,190	1,170	1,150	1,110	1,080
21 ~ 30	850	830	800	790	780	760	740	720
31 ~ 40	630	620	600	590	580	570	550	540
41 ~ 50	570	560	540	530	520	510	500	490
51世帯以上	510	490	480	470	460	460	440	430

(11) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	円 14,670	円 14,310	円 13,950	円 13,710	円 13,480	円 13,240	円 12,880	円 12,520
31～40人	11,730	11,450	11,160	10,970	10,780	10,590	10,300	10,020
41～50	8,800	8,580	8,370	8,230	8,080	7,940	7,730	7,510
51～60	7,920	7,720	7,530	7,400	7,270	7,150	6,950	6,760
61～70	7,040	6,870	6,690	6,580	6,470	6,350	6,180	6,010
71～80	6,160	6,010	5,860	5,760	5,660	5,560	5,410	5,260
81～90	5,280	5,150	5,020	4,930	4,850	4,760	4,630	4,510
91～100	4,400	4,290	4,180	4,110	4,040	3,970	3,860	3,750
101～110	4,100	4,000	3,900	3,840	3,770	3,700	3,600	3,500
111～120	3,810	3,720	3,620	3,560	3,500	3,440	3,350	3,250
121～130	3,520	3,430	3,340	3,290	3,230	3,170	3,090	3,000
131～140	3,220	3,140	3,070	3,010	2,960	2,910	2,830	2,750
141～150	2,930	2,860	2,790	2,740	2,690	2,640	2,570	2,500
151～160	2,830	2,760	2,690	2,650	2,600	2,560	2,490	2,420
161人以上	2,730	2,670	2,600	2,560	2,510	2,470	2,400	2,330

(16) 略

(12) 寒冷地加算分保護単価

○寒冷地に所在する施設

定員1人(母子生活支援施設)については1世帯、ファミリーホーム及び自立  
援助ホームについては現員1人)当たりの月額

区分	円			
	1級	2級	3級	4級
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880
ファミリーホーム	1,010	900	890	700
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

削除(1)へ移動)

(13) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	214,930	210,270	205,610	202,500	199,400	196,290	191,630	186,970

削除(3)へ移動)

(14) 児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	153,820	150,540	147,260	145,070	142,890	140,700	137,420	134,140

削除(4)へ移動)

(15) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	38,450	37,630	36,810	36,260	35,720	35,170	34,350	33,530

改正後

現行

(17) ボイラー技士雇上費  
加算分保護単価

定員	月額 円
30人まで	6,700
31 ~ 35人	5,740
36 ~ 40	5,020
41 ~ 45	4,460
46 ~ 50	4,020
51 ~ 55	3,650
56 ~ 60	3,350
61 ~ 65	3,090
66 ~ 70	2,870
71 ~ 75	2,680
76 ~ 80	2,510
81 ~ 85	2,360
86 ~ 90	2,230
91 ~ 95	2,110
96 ~ 100	2,010
101 ~ 105	1,910
106 ~ 110	1,820
111 ~ 115	1,740
116 ~ 120	1,670
121 ~ 125	1,600
126 ~ 130	1,540
131 ~ 135	1,490
136 ~ 140	1,430
141 ~ 145	1,380
146 ~ 150	1,340
151人以上	1,290

(18) 児童養護施設の特別指導  
費加算分保護単価

定員	月額 円
30人まで	5,180
31 ~ 35人	4,440
36 ~ 40	3,890
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96 ~ 100	1,550
101 ~ 105	1,480
106 ~ 110	1,410
111 ~ 115	1,350
116 ~ 120	1,290
121 ~ 125	1,240
126 ~ 130	1,190
131 ~ 135	1,150
136 ~ 140	1,110
141 ~ 145	1,070
146 ~ 150	1,030
151人以上	1,000

(16) ボイラー技士雇上費  
加算分保護単価

定員	月額 円
30人まで	6,700
31 ~ 40人	5,360
41 ~ 50	4,020
51 ~ 60	3,610
61 ~ 70	3,210
71 ~ 80	2,810
81 ~ 90	2,410
91 ~ 100	2,010
101 ~ 110	1,870
111 ~ 120	1,740
121 ~ 130	1,600
131 ~ 140	1,470
141 ~ 150	1,340
151 ~ 160	1,290
161人以上	1,250

(17) 児童養護施設の特別指導  
費加算分保護単価

定員	月額 円
30人まで	5,180
31 ~ 40人	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91 ~ 100	1,550
101 ~ 110	1,410
111 ~ 120	1,290
121 ~ 130	1,190
131 ~ 140	1,110
141 ~ 150	1,030
151 ~ 160	970
161人以上	910

改正後

現行

(19) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額	円
1人当たり	7,950	

(18) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額	円
1人当たり	7,970	

(20) 乳児院(定員40名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

定員	月額	円
40	3,890	
41 ~ 45	3,450	
46 ~ 50	3,110	
51 ~ 55	2,820	
56 ~ 60	2,590	
61 ~ 65	2,390	
66 ~ 70	2,220	
71 ~ 75	2,070	
76 ~ 80	1,940	
81 ~ 85	1,830	
86 ~ 90	1,720	
91人以上	1,630	

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額	円
40	6,880	
41 ~ 50	5,500	
51世帯以上	4,580	

(19) 乳児院(定員50名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

定員	月額	円
40	3,880	
41 ~ 45	3,450	
46 ~ 50	3,110	
51 ~ 55	2,820	
56 ~ 60	2,590	
61 ~ 65	2,390	
66 ~ 70	2,220	
71 ~ 75	2,070	
76 ~ 80	1,940	
81 ~ 85	1,830	
86 ~ 90	1,720	
91人以上	1,630	

(20) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子指導員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額	円
40	6,850	
41 ~ 50	5,480	
51世帯以上	4,570	

改正後

現行

(22) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	16,180
世帯	
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	15,560
世帯	
11 ~ 20	7,780
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(21) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	16,180
世帯	
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(22) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	15,550
世帯	
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	29,970	29,330	28,700	28,270	27,850	27,420	26,790	26,150
10世帯まで	29,970	29,330	28,700	28,270	27,850	27,420	26,790	26,150
世帯								
11 ~ 20	22,480	22,000	21,520	21,200	20,880	20,570	20,090	19,610
21 ~ 30	14,980	14,660	14,350	14,130	13,920	13,710	13,390	13,070
31 ~ 40	11,240	11,000	10,760	10,600	10,440	10,280	10,040	9,800
41 ~ 50	8,990	8,800	8,610	8,480	8,350	8,220	8,030	7,840
51世帯以上	7,490	7,330	7,170	7,060	6,960	6,850	6,690	6,530

(23) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	29,860	29,230	28,590	28,170	27,750	27,330	26,690	26,060
10世帯まで	29,860	29,230	28,590	28,170	27,750	27,330	26,690	26,060
世帯								
11 ~ 20	22,400	21,920	21,440	21,130	20,810	20,490	20,020	19,540
21 ~ 30	14,930	14,610	14,290	14,080	13,870	13,660	13,340	13,030
31 ~ 40	13,440	13,150	12,860	12,670	12,480	12,290	12,010	11,720
41 ~ 50	11,940	11,690	11,430	11,270	11,100	10,930	10,670	10,420
51世帯以上	10,450	10,230	10,000	9,860	9,710	9,560	9,340	9,120

(25) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

区分	年額
心理職員加算分	5,323,644
個別指導担当職員分	5,077,269

(26) 一時保護所の処遇促進加算分保護単価

区分	年額
心理職員加算分	5,323,644
個別指導担当職員分	5,077,269

(24) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
30人まで	6,250
31 ~ 35人	5,360

(25) 一時保護所の処遇促進加算分保護単価

区分	年額
心理職員加算分	5,306,380
個別指導担当職員分	5,058,604

略

改正後

削除(13)に統合)

現行

(26) 小規模グループケア管理宿直等職員加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設  
イ 乳児院

定員	月額	円
30人まで		3,520
31 ~ 40人		2,640
41 ~ 50		2,110
51 ~ 60		1,760
61 ~ 70		1,500
71 ~ 80		1,320
81 ~ 90		1,170
91 ~ 100		1,050
101 ~ 110		960
111 ~ 120		880
121 ~ 130		810
131 ~ 140		750
141 ~ 150		700
151 ~ 160		660
161人以上		620

定員	月額	円
10人まで		10,560
11 ~ 15人		7,040
16 ~ 20人		5,280
21 ~ 25人		4,220
26 ~ 30人		3,520
31 ~ 35人		3,010
36 ~ 40人		2,640
41 ~ 45人		2,340
46 ~ 50人		2,110
51 ~ 55人		1,920
56 ~ 60人		1,760
61 ~ 65人		1,620
66 ~ 70人		1,500
71 ~ 75人		1,400
76 ~ 80人		1,320
81 ~ 85人		1,240
86 ~ 90人		1,170
91人以上		1,110

ウ 情緒障害児短期治療施設

定員	月額	円
30人まで		3,520
31 ~ 40人		2,640
41人以上		2,110

改正後

(27) 事務用採暖費加算分保護単価 (28) 除雪費加算分保護単価

略

略

(29) 降灰除去費加算分保護単価  
 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	139,860円

略

現行

(27) 事務用採暖費加算分保護単価  
 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
1人当たり	180円

(28) 除雪費加算分保護単価  
 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	5,680円

イ 母子生活支援施設

区分	月額
1世帯当たり	120円

(29) 降灰除去費加算分保護単価  
 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	139,540円

算定額

○寒冷地に所在する施設

支給地域 の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
1級地	131,900円	72,900円	51,700円
2級地	116,800円	65,300円	44,000円
3級地	112,700円	64,300円	43,000円
4級地	89,000円	51,000円	36,800円

注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。

(備考)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

一時保護所寒冷地手当

改正後

現行

別表 2

児童福祉施設の職種別職員定数表

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

(1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。 1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員4人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保育士	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する 職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員4人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合には2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。 看護師1人。
看護師加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模グループケア加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
指導員特別加算	指導員1人。(非常勤)
特別指導費加算	指導員。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

改正後

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員4人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技工士費加算	ボイラー技工士1人。(非常勤)

現行

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員5人につき1人。 職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
職業指導員	1人。ただし、定員4人以上の場合に限る。 定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
栄養士	1人。ただし、定員4人以上の場合に限る。 定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
事務員	2人。
調理員等	2人。
嘱託医	2人。

改正後

(3) 乳児院 (乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

現行

(3) 乳児院 (乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。)

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.7人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
栄養士	1人。
事務員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。))

加算職種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員40人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置しているの場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

改正後

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー・技士雇上費加算	ボイラー・技士1人。(非常勤)

現行

(4) 乳児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

改正後

現行

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。 保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
保育士	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。
少年指導員 兼事務員	1人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の数
施設長	1人。 定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。 保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
保育士	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。
少年指導員 兼事務員	1人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限り、(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	1人。(非常勤)

改正後

(6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員の数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員4人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(情緒障害児短期治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー・技士雇上費加算	ボイラー・技士1人。(非常勤)

現行

(6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員の数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。
栄養士	1人。ただし、定員4人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

改正後

現行

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(10) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。

別紙 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知施行についての一部改正新旧対照表 (案)

改正後

児童第416号  
平成11年4月30日  
[一部改正]平成13年8月2日雇児発第505号  
平成14年11月11日雇児発第1111002号  
平成15年12月22日雇児発第1222004号  
平成16年7月16日雇児発第0716001号  
平成16年12月3日雇児発第1203002号  
平成17年6月1日雇児発第0601001号  
平成18年6月27日雇児発第0627001号  
平成19年7月25日雇児発第0725001号の1  
平成20年6月12日雇児発第0612014号の1  
平成21年6月29日雇児発第0629001号の1  
平成22年5月18日雇児発第0518第1号  
平成23年6月17日雇児発第0617第11号  
平成24年※月※日雇児発第※※第※号

各  
都道府県知事 殿  
指定都市市長  
中核市市長

厚生省児童家庭局長

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」  
通知の施行について

略

現行

児童第416号  
平成11年4月30日  
[一部改正]平成13年8月2日雇児発第505号  
平成14年11月11日雇児発第1111002号  
平成15年12月22日雇児発第1222004号  
平成16年7月16日雇児発第0716001号  
平成16年12月3日雇児発第1203002号  
平成17年6月1日雇児発第0601001号  
平成18年6月27日雇児発第0627001号  
平成19年7月25日雇児発第0725001号の1  
平成20年6月12日雇児発第0612014号の1  
平成21年6月29日雇児発第0629001号の1  
平成22年5月18日雇児発第0518第1号  
平成23年6月17日雇児発第0617第11号

各  
都道府県知事 殿  
指定都市市長  
中核市市長

厚生省児童家庭局長

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」  
通知の施行について

標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(以下「交付要綱」という。)が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。

おって、平成10年6月12日雇児発第456号「児童福祉法による入所施設措置費(児童家庭局所管施設)等国庫負担金について」通知の施行については廃止する。

ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。

目次

- 第1 暫定員及び保護単価の設定について
- 第2 民間施設給与等改善費について
- 第3 教育費の取扱いについて
- 第4 見学旅行費の取扱いについて
- 第5 入進学支度金の取扱いについて
- 第6 特別育成費の取扱いについて
- 第7 医療費の取扱いについて
- 第8 就職支度費の取扱いについて

改正後

現行

<p>第1 暫定定員及び保護単価の設定について</p> <p>1 略</p>	<p>第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて</p> <p>第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について</p> <p>第11 里親手当について</p> <p>第12 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について</p> <p>第13 徴収基金準額等について</p> <p>第14 児童入所施設における措置費等の経理について</p> <p>第1 暫定定員及び保護単価の設定について</p> <p>1 暫定定員の設定について（小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）</p> <p>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、各年度の保護単価の設定に際しては、その設定しようとするすべての施設につき、算式1から算式4のいずれかによつて算定した数がその施設の定員に満たない場合においては、その満たない数に定員を改定し（これが困難なときは暫定定員を設ける。）、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行うものとする。</p> <p>なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。</p> <p>算式1  <math display="block">[\text{前年度の在籍児童の延べ日数} \div 30.4 \text{日} \div 12 \text{月} (\text{小数点以下} \text{の端数切り上げ})] \times 1.11 \text{以内の数値} (\text{小数点以下} \text{第} 1 \text{位} \text{の数値により四捨五入})</math></p> <p>算式2  <math display="block">[\text{直近} 3 \text{年度の在籍児童の延べ日数} \div 30.4 \text{日} \div 12 \text{月} \div 3 \text{年} (\text{小数点以下} \text{の端数切り上げ})] \times 1.11 \text{以内の数値} (\text{小数点以下} \text{第} 1 \text{位} \text{の数値により四捨五入})</math></p> <p>算式3  <math display="block">[\text{前年度の各月初日の在籍児童数} \div 12 \text{月} (\text{小数点以下} \text{の端数切り上げ})] \times 1.11 \text{以内の数値} (\text{小数点以下} \text{第} 1 \text{位} \text{の数値により四捨五入})</math></p> <p>算式4  <math display="block">[\text{直近} 3 \text{年度の各月初日の在籍児童数} 12 \text{月} \div 3 \text{年} (\text{小数点以下} \text{の端数切り上げ})] \times 1.11 \text{以内の数値} (\text{小数点以下} \text{第} 1 \text{位} \text{の数値により四捨五入})</math></p> <p>(注) (1) 在籍児童とは、私的契約児、一時保護委託児、家庭裁判所からの補導委託児等、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする。</p> <p>(2) 暫定定員を設定する場合にあっては、その施設については算式1から算式4のいずれかによつて算定した数のうち最も大きい数となる算式を用いることができること。</p> <p>(3) 1.11は100%/90%で10%以上の開差は認めない趣旨であること。</p> <p>(4) その施設が前年度中に開設し、若しくは増改築があり、又は定員の改定があったもので上記算式を適用することが著しく困難であるものについては、措置児童等の具体的な入所計画を基礎とし、かつ、算式の趣旨を尊重し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が定めるものとする。</p>
--	---

改正後

現行

- (5) 定員の改定又は暫定定員を設定する要件を満たしていないこと、又はそれらを行った根拠を別紙(1)の様式による「事務費保護単価設定表(3)定員認定表」に明記しておくこと。
- (6) 暫定定員を設定したときは、保護単価設定表、支弁台帳その他事務処理上の措置費関係の書類に定員数の記載があるときは、その次の次にかっこを附し、暫定定員を明示(「定員〇〇名(暫定定員〇〇名)」のように。)すること。
- (7) 自立援助ホームにおいては、平成24年度より暫定定員の設定を行うこと。なお、平成23年度においては「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の第1「用語の意義」の2に規定する定員で設定し運営すること。

- (削除)
- 2 事務費の保護単価の設定について
- (1) 略
- (2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表2の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充足すること。

- 2 事務費の保護単価の設定について
- (1) 事務費の保護単価の設定に際しては、別紙(1)の「事務費保護単価設定表」を必ず備えておくこと。
- (2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表2の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充足すること。

- 2 事務費の保護単価の設定について
- (1) 略
- (2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表2の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充足すること。

施設種別	職員	職員定数
児童養護施設	看護師	乳 児 1.7人につき1人
	児童指導員、保育士	1・2歳児 2人につき1人
		年少児 4人につき1人

施設種別	職員	職員定数
児童養護施設	看護師	乳 児 1.6人につき1人
	児童指導員、保育士	1歳児 1.6人につき1人
		2歳児 2人につき1人
	年少児 4人につき1人	

- (3) 児童養護施設の小規模施設加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに上記の乳児、1・2歳児及び8年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。
- (新規)

- 削除
- (3) 児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員加算分保護単価、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価、児童養護施設の児童養護施設及び自立支援施設の職業指導員分保護単価、看護師加算分保護単価は、平成28年※月※日雇児養第※号本職通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に該当する場合に限り、それぞれ保護単価を設定することができること。
- なお、心理療法担当職員加算分保護単価は、1施設につき常勤、常勤的非常勤又は非常勤のいずれかの単価で1人のみ加算できるものであること。
- 削除

- (4) 児童養護施設及び児童自立支援施設の職業指導員加算分保護単価は、それらの施設において、児童指導員及び保育士等が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び8年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に職業指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- 職業指導員加算分保護単価の設定を行う場合には、あらかじめ別紙(2)の「職業指導員加算分保護単価適用協議書」により、当省の事前承認を得るものとし、その承認

- 削除
- (3) 児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員加算分保護単価、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価、児童養護施設の児童養護施設及び自立支援施設の職業指導員分保護単価、看護師加算分保護単価は、平成28年※月※日雇児養第※号本職通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に該当する場合に限り、それぞれ保護単価を設定することができること。
- なお、心理療法担当職員加算分保護単価は、1施設につき常勤、常勤的非常勤又は非常勤のいずれかの単価で1人のみ加算できるものであること。
- 削除

改正後

- (5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院及び母子生活支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおこなわれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (6) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。
- (7) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1歳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、それ以外に平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (8) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (削除) (5) に移動

(削除) (3) に一本化

現行

認手続きは、毎年度4月末日までに協議書を当省あて送付すること。  
なお、職業指導員は、協議により認定された者がいる場合に対象となるものであって人事異動、定年退職等により承認された者が、その施設にいないなくなった場合には加算できないものであること。

おって、対象児童数が極端に少ないもの（保育士、指導員の1人当たりの受持数に満たない場合）、指導時間が極端に少ないもの、保育士、指導員以外の職員についても交付要綱の職種別職員定数表に掲げる員数を下回っているもの等は承認しない方針であるので、家庭支援専門相談員や個別対応職員等への振り替えを指導されたい。

(8) から移動

(15) から移動

(5) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、それ以外に平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(6) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおこなわれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

なお、20人以下を入所させる乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が8名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること。

(8) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価は、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設については平成18年6月27日雇児発第0627002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、母子生活支援施設については平成13年8月2日雇児発第508号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

改正後

- (9) 児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分保護単価は定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1歳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (10) 乳児院(定員40人以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員40人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう1人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。  
なお、里親支援専門相談員加算分保護単価とは同時に設定することはできないこととするので、里親支援専門相談員への振り替えを指導されたい。
- (11) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価は、平成13年8月2日雇児発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、平成23年6月17日雇児発0617第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設における特別生活指導費)の交付の取扱いについて」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (13) 母子生活支援施設の保育機能強化加算は、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子指導員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子支援員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (削除) (6) に移動
- (削除) (3) に一本化
- (15) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の基幹的職員加算は、平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「基幹的職員研修事業の運営について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (16) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分保護単価は、別に定めるところにより第三者評価を受審した場合に設定することができるものであること。
- また、第三者評価受審費加算は、3年間に1回に限り算定できるものであること。

現行

- (9) 児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分保護単価は定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇児発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。  
また、乳児院(定員40人以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員40人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう1人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (11) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価は、平成13年8月2日雇児発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、平成23年6月17日雇児発0617第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設における特別生活指導費)の交付の取扱いについて」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (13) 母子生活支援施設の保育機能強化加算は、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子指導員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子指導員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (15) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア担当職員加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。
- (16) 児童養護施設の看護師加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (17) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の基幹的職員加算は、平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「基幹的職員研修事業の運営について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (新規)

改正後

(17) 地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム及びファミリーホーム（以下、「地域小規模児童養護施設等」という。）の賃借費加算分保護単価は、当該事業を賃借で実施している場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。  
本加算を受けようとする施設は、別紙（1）の「（5）賃借費加算分申請書」に必要事項を記入し、建物の賃借に係る契約書の写し等を添付し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長に申請するものとする。  
都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、申請書を審査し、承認した月から加算の対象とするものとする。  
また加算の対象となった施設においては、契約内容等が変更となった場合には遅滞なく都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長に届け出なければならぬ。

(18) 除雪費の用途は、建物、工作物、敷地内の専用道路の除雪及び雪囲いを行うために要する費用であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算すること。

3 事業費の保護単価の設定について

(1) 略

(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数並びに2の（2）の乳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定すること。

4 略

現行

(新規)

(18) 除雪費の用途は、建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する費用であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算すること。

3 事業費の保護単価の設定について

(1) 乳児院病弱等児童加算費保護単価は、平成10年6月12日雇児発第458号本職通知「乳児院病弱等児童加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数並びに2の（2）の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定すること。

4 施設の新設に伴う事務費の支弁について

(1) 施設の開所に際しては、事前の職員雇用等各般の準備を必要とする実情にかんがみ、施設の開所日（実際に児童を入所させる日をいう。）は各月の初日に行うよう運用を図るものとし、その際、事務費に関しては、その開所月の前月分（ただし、1か月分の半額）についても支弁をおこなうことができる。

なお、自立援助ホーム及びファミリーホームの開所日については、実際に児童を入所させる日でも可能であること。

(2) 施設の新設又は拡張に伴う定員の認可にあたっては、児童相談所等と十分連絡し、措置児童等の具体的な入所計画を樹立し、設備の規模に関係なく、その計画に基づき段階的に認可するか、又は暫定定員を設けることとし、定員と現員との著しい開差を生じな

改正後

第2 民間施設給与等改善費  
1 略

(2) 管理費スプリンクラー設置加算分  
ア・イ 略

- ウ 本加算を受けようとする施設は、別紙(1)の「(6)管理費スプリンクラー設置加算分申請書」に必要事項を記入し、スプリンクラー設備を設置したことを証明する書類(消防法施行規則第31条の3第3項にいう消防機関が発行する検査済証又は当該設備整備工事の完了を証する書類の写し)を添付し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長に申請するものとする。
- エ 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、申請書を審査し、設置の翌月から加算を適用するものとする。
- オ 本加算分は、(P)平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)の3の(3)にいう限度額に含まれるものとする。
- 2 施設区分は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として選定するものとし、その選定方法は次に示すこと。  
(1) 略

現行

いよう十分留意すること。

第2 民間施設給与等改善費について  
1 交付要綱に定める民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算率は、次の(1)及び(2)により算定するものとする。  
(1) 基本分

施設の区分	職員1人当りの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A階級	14年以上	16%	14%	2%
B階級	12年以上14年未満	15	13%	2%
C階級	10年以上12年未満	13	11%	2%
D階級	8年以上10年未満	11	9%	2%
E階級	6年以上8年未満	9	7%	2%
F階級	4年以上6年未満	7	5%	2%
G階級	2年以上4年未満	5	3%	2%
H階級	2年未満	3	1%	2%

(2) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年3月25日政令第37号)、「同報施行規則」(昭和36年4月1日自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特別基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している次の加算対象施設(平屋建等も含む。)に対し、管理費加算分として0.3パーセント加算する。

イ 加算対象施設

乳児院

ウ 本加算を受けようとする施設は、別紙(1)の「(5)管理費スプリンクラー設置加算分申請書」に必要事項を記入し、スプリンクラー設備を設置したことを証明する書類(消防法施行規則第31条の3第3項にいう消防機関が発行する検査済証又は当該設備整備工事の完了を証する書類の写し)を添付し、県本庁に申請するものとする。

エ 県本庁は、申請書を審査し、設置の翌月から加算を適用するものとする。

オ 本加算分は、平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)の3の(3)にいう限度額に含まれるものとする。

2 施設区分は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として選定するものとし、その選定方法は次に示すこと。

(1) 算定の対象となる職員は、その施設に勤務するすべての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること。ただし、常勤職員以外の職員であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者については、これを常勤とみなして算定すること。

改正後

(2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員その他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（自立援助ホーム及びファミリーホームを含む。）、障害児通所支援事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定ことも園における勤続年数を合算するものであること。  
また、看護師にあっては、医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所での勤続年数も合算するものであること。

(3) ～ (4) 略

第3 教育費の取扱いについて

- 1 教育費のうち、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代の支弁に当たっては、学校長の指定証明を徴すること。
- 2 前記の「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することになっている副読本の図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が購入することになっている用具類に限られること。  
なお、特別支援学校の高等部の通学児及び児童自立支援施設の就学児については他の施策により教科書代の支給が無い場合には、これを支弁して差し支えないこと。
- 3 母子生活支援施設に入所している児童にあっては、特別支援学校高等部第1学年に入学する際の入学時特別加算費のみ支弁できること。
- 4 資格取得等特別加算費は、児童の就職又は進学に役立つと認められるものにつき、対象とすること。また、支弁に当たっては、別紙様式(2)を徴すること。

第4 略

現行

(2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員その他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（自立援助ホーム及びファミリーホームを含む。）、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できるとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定ことも園における勤続年数を合算するものであること。

(3) その施設の職員1人当たりの平均勤続年数は、前記(1)により算定した全職員の合算勤続年数を算定の基礎となつた職員数により除して得た年数をいうこと。

(4) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度途中においてその施設の職員の異動があつても、加算率の改定は行わないものであること。

ただし、1の(2)の管理費スプリングラークラ一設置加算分については、設備設置の翌月から加算することができものであること。

第3 教育費の取扱いについて

- 1 教育費のうち、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代の支弁に当たっては、学校長の指定証明を徴すること。
- 2 前記の「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することになっている副読本の図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が購入することになっている用具類に限られること。

なお、特別支援学校の高等部の通学児及び児童自立支援施設の就学児については他の施策により教科書代の支給が無い場合には、これを支弁して差し支えないこと。  
(新規)

第4 見学旅行費の取扱いについて

見学旅行費は、学校において児童の保護者よりその実施前に所要経費の全額を前納させる場合も考えられるので、見学旅行参加予定児童数及び見学旅行の時期等を考慮し、予め概算支弁する等実情に応じた措置をとること。

なお、見学旅行費は学校の最終学年の教育課程において実施される見学旅行の参加に要する経費に充てられるものであるが、上級学校進学又は就職等の関係で、例えば、中学第2学年在学中において繰り上げ実施される場合には、これを確認のうえ支弁して差し支えないこと。

また、見学旅行には、疾病等による特別な事情がない限り参加させるよう配慮すること。

改正後

第5 入進学支度金の取扱いについて  
 入進学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年に入学し又は中学校第1学年に進学するものに対して支弁するものであるが、その施設に新たに措置された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないこと。  
 なお、現物給付を原則とするが、特に母子生活支援施設については、支援の状況に応じ、母親に現金を預けて現物を購入させ、領収書等により確認する等の柔軟な運用を図られたい。(第3の3、第6の2の入学時特別加算費についても同じ。)

第6 特別育成費の取扱いについて  
 1 特別育成費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁する等実情に応じた運用を図るよう留意すること。  
 2 母子生活支援施設に入所している児童にあつては、高等学校第1学年に入学する際の入学時特別加算費のみ支弁できること。  
 3 資格取得等特別加算費は、児童の就職又は進学に役立つと認められるものにつき、対象とすること。また、支弁に当たっては、別紙様式(2)を徴すること。

第7 医療費の取扱いについて  
 医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。  
 1 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。  
 2 施設の常備薬等による治療が困難と思われる場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。  
 3 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。  
 4 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を経由せずに直接医療機関に支払うようにすること。  
 5 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。  
 6 自立援助ホームの入所児童については、就労し、最初の賃金を得る月までの間を対象とし、国民健康保険等に加入している入所児童(者)が医療機関又は薬局で支払った自己負担額について、4によらず直接施設に支弁するものとする。なお、支弁にあつては、領収書等を徴すること。

第8 就職支度費の取扱いについて  
 1 就職支度費は、施設において児童の就職に際し必要な寝具類、被服等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給することとし、支弁に当たっては、雇用先の採用証明書等を徴すること。  
 就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支弁して差し支えないこと。  
 なお、昼間課程の高校生及び大学生のアルバイトは就職に該当しないこと。

現行

第5 入進学支度金の取扱いについて  
 入進学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年に入学し又は中学校第1学年に進学するものに対して支弁するものであるが、その施設に新たに措置された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないこと。

第6 特別育成費の取扱いについて  
 特別育成費の支弁対象となる児童は、別途本職通知「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」に基づき高等学校等に在学する児童及び高等学校第1学年に入学する児童とすること。  
 なお、この経費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁する等実情に応じた運用を図るよう留意すること。

第7 医療費の取扱いについて  
 医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。  
 1 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。  
 2 施設の常備薬等による治療が困難と思われる場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。  
 3 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。  
 4 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を経由せずに直接医療機関に支払うようにすること。  
 5 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。

第8 就職支度費の取扱いについて  
 1 就職支度費は、施設において児童の就職に際し必要な寝具類、被服等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給すること。  
 なお、支弁に当たっては、雇用先の採用証明書等を徴すること。



改正後

現行

第13 略

第12 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について

1 国庫負担金の交付の決定について

国は、入所施設分の措置費等について都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長からの申請に基づいて、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長に対し、都道府県分国庫負担金及び市町村分国庫負担金の年間分につき交付の決定を一括して行い第4・四半期において年間分の所要額調書を徴し必要な過不足調整を行い、年度末に交付の決定の変更措置がとられ、その年度における年間交付額の実質的決定がなされる予定であるので、都道府県知事は、都道府県及びその管内の市町村に対する国庫負担金の配分交付に当たっては、その申請内容及び過去の支出実績を十分検討の上、すみやかに交付の決定又は変更を行うこと。

なお、これに伴う支払計画の示達については、原則として各四半期単位に行う予定であるのでそのつどすみやかに市町村に対してこれを示達すること。

2 措置費等の支弁について

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び市町村がその支弁すべき施設に対して措置費を支弁する場合には、この費用の性質にかんがみ毎月その翌月分を概算支弁するように努めること。

第14 略

第13 徴収金基準額等について

1 徴収金基準額について

(1) 都道府県、指定都市及び市町村を含む。この項において以下同じ。)において適正かつのについては中核市及び市町村を含む。この項において以下同じ。)の措置費についてはその月の初日。簡明に行えるよう、表1の各月初日(月の途中に入所した者についてはその月の初日。この項において以下同じ。)の措置児童等(母子生活支援施設については世帯、助産施設については妊産婦。この項について以下同じ。)の属する世帯の課税階層の区分等に  
 応じ、措置児童等1人当たりの基準額が定められていること。

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者(児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等(その者がその世帯における家計の主宰者である場合)を含む。)のすべてのもの(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)について、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

(3) その世帯の各階層区分の確認については、次によること。

ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所に照合するか、又はその旨の福祉事務所長の証明書を徴して行うこと。

イ 当該年度分の市町村民税の課税状況の確認は、その市町村に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書を徴して行うこと。

ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村、税務署若しくは源泉徴収義務者に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書をそれらの機関から徴して行うこと。

エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認の方法、確認年月日、税額、階層区分、徴収金基準額、保護者からの実際の徴収金の額、以後の階層区分確認の経過等を記載した階層区分認定表を作成し、これを児童保護台帳等に添付しておくこと。なお、上記の書類には、その認定確認者の氏名及び押印の欄を設けること。

(4) 課税階層区分の認定の見直しについては、原則として毎年度7月に行うこととする。  
なお、4月から6月の間に当該年度分の市町村民税の課税状況及び1月から6月の間における前年分の所得税の課税状況を把握するにあたっては、その状況が不明である場合もあるので、各々、前年度分、前々年度の課税状況により認定を行うものとする。

2 私的契約児童に係る利用料について

措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等をすべて措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであって、その額はその施設の措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの措置費等の保護単価により算定した額より下回ることは許されない（自立援助ホーム等における家庭裁判所による入所にかかる利用料は家庭裁判所からの委託費とする。）ものであること。

第15 略

第14 児童入所施設における措置費等の経理について

児童入所施設における措置費の経理については、別に定めるところによること。

改正後

別紙(1) 平成 年度事務費保護単価設定表(平成 年 月 日設定)

施設名 地域 区分 定員 名 (暫定定員 名) 設置責任者 職名・氏名 印

(1) 保護単価(月額)設定表

区分	保護単価	金額	備考
一般分	⑦	円	
里親支援専門相談員	①		
加算分	②		
心理担当職員	⑤		
個別対応職員	④		
加算分	⑦		
職業指導員	⑧		
加算分	⑨		
看加算分	⑩		
母子生活支援施設	⑪		
保育士加算分	⑫		
母子生活支援施設	⑬		
母子生活支援施設	⑭		
加算分	⑮		
母子生活支援施設	⑯		
少年指導員兼事務員	⑰		
加算分	⑱		
小規模グループ	⑲		
加算分	⑳		
寒加算分	㉑		(級地)
事務用採暖費	㉒		
加算分	㉓		
民間施設給与等費	㉔		(㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜)×別に定める率
計	㉕		㉞+除雪費

(注) 1 給与改定等により、事務費の保護単価の設定があった場合には、改めて作成すること。  
 2 単身赴任手当加算費がある場合は適宜、民間施設給与等改善費の上段に単身赴任手当加算分保護単価の項を設けること。  
 3 降灰除去費がある場合は、2月分保護単価に加算し、その旨備考欄に記入すること。  
 4 各月初日現在において2歳児又は3歳以上児が措置されている乳児院については、2歳未満児用、2歳児用及び3歳以上児用に本表を別様に作成し、それぞれ一般分保護単価の区分の備考欄に2歳未満児、2歳児、3歳以上児の措置人員を記入すること。

現行

別紙(1) 平成 年度事務費保護単価設定表(平成 年 月 日設定)

施設名 地域 区分 定員 名 (暫定定員 名) 設置責任者 職名・氏名 印

(1) 保護単価(月額)設定表

区分	保護単価	金額	備考
一般分	⑦	円	
小規	①		
加算分	②		
職業指導員	⑤		
加算分	④		
母子生活支援施設	⑥		
保育士加算分	③		
母子生活支援施設	⑦		
母子生活支援施設	⑧		
加算分	⑨		
母子生活支援施設	⑩		
少年指導員兼事務員	⑪		
加算分	⑫		
寒加算分	⑬		(級地)
事務用採暖費	⑭		
加算分	⑮		
民間施設給与等費	⑯		(㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜)×別に定める率
計	㉕		㉞+除雪費

(注) 1 給与改定等により、事務費の保護単価の設定があった場合には、改めて作成すること。  
 2 単身赴任手当加算費がある場合は適宜、民間施設給与等改善費の上段に単身赴任手当加算分保護単価の項を設けること。  
 3 降灰除去費がある場合は、2月分保護単価に加算し、その旨備考欄に記入すること。  
 4 各月初日現在において2歳児又は3歳以上児が措置されている乳児院については、2歳未満児用、2歳児用及び3歳以上児用に本表を別様に作成し、それぞれ一般分保護単価の区分の備考欄に2歳未満児、2歳児、3歳以上児の措置人員を記入すること。

改正後

現行

(2) 職員の職種別定数及び現員表

職 種 別	定 数	現 員	備 考
何 々	人	人	
〃			
計			

(注) 1 「定数」欄には、交付要綱の別表2により算定した職種別定数を記載すること。  
 2 「現員」欄には、その施設に勤務するすべての職員について記載することとし、非常勤職員については備考欄にその旨記入すること。

改正後

現行

(3) 定員認定表

区分	定員 人	在籍延べ日数			計
		措置児童等 日	私的契約児 日	一時保護委託児 日	
年度4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					②
定員の認定	認可定員	定員改定の要否			在籍延べ日数
	①	要せず (④と⑤のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定			[(②÷30.4÷12)×1.11] ③

(注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。  
 2 ④欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかを抹消すること。

改正後

現行

(3) 定員認定表

区分	定員 人	在籍延べ日数			計
		措置児童等 日	私的契約児 日	一時保護委託児 日	
年度4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					③
年度4月					
5					
3					
計					④
年度4月					
5					
計					⑤
直近3カ年計					⑥
定員の認定	①	定員改定の要件 要せず (①)と②のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定			⑦ [(⑥ ÷ 30.4 ÷ 12 ÷ 3) × 1.11]

(注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。  
 2 ⑥欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかを抹消すること。

改正後

現行

(3) 定員認定表

区分	定員	各月初日在籍児童数			計
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	
年度4月	人	人	人	人	人
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					(B)
定員の認定	認可定員	定員改定の要否			在籍児童数
	(A)	要せず (A)と(C)のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定			[(B)÷12] ×1.11

(注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。  
 2 ©欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかかを抹消すること。

改正後

現行

(3) 定員認定表

区分	定員	各月初日在籍児童数			計
		措置児童等 人	私的契約児 人	一時保護委託児 人	
年度4月	人				人
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					⑥
年度4月					
5					
3					
計					⑦
年度4月					
5					
計					⑧
直近3カ年計					⑨
定員の認定	認可定員 ⑩	定員改定の要否			在籍延べ日数 [(⑨÷12÷3)×1.11]

(注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。  
 2 ⑩欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかを抹消すること。

改正後

(4) 職員1人当たり平均勤続年数算定表

施設の区分	A、B、C、D、 E、F、G、H、	①現に勤務 する施設の 勤続年数	②その他の社会 福祉施設等の通 算勤続年数	③ 合 計 ① + ②	平成 年 月 日	その職種の 資格取得 年 月 日
氏 名	職 種	年 月	年 月	年 月	年 月 日	年 月 日
合 計	④ 人			⑤		
職員1人当たり 平均勤続年数					1人当たり 平均 ⑥ 年	

(注) 1 施設区分欄については、該当する施設の区分の階級を○でかこむこと。  
 2 職員1人当たり平均勤続年数の⑥欄の算定にあたっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるとし、整数年であること。  
 3 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、年度当初における事務費の保護単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。  
 4 直接処遇職員のうち、その資格が定められた職員が設定年月日現在において、その資格を有していない場合には、その者の勤続年数の「③合計」欄には、その勤続年数に0.8を乗じた年数を記載すること。

現行

(4) 職員1人当たり平均勤続年数算定表

施設の区分	A、B、C、D、 E、F、G、H、	①現に勤務 する施設の 勤続年数	②その他の社会 福祉施設等の通 算勤続年数	③ 合 計 ① + ②	平成 年 月 日	その職種の 資格取得 年 月 日
氏 名	職 種	年 月	年 月	年 月	年 月 日	年 月 日
合 計	④ 人			⑤		
職員1人当たり 平均勤続年数					1人当たり 平均 ⑥ 年	

(注) 1 施設区分欄については、該当する施設の区分の階級を○でかこむこと。  
 2 職員1人当たり平均勤続年数の⑥欄の算定にあたっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるとし、整数年であること。  
 3 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、年度当初における事務費の保護単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。  
 4 直接処遇職員のうち、その資格が定められた職員が設定年月日現在において、その資格を有していない場合には、その者の勤続年数の「③合計」欄には、その勤続年数に0.8を乗じた年数を記載すること。

改正後

現行

(5) 賃借費加算分申請書

(新規)

区分	内容	容
施設の種類		
施設の名称		
賃借物件の所在地		
賃借契約期間	年 月 日～ 年 月 日	
1 か月あたりの賃借料		

(注) 1. 本申請は賃貸借契約後、契約書の写し等を添付して提出すること。

2. 施設の種類は、地域小規模児童養護施設等の別を記載すること。

3. 同一施設が賃借による地域小規模児童養護施設等の事業を複数実施している場合には、賃借物件ごとにそれぞれ申請すること。

改正後

(6) スプリンクラー設置加算申請書

区分	内容	容
施設の種類 ㉑		
施設の名 称 ㉒		
スプリンクラー設置年月日 ㉓	年 月 日	
民改費基本分の区分 ㉔	A B C D E F G H	
スプリンクラー機種等 ㉕		

(注) 1 本申請は、スプリンクラーを設置後に行うものとする。  
 2 ㉑欄は、本設備の設置工事が完了した時点を記入することとし、消防法施行規則第31条の3の3項にいう消防機関の検査済証等本設備を設置したことが証明できる書類を添付すること。  
 3 ㉔欄は、該当するものを○で囲むこと。

現行

(5) スプリンクラー設置加算申請書

区分	内容	容
施設の種類 ㉑		
施設の名 称 ㉒		
スプリンクラー設置年月日 ㉓	年 月 日	
民改費基本分の区分 ㉔	A B C D E F G H	
スプリンクラー機種等 ㉕		

(注) 1 本申請は、スプリンクラーを設置後に行うものとする。  
 2 ㉑欄は、本設備の設置工事が完了した時点を記入することとし、消防法施行規則第31条の3の3項にいう消防機関の検査済証等本設備を設置したことが証明できる書類を添付すること。  
 3 ㉔欄は、該当するものを○で囲むこと。

削除

別紙(2)

職業指導員加算分保護単価適用協議書

都道府県・指定都市名

1 協議する施設の状況

設置主体	经营主体	施設種別	施設名	定員	地区	適用予定年月日	協議する月の初日現在における総措置児童数	備考
						平成 年 月 日	名	

2 協議する職業指導員

氏名	性別・年齢	最終学歴	職業指導に係る免許・資格等がある場合はその取得年月日	職業指導に係る経歴年数	他の施設等又は他の職務等との兼務の状況	備考
	男・女 歳	年 月 日 卒	年 月 日 取得			

3 協議する職業指導に係る実施体制

職業指導員の数		協議に係る職業指導の対象児童数		協議に係る職業指導設備等の状況		備考
既設人員	今回設置人員	1日時間	1日時間	1日時間	1日時間	
名	名	名	名	1 土地〇〇㎡ 2 建物〇〇棟〇〇㎡ 3 工作物 4 機械類(品目)〇〇台 5 器具類(品目)〇〇台 6 職業実習先、事務所(職種) 7 その他		

(注) 1 職業指導員の設置の件当該職業指導の計画等(①職業指導対象児童の年齢構成、②職業指導の作業時間、③作業内容、④危険、有害と思われる作業等に対する予防措置、⑤職業指導に付随する収入(金銭物品)の使途等)その他参考事項を適宜な様式により添付すること。  
2 事務費保護単価設定表の(2)職員の職種別定数及び現員表を添付すること。

別紙(2)

資格取得等特別加算費申請書

知事(市長) 殿

施設長(里親) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

標記について、次のとおり申請します。

1. 施設(里親)名	
2. 対象児童名	
3. 希望する資格又は講座等名称	
4. 資格又は講座等の実施者名	

母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用協議書

1. 協議する施設の状況

施設名	設置主体	経営主体	(暫定定員)定員	暫定定員 設 定 年 月 日	適用予定 年 月 日	職 員 の 状 況							
						定 数	施設長	母 子 指 導 員	保 育 士	少年指導員 兼事務員	調理員等	嘱託医	計
			( )	平成 年 月 日	平成 年 月 日	現 員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

2. 協議する母子指導員

氏 名	年 齢	最 終 学 歴	当該母子指導員に係る 職種についての資格等	採 用 年 月 日 又 は 採 用 予 定 年 月 日	備 考
	歳	年 月 卒			

3. 協議する施設の入所状況

(1) 在所期間別入所世帯数

総数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯

(2) 就学別入所児童数

総数	就学前	小学校低学年 (1～3年)	小学校高学年 (4～6年)	中学校	中学卒
人	人	人	人	人	人

(3) 特に処遇が困難な入所者数

区 分	在所人員	特に処遇が困難な入所者数				備 考	
		計	心身に障害等を有する入所者				その他特に指導を 必要とする入所者
			身体障害	精神障害	その他		
母	人	人	人	人	人	人	
児 童	人	人	人	人	人	人	

- (注) 1. 本協議書は、各年4月1日現在で記入すること。  
 2. 協議する施設の状況の「職員の状況」の欄のうち( )内には、兼務職員数を記入すること。  
 3. 協議する母子指導員の「当該母子指導員に係る職種についての資格等」欄には、具体的にその資格等について記入すること。  
 4. 「その他特に指導を必要とする入所者」欄には、種々複雑な生活課題を抱えている母子世帯で例えば、日常生活における基本的な生活習慣等に問題のある世帯、金銭管理が十分にできない世帯、勤労意欲に欠ける世帯及び夫の暴力等の問題に起因している世帯などを記入すること。  
 「備考」欄には、特に処遇が困難な入所者の状況について記入すること。  
 5. その他、職員勤務ローテーション表等の参考となる書類を添付すること。

(案)

雇児福発※※第※号  
平成24年※※月※※日

都道府県  
指定都市  
各 中核市  
児童相談所設置市

民生主管部(局)長 殿

厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金  
交付要綱等の改正点及びその運用について

## 1. 事務費関係

## (1) 児童養護施設等の人員配置基準の引き上げ

	現 行	改 定 後
児童養護施設	小学生以上 6 : 1	→ 5.5 : 1
	1 歳 児 2 : 1	→ 1.6 : 1
	0 歳 児 1.7 : 1	→ 1.6 : 1
乳 児 院	0・1歳児 1.7 : 1	→ 1.6 : 1
情緒障害児短期治療施設	5 : 1	→ 4.5 : 1
児童自立支援施設	5 : 1	→ 4.5 : 1
母子生活支援施設	20世帯未満 1人	→ 10世帯未満 1人
		10世帯以上20世帯未満 2人
	20世帯以上 2人	→ 20世帯以上 3人

(2) 平成23年6月17日付けの児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号。)により、家庭支援専門相談員等の配置が義務付けられたことに伴い、次の加算分保護単価を一般分保護単価に統合

- ・家庭支援専門相談員加算分保護単価  
(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)
- ・個別対応職員加算分保護単価  
(児童養護施設、乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)
- ・小規模施設加算分保護単価(児童養護施設)

(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の定員区分の細分化  
10人刻み → 5人刻み

(4) 民間施設給与等改善費の対象加算の拡大

- ① 看護師の勤続年数算定に医療法に規定する病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所での勤続年数を合算する。
- ② 児童厚生施設及び児童家庭支援センターでの勤続年数を合算する。
- ③ 下記の加算について、民間施設給与等改善費の対象とする。
  - ・里親支援専門相談員加算、心理療法担当職員加算(常勤)、個別対応職員加算、看護師加算、小規模グループケア加算

(5) 児童養護施設入所児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所することを可能とする。

(6) 児童相談所一時保護所関係

- ① 心理職員の配置  
1施設当たり年額 5,306,380円 → 5,323,644円
- ② 個別指導を行う主任児童指導員の配置  
1施設当たり年額 5,058,604円 → 5,077,269円
- ③ 看護代替要員費  
職員1人日額 5,920円 → 同 額

(7) 全ての小規模グループケアごとに小規模グループケア管理宿直等加算を算定できることとし、同加算を小規模グループケア加算に統合

(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 5,306,380円 → 6,587,144円

(8) 里親支援専門相談員加算(児童養護施設、乳児院)(新規)

1施設当たり年額 5,406,934円

[里親支援のための交通費を含む]

(9) 個別対応職員加算

(乳幼児10人未満を入所させる乳児院、母子生活支援施設)

1施設当たり年額 5,306,380円 → 5,323,644円

(※ 児童養護施設、乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設は一般分保護単価に算入)

(10) 夜間警備体制の強化(母子生活支援施設)

1施設当たり年額 1,941,800円 → 同 額

[夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定]

- (11) 苦情解決対策経費の計上（各施設一般分保護単価に算入）  
 1 施設当たり年額 24,210円 → 同 額  
 [第三者委員会の開催に係る経費（旅費、会議費）を算定]
- (12) 地域小規模児童養護施設  
 1 施設当たり年額 14,566,834円 → 14,602,616円
- (13) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設  
 1 施設当たり年額 7,589,395円 → 7,603,544円
- (14) 心理療法担当職員加算  
 (児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設)  
 1 施設当たり年額  
 常勤職員配置 5,306,380円 → 5,323,644円  
 常勤的非常勤職員配置 3,291,338円 → 3,303,306円  
 非常勤職員配置 2,203,874円 → 2,204,968円  
 [心理療法担当職員に係る経費、訪問指導旅費（月10回）、嘱託精神科医（月1回）等を算定]
- (15) 広域入所促進事業（母子生活支援施設）  
 1 施設当たり年額 45万円以内 → 同 額  
 [施設機能強化推進費]
- (16) 看護師加算（児童養護施設）  
 1 施設当たり年額 4,693,123円 → 4,713,696円
- (17) 入所児童の自立支援（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）  
 1 施設当たり年額 1,973,132円 → 1,974,280円
- (18) 業務省力化等勤務条件改善費  
 週所定労働時間40時間の実施  
 ①児童指導員、保育士等直接処遇職員  
 職員1人年額 285,700円 → 同 額  
 ②調理員  
 職員1人年額 276,640円 → 同 額
- (19) 年休代替要員費  
 ① 直接処遇職員  
 職員1人年額 118,400円 → 同 額  
 ② 調理員  
 職員1人年額 106,400円 → 同 額

(20) 社会保険料事業主負担金	18.844%	→	19.458%
(21) 管理宿直専門員			
1施設当たり年額	1,267,490円	→	1,326,675円
(22) 職員健康管理費			
常勤・非常勤職員	5,769円	→	6,588円
(23) ボイラー技士雇上費			
職員1人年額	2,412,144円	→	2,413,238円
(24) 非常勤保育士賃金			
職員1人年額	232,360円	→	同額
(25) 非常勤調理員賃金			
職員1人年額	1,670,480円	→	同額
(26) 児童自立支援施設学科指導員講師手当			
1施設当たり年額	7,604,240円	→	同額
(27) 児童養護施設特別指導費、乳児院（定員40人以上）家庭支援専門相談員、母子生活支援施設特別生活指導費			
職員1人年額	1,866,234円	→	1,867,328円
(28) 学習指導費			
(児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親)			
1人当たり月額	7,970円	→	7,950円
(29) 嘱託医手当			
(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院)			
嘱託医1人年額	325,680円	→	同額
(児童自立支援施設)			
嘱託医1人年額	651,360円	→	同額
(30) 協力医療機関委託費（乳児院）			
1施設当たり年額	705,640円	→	同額
(31) 入所児童（者）処遇特別加算			
400時間～800時間	435,000円	→	同額
800時間～1,200時間	726,000円	→	同額
1,200時間以上	1,016,000円	→	同額

- (32) 除雪費  
定員1人（母子生活支援施設にあつては1世帯）年額  
5,680円 → 同 額
- (33) 降灰除去費  
1施設当たり年額 139,540円 → 139,860円
- (34) 第三者評価受審費加算（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）（新規）  
第三者評価受審にかかる実費（1施設当たり年額300,000円を限度）
- (35) 賃借費加算（地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム）（新規）  
建物の賃借にかかる実費（1施設当たり月額100,000円を限度）

## 2. 事業費関係

### (1) 一般生活費

#### ①児童養護施設

- ・乳児分1人月額 54,730円 → 同 額
- ・乳児以外分1人月額 47,430円 → 同 額

#### ②児童自立支援施設

- ・入所児分1人月額 47,430円 → 同 額
- ・通所児分1人月額 14,600円 → 同 額

#### ③情緒障害児短期治療施設

- ・入所児分1人月額 47,860円 → 同 額
- ・通所児分1人月額 14,600円 → 同 額

#### ④里親

- ・乳児分1人月額 54,980円 → 同 額
- ・乳児以外分1人月額 47,680円 → 同 額

#### ⑤乳児院

- ・3歳未満児分1人月額 54,730円 → 同 額
- ・3歳以上児分1人月額 47,430円 → 同 額

#### ⑥ファミリーホーム

- ・乳児分1人月額 54,730円 → 同 額
- ・乳児以外分1人月額 47,430円 → 同 額

#### ⑦自立援助ホーム1人月額

10,340円 → 同 額

#### ⑧母子生活支援施設

- ・入所者1人月額 3,550円 → 同 額
- ・保育室保育入所児童
  - 3歳未満児1人月額 8,890円 → 同 額
  - 3歳以上児1人月額 5,500円 → 同 額

⑨乳児院病虚弱等児童加算費			
児童1人月額	88,850円	→	94,750円
⑩児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む)			
・乳児1人日額	1,800円	→	同 額
・乳児以外分1人日額	1,560円	→	同 額
⑪里親の一時的な休息のための援助経費			
1日当たり	5,500円	→	同 額
[児童の飲食物費など]			

(2) 被虐待児受入加算費

①児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム			
児童1人月額	26,100円	→	同 額
②一時保護委託			
児童1人日額	850円	→	同 額

(3) 分娩介助料	1件当たり	185,910円	→	193,090円
-----------	-------	----------	---	----------

(4) 教育費

・小学校 児童1人月額	2,110円	→	同 額
・中学校 児童1人月額	4,180円	→	同 額
・特別支援学校高等部 児童1人月額	4,180円	→	同 額
・入学時特別加算費 児童1人年額	58,500円	→	58,960円
・資格取得等特別加算費 児童1人年額(新規)			55,000円

※特別支援学校高等部の入学時特別加算については、母子生活支援施設入所児童に  
対象を拡大

(5) 見学旅行費

・小学校第6学年児童1人年額	20,600円	→	同 額
・中学校第3学年児童1人年額	55,900円	→	同 額
・高等学校第3学年(特別支援学校高等部を含む。)			
児童1人年額	108,200円	→	同 額

(6) 入進学支度金

・小学校 児童1人年額	39,500円	→	同 額
・中学校 児童1人年額	46,100円	→	同 額

※母子生活支援施設入所児童に対象を拡大

(7) 特別育成費

- ・国公立分 児童1人月額 22,270円 → 同 額
- ・私立分 児童1人月額 32,970円 → 同 額
- ・入学時特別加算費 児童1人年額 58,500円 → 58,960円
- ・資格取得等特別加算費 児童1人年額(新規) 55,000円

※入学時特別加算については、母子生活支援施設入所児童に対象を拡大

(8) 医療費

医療費の対象に自立援助ホーム入所児童(者)を追加(最初の賃金を得るまでの間に限る)

- (9) 期末一時扶助費 児童1人年額 5,070円 → 同 額

(10) 児童用採暖費

区 分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
児童養護施設等	6,820円	5,220円	3,380円	2,520円	1,260円
乳 児 院	7,210円	5,660円	3,590円	2,620円	1,260円
母子生活視線施設等	1,130円	960円	590円	380円	190円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

- (11) 就職支度費 1件当たり 79,000円 → 同 額  
特別基準 1件当たり 137,510円 → 189,510円  
※正規雇用以外の場合でも支弁して差し支えないこととする。

- (12) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり 79,000円 → 同 額  
特別基準 1件当たり 137,510円 → 189,510円

- (13) 葬祭費 1件当たり 153,900円 → 同 額

- (14) 里親手当 児童1人目月額 72,000円 → 同 額

- (15) 専門里親手当 児童1人目月額 123,000円 → 同 額

- (16) 一時保護委託費(新規) 一時保護委託児童1人当たり日額 2,360円

- (17) 児童養護施設分園型自活訓練事業  
1施設当たり年額 4,665,000円 → 4,695,000円

(18) 家族療法事業費

(情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設)

実施延家族数が年間125家族以上

1施設当たり年額 1,998,000円 → 2,000,000円

実施延家族数が年間125家族未満

1施設当たり年額 999,000円 → 1,000,000円

3. その他

(1) 平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われた。

児童入所施設徴収金の算定にあたっては、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応することとしたため、児童入所施設徴収金基準額表の備考欄を改正した。

(2) 障害児支援施策の見直しに伴い、児童入所施設徴収金基準額表及び一時保護委託に係る施設名称等の変更を行った。

(3) 「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」に職員配置基準の引上げを反映させる省令改正は、平成25年4月1日施行として、5月日途で行う方向で検討中であるので、各自治体におかれては、条例委任化された最低基準への反映をお願いする。

なお、公設民営の施設で指定管理者制度を導入し、複数年契約としている場合においては、基本的人員配置の引上げや、必要な加算職員の配置に対応した契約の見直しについて、配慮をお願いしたい。

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続きについての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>厚生省発児第86号の2 平成11年4月30日</p> <p>厚生省発児第91号の2 厚生労働省発児第314号の2 厚生労働省発児第1111003号 厚生労働省発児第1222001号の2 厚生労働省発児第0716001号の2 厚生労働省発児第0627002号 厚生労働省発児第0306004号 厚生労働省発児第0629005号</p> <p>都道府県知事 指定都市の市長 各 中核市の市長</p> <p>厚生事務次官</p>	<p>厚生省発児第86号の2 平成11年4月30日</p> <p>厚生省発児第91号の2 厚生労働省発児第314号の2 厚生労働省発児第1111003号 厚生労働省発児第1222001号の2 厚生労働省発児第0716001号の2 厚生労働省発児第0627002号 厚生労働省発児第0306004号 厚生労働省発児第0629005号</p> <p>都道府県知事 指定都市の市長 各 中核市の市長</p> <p>厚生事務次官</p>
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続きについて</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請、事業実績報告等の手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第79号）第5条、第12条及び第14条並びに補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第3条及び第8条の規定によるほかこの通知の定めるところにより行うこととしたので、その適正かつ迅速な事務処理を期されたく、通知する。</p> <p>なお、この通知は、平成11年度分の標記手続から適用するものとする。</p> <p>おつて、平成10年6月12日厚生省発児第105号の2「児童福祉法による措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等の国庫補助金の交付申請等の手続きについて」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度分以前の手続きについては、なお従前の例による。</p> <p>第1～第7 略</p> <p>様式第1号～様式第8号の付表B 略</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請等の手続きについて</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付申請、事業実績報告等の手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第79号）第5条、第12条及び第14条並びに補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第3条及び第8条の規定によるほかこの通知の定めるところにより行うこととしたので、その適正かつ迅速な事務処理を期されたく、通知する。</p> <p>なお、この通知は、平成11年度分の標記手続から適用するものとする。</p> <p>おつて、平成10年6月12日厚生省発児第105号の2「児童福祉法による措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等の国庫補助金の交付申請等の手続きについて」は廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度分以前の手続きについては、なお従前の例による。</p> <p>第1～第7 略</p> <p>様式第1号～様式第8号の付表B 略</p>

様式第8号の附表C

事業費支弁児童数月別集計表

現行

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費			見学旅行費			入進学支度金			特別育成費				夏季等特別行事費	児童用採暖費				
				小学生	中学生	特別支援学校	第6学年 小学校	第3学年 中学校	第3学年 特別支援学校	入学児童	第1学年 小学校	進学児童	第1学年 中学校	高等学校	国・公立	高等学校 私立		入学児童	第1学年 入学児童	旧5級地	旧4級地	旧3級地
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月																						
6月																						
7月																						
8月																						
9月																						
10月																						
11月																						
12月																						
1月																						
2月																						
3月																						
計																						

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

様式第8号の附表C

事業費支弁児童数月別集計表

改正後

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費							見学旅行費			入進学支度金			特別育成費					夏季等特別行事費	児童用採暖費					
				小学生	中学生	年入学児童	高等部第一学	特別支援学校	特別支援学校 得等特別加算	高等部資格取 得等特別加算	特別支援学校	第6学年 小学校	第3学年 中学校	第3学年 特別支援学校	入学児童	第1学年 小学校	進学児童	第1学年 中学校	高等学校	国・公立	高等学校 私立		入学児童	第1学年 入学児童	別加算 資格取得等特	旧5級地	旧4級地	旧3級地
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月																												
6月																												
7月																												
8月																												
9月																												
10月																												
11月																												
12月																												
1月																												
2月																												
3月																												
計																												

様式第8号の付表D

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算額市町村内訳書

現行

区分	実支出額	寄付金	実支出額から寄付金を控除した額 ①	支 弁 総 額							計 ②	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額) ③	徴収金④	差引国庫負担基本額 (③-④) ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	国庫負担金交付決定額⑦	国庫負担金受入済額⑧	要国庫負担額に対する受入済額の過不足額 ⑧-⑥=⑨	
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	医療費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他								過剰額	不足額
支 弁 市町村名																			
※ 〇〇市	母子生活支援施設																		
	助産施設																		
	計																		
合計 〇〇市町村	母子生活視線施設																		
	助産施設																		
	計																		

国庫負担金  
未受入額⑩

(記載上の注意)

- この表は、市町村長から提出された様式第10号の書類を審査し、適正額を確認しこれに基づいて作成すること。
- 同一市町村に種別の異なる2以上の施設がある場合にあっては、※欄のようにこれをまとめて記載すること。
- 「⑨」の欄の「過剰額」及び「不足額」についての「合計(〇〇市町村)」の「計」の欄には、「⑨」の欄の各市町村における「過剰額」又は「不足額」をそれぞれ縦に集計した額を記載するものとし、過不足を相殺することのないようにすること。
- 以上に掲げるもののほかに、この表の記載については、様式第10号の表の記載の注意の欄に定めるところによること。

様式第8号の付表D

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算額市町村内訳書

改正後

区分	実支出額	寄付金	実支出額から寄付金を控除した額 ①	支 弁 総 額							計 ②	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額) ③	徴収金④	差引国庫負担基本額 (③-④) ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	国庫負担金交付決定額⑦	国庫負担金受入済額⑧	要国庫負担額に対する受入済額の過不足額 ⑧-⑥=⑨	
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費								入院時食事療養費	児童用採暖費
支 弁 市町村名																			
※ 〇〇市	母子生活支援施設																		
	助産施設																		
	計																		
合計 〇〇市町村	母子生活視線施設																		
	助産施設																		
	計																		

国庫負担金  
未受入額⑩

(記載上の注意)

- この表は、市町村長から提出された様式第10号の書類を審査し、適正額を確認しこれに基づいて作成すること。
- 同一市町村に種別の異なる2以上の施設がある場合にあっては、※欄のようにこれをまとめて記載すること。
- 「⑨」の欄の「過剰額」及び「不足額」についての「合計(〇〇市町村)」の「計」の欄には、「⑨」の欄の各市町村における「過剰額」又は「不足額」をそれぞれ縦に集計した額を記載するものとし、過不足を相殺することのないようにすること。
- 以上に掲げるもののほかに、この表の記載については、様式第10号の表の記載の注意の欄に定めるところによること。

改正後

様式第 8 号の付表 E ～様式 9 号の付表 B 略

現行

様式第 8 号の付表 E ～様式 9 号の付表 B 略

様式第9号の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

現行

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費			見学旅行費			入進学支度金			特別育成費				夏季等特別行事費	児童用採暖費				
				小学生	中学生	特別支援学校	第6学年 小学校	第3学年 中学校	特別支援学校 第3学年	入学児童 第1学年 小学校	進学児童 第1学年 中学校	高等学校	国・公立	私立	入学児童 第1学年	旧5級地		旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域	
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
5月																						
6月																						
7月																						
8月																						
9月																						
10月																						
11月																						
12月																						
1月																						
2月																						
3月																						
計																						

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

様式第9号の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

改正後

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費							見学旅行費			入進学支度金			特別育成費					夏季等特別行事費	児童用採暖費				
				小学生	中学生	年入学児童 高等部第1学	特別支援学校	特別支援学校 得等特別加算	高等部資格取 得等特別加算	特別支援学校	第6学年 小学校	第3学年 中学校	特別支援学校 第3学年	入学児童 第1学年	進学児童 第1学年 小学校	第1学年 中学校	高等学校	国・公立	私立	入学児童 第1学年	別加算		資格取得等特 別加算	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月																											
6月																											
7月																											
8月																											
9月																											
10月																											
11月																											
12月																											
1月																											
2月																											
3月																											
計																											

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

改正後

様式第9号の2

現行

様式第9号の2

様式第9号の2の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算書

(単位：円)

現行

	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を 控除した額①	支 弁 総 額							国庫負担金の対象となる 支弁総額(①と②を比較し て少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額 (③-④) ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	付決定額⑦	国庫負担金 受入済額⑧	要国庫負担額 に対する受入 済額の過不足額 ⑧	未受入額 ⑦-	国庫負担金 ⑧
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算	医療費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他									
母子生活支援施設																			
助産施設																			
計																			

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第9号の2の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算書

(単位：円)

改正後

	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を 控除した額①	支 弁 総 額							国庫負担金の対象となる 支弁総額(①と②を比較し て少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額 (③-④) ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1-2) ⑥	付決定額⑦	国庫負担金 受入済額⑧	要国庫負担額 に対する受入 済額の過不足額 ⑧	未受入額 ⑦-	国庫負担金 ⑧
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費									
母子生活支援施設																			
助産施設																			
計																			

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

様式第9号の2の付表B 略

現行

様式第9号の2の付表B 略

様式第9号の2の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

費目 月別	児童用採暖費				
	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
4月	人	人	人	人	人
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

(記載上の注意)

様式第8号の付表Cの「記載上の注意」に準じて記載すること。

現行

様式第9号の2の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

費目 月別	教育費	入進学支度金		特別育成費	児童用採暖費				
	年入学児童   高等部第一学   特別支援学校	入学児童   第一学年   小学校	進学児童   第一学年   中学校	入学児童   第一学年   高等学校	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計									

(記載上の注意)

様式第8号の付表Cの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

改正後

様式第9号の3～様式第9号の3の付表B 略

現行

様式第9号の3～様式第9号の3の付表B 略

様式第9号の3の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

現行

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費			見学旅行費			入進学支度金			特別育成費				夏季等特別行事費	児童用採暖費				
				小学生	中学生	特別支援学校	第6学年 小学校	第3学年 中学校	特別支援学校 第3学年	入学児童 小学校	第1学年 小学校	進学児童 第1学年 中学校	高等学校	国・公立	私立	入学児童 第1学年		旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
5月																						
6月																						
7月																						
8月																						
9月																						
10月																						
11月																						
12月																						
1月																						
2月																						
3月																						
計																						

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

様式第9号の3の付表C

事業費支弁児童数月別集計表

改正後

費用 月別	乳児院病虚弱 等児童加算費	被虐待児受入加算費	幼稚園費	教育費							見学旅行費			入進学支度金			特別育成費				夏季等特別行事費	児童用採暖費				
				小学生	中学生	年入学児童 高等部第一学 年	特別支援学校	特別支援学校 得等特別加算	高等部資格取 得等特別加算	特別支援学校	第6学年 小学校	第3学年 中学校	特別支援学校 第3学年	入学児童 第1学年 小学校	進学児童 第1学年 中学校	高等学校	国・公立	私立	入学児童 第1学年	別加算		資格取得等特 別加算	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月																										
6月																										
7月																										
8月																										
9月																										
10月																										
11月																										
12月																										
1月																										
2月																										
3月																										
計																										

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員等及び該当措置人員を記入すること。

改正後

様式第10号 略

現行

様式第10号 略

様式第10号の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算書 ○

(単位：円)

現行

	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支 弁 総 額							国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	国庫負担金	未受入額	
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算	医療費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他②							
母子生活支援施設														付国庫負担額⑦	受国庫負担額⑧	済額の過不足額⑧-⑥	要国庫負担額⑦-⑧
助産施設																	
計																	

(記載上の注意)  
様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第10号の付表A

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等  
国庫負担金精算書 ○

(単位：円)

改正後

	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支 弁 総 額							国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	国庫負担金	未受入額	
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算	教育費	入進学支度金	特別育成費	医療費							入院時食事療養費
母子生活支援施設														付国庫負担額⑦	受国庫負担額⑧	済額の過不足額⑧-⑥	要国庫負担額⑦-⑧
助産施設																	
計																	

(記載上の注意)  
様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

様式第10号の付表B～様式第13号の2 略

現行

様式第10号の付表B～様式第13号の2 略

様式第13号の2の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書

(単位：円)

現行

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を除いた額①	支弁総額							て支弁総額ない(①と②の額を比較)③	国庫負担金の対象となる④	徴収金	(差引)国庫負担基本額⑤	(同左に対する要国庫負担額)⑥	付国庫負担額⑦	受国庫負担額⑧	済額の過不足額⑧-⑥	未受入額⑦-⑧	国庫負担金
				事務費	一般生活費	虐待児受入加算費	教養費	入進学費	特別教育費	医療費										
変更前																				
変更後																				
差引額																				

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第13号の2の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書

(単位：円)

改正後

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を除いた額①	支弁総額							て支弁総額ない(①と②の額を比較)③	国庫負担金の対象となる④	徴収金	(差引)国庫負担基本額⑤	(同左に対する要国庫負担額)⑥	付国庫負担額⑦	受国庫負担額⑧	済額の過不足額⑧-⑥	未受入額⑦-⑧	国庫負担金
				事務費	一般生活費	虐待児受入加算費	教養費	入進学費	特別教育費	医療費										
変更前																				
変更後																				
差引額																				

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

様式第13号の3～様式第14号 略

現行

様式第13号の3～様式第14号 略

様式第14号の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書

(単位：円)

現行

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額							支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	付国庫決定額⑦	受国庫負担額⑧	済対国の過不足額⑧-⑥	未受入額⑦-⑧	国庫負担金	
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教養費	入院時食事療養費	医療費	児童用採暖費											その他②
○施設	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				
計	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第14号の付表

平成 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額変更内訳書

(単位：円)

改正後

施設種別	実支出額	寄付金	実支出から寄付金を控除した額①	支弁総額							支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	付国庫決定額⑦	受国庫負担額⑧	済対国の過不足額⑧-⑥	未受入額⑦-⑧	国庫負担金		
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教養費	入院時食事療養費	医療費	児童用採暖費											その他②	
○施設	変更前																					
	変更後																					
	差引額																					
計	変更前																					
	変更後																					
	差引額																					

(記載上の注意) 様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

改正後

様式第15号 略

現行

様式第15号 略

様式第15号の付表

平成

年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別変更内訳書

(単位：円)

現行

区分 施設種別	実支出額	寄附金	控除した額①	支弁総額								国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	付国庫決定額⑦	受国庫入庫済負担額⑧	済額の過不足額⑧-⑥	要国庫負担額	未受入額⑦-⑧	国庫負担金
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	医療費	入院時食事療養費	児童用採暖費	その他②											
○ 施設	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				
○ 市	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				
合計	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

様式第15号の付表

平成

年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金精算額市町村別変更内訳書

(単位：円)

改正後

区分 施設種別	実支出額	寄附金	控除した額①	支弁総額								国庫負担金の対象となる支弁総額(①と②を比較して少ない方の額)③	徴収金④	差引国庫負担基本額(③-④)⑤	同左に対する要国庫負担額(⑤×1-2)⑥	付国庫決定額⑦	受国庫入庫済負担額⑧	済額の過不足額⑧-⑥	要国庫負担額	未受入額⑦-⑧	国庫負担金
				事務費	一般生活費	被虐待児受入加算費	教 育 費	入 進 学 支 度 金	特 別 育 成 費	医 療 費	入 院 時 食 事 療 養 費										
○ 施設	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				
○ 市	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				
合計	変更前																				
	変更後																				
	差引額																				

(記載上の注意)

様式第8号の付表Aの「記載上の注意」に準じて記載すること。

別紙 措置費等（運営費）支弁台帳についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児 発 第 3 6 5 号 平成10年5月1日</p> <p>[一部改正]平成11年4月30日 児 発 第 4 1 7 号 平成12年5月19日 児 発 第 5 2 0 号 平成13年8月2日 雇 児 発 第 5 0 7 号 平成14年11月11日 雇 児 発 第 1 1 1 1 0 0 4 号 平成15年12月22日 雇 児 発 第 1 2 2 2 0 0 6 号 平成16年6月10日 雇 児 発 第 0 6 1 0 0 0 2 号 平成16年12月3日 雇 児 発 第 1 2 0 3 0 0 3 号 平成17年1月4日 雇 児 発 第 0 1 0 4 0 0 2 号 平成17年6月1日 雇 児 発 第 0 6 0 1 0 0 4 号 平成18年6月27日 雇 児 発 第 0 6 2 7 0 1 0 号 平成19年2月1日 雇 児 発 第 0 2 0 1 0 0 2 号 平成21年6月29日 雇 児 発 第 0 6 2 9 0 0 1 号の9 平成22年4月12日 雇 児 発 第 0 4 1 2 第 6 号 平成24年※月※日 雇 児 発 第 ※※第 ※※号</p>	<p>児 発 第 3 6 5 号 平成10年5月1日</p> <p>[一部改正]平成11年4月30日 児 発 第 4 1 7 号 平成12年5月19日 児 発 第 5 2 0 号 平成13年8月2日 雇 児 発 第 5 0 7 号 平成14年11月11日 雇 児 発 第 1 1 1 1 0 0 4 号 平成15年12月22日 雇 児 発 第 1 2 2 2 0 0 6 号 平成16年6月10日 雇 児 発 第 0 6 1 0 0 0 2 号 平成16年12月3日 雇 児 発 第 1 2 0 3 0 0 3 号 平成17年1月4日 雇 児 発 第 0 1 0 4 0 0 2 号 平成17年6月1日 雇 児 発 第 0 6 0 1 0 0 4 号 平成18年6月27日 雇 児 発 第 0 6 2 7 0 1 0 号 平成19年2月1日 雇 児 発 第 0 2 0 1 0 0 2 号 平成21年6月29日 雇 児 発 第 0 6 2 9 0 0 1 号の9 平成22年4月12日 雇 児 発 第 0 4 1 2 第 6 号</p>
<p>都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 の 市 長 殿 各 中 核 市 の 市 長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>措置費等（運営費）支弁台帳について</p>	<p>都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 の 市 長 殿 各 中 核 市 の 市 長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>措置費等（運営費）支弁台帳について</p>
<p>児童入所施設措置費等国庫負担金及び保育所運営費国庫負担金（以下、措置費等（運営費）という。）の経理事務の処理に関しては従来から格段のご協力を煩わし ているところであるが、今般、措置費等（運営費）支弁台帳について次のおり改 正し、平成10年度の措置費等（運営費）の経理事務から施行することとしたので、 これが円滑に実施されるよう期せられたく通知する。 おって、平成9年5月28日児発第374号の5本職通知「措置費支弁台帳について 」は廃止する。 ただし、平成9年度以前までの経理事務については、なお従前の例によるものと する。</p>	<p>児童入所施設措置費等国庫負担金及び保育所運営費国庫負担金（以下、措置費等 （運営費）という。）の経理事務の処理に関しては従来から格段のご協力を煩わし ているところであるが、今般、措置費等（運営費）支弁台帳について次のおり改 正し、平成10年度の措置費等（運営費）の経理事務から施行することとしたので、 これが円滑に実施されるよう期せられたく通知する。 おって、平成9年5月28日児発第374号の5本職通知「措置費支弁台帳について 」は廃止する。 ただし、平成9年度以前までの経理事務については、なお従前の例によるものと する。</p>

改正後

第1～第3 略

別表第1号様式～第6号様式 略

現行

第1～第3 略

別表第1号様式～第6号様式 略



改正後

価又は非常勤単価)、学習指導加算、基幹的職員加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算の加算額が支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で5段にその額を記載し、ファミリーホームの学習指導加算の加算額、第三者評価受審費加算及び賃借費加算の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で3段にその額を記載し、自立援助ホームの第三者評価受審費加算及び賃借費加算の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で2段にその額を適宜記載すること。

また、ボイラー技士雇上費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費及び入所児童(者)処遇特別加算費を支弁したときは、その額を該欄下段に別掲すること。なお、「支弁率」の欄には、当該施設に対し2以上の支弁義務者があり、支弁率に基づいて事務費の支弁が行われている場合にのみ記載すること。

(7)～(15) 略

3 略

第2～第3 略

現行

加算の順に7段にその額を記載し、情緒障害児短期治療施設の家庭支援専門相談員加算、個別対応職員雇上費加算、学習指導加算、基幹的職員加算及び小規模グループケア担当職員加算の加算額が支弁が行われているときは、一般分の下段に家庭支援専門相談員加算、個別対応職員雇上費加算、学習指導加算、基幹的職員加算及び小規模グループケア担当職員加算の額を記載し、また、児童自立支援施設の家庭支援専門相談員加算及び個別対応職員雇上費加算、学習指導加算、基幹的職員加算及び小規模グループケア担当職員加算の加算額が支弁が行われているときは、一般分の下段に学習指導加算の2段にその額を記載し、ファミリーホームの学習指導加算の加算額が支弁が行われているときは、一般分の下段に学習指導加算の2段にその額を記載すること。

また、ボイラー技士雇上費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費及び入所児童(者)処遇特別加算費を支弁したときは、その額を該欄下段に別掲すること。なお、「支弁率」の欄には、当該施設に対し2以上の支弁義務者があり、支弁率に基づいて事務費の支弁が行われている場合にのみ記載すること。

(7)～(15) 略

3 略

第2～第3 略

別紙 「児童福祉施設（児童家庭局所管）における施設機能強化推進費について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童第450号 昭和62年5月20日</p> <p>[一部改正]昭和63年4月7日 平成元年5月29日 平成2年6月7日 平成4年4月10日 平成5年4月9日 平成6年6月29日 平成7年4月3日 平成8年6月24日 平成9年5月28日 平成10年6月12日 平成11年4月1日 平成11年4月30日 平成12年5月19日 平成13年8月2日 平成14年11月11日 平成15年5月23日 平成16年7月16日 平成17年6月1日 平成17年10月28日 平成18年6月27日 平成19年7月25日 平成20年6月12日 平成21年6月29日 平成22年5月18日 平成23年6月17日 平成※年※月※日 雇児発第321号 雇児発第390号の3 雇児発第475号の5 雇児発第382号の7 雇児発第331号の7 雇児発第639号の4 雇児発第371号の7 雇児発第618号の7 雇児発第375号 雇児発第457号 雇児発第321号 雇児発第418号 雇児発第520号の2 雇児発第507号の2 雇児発第1111005号 雇児発第0523004号の2 雇児発第0716004号 雇児発第0601005号 雇児発第1028005号の2 雇児発第0627009号 雇児発第0725001号の6 雇児発第0612014号の5 雇児発第0629001号の5 雇児発0518第5号 雇児発0617第17号 雇児発※第※号</p>	<p>児童第450号 昭和62年5月20日</p> <p>[一部改正] 昭和63年4月7日 平成元年5月29日 平成2年6月7日 平成4年4月10日 平成5年4月9日 平成6年6月29日 平成7年4月3日 平成8年6月24日 平成9年5月28日 平成10年6月12日 平成11年4月1日 平成11年4月30日 平成12年5月19日 平成13年8月2日 平成14年11月11日 平成15年5月23日 平成16年7月16日 平成17年6月1日 平成17年10月28日 平成18年6月27日 平成19年7月25日 平成20年6月12日 平成21年6月29日 平成22年5月18日 平成23年6月17日 雇児発第321号 雇児発第390号の3 雇児発第475号の5 雇児発第382号の7 雇児発第331号の7 雇児発第639号の4 雇児発第371号の7 雇児発第618号の7 雇児発第375号 雇児発第457号 雇児発第321号 雇児発第418号 雇児発第520号の2 雇児発第507号の2 雇児発第1111005号 雇児発第0523004号の2 雇児発第0716004号 雇児発第0601005号 雇児発第1028005号の2 雇児発第0627009号 雇児発第0725001号の6 雇児発第0612014号の5 雇児発第0629001号の5 雇児発0518第5号 雇児発0617第17号 雇児発0617第17号</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p>

改正後

児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について

略

現行

児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について

略

改正後

現行

別紙

別紙

施設機能強化推進費実施要綱

施設機能強化推進費実施要綱

第1 目的

児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時の備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。

第1 目的

児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時の備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。

第2 一般事業

1・2 略

3 加算の方法等

事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。  
なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。

第2 一般事業

1・2 略

3 加算の方法等

事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。  
なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。

また、当該施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準(以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合には、当該施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準(以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和28年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

おつて、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。

(1)～(3) 略

4・5 略

おつて、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。

(1)～(3) 略

4・5 略

第3 特別事業

1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。)

(1) 事業の内容等

ア 略

イ 対象施設等

分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。  
都道府県及び指定都市民生主官部(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

第3 特別事業

1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。)

(1) 事業の内容等

ア 略

イ 対象施設等

分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。  
都道府県及び指定都市民生主官部(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

(7)～(9) 略

(エ) 分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設に移行できない場合のみを

(7)～(9) 略

(エ) 同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認め

改正後

対象とすること。

(ウ) 略

ウ～オ 略

(2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、1施設当たり年額4,695,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。

イ 略

2 家族療法事業

(1) 略

(2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。

(7) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 2,000,000円

(4) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 1,000,000円

イ 略

3～4 略

現行

られないこと。

(ウ) 略

ウ～オ 略

(2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、1施設当たり年額4,665,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。

イ 略

2 家族療法事業

(1) 略

(2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。

(7) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 1,998,000円

(4) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 999,000円

イ 略

3～4 略

改正後

第4 報告等  
 1 本事業の経理は、平成23年7月27日雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」により行う（ただし、平成27年3月31日までの間は、引き続き「平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知「社会福祉法人会計基準の制定について」等により行うことができる。）ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

2～4 略

別表 略

別紙様式 1～5 略

現行

第4 報告等  
 1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を営営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」により行う（ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。）ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

2～4 略

別表 略

別紙様式 1～5 略

改正後

別添

- 1 延長保育促進事業実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所  
(平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 2 一時預かり事業実施保育所(平成23年9月30日雇児発0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援策交付金の交付対象事業等について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)  
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。
- 3 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児・病後児保育自主事業実施保育所(平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 4 乳児が3人以上入所している保育所  
(4月及び5月の初日において乳児が3人以上入所していること。)

現行

別添

- 1 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所  
(平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 2 一時預かり事業実施保育所(平成20年11月28日雇児発1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)  
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。
- 3 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児・病後児保育自主事業実施保育所(平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 4 乳児が3人以上入所している保育所  
(4月及び5月の初日において乳児が3人以上入所していること。)

別紙 「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における入所児童（者）処遇特別加算費について」の一部改正新旧対照表（案）

現行

改正後

<p>改正後</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長</p> <p>殿</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 入所児童（者）処遇特別加算費について</p> <p>略</p>	<p>現行</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長</p> <p>殿</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 入所児童（者）処遇特別加算費について</p> <p>略</p>
<p>児童第475号の6 平成2年6月7日</p> <p>〔一部改正〕 平成3年4月11日 平成5年4月9日 平成6年4月18日 平成7年4月3日 平成8年6月24日 平成9年5月28日 平成10年6月12日 平成11年4月30日 平成12年5月19日 平成15年5月23日 平成17年10月28日 平成18年6月27日 平成19年7月25日 平成20年2月6日 平成20年6月12日 平成21年6月29日 平成22年5月18日 <u>平成※年※月※日</u> <u>雇児発※第※号</u></p> <p>児童第360号の7 児童第331号の6 児童第443号の5 児童第371号の10 児童第618号の8 児童第375号の4 児童第457号の3 児童第418号の2 児童第520号の3 雇児発第0523004号の1 雇児発第1028006号の1 雇児発第0627011号 雇児発第0725001号の7 雇児発第0206002号の6 雇児発第0612014号の7 雇児発第0629001号の6 雇児発0518第6号</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 入所児童（者）処遇特別加算費について</p> <p>略</p>	<p>児童第475号の6 平成2年6月7日</p> <p>〔一部改正〕 平成3年4月11日 平成5年4月9日 平成6年4月18日 平成7年4月3日 平成8年6月24日 平成9年5月28日 平成10年6月12日 平成11年4月30日 平成12年5月19日 平成15年5月23日 平成17年10月28日 平成18年6月27日 平成19年7月25日 平成20年2月6日 平成20年6月12日 平成21年6月29日 平成22年5月18日 雇児発0518第6号</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 入所児童（者）処遇特別加算費について</p> <p>略</p>

改正後

現行

別紙

別紙

入所児童（者）処遇特別加算費実施要綱

入所児童（者）処遇特別加算費実施要綱

1～3 略

1～3 略

4 加算対象職員等の要件

4 加算対象職員等の要件

加算の対象となる職員等は、次に掲げる要件を満たしていること。  
ただし、保育所の職員等については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び  
、保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所が雇用する職員であることを前提要件と  
する。

加算の対象となる職員等は、次に掲げる要件を満たしていること。  
ただし、保育所の職員等については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び  
、保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所が雇用する職員であることを前提要件と  
する。

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

(4) 当該施設において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われていること。

(4) 当該施設において、「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われていること。

5・6 略

5・6 略

別紙様式1・2 略

別紙様式1・2 略

改正後

別添

- 1 延長保育促進事業実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所  
(平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
  - 2 一時預かり事業実施保育所(平成23年9月30日雇児発0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)  
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。
- 3・4 略

現行

別添

- 1 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所  
(平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
  - 2 一時預かり事業実施保育所(平成20年11月28日雇児発1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)  
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。
- 3・4 略

別紙 「児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>各都道府都核市市 児童相談所設置市 民生主管部（局）長殿</p> <p>〔一部改正〕平成23年6月17日 雇児福発第0617第1号 平成24年※月※日 雇児福発※※第※号</p> <p>雇児福発第0110001号 平成19年1月10日</p> <p>厚生省児童家庭局福祉課長</p> <p>児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について</p> <p>児童入所施設の定員と現員との階差の是正措置については、従来から格段のご配慮をいただいているところであるが、今般、雇用均等・児童家庭局所管の児童入所施設においては、事務費の保護単価の特例措置基準等について次のように取り扱うこととし、平成23年4月から適用するの で、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、昭和37年4月3日児企第13号通知「児童入所施設の定員と現員との開差の是正措置の円滑なる実施について」及び昭和47年4月22日児企第15号通知「児童入所施設の事務費の保護単価の特例措置基準の運用について」にかかわらず雇用均等・児童家庭局所管施設については本通知を適用するものとし、また、平成16年12月2日雇児福発第1202002号通知「児童入所施設における事務費の保護単価の特例措置基準等について」は本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>ただし、平成17年度以前の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 10月計算の適用について 暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県知事等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状況を勘案して適用するものであることから、一律に10月計算を適用することは認められない。また、12月計算でも繰越金や 人件費積立金等の活用により、児童等の処遇の低下を招かないと判断される場合においては、10月計算を適用することは認められない。</p>	<p>各都道府都核市市 児童相談所設置市 民生主管部（局）長殿</p> <p>〔一部改正〕平成23年6月17日 雇児福発第0617第1号</p> <p>雇児福発第0110001号 平成19年1月10日</p> <p>厚生省児童家庭局福祉課長</p> <p>児童入所施設における事務費の保護単価の特例基準等について</p> <p>児童入所施設の定員と現員との階差の是正措置については、従来から格段のご配慮をいただいているところであるが、今般、雇用均等・児童家庭局所管の児童入所施設においては、事務費の保護単価の特例措置基準等について次のように取り扱うこととし、平成23年4月から適用するの で、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、昭和37年4月3日児企第13号通知「児童入所施設の定員と現員との開差の是正措置の円滑なる実施について」及び昭和47年4月22日児企第15号通知「児童入所施設の事務費の保護単価の特例措置基準の運用について」にかかわらず雇用均等・児童家庭局所管施設については本通知を適用するものとし、また、平成16年12月2日雇児福発第1202002号通知「児童入所施設における事務費の保護単価の特例措置基準等について」は本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>ただし、平成17年度以前の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 10月計算の適用について 暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県知事等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状況を勘案して適用するものであることから、一律に10月計算を適用することは認められない。また、12月計算でも繰越金や 人件費積立金等の活用により、児童等の処遇の低下を招かないと判断される場合においては、10月計算を適用することは認められない。</p>

改正後

なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、第1に該当するものとして取扱うこととする。  
 その上で、①については、下記のいずれかの算式によって差し支えないものとし、これに該当する場合は当省の包括的承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。  
 また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとするが、本事例の場合は第1に基づき特例措置に関する協議を当省に対して行うこと。

- ① 例えは年度のはじめに特に児童数が減少する施設や、自立援助ホームにおいて、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。
- ② 暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要となるもの。

(算式1) ～ (算式4) 略

第3 乳児院の職員定数（看護師、保育士、児童指導員）の計算方法について（「定員又は暫定定員」－「その月初日の2歳児及び3歳以上児の現員」）÷1.6＋「その月初日の2歳児の現員」÷2＋「その月初日の3歳以上児の現員」÷4＝職員定数（ただし、端数が生じるときは年齢別にそれぞれ小数点第1位まで計算し（小数点第2位以下切捨）、合算した値の小数点第1位を四捨五入する。）

現行

なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、第1に該当するものとして取扱うこととする。

その上で、①については、下記のいずれかの算式によって差し支えないものとし、これに該当する場合は当省の包括的承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。  
 また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとするが、本事例の場合は第1に基づき特例措置に関する協議を当省に対して行うこと。

- ① 例えは児童養護施設や乳児院において年度のはじめに特に児童数が減少するものや、自立援助ホームにおいて、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。
- ② 暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要となるもの。

(算式1) ～ (算式4) 略

第3 乳児院の職員定数（看護師、保育士、児童指導員）の計算方法について（「定員又は暫定定員」－「その月初日の2歳児及び3歳以上児の現員」）÷1.7＋「その月初日の2歳児の現員」÷2＋「その月初日の3歳以上児の現員」÷4＝職員定数（ただし、端数が生じるときは年齢別にそれぞれ小数点第1位まで計算し（小数点第2位以下切捨）、合算した値の小数点第1位を四捨五入する。）

別紙 「年長児童に対する処遇体制の強化について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>雇用発第0612014号の6 平成20年6月12日</p> <p>[一部改正]平成21年6月29日 雇用発第0629001号の8 <u>平成※年※月※日 雇用発※※第※号</u></p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>年長児童に対する処遇体制の強化について</p> <p>標記については、平成10年6月25日雇用発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年4月より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、別紙により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。</p> <p>なお、平成10年6月25日雇用発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 実施施設</p> <p>(1) 指導員を配置する施設は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設であって次に掲げる施設に限るものとする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p>	<p>雇用発第0612014号の6 平成20年6月12日</p> <p>[一部改正]平成21年6月29日 雇用発第0629001号の8</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>年長児童に対する処遇体制の強化について</p> <p>標記については、平成10年6月25日雇用発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年4月より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、別紙により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。</p> <p>なお、平成10年6月25日雇用発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 実施施設</p> <p>(1) 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設であって次に掲げる施設に限るものとする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p>

(別紙) 「教護院入所児童の高等学校進学<sup>の取扱いについて</sup>」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>各</p> <p>【一部改正】平成24年※月※日雇児発 ※ 第※号</p> <p>児童第2655号の7 平成元年4月10日</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童自立支援施設入所児童の高等学校進学<sup>の取扱いについて</sup></p> <p>児童の福祉の向上については、かねてから特段の御配慮を煩わしているところであるが、児童自立支援施設入所児童の社会的自立の促進を図るため、平成元年度から<u>児童自立支援施設入所児童</u>についても、高等学校進学に要する費用（特別育成費）を支弁の対象とすることとし、併せて年長児童の支援体制の整備を図ることとしたので、下記の事項に留意の上、管下の児童相談所等関係機関及び<u>児童自立支援施設</u>等に対して周知徹底を図り、適切な実施に努められたい。</p> <p>記</p> <p>1 趣旨 児童自立支援施設は、家庭環境等の影響を受け非行傾向を示す児童等に対して、その状況に応じた自立支援を行うことを目的としている。 また、児童自立支援施設においては、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の児童の育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援の充実が重要である。 このため、高等学校進学を希望するものの、措置を解除して家庭から高等学校へ通うには未だ不安がある場合、家庭環境の改善調整になお一定の期間を要する場合又は児童養護施設、里親等への措置変更を行うには困難な状態である場合等に、一定期間、児童自立支援施設における支援を継続しつつ、児童を高等学校に通わせることにより、その社会的自立に資することを目的として特別</p>	<p>都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>各</p> <p>児童第2655号の7 平成元年4月10日</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>教護院入所児童の高等学校進学<sup>の取扱いについて</sup></p> <p>児童の福祉の向上については、かねてから特段の御配慮を煩わしているところであるが、<u>教護院入所児童</u>の社会的自立の促進を図るため、平成元年度から<u>教護院入所児童</u>についても、高等学校進学に要する費用（特別育成費）を支弁の対象とすることとし、併せて年長児童の処遇体制の整備を図ることとしたので、下記の事項に留意の上、管下の児童相談所等関係機関及び<u>教護院</u>等に対して周知徹底を図り、適切な実施に努められたい。</p> <p>記</p> <p>1 趣旨 教護院は家庭環境等の影響を受け非行傾向を示す児童の<u>教育保護</u>を行い、<u>非行性を除く</u>ことを目的としている。 <u>非行行動は家庭、地域、学校における不適応行動として現われることが多いことから、教護院においては児童本人の性向改善の援助に加え、家庭復帰又は社会的自立を円滑に進めるための処遇の充実が重要である。</u> このため、高等学校進学を希望するものの、措置を解除して家庭から高等学校へ通うには未だ不安がある場合、家庭環境の改善調整になお一定の期間を要する場合又は<u>養護施設、里親等への措置変更を行うには困難な状態である場合等に、一定期間、教護院における指導を継続しつつ、児童を高等学校に通わせることにより、その社会的自立に資することを目的として特別育成費を支弁す</u></p>

旧	新
<p>るものとし、併せて年長児童の<u>処遇体制</u>の一層の整備を図るものとする。</p> <p>2 対象期間 特別育成費の支弁の対象とする期間は、<u>高等学校入学時から家庭復帰又は養護施設、里親等への措置変更が行われるまでのおおむね6か月程度とする。</u></p> <p>3 実施方法 (1) 年長児童の<u>処遇計画</u> ア 教護院長は、<u>中学3年時の遅くとも2学期中に、関係中学校の協力を得て卒業後の進路指導を行うとともに、児童相談所長と協議し、進学、就職、家庭復帰又は養護施設、里親等への措置変更に向けての<u>処遇計画</u>を定めるものとする。</u> イ 前項の協議を受けた児童相談所長は、<u>各児童の進学、就職、家庭復帰又は養護施設、里親等への措置変更を円滑に進めるための指導に積極的に取り組むものとする。</u> ウ 教護院長は、<u>児童が高等学校進学を希望する場合には、それに対応する指導体制をとるとともに、高等学校進学について、関係中学校の理解と協力を得るよう努めるものとする。</u> (2) 高等学校進学児童への対応 ア 教護院長は、<u>教護院から高等学校に通うこととなった児童に関して、速やかに児童相談所長と協議し、高等学校入学時からおおむね6か月間の<u>処遇計画</u>を定めるものとする。</u> イ 児童相談所長及び教護院長は、<u>児童が高校生活に円滑に対応できよう指導の強化を図るとともに、家庭復帰又は養護施設、里親等への措置変更が可能となるよう努めること。</u> ウ 教護院長は、<u>児童が高等学校へ進学し6か月が経過した時点で、当該児童を取り巻く状況等が未だ改善されず、引き続き教護院に在所させ、高等学校に通わせることが必要と認められる場合には、措置の継続についてその後のおおむね6か月間の<u>処遇計画</u>を添えて児童相談所長に協議を行うものとする。</u></p> <p>4 実施に当たった<u>留意事項</u> (1) 従来から<u>教護院</u>においては、<u>情緒の安定や基本的な生活習慣の確立を目的とした生活指導、学力の遅れを取り戻し増進させるための<u>学科技術指導</u>及び<u>職業への興味関心を助長する職業指導</u>が重点的に行われてきたが、さらに<u>高等学校進学に対する意欲を増進させる指導を充実させる必要があること。</u> (2) 教護院長は、<u>高等学校通学児童と他の入所児童との生活形態が異なることについて、その<u>処遇</u>に十分配慮すること。</u></u></p>	<p>育成費を支弁するものとし、併せて年長児童の<u>支援体制</u>の一層の整備を図るものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 実施方法 (1) 年長児童の<u>自立支援計画</u> ア 児童自立支援施設の長（以下「施設長」という。）は、<u>中学3年時の遅くとも2学期中に、関係中学校の協力を得て卒業後の進路支援を行うとともに、児童相談所長と協議し、進学又は就職の進路及び家庭復帰若しくは児童養護施設、里親等への措置変更又は児童自立支援施設での措置継続に向けての<u>自立支援計画</u>を定めるものとする。</u> イ 前項の協議を受けた児童相談所長は、<u>これらを円滑に進めるための指導に積極的に取り組むものとする。</u> ウ 施設長は、<u>児童が高等学校進学を希望する場合には、それに対応する支援体制をとるとともに、高等学校進学について、関係中学校の理解と協力を得るよう努めるものとする。</u> (2) 高等学校進学児童への対応 ア 施設長は、<u>児童自立支援施設から高等学校に通うこととなった児童に関して、速やかに児童相談所長と協議し、自立支援計画を定めるものとする。</u> イ 児童相談所長及び施設長は、<u>児童が高校生活に円滑に対応できよう支援の強化を図るとともに、家庭復帰又は児童養護施設、里親等への措置変更が可能となるよう努めること。</u> ウ 施設長は、<u>児童が高等学校へ進学した後、定期的に自立支援計画を見直しこととし、当該児童を取り巻く状況等が未だ改善されず、引き続き児童自立支援施設に在所させ、高等学校に通わせることが必要と認められる場合には、保護者の理解と協力を得て、児童相談所等の関係機関に協議を行うものとする。</u></p> <p>3 実施に当たった<u>留意事項</u> (1) 従来から<u>児童自立支援施設</u>においては、<u>情緒の安定や基本的な生活習慣の確立を目的とした生活支援、学力の遅れを取り戻し増進させるための<u>学習支援</u>及び<u>職業への興味関心を助長する職業支援</u>が重点的に行われてきたが、さらに<u>高等学校進学に対する意欲を増進させる支援を充実させる必要があること。</u> (2) 施設長は、<u>高等学校通学児童と他の入所児童との生活形態が異なることについて、その<u>支援</u>に十分配慮すること。</u></u></p>

新	旧
<p>(3) 児童相談所長及び施設長は児童の高等学校進学に際し、児童の福祉を損なうことのないよう配慮を行うとともに、関係者への理解を求めよう努めること。</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) 児童相談所長及び教護院長は児童の高等学校進学に際し、児童の福祉を損なうことのないよう<u>慎重な配慮</u>を行うとともに、関係者への理解を求めよう努めること。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) <u>教護院長は、義務教育期間中に退所が可能な児童については、関係中学校の理解と協力を得て、その復学に支障のないよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>教護院長は、学齢を超過した児童については、3の(2)と同様に処遇計画を定め、また、児童の状況に応じて積極的に外部の事業所等に委託して職業指導を行うなど、社会的自立に向けての指導の充実に努めること。</u></p> <p>(3) <u>教護院長は、教護院を退所した児童のアフターケアについて特段の配慮をすること。</u></p> <p>6 <u>適用期日等</u> この取扱いは平成元年4月1日から適用するものとし、その際、現に高等学校に在学している児童についても対象として差し支えないが、<u>処遇計画の策定等については3の実施方法に準じて行うものとする。</u></p>

(別紙)「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設)における特別生活指導費」の交付の取扱いについて」の一部改正 新旧対照表(案)

新	旧
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>殿</p> <p>〔一部改正〕平成24年※月※日雇児発 ※ 第※号</p> <p>雇児発0617第16号 平成23年6月17日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設)における特別生活指導費)の交付の取扱いについて</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。)については、本日付厚生労働省発雇児0617第5号をもって一部改正が行われたところであるが、今般、母子生活支援施設における特別生活指導費の交付の取扱いについて下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>記</p> <p>特に保護が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核都市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へその旨の申請を行い、次により都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県、指定都市及び中核市の民生主官部(局)長は、特別生活指導費加算分保護単価の適用申請及び施設及び施設指定状況について、当該年度における適用報告の4月末日までに別紙様式1により、また、当該年度における適用報告について、翌年度の課長あて報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県等が案例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 及び(3)(略)</p> <p>(4) 母子支援員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げる定数を満たし、かつ、それ以外に母子支援員が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(5)(略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>殿</p> <p>雇児発0617第16号 平成23年6月17日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設)における特別生活指導費)の交付の取扱いについて</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。)については、本日付厚生労働省発雇児0617第5号をもって一部改正が行われたところであるが、今般、母子生活支援施設における特別生活指導費の交付の取扱いについて下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>記</p> <p>特に保護が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核都市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へその旨の申請を行い、次により都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県、指定都市及び中核市の民生主官部(局)長は、特別生活指導費加算分保護単価の適用申請及び施設及び施設指定状況について、当該年度における適用報告の4月末日までに別紙様式1により、また、当該年度における適用報告について、翌年度の課長あて報告すること。</p> <p>(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 及び(3)(略)</p> <p>(4) 母子支援員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げる定数を満たし、かつ、それ以外に母子指導員が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(5)(略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>

別紙様式2

平成 年 月 日  
番 号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長  
中核市

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分  
保護単価適用報告について

標記について、平成 年 月 日雇児発 第 号厚生労働省雇用均等・  
児童家庭局長通知に基づき報告する。

1. 平成 年度特別生活指導費加算分保護単価適用施設

所管母子生活支援施設数	うち保護単価適用施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったものうち、保護単価の適用を受けた施設の数を記入す  
ること。

2. 平成 年度母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書

.....別紙

別紙様式2

平成 年 月 日  
番 号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長  
中核市

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分  
保護単価適用報告について

標記について、平成 年 月 日雇児発 第 号厚生労働省雇用均等・  
児童家庭局長通知に基づき報告する。

1. 平成 年度特別生活指導費加算分保護単価適用施設

所管母子生活支援施設数	うち保護単価適用施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったものうち、保護単価の適用を受けた施設の数を記入す  
ること。

2. 平成 年度母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書

.....別紙

母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書

1. 指定する施設の状況

施設名	設置主体	経営主体	(暫定定員)定員	暫定定員設定年月日	適用年月日	職員の状況							
						施設長	母子指導員	保育士	少年指導員兼事務員	調理員等	嘱託医	計	
			( )	平成 年 月 日	平成 年 月 日	定数							
						現員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

2. 対象となる母子指導員

氏名	年齢	最終学歴	当該母子指導員に係る職種についての資格等	採用年月日	備考
	歳	年 月 卒		平成 年 月 日	

3. 指定する施設の入所の状況

(1) 在所期間別入所世帯数

総数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯

(2) 就学別入所児童数

総数	就学前	小学校低学年(1~3年)	小学校高学年(4~6年)	中学校	中学卒
人	人	人	人	人	人

(3) 特に保護・支援が必要な入所者の状況

区分	在所人員	計	特に保護・支援が必要な入所者数				備考
			心身に障害等を有する入所者数			その他特に指導を必要とする入所者	
			身体障害	精神障害	その他		
母	人	人	人	人	人	人	
児童	人	人	人	人	人	人	

- (注) 1. 本報告書は、適用日における状況を記入すること。  
 2. 指定する施設の状況の「職員の状況」の欄のうち( )内には、兼務職員数を記入すること。  
 3. 対象となる母子指導員の「当該母子指導員に係る職種についての資格等」欄には、具体的にその資格等について記入すること。  
 4. 「その他特に指導を必要とする入所者」欄には、種々複雑な生活課題を抱える母子世帯で例えば、日常生活における基本的な生活習慣や人間関係構築等ができない母親、金銭管理が十分にできない母親、勤労意欲に欠ける母親、児童の養育・家事能力が不十分な母親、精神的に不安定な母又は子どもを記入すること。「備考」欄には、特に保護・支援が必要な入所者の状況について記入すること。

母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書

1. 指定する施設の状況

施設名	設置主体	経営主体	(暫定定員)定員	暫定定員設定年月日	適用年月日	職員の状況						
						施設長	母子支援員	保育士	少年指導員兼事務員	調理員等	嘱託医	計
			( )	平成 年 月 日	平成 年 月 日	定数						
						現員	( )	( )	( )	( )	( )	( )

2. 対象となる母子支援員

氏名	年齢	最終学歴	当該母子支援員に係る職種についての資格等	採用年月日	備考
	歳	年 月 卒		平成 年 月 日	

3. 指定する施設の入所の状況

(1) 在所期間別入所世帯数

総数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯

(2) 就学別入所児童数

総数	就学前	小学校低学年(1~3年)	小学校高学年(4~6年)	中学校	中学卒
人	人	人	人	人	人

(3) 特に保護・支援が必要な入所者の状況

区分	在所人員	計	特に保護・支援が必要な入所者数				備考
			心身に障害等を有する入所者数			その他特に指導を必要とする入所者	
			身体障害	精神障害	その他		
母	人	人	人	人	人	人	
児童	人	人	人	人	人	人	

- (注) 1. 本報告書は、適用日における状況を記入すること。  
 2. 指定する施設の状況の「職員の状況」の欄のうち( )内には、兼務職員数を記入すること。  
 3. 対象となる母子支援員の「当該母子支援員に係る職種についての資格等」欄には、具体的にその資格等について記入すること。  
 4. 「その他特に指導を必要とする入所者」欄には、種々複雑な生活課題を抱える母子世帯で例えば、日常生活における基本的な生活習慣や人間関係構築等ができない母親、金銭管理が十分にできない母親、勤労意欲に欠ける母親、児童の養育・家事能力が不十分な母親、精神的に不安定な母又は子どもを記入すること。「備考」欄には、特に保護・支援が必要な入所者の状況について記入すること。

(別紙) 「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>雇用発第509号 平成13年8月2日</p> <p>〔一部改正〕平成17年4月20日雇用発第0420001号 〔一部改正〕平成24年※月※日雇発※第※号</p>	<p>雇用発第509号 平成13年8月2日</p> <p>〔一部改正〕平成17年4月20日雇用発第0420001号</p>
<p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について</p>	<p>母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について</p>
<p>夫等からの暴力により保護を必要とする母子については、これまでも母子生活支援施設において保護が行われているところであるが、近年、夫等の暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすおそれが高まっている。このため、母子生活支援施設の夜間警備体制を強化することとし、次のとおり実施方法を定め、平成13年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>	<p>夫等からの暴力により保護を必要とする母子については、これまでも母子生活支援施設において保護が行われているところであるが、近年、夫等の暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすおそれが高まっている。このため、母子生活支援施設の夜間警備体制を強化することとし、次のとおり実施方法を定め、平成13年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核都市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等への事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 当該施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 (2) ～(4) (略)</p> <p>3 及び4 (略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核都市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等への事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 当該施設において児童福祉法(昭和23年厚生省令第63号)の規定により都道府県等が適正に行われている場合に限ること。 (2) ～(4) (略)</p> <p>3 及び4 (略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p>

別紙様式 2

平成 年 月 日  
番

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市  
中核市  
民生主管部（局）長

平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業  
実施状況について

標記について、平成13年8月2日児家発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の2に基づき報告する。

1 平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数 (注)

(注) 都道府県市に申請があったものうち、指定された施設の数を記入すること。

2 平成 年度夜間警備体制強化事業実施施設別実施報告書

……別紙

別紙様式 2

平成 年 月 日  
番

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市  
中核市  
民生主管部（局）長

平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業  
実施状況について

標記について、平成13年8月2日児家発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の2に基づき報告する。

1 平成 年度母子生活支援施設における夜間警備体制の強化事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数 (注)

(注) 都道府県市に申請があったものうち、指定された施設の数を記入すること。

2 平成 年度夜間警備体制強化事業実施施設別実施報告書

……別紙

施設名	設置主体	認可定員 (世帯)	職員の状況(うち非常勤) [うち併任]								夫等の暴力による母子の入所状況(世帯)	夜間休日受入体制	夜間警備の内容	備考	
			施設長	母子指導員	保育士	少年指導員兼事務員	調理員等	自立支援職員	嘱託医	合計					
所在地	経営主体	暫定定員 (世帯)	現員 (世帯)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
				( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
				[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
				( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
				[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

- 注1 非常勤職員がいる場合は、職員の状況の( )に人数を再掲すること。  
 2 併任職員がいる場合は、職員の状況の[ ]に人数を再掲すること。  
 3 夫等の暴力による母子の入所状況欄は、事業実施年度の4月1日現在の入所世帯数を記載するとともに、( )に過去3年間の実績を記入すること。  
 4 夜間警備の内容については、職員の雇い上げ、業務委託等の別、警備員の配置時間、機械警備等にあつてはその警備システム、通報等があつた場合に委託会社から警備員が施設に到着できる時間その他警備の内容を記載すること。  
 5 宿直制を実施する施設にあつては、(ア)職員勤務ローテーション表、(イ)「断続的な宿直又は日直勤務許可書」(写)を添付すること。  
 6 自立支援職員とは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運用について」(平成10年6月12日児家第30号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)の第2の非常勤職員をいう。  
 7 備考欄には、警察との連携状況その他の事項で、事業を採択する上で参考になることを記載すること。

施設名	設置主体	認可定員 (世帯)	職員の状況(うち非常勤) [うち併任]								夫等の暴力による母子の入所状況(世帯)	夜間休日受入体制	夜間警備の内容	備考	
			施設長	母子支援員	保育士	少年指導員兼事務員	調理員等	自立支援職員	嘱託医	合計					
所在地	経営主体	暫定定員 (世帯)	現員 (世帯)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
				( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
				[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
				( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
				[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

- 注1 非常勤職員がいる場合は、職員の状況の( )に人数を再掲すること。  
 2 併任職員がいる場合は、職員の状況の[ ]に人数を再掲すること。  
 3 夫等の暴力による母子の入所状況欄は、事業実施年度の4月1日現在の入所世帯数を記載するとともに、( )に過去3年間の実績を記入すること。  
 4 夜間警備の内容については、職員の雇い上げ、業務委託等の別、警備員の配置時間、機械警備等にあつてはその警備システム、通報等があつた場合に委託会社から警備員が施設に到着できる時間その他警備の内容を記載すること。  
 5 宿直制を実施する施設にあつては、(ア)職員勤務ローテーション表、(イ)「断続的な宿直又は日直勤務許可書」(写)を添付すること。  
 6 自立支援職員とは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運用について」(平成10年6月12日児家第30号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)の第2の非常勤職員をいう。  
 7 備考欄には、警察との連携状況その他の事項で、事業を採択する上で参考になることを記載すること。

(別紙) 「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>雇用発第1022003号 平成15年10月22日</p> <p>[一部改正] 平成17年4月20日雇用発第0420003号 [一部改正] 平成24年※月※日雇発※第※号</p>	<p>雇用発第1022003号 平成15年10月22日</p> <p>[一部改正] 平成17年4月20日雇用発第0420003号</p>
<p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について</p>	<p>母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について</p>
<p>母子生活支援施設の有する保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供することについて、次のとおり定め、平成15年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>	<p>母子生活支援施設の有する保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供することについて、次のとおり定め、平成15年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>
<p>1 及び 2 (略)</p>	<p>1 及び 2 (略)</p>
<p>3 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核都市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 当該施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 (2) ～ (5) (略)</p>	<p>3 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核都市市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び中核市(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 当該施設において児童福祉法(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 (2) ～ (5) (略)</p>
<p>4 対象児童 (1) (略) (2) 法第23条に規定する配偶者のない女子及びこれに準ずる事情にある女子並びに配偶者のない男子(以下「母子家庭の母等」という。)の児童を優先し、児童の処遇に支障がない範囲で、母子家庭の母等以外の児童を受け入れて差し支えない。</p>	<p>4 対象児童 (1) (略) (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条に規定する配偶者のない女子及びこれに準ずる事情にある女子並びに配偶者のない男子(以下「母子家庭の母等」という。)の児童を優先し、児童の処遇に支障がない範囲で、母子家庭の母等以外の児童を受け入れて差し支えない。</p>
<p>5 及び 6 (略)</p> <p>別紙様式 1 (略)</p>	<p>5 及び 6 (略)</p> <p>別紙様式 1 (略)</p>

別紙様式 2

番 平成 年 月 日  
号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県 指定都市 民生主管部 (局) 長  
中核市

平成 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業実施状況  
について

標記について、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の3に基づき報告する。

1 平成 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数 (注)

(注) 都道府県市に申請があったものうち、指定された施設の数記入すること。

2 平成 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業施設別実施報告書

.....別紙

別紙様式 2

番 平成 年 月 日  
号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県 指定都市 民生主管部 (局) 長  
中核市

平成 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業実施状況  
について

標記について、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の3に基づき報告する。

1 平成 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業実施施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数 (注)

(注) 都道府県市に申請があったものうち、指定された施設の数記入すること。

2 平成 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業施設別実施報告書

.....別紙

別紙 平成 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業施設別実施報告書  
(都道府県・指定都市・中核市名： )

協議対象施設の状況（平成 年3月31日現在）

施設名	設置主体	認定定員(世帯)	職員の状況(うち非常勤)								保育室の面積(施設の延べ床面積)	調理室の有無	施設内保育対象児童数				保育機能強化事業利用予定児童数				開所時間等	備考
			[うち併任]										うち母子家庭の母等の特機児童				うち母子家庭の母等以外の特機児童					
			施設長	母子指導員	保育士	少年指導員兼事務員	調理員等	自立支援職員	嘱託医	合計			0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上		
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]			
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]			

- 注1 非常勤職員がいる場合は、職員の状況の ( ) に人数を再掲すること。  
 2 併任職員がいる場合は、職員の状況の [ ] に人数を再掲すること。  
 3 自立支援職員とは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運用について」(平成10年6月12日児家第30号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)の第2の非常勤職員をいう。  
 4 備考欄には、本事業の参考となることを記載すること。

別紙 平成 年度母子生活支援施設における保育機能強化事業施設別実施報告書  
(都道府県・指定都市・中核市名： )

協議対象施設の状況（平成 年3月31日現在）

施設名	設置主体	認定定員(世帯)	職員の状況(うち非常勤)								保育室の面積(施設の延べ床面積)	調理室の有無	施設内保育対象児童数				保育機能強化事業利用予定児童数				開所時間等	備考
			[うち併任]										うち母子家庭の母等の特機児童				うち母子家庭の母等以外の特機児童					
			施設長	母子支援員	保育士	少年指導員兼事務員	調理員等	自立支援職員	嘱託医	合計			0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上		
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]			
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
			[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]			

- 注1 非常勤職員がいる場合は、職員の状況の ( ) に人数を再掲すること。  
 2 併任職員がいる場合は、職員の状況の [ ] に人数を再掲すること。  
 3 自立支援職員とは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運用について」(平成10年6月12日児家第30号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)の第2の非常勤職員をいう。  
 4 備考欄には、本事業の参考となることを記載すること。

別紙 「母子生活支援施設における施設機能強化推進費の実施について」の一部改正新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>                     児家第25号                      平成11年4月1日                      [一部改正] 平成13年3月28日雇児福発第11号                      平成17年4月20日雇児福発第0420002号                      平成24年※月※日雇児福発※※第※号                 </p> <p>                     都道府県 民生主管部 (局) 長 殿                      各 指定都市 中核市                 </p> <p>                     厚生省児童家庭福祉課長                 </p> <p>                     母子生活支援施設における施設機能強化推進費の実施について                 </p> <p>                     標記については、「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知）が本日付けをもって一部改正されたところであるがその取扱いについては次の事項に留意の上、その円滑な実施を図りたい。                 </p> <p>                     1 広域入所促進事業について                      (1) 略                      (2) 対象施設                      この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。                      なお、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課まで報告すること。                      ア 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。                      イ～オ 略                      2 略                      別紙様式1・2 略                 </p>	<p>                     児家第25号                      平成11年4月1日                      [一部改正] 平成13年3月28日雇児福発第11号                      平成17年4月20日児家発第0420002号                 </p> <p>                     都道府県 民生主管部 (局) 長 殿                      各 指定都市 中核市                 </p> <p>                     厚生省児童家庭福祉課長                 </p> <p>                     母子生活支援施設における施設機能強化推進費の実施について                 </p> <p>                     標記については、「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知）が本日付けをもって一部改正されたところであるがその取扱いについては次の事項に留意の上、その円滑な実施を図りたい。                 </p> <p>                     1 広域入所促進事業について                      (1) 略                      (2) 対象施設                      この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。                      なお、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課まで報告すること。                      ア 当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。                      イ～オ 略                      2 略                      別紙様式1・2 略                 </p>

別紙 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>各 都道府県 指定都市 中核市 民生主管部（局）長 殿</p> <p>〔一部改正〕</p> <p>平成14年10月15日 雇児福発第1015001号                      平成21年3月31日 雇児福発第0331003号                      雇児保発第0331002号                      〔平成※年※月※日 雇児福発※第※号                      雇児保発※第※号                      障発※第※号〕</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長                      厚生省児童家庭局家庭福祉課長                      厚生省児童家庭局保育課長</p> <p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて</p> <p>児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の御配慮を煩わしているところであるが、今般、標記について、別紙のとおり取り扱うこととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようになされたい。</p>	<p>各 都道府県 指定都市 中核市 民生主管部（局）長 殿</p> <p>〔一部改正〕</p> <p>平成14年10月15日 雇児福発第1015001号                      平成21年3月31日 雇児福発第0331003号                      雇児保発第0331002号                      障発第0331004号</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長                      厚生省児童家庭局家庭福祉課長                      厚生省児童家庭局保育課長</p> <p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて</p> <p>児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の御配慮を煩わしているところであるが、今般、標記について、別紙のとおり取り扱うこととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようになされたい。</p>

改正後

現行

別紙	<p>1 略</p> <p>2 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い          児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第5の1の(1)のキにより、障害児通所支援を受けさせることができるとされるところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討し、<u>児童相談所と市町村の間</u>で十分に連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。</p> <p>② 既に身体等に障害を有しており、<u>障害児通所支援を受けている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合</u>についても、同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁（支給）          ① 里親及びファミリーホームに対する支弁          里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。          ② 障害児通所支援に係る費用の支給  <u>障害児通所支援に係る費用については、措置の扱いと</u>なることから「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成※年※月※日障発第※号障害福祉課長通知）に基づき、「児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成※年厚生労働省告示第※号）に準じて算定した額とする。</p>	<p>別紙</p> <p>1 略</p> <p>2 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童が障害児通園施設又は児童デイサービス事業所に通う場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い          児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設（以下「障害児通園施設」という。）又は児童デイサービス事業所において専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の1の(1)のキにより、<u>通所施設の指導訓練を受けさせることができることと</u>されるところであるが、その取扱いについては、下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、また、<u>児童デイサービスについては児童相談所と市町村の間</u>で十分に連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。</p> <p>② 既に身体等に障害を有しており、<u>障害児通園施設や児童デイサービス事業所に通っている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合</u>についても、同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁（支給）          ① 里親及びファミリーホームに対する支弁          里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。          ②の1 障害児通園施設に対する支弁  <u>障害児通園施設措置費の支弁については、措置の扱いと</u>なることから「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」という。）及び「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」の通知の施行について」（平成19年12月18日障発第1218001号障害保健福祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。）で定めらるる保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。  <u>その月の支弁額</u>          三 月額保護単価÷その月の開園日数×その月の通園した日数          （注）10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p>
----	---	---

改正後

現行

(削除)

②の2 児童デイサービスに係る費用の支給

児童デイサービスに係る費用については、措置の扱いとすることから「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成18年11月17日障発第1117002号障害福祉課長通知)に基づき、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)に準じて算定した額とする。

ウ 費用の徴収

- ① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収  
里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通所支援に係る費用徴収  
徴収を免除する。

3 母子生活支援施設入所児童が障害児通所支援を受ける場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通所支援を受けることが必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通所支援を受けることを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

- ① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。
- ② 既に身体等に障害を有しており、障害児通所支援を受けている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁(支給)

- ① 母子生活支援施設に対する支弁  
母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ② 障害児通所支援に係る費用の支給  
障害児通所支援に係る給付費については、契約による利用とすることから、「児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」別表の障害児通所給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額から、障害児の保護者が指定障害児通所支援事業所に支払うウ②の1に規定する額を控除して得た額とする。

ウ 費用の徴収

- ① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収  
里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通園施設及び児童デイサービス利用に係る費用徴収  
徴収を免除する。

3 母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設又は児童デイサービス事業所に通う場合の取扱いについて

ア 取扱い

児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設又は児童デイサービス事業所において専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通園施設又は児童デイサービス事業所に通うことを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

- ① 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。
- ② 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設又は児童デイサービス事業所に通っている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁(支給)

- ① 母子生活支援施設に対する支弁  
母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ② ① 障害児通園施設に対する費用の支給  
障害児通園施設に係る給付費については、契約による利用とすることから、「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」別表の障害児施設給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額から、障害児の保護者が障害児通園施設に支払うウ②の1に規定する額を控除して得た額とする。

改正後

(削除)

ウ 費用の徴収

- ① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収  
母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通所支援に係る費用負担  
障害児通所支援の利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用と同様に原則児童福祉法第21条の5の2及び同法第21条の5の28に基づき障害児通所支援に要した費用の額等に応じ、算定された額を指定障害児通所支援事業所に支払うこと。

(削除)

4 その他

里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。

ア 費用の支弁

里親、ファミリーホーム、児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設通所及び児童自立支援施設通所措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

イ 費用の徴収

- ① 里親及びファミリーホーム委託又は児童養護施設及び母子生活支援施設入所に係る費用徴収  
里親及びファミリーホーム委託に係る措置費又は児童養護施設及び母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 情緒障害児短期治療施設通所部又は児童自立支援施設通所部に係る費用徴収  
徴収を免除する。

現行

②の2 児童デイサービスに係る費用の支給

児童デイサービスに係る費用については、契約による利用となることから、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて得た額から、障害児の保護者が児童デイサービス事業所に支払うウ②の2に規定する額を控除して得た額とする。

ウ 費用の徴収

- ① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収  
母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。
- ②の1 障害児通園施設に係る費用負担  
障害児通園施設の利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用と同様に原則児童福祉法第24条の2及び第24条の20に基づき指定施設支援に要した費用の額等に応じ、算定された額を障害児通園施設等に支払うこと。
- ②の2 児童デイサービスに係る費用負担  
児童デイサービスの利用に係る費用負担については、障害児の保護者は、通常の契約利用と同様に原則障害者自立支援法第29条に基づき指定障害福祉サービス等に要した費用の額等に応じ、算定された額を児童デイサービス事業者に支払うこと。

4 その他

里親及びファミリーホームに委託されている児童又は母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。

ア 費用の支弁

里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立支援施設通所措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

イ 費用の徴収

- ① 里親及びファミリーホーム委託又は母子生活支援施設入所に係る費用徴収  
里親及びファミリーホーム委託に係る措置費又は母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 情緒障害児短期治療施設通所部又は児童自立支援施設通所部に係る費用徴収  
徴収を免除する。

(案)

雇児発 ※ 第※号  
平成 2 4 年 ※ 月 ※ 日都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別  
対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について

児童養護施設等の入所児童については、早期の家庭復帰等を支援する体制を強化するとともに、被虐待児童等に対する適切な援助体制を確保するため、平成 1 1 年度より家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置を行い、平成 1 3 年度より個別対応職員の配置を行い、順次対象施設を拡大するなど、その推進を図ってきたところである。

今般、新たに児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）を配置し、里親支援の充実を図ることとし、次に定めるところにより平成 2 4 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。

なお、この通知の施行に伴い、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員についての既存通知を整理し、平成 1 6 年 4 月 2 8 日雇児発第 0 4 2 8 0 0 5 号当職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」、平成 1 8 年 6 月 2 7 日雇児発第 0 6 2 7 0 0 2 号当職通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、平成 1 3 年 8 月 2 日雇児発第 5 0 8 号当職通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」、平成 1 7 年 4 月 2 0 日雇児福発第 0 4 2 0 0 0 3 号当局家庭福祉課長通知「児童養護施設等の職業指導員加算分保護単価の採択方針について」及び平成 2 0 年 6 月 1 2 日雇児発第 0 6 1 2 0 1 4 号の 4 当職通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」は、廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## 第1 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

### 1 趣旨

虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的とする。

### 2 配置施設

家庭支援専門相談員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。

### 3 資格要件

家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

### 4 家庭支援専門相談員の業務内容

#### (1) 対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務

- ① 保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助
- ② 保護者等への家庭復帰後における相談援助

#### (2) 退所後の児童に対する継続的な相談援助

#### (3) 里親委託の推進のための業務

- ① 里親希望家庭への相談援助
- ② 里親への委託後における相談援助
- ③ 里親の新規開拓

#### (4) 養子縁組の推進のための業務

- ① 養子縁組を希望する家庭への相談援助等
- ② 養子縁組の成立後における相談援助等

#### (5) 地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助

#### (6) 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画

#### (7) 施設職員への指導・助言及びケース会議への出席

#### (8) 児童相談所等関係機関との連絡・調整

#### (9) その他業務の遂行に必要な業務

### 5 留意事項

(1) 施設長は、対象児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を図りその指導・助言に基づいて、家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰、親子関係再構築等の支援を行わせるよう努めること。

(2) 施設長は、家庭復帰等が見込まれる対象児童を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成し、それに基づき、家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。

(3) 家庭支援専門相談員は、支援を行った内容について記録を備えるとともに、

施設長はその評価を行うこと。

## 第2 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

### 1 趣旨

児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。

### 2 配置施設

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援を行う児童養護施設及び乳児院とする。

### 3 資格要件

里親支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。

### 4 里親支援専門相談員の業務内容

- (1) 里親の新規開拓
- (2) 里親候補者の週末里親等の調整
- (3) 里親への研修
- (4) 里親委託の推進
- (5) 里親家庭への訪問及び電話相談
- (6) レスパイト・ケアの調整
- (7) 里親サロンの運営
- (8) 里親会の活動への参加勧奨及び活動支援
- (9) アフターケアとしての相談

### 5 施設の指定等

里親支援専門相談員を配置して里親支援を行おうとする施設は、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。

- (2) 1か所の施設について里親支援専門相談員の加算は1人分とすること。
- (3) 指定する施設については、平成20年4月1日雇児発0401011号当職通知「里親支援機関事業の実施について」に基づき、あわせて里親支援機関に指定することが望ましい。

## 6 留意事項

- (1) 里親支援専門相談員は、児童と里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇職員の勤務ローテーションに入らないこと。
- (2) 里親支援専門相談員は、必要に応じて、施設の所在する都道府県等の所管区域を越えて里親支援を行うことができる。

## 第3 心理療法担当職員

### 1 趣旨

虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする。

### 2 配置施設

心理療法担当職員を配置する施設は、次の施設とする。

- (1) 児童養護施設及び児童自立支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う施設
- (2) 乳児院にあっては、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う施設
- (3) 母子生活支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる母又は子10人以上に心理療法を行う施設

### 3 資格要件

心理療法担当職員は、次の資格要件を満たす者でなければならない。

- (1) 乳児院、児童養護施設又は母子生活支援施設に配置する場合  
学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
- (2) 児童自立支援施設に配置する場合  
学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理

療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの

#### 4 心理療法担当職員の業務内容

- (1) 対象児童等に対する心理療法
- (2) 対象児童等に対する生活場面面接
- (3) 施設職員への助言及び指導
- (4) ケース会議への出席
- (5) その他

#### 5 留意事項

- (1) 施設長は、心理療法の実施に当たっては、児童等の自立支援計画に明確に位置付け、それに基づき行うものとする。
- (2) 施設長は、児童の措置を行った児童相談所又は母子の保護を行った福祉事務所と密接に連携し、その指導・助言に基づいて心理療法等を行うよう努める。なお、心理療法の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聴くことが望ましい。
- (3) 心理療法担当職員は、常勤職員であることが原則であるが、当面、常勤的非常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）及び非常勤職員でも可とする。
- (4) 心理療法は、年間を通しておおむね週5日程度実施する。なお、母子生活支援施設においては、母子の就労等の関係から休日・夜間における実施にも配慮すること。
- (5) 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。
- (6) 乳児院及び児童養護施設の心理療法担当職員は、対象となる子どもの保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携をはかりながら、積極的な家庭への訪問指導を行うものとする。
- (7) 必要に応じて、退所後の訪問指導を行うなど配慮すること。
- (8) 心理療法担当職員は、1施設に1人の配置であるため人材育成を行いにくい職種であることから、心理学を修めた者を児童指導員や個別対応職員などとしても採用するなどにより、人材育成を図ることができる。

## 第4 個別対応職員

### 1 趣旨

虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする。

### 2 配置施設

個別対応職員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療

施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設とする。

### 3 個別対応職員の業務内容

- (1) 被虐待児童等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接
- (2) 当該児童への生活場面での1対1の対応
- (3) 当該児童の保護者への援助
- (4) その他

## 第5 職業指導員

### 1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

### 2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

### 3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

### 4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- (1) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合（他の職種を兼務している等）
- (2) 指導が必要となる対象児童が少ない場合
- (3) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合（英会話、パソコンの資格取得、調理業務など）
- (4) 直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

## 第6 医療的ケアを担当する職員

(案)

1 趣旨

被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理(以下「医療的ケア」という。)を必要とする児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 配置施設

医療的ケアを担当する職員を配置する施設は、医療的ケアを必要とする児童が15人以上入所している児童養護施設とする。

3 資格要件

医療的ケアを担当する職員は、看護師とする。

4 医療的ケアを担当する職員等の業務内容

- (1) 対象児童の医療的ケア及び緊急時における対応等
- (2) 医師又は嘱託医との連携
- (3) 常備薬の管理及び与薬
- (4) 病欠児及び早退児の観察
- (5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応
- (6) 対象児童の医療機関への受診及び行事への付添
- (7) 入所者の健康上の相談への対応
- (8) 感染予防
- (9) 緊急時における医療機関との連絡調整
- (10) その他医療的ケアのために必要な業務

5 施設の指定等

医療的ケアを担当する職員を配置して医療的支援体制の強化を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県等の民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式5により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- (1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた対象児童が15人以上入所している場合に限ること。
- (3) 1か所の施設について医療的ケアを担当する職員の加算は1人分とすること。

6 留意事項

医療的ケアを担当する職員を配置する施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、対象児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。

第7 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、平成11年4月30日

(案)

児発第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

(案)

別紙様式1

文 書 番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印  
児童相談所設置市

平成 年度里親支援専門相談員を配置する施設の指定状況について

標記について、平成24年 ※ 月 ※ 日雇児発 ※ 第 ※ 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第2の5に基づき指定したので、次のとおり報告する。

1 平成 年度里親支援専門相談員配置施設指定状況

施設種別	所管施設数	里親支援専門相談員配置 指定施設数
児童養護施設		
乳 児 院		

2 平成 年度里親支援専門相談員配置指定施設一覧 ……別紙

(案)

別紙

平成 年度里親支援専門相談員配置指定施設一覧

都道府県市名

番号	施設種別 (注)	指定施設名	経営主体	里親支援専門 相談員配置年 月日	施設の所在地 を管轄する児 童相談所名

(注) 「施設種別」欄には、児童養護施設又は乳児院の別を記入すること。

(案)

別紙様式2

文 書 番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印  
児童相談所設置市

平成 年度里親支援専門相談員による里親支援の実施状況について

（別紙様式1の文書番号）により指定した旨報告した里親支援専門相談員配置施設について、平成24年 ※ 月 ※ 日雇児発 ※ 第 ※ 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第2の5に基づき次のとおり里親支援の実施状況を報告する。

1 平成 年度里親支援専門相談員配置施設実施状況

施設種別	所管施設数	里親支援専門相談員配置 実施施設数
児童養護施設		
乳 児 院		

2 里親支援専門相談員の活動状況 . . . . . 別紙（様式は任意とする）

(案)

別紙様式第3

文 書 番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印  
児童相談所設置市

平成 年度における職業指導員の配置に関する協議について

標記について、平成24年 ※ 月 ※ 日雇児発 ※ 第 ※ 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第5の4に基づき、次のとおり職業指導員を配置する施設として指定してよろしいか協議する。

1 職業指導員を配置しようとする施設の状況

設置主体	施設種別	施設名	定員	配置（予定）年月日

2 職業指導の実施計画

職業指導の対象児童数	人
職業指導を行う時間数	1日 時間
職業指導の内容	

(注) 「職業指導の内容」欄には、職業指導員が対象児童に対して行う職業指導及び就労・自立の支援の具体的な内容（予定を含む。）について、実習、講習等の設備の整備状況、職業指導員の勤務時間、職業指導に付随する金銭物品等の収入の用途等を記入すること。

また、その他実施計画の参考となる資料（任意様式）を添付すること。

(案)

別紙様式第4

文 書 番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印  
児童相談所設置市

平成 年度における職業指導員の活動状況及びその成果について

標記について、平成24年 ※ 月 ※ 日雇児発 ※ 第 ※ 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第5の4に基づき、別添のとおり報告する。

【添付書類】平成 年度職業指導員活動状況等報告書（施設ごと・任意様式）

(案)

別紙様式 5

文 書 番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印  
児童相談所設置市

平成 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の指定状況について

標記について、平成24年 ※ 月 ※ 日雇児発 ※ 第 ※ 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第6の5に基づき次のとおり報告する。

1	施設名			
2	設置主体・経営主体			
3	定員 名	暫定定員 名		
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数（単なる風邪等は除く。）		名	
5	主な疾病（上位3つ）	(1)		
		(2)		
		(3)		
6	いちばん重いとされる疾病			
7	院内学級設置の有無	有・無	(有りの場合) 分校・分教室	
8	医師（又は嘱託医）との連携状況			
9	管内における当該施設の位置付け			

(別紙) 「里親制度の運営について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>雇児発第0905002号 平成14年9月5日</p> <p>【一部改正】平成16年12月28日雇児発第1228001号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403016号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331008号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第8号 【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第2号 【一部改正】平成24年※月※日雇児発※※第※号</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>里親制度の運営について</p> <p>標記については、今後の里親制度の運営に留意すべき事項を別紙のとおり里親制度運営要綱として定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。 この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p>雇児発第0905002号 平成14年9月5日</p> <p>【一部改正】平成16年12月28日雇児発第1228001号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403016号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331008号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第8号 【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第2号</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>里親制度の運営について</p> <p>標記については、今後の里親制度の運営に留意すべき事項を、別紙のとおり里親制度運営要綱として定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。 この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。</p>

## 里親制度運営要綱

## 第1 (略)

## 第2 里親制度の運営

1 里親制度は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）及び里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）のほか、この「里親制度運営要綱」、平成23年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」、平成24年※月※日雇児発※※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親及びファミリーホーム養育指針について」等により、それぞれ運営し、関与するものであること。

## 2 及び3 (略)

4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等は、児童相談所や里親支援機関等と連携し、里親への支援等に努めること。

## 第3 里親制度の概要

## 1 里親の種類

里親は、法第6条の4に定義されており、里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親であること。

## (1) 養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者であつて、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたものをいう。〔法第6条の4第2項〕

なお、法令上、養育里親は、専門里親を含むものとして規定されているが、この要綱においては専門里親を除く養育里親を単に養育里親という。

## (2) (略)

## (3) 養子縁組里親

要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親とすることを希望するもののうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。〔法第6条の4第1項、省令第1条の3第2項第1号〕

## (4) 親族里親

要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養

## 里親制度運営要綱

## 第1 (略)

## 第2 里親制度の運営

1 里親制度は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）及び里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）のほか、この「里親制度運営要綱」及び平成23年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」等により、それぞれ運営し、関与するものであること。

## 2 及び3 (略)

4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員等は、児童相談所や里親支援機関等と連携し、里親への支援等に努めること。

## 第3 里親制度の概要

## 1 里親の種類

里親は、法第6条の3に定義されており、里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親であること。

## (1) 養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者であつて、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたものをいう。〔法第6条の3第2項〕

なお、法令上、養育里親は、専門里親を含むものとして規定されているが、この要綱においては専門里親を除く養育里親を単に養育里親という。

## (2) (略)

## (3) 養子縁組里親

要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親とすることを希望するもののうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。〔法第6条の3第1項、省令第1条の3第2項第1号〕

## (4) 親族里親

要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養

義務者をいう。以下同じ。)及びその配偶者である親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。〔法第6条の4第1項、省令第1条の3第2項第2号〕

2 里親認定の要件

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会(法第8条第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。)の意見を聴いて、要保護児童を委託する者として適当と認める者を里親として認定すること。〔法第6条の4第1項、政令第29条〕

また、里親認定の要件は、次のとおりであること。

- (1) 養育里親  
①～③ (略)
- ④ 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。〔法第34条の2第1項、政令第35条〕

ア～エ (略)

- (2) ～ (4) (略)

3 (略)

第4 里親の認定等

1 里親認定等の共通事項

(1) 里親となることを希望する者(以下「里親希望者」という。)は、居住地の都道府県知事に対し、申請書を提出しなければならぬこと。

なお、この書面には省令に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認するための書類等を提出させること。

(2) (略)

(3) 児童相談所長は、申請書の提出があつた場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事に送付すること。

(4) 児童相談所長は、法第34条の2第1項の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由(里親希望者の同居人にあつては、同項第1号を除く。)に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村に犯罪歴を証明する書類の提出を依頼すること等により適宜確認すること。

(5) ～ (8) (略)

2 養育里親及び専門里親の認定等

(1) 申請書及び添付書類〔省令第36条の41〕

養育里親希望者及び専門里親希望者の申請書の記載事項及び添付書類は、次のとおりであること。

① (略)

② 申請書に添付する書類

ア～ウ (略)

義務者をいう。以下同じ。)及びその配偶者である親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。〔法第6条の3第1項、省令第1条の3第2項第2号〕

2 里親認定の要件

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会(法第8条第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。)の意見を聴いて、要保護児童を委託する者として適当と認める者を里親として認定すること。〔法第6条の3第1項、政令第29条〕

また、里親認定の要件は、次のとおりであること。

- (1) 養育里親  
①～③ (略)
- ④ 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。〔法第34条の1第1項、政令第35条〕

ア～エ (略)

- (2) ～ (4) (略)

3 (略)

第4 里親の認定等

1 里親認定等の共通事項

(1) 里親となることを希望する者(以下「里親希望者」という。)は、居住地の都道府県知事に対し、申請書を提出しなければならぬこと。

なお、この書面には省令に規定する事項を記載させるほか、健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認するための書類等を提出させること。

(2) (略)

(3) 児童相談所長は、申請書の提出があつた場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委員を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事に送付すること。

(4) 児童相談所長は、法第34条の1第1項の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由(里親希望者の同居人にあつては、同項第1号を除く。)に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村に犯罪歴を証明する書類の提出を依頼すること等により適宜確認すること。

(5) ～ (8) (略)

2 養育里親及び専門里親の認定等

(1) 申請書及び添付書類〔省令第36条の41〕

養育里親希望者及び専門里親希望者の申請書の記載事項及び添付書類は、次のとおりであること。

① (略)

② 申請書に添付する書類

ア～ウ (略)

エ 欠格事由（里親希望者の同居人にあつては、法第34条の20第1項第1号を除く。）のいずれにも該当しない者を証する書類  
オ～ク（略）

(2) 養育里親名簿の登録〔法第34条の19、省令第36条の40〕  
都道府県知事は、養育里親又は専門里親の認定後速やかに次の事項を養育里親名簿に登録すること。  
ア～ク（略）

(3) (略)

(4) 取消し及び変更の届出〔省令第36条の43〕

① 養育里親又は専門里親が次の場合に至ったときは、次の者が、次の期間内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。  
ア及びイ（略）

ウ 法第34条の20第1項第2号から第4号までに該当するに至った場合は、当該養育里親又は専門里親本人が、その日から30日以内に  
エ（略）

② (略)

(5)～(9) (略)

3及び4 (略)

第5 里親への委託等  
1 委託等の共通事項  
(1) 都道府県知事の役割  
ア～カ（略）

キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通所させ、又は障害児通所支援を受けさせることができると。

ク～サ（略）  
(2) (略)

2～5 (略)

第6 里親が行う児童の養育  
1 里親が行う児童の養育については、平成24年※月※日雇児発  
※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親及びファミリーホ  
ーム養育指針について」のとおりであること。  
2 都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に  
応じて、児童相談所、里親支援機関、里親、児童委員、里親支援専門相談員、  
福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育  
について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること。  
3～10 (略)

第7 里親が行う養育に関する最低基準  
1～8 (略)

9 給付金として支払を受けた金銭の管理

エ 欠格事由（里親希望者の同居人にあつては、法第34条の19第1項第1号を除く。）のいずれにも該当しない者を証する書類  
オ～ク（略）

(2) 養育里親名簿の登録〔省令第36条の40〕  
都道府県知事は、養育里親又は専門里親の認定後速やかに次の事項を養育里親名簿に登録すること。  
ア～ク（略）

(3) (略)

(4) 取消し及び変更の届出〔省令第36条の43〕

① 養育里親又は専門里親が次の場合に至ったときは、次の者が、次の期間内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。  
ア及びイ（略）

ウ 法第34条の19第1項第2号から第4号までに該当するに至った場合は、当該養育里親又は専門里親本人が、その日から30日以内に  
エ（略）

② (略)

(5)～(9) (略)

3及び4 (略)

第5 里親への委託等  
1 委託等の共通事項  
(1) 都道府県知事の役割  
ア～カ（略）

キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童デイサービスの指導訓練を受けさせることができること。

ク～サ（略）  
(2) (略)

2～5 (略)

第6 里親が行う児童の養育  
1 里親が行う児童の養育は、児童福祉法等の規定に基づき、誠実に行うこと。  
2 都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に  
応じて、児童相談所、里親支援機関、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事  
務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育につい  
て協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること。  
3～10 (略)

第7 里親が行う養育に関する最低基準  
1～8 (略)

里親は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。〔最低基準第9条の2〕

(1) 当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。）をその他の財産と区分すること。

(2) 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

1.0 自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならないこと。〔最低基準第10条〕

1.1 秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。〔最低基準第11条〕

1.2 記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。〔最低基準第12条〕

1.3 苦情等への対応

(1) 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対して、迅速かつ適切に対応しなければならないこと。〔最低基準第13条第1項〕

(2) 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。〔最低基準第13条第2項〕

1.4 都道府県知事への報告

(1) 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならないこと。〔最低基準第14条第1項〕

ア 委託児童の心身の状況

イ 委託児童に対する養育の状況

ウ その他都道府県知事が必要と認める事項

(2) 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならないこと。〔最低基準第14条第2項〕

(3) 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難になったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。〔最低基準第14条第3項〕

1.5 関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、里親支援機関、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。〔最低基準第15条〕

1.6 養育する委託児童の年齢

里親が養育する委託児童は、18歳未満の者とすること。ただし、都道府県知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、児童福祉法第31条第2項の規定に基づき当該委託児童が満20

9 自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならないこと。〔最低基準第10条〕

1.0 秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。〔最低基準第11条〕

1.1 記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。〔最低基準第12条〕

1.2 苦情等への対応

(1) 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対して、迅速かつ適切に対応しなければならないこと。〔最低基準第13条第1項〕

(2) 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。〔最低基準第13条第2項〕

1.3 都道府県知事への報告

(1) 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならないこと。〔最低基準第14条第1項〕

ア 委託児童の心身の状況

イ 委託児童に対する養育の状況

ウ その他都道府県知事が必要と認める事項

(2) 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならないこと。〔最低基準第14条第2項〕

(3) 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難になったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。〔最低基準第14条第3項〕

1.4 関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、里親支援機関、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。〔最低基準第15条〕

1.5 養育する委託児童の年齢

里親が養育する委託児童は、18歳未満の者とすること。ただし、都道府県知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、児童福祉法第31条第2項の規定に基づき当該委託児童が満20

歳に達する日までの間、養育を継続することができること。〔最低基準第16条〕

1.7 養育する委託児童の人数の限度  
(1) 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、6人(委託児童については4人)を超えないこと。〔最低基準第17条第1項〕

(2) 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童(以下「被虐待児童等」という。)については、2人を超えないことができること。〔最低基準第17条第2項〕

1.8 委託児童を養育する期間の限度  
専門里親による被虐待児童等の養育は、当該養育を開始した日から起算して2年を超えないこと。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができること。〔最低基準第18条〕

1.9 再委託の制限  
里親は、次に掲げる場合を除き、委託児童の養育を他の者に委託してはならないこと。〔最低基準第19条〕

(1) 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。

(2) (1)のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

2.0 家庭環境の調整への協力  
専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、里親支援機関、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならないこと。〔最低基準第20条〕

第8 (略)

第9 里親への支援

1～3 (略)

4 里親への支援に当たっては、児童養護施設及び乳児院に配置される里親支援専門相談員と連携して行うこと。

なお、里親支援専門相談員については平成24年※月※日雇児発※  
第※号「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」で定められていること。

5 都道府県知事は、里親から都道府県知事による再委託の措置(一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)の措置)の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置(一時的な休息のための援助の措置)を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速やかに、委託児童を都道府県があらかじめ定められた乳児院、児童養護施設等又は他の里親に再委託する適切な対応を図ること。

歳に達する日までの間、養育を継続することができること。〔最低基準第16条〕

1.6 養育する委託児童の人数の限度  
(1) 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、6人(委託児童については4人)を超えないこと。〔最低基準第17条第1項〕

(2) 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童(以下「被虐待児童等」という。)については、2人を超えないことができること。〔最低基準第17条第2項〕

1.7 委託児童を養育する期間の限度  
専門里親による被虐待児童等の養育は、当該養育を開始した日から起算して2年を超えないこと。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができること。〔最低基準第18条〕

1.8 再委託の制限  
里親は、次に掲げる場合を除き、委託児童の養育を他の者に委託してはならないこと。〔最低基準第19条〕

(1) 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。

(2) (1)のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

1.9 家庭環境の調整への協力  
専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、里親支援機関、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならないこと。〔最低基準第20条〕

第8 (略)

第9 里親への支援

1～3 (略)

4 都道府県知事は、里親から都道府県知事による再委託の措置(一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)の措置)の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置(一時的な休息のための援助の措置)を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速やかに、委託児童を都道府県があらかじめ定められた乳児院、児童養護施設等又は他の里親に再委託する適切な対応を図ること。

なお、具体的には、平成14年9月5日雇児発第0905006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親の一時的な休息のための援助の実施について」で定めていること。

6 都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を受けようとする里親は、この措置により児童が心理的に傷つかないよう、この措置により児童が委託される里親や児童福祉施設との間で、良好な関係を築くよう努めること。

第10～第14（略）

なお、具体的には、平成14年9月5日雇児発第0905006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親の一時的な休息のための援助の実施について」で定めていること。

5 都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を受けようとする里親は、この措置により児童が心理的に傷つかないよう、この措置により児童が委託される里親や児童福祉施設との間で、良好な関係を築くよう努めること。

第10～第14（略）

(別紙) 「里親委託ガイドラインについて」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>雇用発03330第9号 平成23年3月30日</p> <p>【一部改正】平成23年9月1日雇用発0901第3号 【一部改正】平成24年※月※日雇用発※第※号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>里親委託ガイドラインについて</p>	<p>雇用発03330第9号 平成23年3月30日</p> <p>【一部改正】平成23年9月1日雇用発0901第3号 【一部改正】平成24年※月※日雇用発※第※号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>里親委託ガイドラインについて</p> <p>里親制度の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令及び平成14年9月5日雇発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成23年3月5日雇発第133号厚生労働省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いする。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>
<p>雇用発03330第9号 平成23年3月30日</p> <p>【一部改正】平成23年9月1日雇用発0901第3号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>里親委託ガイドラインについて</p> <p>里親制度の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令及び平成14年9月5日雇発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成23年3月5日雇発第133号厚生労働省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いする。 なお、別途、児童相談所運営指針についても改正することを予定しているの おいて、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p>雇用発03330第9号 平成23年3月30日</p> <p>【一部改正】平成23年9月1日雇用発0901第3号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>里親委託ガイドラインについて</p> <p>里親制度の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令及び平成14年9月5日雇発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成23年3月5日雇発第133号厚生労働省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いする。 なお、別途、児童相談所運営指針についても改正することを予定しているの おいて、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>

## 里親委託ガイドライン

- 1 里親委託の意義  
里親制度は、何かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する子ども等にも、温かい愛情と正しい理解を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な大人の愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。
- 近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもは、多くなるとともに、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもも増加している。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。
- しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもも多く、なっている。一方このような子どもにも対応できる里親が少なく、里親家庭においても家庭環境が変化したいたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもにも対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能なら親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。
- 現状においては、社会的養護を必要とする子どもは9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どもうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。
- 併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

2 (略)

- 3 里親委託する子ども  
里親に養育を委託する子どもは、新生児から高齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもは多様さを重視し、子どもと最も適した里親へ委託する。
- (1) 及び(2) (略)
- (3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更  
施設に長期入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的な里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。
- ① 乳児院から措置変更する子ども  
できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人の愛着関係の下で養育される子どもが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用

## 里親委託ガイドライン

- 1 里親委託の意義  
里親制度は、何かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する子ども等にも、温かい愛情と正しい理解を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な大人の愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。
- 近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもは、多くなるとともに、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもも増加している。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託がこれまでよりさらに積極的に活用されるべきである。
- しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもも多く、なっている。一方このような子どもにも対応できる里親が少なく、里親家庭においても家庭環境が変化したいたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもにも対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能なら親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。
- 現状においては、社会的養護を必要とする子どもは9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どもうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。
- 併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

2 (略)

- 3 里親委託する子ども  
里親に養育を委託する子どもは、新生児から高齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもは多様さを重視し、子どもと最も適した里親へ委託する。
- (1) 及び(2) (略)
- (3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更  
施設に長期入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的な里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。
- ① 乳児院から措置変更する子ども  
できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人の愛着関係の下で養育される子どもが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用

する。

現状では、乳幼児から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳幼児入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

- ② (略)
  - ③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。
  - ④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。
  - ⑤ (略)
- (4) ～ (6) (略)

#### 4 (略)

#### 5 里親への委託

- (1) (略)
- (2) 養育里親へ委託する場合  
保護者へは養育里親と養育里親と希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。  
また、家庭引き取りが可能なお子だけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。  
また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。  
短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。  
その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とすするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。  
なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。  
委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。  
また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

(3) (略)

(4) 養育里親を希望する里親の場合

する。

- ② (略)
  - ③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。
  - ④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。
  - ⑤ (略)
- (4) ～ (6) (略)

#### 4 (略)

#### 5 里親への委託

- (1) (略)
- (2) 養育里親へ委託する場合  
保護者へは養育里親と養育里親と希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。  
また、家庭引き取りが可能なお子だけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や家族再統合の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。  
また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。  
短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。  
その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とすするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。  
なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。  
委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。  
また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

(3) (略)

(4) 養育里親を希望する里親の場合

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図ることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結ぶるよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることとの意志を確認する。子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるよう年齢が望ましい。子どもの障害や病気が受止められること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることなどなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることではできないことを説明する。また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかでない場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不適当であると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法律第89号）第817条の6ただし書）。

(5) 親族里親へ委託する場合等

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になつたことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要となる子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者に留意する。

①～⑤ (略)

(6) ファミリーホームへの委託

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士での相互作用を活かしつつ、複数の子どものいる環境の方がより適当しやすいため、個人の内親には不安感を持つ保護者に対してても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。

(7) (略)

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図ることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結ぶるよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることとの意志を確認する。子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるよう年齢が望ましい。子どもの障害や病気が受止められること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることなどなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることではできないことを説明する。また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかでない場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不適当であると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法第817条の6ただし書）。

(5) 親族里親へ委託する場合等

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になつたことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要となる子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもを委託する制度である。なお、次の点に留意する。

①～⑤ (略)

(6) ファミリーホームの活用

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士での相互作用を活かしつつ、複数の子どものいる環境の方がより適当しやすいため、個人の内親には不安感を持つ保護者に対してても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームの活用を検討する。

(7) (略)

<p>(8) 措置延長についての留意点 里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子ども自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には</p> <p>① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども</p> <p>などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(8) 措置延長についての留意点 施設長や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子ども自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には</p> <p>① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども</p> <p>などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。</p> <p>なお、児童養護施設については、定員等に限りがあり、また、自立に向けてより家庭的な環境で準備することが大切であり、このような措置延長を必要と見込まれる子どもについては、里親、ファミリーホームや自立援助ホームによる支援を検討することが望ましい。</p> <p>(9) (略)</p>
<p>6 里親の認定・登録について 里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭に迎え入れられて養育を行うものである。このため、里親は子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることが求められる。</p> <p>また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。</p> <p>従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。</p> <p>(1) 及び(2) (略) (3) 要件審査に当たったときの留意点 申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。</p> <p>養育里親については、児童福祉法第34条の2.0第1項に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の3.5の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。</p> <p>①及び② (略)</p>	<p>6 里親の認定・登録について 里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭の理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることが求められる。</p> <p>また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。</p> <p>従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。</p> <p>(1) 及び(2) (略) (3) 要件審査に当たったときの留意点 申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。</p> <p>養育里親については、児童福祉法第34条の1.9第1項に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の3.5の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。</p> <p>①及び② (略)</p>
<p>7 里親家庭への支援</p>	<p>7 里親への支援</p>

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。

里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。

里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりをもち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さも必要である。

里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。

#### (1) 委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるように子どもに適切な支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

#### (2) 定期的な家庭訪問

委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々の状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的に訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。

委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要であるが、その後においても、児童相談所や里親支援機関の担当者が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。

定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に訪問し、その後の定期的訪問は、施設の里親支援専門相談員が行うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。

里親委託等推進員や里親支援専門相談員が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとし、児童相談所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。里親支援は、里親が、直面する様々な状況に対して、子どもへの対応に悩み、過度な抱え込み、里親が孤立することないよう、支援することが必要である。また、必要に応じて、養育縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

#### (1) 委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験など子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるように子どもに適切な支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

#### (2) 委託後の当面の訪問

委託後については、概ね1週間以内に1回更に概ね1ヶ月以内には再度の訪問するなど、一定期間家庭訪問し、子どもと里親の状況を確認し、里親が養育に不安を感じていないかなどを把握する。また、里親サロンへの参加の勧奨を行い、できるだけ里親支援について紹介する。また、子どもの話を聞き、子どもに不安があれば軽減するよう支援する。

#### (3) 定期的な家庭訪問等

里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々の状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が適宜訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

明するとともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を共有した上で、訪問することが必要である。

里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供をすることも、できる限り、子どもにも面会し、暮らした状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長の状況を把握する。

また、訪問時には自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

### (3) 里親の相互交流

児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。

### (4) 里親の研修

養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養子縁組里親及び親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。

### (5) 地域の子育て情報の提供

① (略)

② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）

里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。

② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。

③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。

(7) 相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態

また、訪問時には自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

特別養子縁組予定の場合は、6ヶ月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当者は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きを始めることを支援する。子どもも担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きを開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

### (4) 里親による相互交流と研修

児童相談所は必要に応じて、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に里親による相互交流や研修を企画するなど定期的に情報交換や養育技術の向上を支援し、また、里親担当者は里親会の紹介を行い、研修や交流会の参加について里親の理解を得る。

### (5) 地域の子育て情報の提供

① (略)

② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度や通称使用などの理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）

里親のレスパイトは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

① 児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。

② レスパイトケアは年7日以内であるが、都道府県等が実施する研修に参加するためには必要とする場合には、年7日を超えて利用できる。

③ レスパイトの支援を円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。

(7) 相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、里親家庭に定

の把握や里親の気持ちに十分に聴くことが重要である。  
里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。

複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。

(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもへの支援  
里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通所させ、又は障害児通所支援を受けさせることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。

(9) 養子縁組の支援

養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。

特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続を開始したことを支援する。子ども担当者は、保護者に家庭裁判所への申し立ての手続を開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

(10) ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

8 (略)

9 里親制度の普及と理解の促進

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどとして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。  
その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、里親について知ってもらう勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。

里親になるうとする動機は、子育てが好きなとか、社会貢献をしたいとか、子どもがないので子育てしてみたいとか、自分の子育てに自途が立って余裕があるなど、様々であり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組み。また、里親制度について広く理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進めるための理解を促進する。

的に訪問し、子どもの状態の把握や里親の気持ちに十分に聴くことが重要であり、里親を育てていくことが必要である。

(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもへの支援

里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設又は児童デイサービス事業所において専門的な療育や訓練を受けさせることが必要と認められる場合は、通所施設の指導訓練を受けさせることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、児童デイサービスについては、児童相談所と市区町村の間で十分に連携を図ることが必要である。

8 (略)

9 里親制度の普及と支援の充実

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどとして、広報や里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

また、児童相談所等において、里親委託を推進する担当者を配置し、里親を育成し、支援する体制を充実させる。平成20年に創設された里親支援機関は取組の充実が必要であり、その内容を充実させるとともに、里親支援機関を里親会や児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO法人等へ委託し、広く連携することによって多様な里親を開拓するだけでなく、里親への理解を深めることができる。

児童養護施設等については、施設機能の地域分散化を進め、里親支援やファミリーホーム支援を含めて、地域での社会的養護を支える役割を充実していく体制整備を進めることが必要である。

10 里親委託及び里親支援の体制整備  
里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。

(1) 担当職員の実態

① 児童相談所の里親担当職員

里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県市（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員を置かれているが、できる限り専任であることが望ましい。

里親担当職員は、児童のケースを担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、里親委託等推進員や里親支援専門相談員とチームを組みながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。

② 里親委託等推進員

里親委託等推進員は、里親支援機関事業により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。

里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。

③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならぬ。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。

里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援機関に指定し、都道府県市が行う里親支援の業務を委託して行わせるといふ役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動することが望ましい。

里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未

委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。

## (2) 里親支援機関

里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

### ① 里親会

里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

このような役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参画するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。

里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。

### ② 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられているが、里親支援機関として指定し、意図的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。

### ③ 里親支援専門相談員を置く施設

里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域での活動を行いやすくするために、里親支援機関に指定し、都道府県市が行う里親支援の業務を委託して行わせるといふ役割を明示することが望ましい。

### ④ 公益法人、NPO等

里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的であ

る。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。

(3) 役割分担と連携

児童相談所の里親担当職員と、里親委託等推進員、里親支援専門相談員との間での役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。

行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、  
① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、

② 委託に関する事務（里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等）

③ 里親指導・連絡調整（養育上の指導、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等）、

④ 里親委託の解除（委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応）

などは、児童相談所が直接に行う必要がある。

一方、それ以外の業務、すなわち、

① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）

② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）

③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）

④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）

⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談

⑥ レスパイト・ケアの調整

⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）

⑧ 里親会活動への参加勧誘、活動支援

⑨ アフターケアとしての相談

などは、児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）への委託を活用して積極的に推進する。

その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。なお、里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。

(4) 里親支援機関と守秘義務

都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じて、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」とが規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。

また、同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができることとされており、里親支援機関は、都道府県市が行う里親支援の業務を委託して行わせるものであり、この規

定に該当するものである。

また、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、里親支援機関には、守秘義務が課されることから、児童相談所が必要な範囲での個人情報共有を行うことが可能である。

なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。

(5) 市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携

里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。

(6) 里親委託等推進委員会

① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じて学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す。

「児童相談所運営指針」の一部改正新旧対照表（案）

【里親及びファミリーホーム関係部分】

改正後	現行
<p>第4章 援助 第1節・第2節（略）</p>	<p>第4章 援助 第1節・第2節（略）</p>
<p>第3節 里親 1. 里親制度の意義 里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることである。特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより自己肯定感を育み、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得することができるとともに、適切な家庭生活を体験する中で、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる。</p>	<p>第3節 里親 1. 里親制度の意義 里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることであり、児童相談所はその趣旨を十分理解し、本制度の積極的活用に努める。 特に、父母が死亡した子どもや、父母が長期にわたって行方不明である子ども等については、里親委託措置を積極的に検討する。</p>
<p>2. 里親委託優先の原則 保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とする。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。</p>	<p>2. 里親の種類 里親の種類は、養育里親（専門里親を含む）、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親とする。 (1) 養育里親は、都道府県知事が行う研修を修了する等の要件を満たし、養育里親名簿に登録された者で、保護者のない子ども又は保護者に監護させられることが不適当であると認められる子どもを養育する里親をいう。 (2) 専門里親とは、養育里親としての要保護児童の養育経験を有する等の要件を満たし、専門里親研修を修了した養育里親で、要保護児童のうち、児童虐待等により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養育する里親をいう。 (3) 養子縁組里親とは、養子縁組によって養親となることを希望し、養子縁組が可能な要保護児童を養育する養子縁組を前提とした里親をいう。 (4) 親族里親とは、要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者）及びその配偶者である親族であり、両親その他その子どもを現に監護するものが死亡、行</p>
<p>3. 里親の種類 里親の種類は、養育里親（専門里親を含む）、養子縁組里親、親族里親とする。 (1) 養育里親とは、都道府県知事が行う研修を修了する等の要件を満たし、養育里親名簿に登録された者で、保護者のない子ども又は保護者に監護させられることが不適当であると認められる子どもを養育する里親をいう。 (2) 専門里親とは、養育里親としての要保護児童の養育経験を有する等の要件を満たし、専門里親研修を修了した養育里親で、要保護児童のうち、児童虐待等により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養育する里親をいう。 (3) 養子縁組里親とは、養子縁組によって養親となることを希望し、養子縁組が可能な要保護児童を養育する養子縁組を前提とした里親をいう。 (4) 親族里親とは、要保護児童の三親等内の親族であり、両親その他その子どもを現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁等の状態となつた子どもを養育する里親</p>	<p>3. 養子縁組による養育の促進 養子縁組による養育は、養育里親による養育と同等の効果を有するものとして、養育里親と同様に、養育里親名簿に登録された者で、保護者のない子ども又は保護者に監護させられることが不適当であると認められる子どもを養育する里親をいう。 (1) 養育里親とは、都道府県知事が行う研修を修了する等の要件を満たし、養育里親名簿に登録された者で、保護者のない子ども又は保護者に監護させられることが不適当であると認められる子どもを養育する里親をいう。 (2) 専門里親とは、養育里親としての要保護児童の養育経験を有する等の要件を満たし、専門里親研修を修了した養育里親で、要保護児童のうち、児童虐待等により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養育する里親をいう。 (3) 養子縁組による養育は、養育里親による養育と同等の効果を有するものとして、養育里親と同様に、養育里親名簿に登録された者で、保護者のない子ども又は保護者に監護させられることが不適当であると認められる子どもを養育する里親をいう。 (4) 親族里親とは、要保護児童の三親等内の親族であり、両親その他その子どもを現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁等の状態となつた子どもを養育する里親</p>

方不明、拘禁、拘禁、疾病による入院等の状態となった子どもを養育する里親をいう。

#### 4. 里親の認定、登録

- (1) 児童相談所長は、申請書の提出があつた場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事に送付すること。
- (2) 都道府県等は、里親希望者に対し、厚生労働省告示に基づき必要な研修を実施することとされている。なお、研修の実施の時期については、里親希望者の意向等も踏まえ、申請書の提出の前又は後の適切な時期に実施することとされている。
- (3) 児童相談所長は、児童福祉法第34条の19第1項の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由（里親希望者の同居人にあつては、同項第1号を除く）に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村に犯罪歴を証明する書類の提出を依頼することと適宜確認すること。
- (4) 都道府県知事等は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があつた後速やかに認定の適否につき都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこと。
- (5) 児童相談所長（都道府県知事等から権限を委任されている場合）は、認定された養育里親、専門里親を養育里親名簿に登録し、養子縁組によつて養親となることを希望する里親は養育里親に準じ、必要な事項を名簿に登録すること。  
なお、養育里親の登録の有効期間は5年であり、専門里親の登録の有効期間は2年である。
- (6) 扶養義務のない親族については、養育里親を適用することができるが、親族による養育里親については、養育里親研修の受講が要件となるが、相当と認められる範囲で研修科目の一部を免除することができる。また、経済的に困窮していないことという要件は、親族里親と同様に適用されない。

親族による養育里親は、一般の養育里親と認定要件が異なることから、親族による養育里親である旨を養育里親名簿に記載し、明確にしておくとともに、親族関係がない他の児童の養育は委託しないものとする。

#### 5. 子どもの委託

##### (1) 里親の選定

ア 里親に子どもを委託する場合には、子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ子どもの最善の利益を確保する観点から、これまで育んできた人間関係や地域環境への配慮などケアの連続性の確保に配慮したその子どもに最も適合する里親の選定に努める。

#### 3. 里親の認定、登録

- (1) 児童相談所長は、申請書の提出があつた場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事に送付すること。
- (2) 都道府県等は、里親希望者に対し、厚生労働省告示に基づき必要な研修を実施することとされている。なお、研修の実施の時期については、里親希望者の意向等も踏まえ、申請書の提出の前又は後の適切な時期に実施することとされている。
- (3) 児童相談所長は、児童福祉法第34条の15の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村に犯罪歴を証明する書類の提出を依頼すること等により適宜確認すること。
- (4) 都道府県知事等は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があつた後速やかに認定の適否につき都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこと。
- (5) 児童相談所長（都道府県知事等から権限を委任されている場合）は、認定された養育里親、専門里親を養育里親名簿に登録し、養子縁組によつて養親となることを希望する里親は養育里親に準じ、必要な事項を名簿に登録すること。  
なお、養育里親の登録の有効期間は5年であり、専門里親の登録の有効期間は2年である。

#### 4. 子どもの委託

(1) 里親に子どもを委託する場合には、子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ子どもの最善の利益を確保する観点から、これまで育んできた人間関係や地域環境への配慮などケアの連続性の確保に配慮したその子どもに最も適合する里親の選定に努める。また、委

また、委託する里親との事前の連携を十分図り、子どもの安定化が順調に行われよう十分配慮する。

里親に子どもを委託する場合において、子どもも若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は2号ただし書きの規定により採らなければならない(令第32条)が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。

里親の家庭において同時に養育される子どもの総数は、委託された子どもと実子の数を合計して6人を超えないこと。また、里親が同時に養育する委託された子どもの人数は4人を超えないこと。なお、専門里親が同時に養育する委託された子どもの人数は2人を超えないこと。

未成年後見人が指定され、又は選任されている児童であっても、当該児童の福祉のために必要と認められる場合は、里親に委託することができる。なお、この場合にあつては、未成年後見人が当該児童を受託する里親となり、又はすでに当該児童を受託している里親が当該児童の未成年後見人となることを妨げない。

里親委託する子どもは、新生児から高年齢児まで、すべての子どもが検討の対象となる。

また、長期的に実親の養育が望めない場合も、委託の期間が限定されている場合も、ともに里親委託を検討すべきである。

新生児については、心身の発達にとって大切な新生児期から里親委託措置を検討することが重要である。また、望まない妊娠や若年妊娠のケース等は、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所も出産前から早期の相談支援に努める。出産後に養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合に

託する里親との事前の連携を十分図り、子どもの安定化が順調に行われるよう十分配慮する。

里親に子どもを委託する場合において、子どもも若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は2号ただし書きの規定により採らなければならない(令第32条)が、その手続等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。

里親に子どもを委託する際は、子どもや保護者に十分説明を行うとともに、委託しようとする里親の氏名、居住地及び委託中の費用に関する事項について告知する。

虚弱な子ども、身体障害の子ども、知的障害の子ども等の場合には、知識、経験を有する等それらの子どもを適切に養育できると認められる里親を選定する。

里親に委託されている子どもの保護がより適切に行われると認められる場合には、子どもにも通所施設の指導訓練を受けさせることができる。

里親の家庭において同時に養育される子どもの総数は、委託された子どもと実子の数を合計して6人を超えないこと。また、里親が同時に養育する委託された子どもの人数は4人を超えないこと。なお、専門里親が同時に養育する委託された子どもの人数は2人を超えないこと。

子どもを里親に委託した場合には、里親に対し、措置決定通知書及び自立支援計画に加え、委託の理由や経緯、子どもや保護者の態様や必要とする援助の内容等、里親がその子どもの養育を適切に行うために必要な資料を送付する。

委託後、何らかの事情で他の里親へ委託するなど、措置の内容を変更する場合には、子どもにとつて精神的負担が大きく、心的外傷体験を引き起こす危険性があることから、子どもへの影響に十分配慮しつづける必要がある。

は、出産した医療機関から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法もある。  
ウ 施設入所が長期化している子どもの場合には、自立支援計画の見直しの際などには、保護者との面会等交流の有無や家庭引き取りの見通し等、総合的に判断し、里親への委託を検討することが必要である。

また、現状では乳児院から里親への措置変更よりも児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として里親委託への措置変更を検討する。

エ 虐待を受けた子ども、障害等があり特別な支援を必要とする子ども、非行問題を有する子ども等、個別的な支援を必要とする場合には、知識、経験を有する等それらの子どもを適切に養育できると認められる里親を選定する。

オ 里親に委託されている子どもの保護や養育がより適切に行われると認められる場合には、子どもにも通所施設の指導訓練を受けさせることができる。

カ 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合や、対心が難しい保護者である場合等、里親へ委託することが難しい子どもについては施設措置を検討する。

### (3) 保護者や子どもへの説明

保護者に対しては、里親委託についての理解を得るため、養育里親と養子縁組里親との区別や、里親による家庭養護が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであること等を十分に説明する。

里親に子どもを委託する際は、子どもや保護者に対し、次の事項について十分な説明を行う。ただし、保護者に対して児童の住所等を明らかにした場合に児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、支障のない事項について説明する。

- ① 委託措置を採ることとした理由
- ② 委託しようとする里親の氏名、居住地等委託する里親に関する事項

③ 里親による監護措置及び親権者等のない場合の児童相談所長の親権代行、これに対する不当な妨げの禁止、緊急時の対応など、里親委託中の監護措置に関する事項

④ 委託中の面会や通信に関する事項

⑤ 里親委託中の費用に関する事項

また、子どもに対しては子どもが有する権利や権利擁護のための仕組み（子ども自身などの仕組み）についても子どもの年齢や態様等に相応じ懇切に説明する。

### (4) 里親への情報提供

里親に子どもを委託する場合には、委託児童の担当者が里親の家庭に向かいたり、里親に児童相談所や児童が生活する施設に向いてもいい、ケースの内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。また、里親、委託児童及びその保護者の意見を聴いて、児童相談所が自立支援計画を作成し、里親に渡す。

児童相談所は措置決定通知書（措置内容を明確に示すこと）に添えて、子どもの援助に参考となる次の①～⑨に掲げる資料を子どもを委託する里親に渡す。

なお、里親へ提供する情報は嚴重な管理を行わせるとともに、委託中はもちろん委託解除後についても、その取扱いや対応等については児童相談所の指示に従い、慎重を期するよう、里親に対し、留意させる。

- ① 子どもの住所、氏名、年齢
- ② 家族構成及び家族の氏名、年齢
- ③ 子どもの生育歴
- ④ 性格行動（心理診断・判定に基づく見立て等）
- ⑤ 健康状態
- ⑥ 家庭環境
- ⑦ 委託についての子ども及び保護者の意向
- ⑧ 子ども及び家庭に対する援助の方針
- ⑨ その他子どもの福祉の増進に関し参考となる事項

また、委託後に必要となった情報については、追加調査なども含めてできる限り対応する。

#### (5) 委託の解除

里親と子どもとの調整を十分に行い、委託後も児童相談所等が援助を行った場合においても、里親と子どもとの関係がうまくいかなくなるといった状況や、不適切な養育が行われるといった状況も起こり得る。不調の兆しをできるだけ早く把握して支援を行い、必要な場合には適切に介入し、やむを得ない場合には委託を解除する。委託解除を行う場合は、子どもの混乱や分離による傷つき等に対するケアを行うとともに、委託解除の理由や今後の生活などについて丁寧な説明を行う。また、里親に対しても、傷つきや喪失感等のケアが重要である。

#### (6) 措置延長

里親に委託された子どもが、18歳に達しても里親に委託を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで、引き続き委託を継続することができる。進学や就職をしたが生活が不安定な場合や、障害や疾病等により進学や就職が決まらない場合など、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要な場合には、積極的に委託期間の延長を行う。

なお、委託期間の延長は、里親及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。

#### 6. 里親委託を推進するための取組

「里親支援機関連事業」の実施により、児童相談所に「里親委託等推進員」を配置するとともに、「里親委託等推進委員会」を設け、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、次のような事業を行うことにより、施設から里親への子ども委託を総合的に推進する。

- (1) 地域での里親委託の目標を設定する。

#### 5. 里親委託を推進するための取組

「里親支援機関連事業」の実施により、児童相談所に「里親委託等推進員」を配置するとともに、「里親委託等推進委員会」を設け、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、次のような事業を行うことにより、施設から里親への子ども委託を総合的に推進する。

- (1) 地域での里親委託の目標を設定する。

- (2) 未委託の里親に対し、子どもの委託に関する意向調査をするなど、未委託里親の状況の継続的な把握を行う。
- (3) 施設行事の活用や施設職員OBやボランティア登録者への働きかけ等により、里親候補者の掘り起こしを行う。
- (4) 乳児院等の施設に措置した子どものうち、里親委託を指すべき子どもを特定する。
- (5) 未委託里親を含め、里親体験（トライアル里親）を通して、里親になるための動機付けを行う。

## 7. 里親の支援等

### (1) 里親の支援

平成20年児童福祉法改正法により、法第11条第1項第2号へに、都道府県の業務として、里親への支援（相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助）を行うことが規定されている。委託児童の養育の質を高め、里親の専門性の確保や精神的負担の軽減などを図るためには、里親支援の充実が必要であり、里親の研修、訪問・来所・電話等による相談、里親の相互交流（里親サロン等）、里親の一時的な休息のための支援等の支援を行う。

なお、里親支援は、子どもの年齢、委託期間、委託目的、実親との交流の有無など、委託児童と里親の状況等に応じて、効果的に行う。

### (2) 定期的な訪問

里親担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育について必要な相談等の支援及び指導を行うこと。また、委託児童の担当者も定期的に訪問すること。

この定期的な訪問による相談等の支援は、児童相談所の里親担当者や委託児童の担当者に加え、里親支援機関事業の里親委託等推進員や、児童養護施設及び乳児院に置かれる里親支援専門相談員と分担連携して行うこと。この場合、これらの者と定期的に会議を行うなどにより、相互にケースの情報共有を行うこと。

上記による定期的な訪問については、特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後において、里親を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、児童を委託した直後の2か月間は2週に1回程度、委託2年後までは毎月ないし2か月1回程度、その後は概ね年2回程度、定期的に訪問することとし、そのほか、里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問すること。

### (3) 里親支援機関との連携

里親支援に当たっては、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設等を里親支援機関に指定するなどし、里親名簿その他の必要な情報を共有して、連携して効果的に行う体制を構築する。なお、法第11条第4項及び第5項の規定に基づき、里親支援の

- (2) 未委託の里親に対し、子どもの委託に関する意向調査を行う。

- (3) 施設行事の活用や施設職員OBやボランティア登録者への働きかけ等により、里親候補者の掘り起こしを行う。

- (4) 乳児院等の施設に措置した子どものうち、里親委託を指すべき子どもを特定する。

- (5) 未委託里親を含め、里親体験（トライアル里親）を通して、里親になるための動機付けを行う。

## 6. 里親の支援

平成20年児童福祉法改正法により、都道府県の業務として、里親への支援（相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助）を行うことが規定された。

- (1) 支援担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育について必要な支援を行うこと。特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援すること。

業務の委託先には、守秘義務が設けられている。

(4) 里親支援等の留意点

ア 児童相談所長は、里親への支援及び指導に関して、里親担当者、里親委託等推進員及び里親支援専門相談員に必要な助言を行うこと。

イ 里親担当者は、訪問等により里親に対し支援又は指導した事項を児童相談所長に報告し、必要があれば、都道府県知事等に報告すること。

ウ 里親担当者は、子どもの養育に関して必要な指導を行ったにもかかわらず、里親がこの指導に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事等に意見を添えて報告すること。

エ 児童相談所長は、連絡先の教示など里親及び里親に委託された子どもが児童相談所等に相談しやすい体制の整備に努めること。

この場合、児童相談所の里親担当者のほか、里親委託等推進員、里親支援専門相談員、児童家庭支援センターなど、複数の相談先を示すこと。

オ 里親担当者が及び委託児童担当者に定期的に子どもに保護者と連絡をとるなど、子どもの家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

(5) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

平成16年児童福祉法改正法により、里親についても、児童福祉施設の長と同様に、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採用することが明確化されたが、里親の懲戒に関する権限については、あくまでも子ども健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、里親は、委託されている子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもに有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、里親及びその同居人から虐待を受けた子どもは、法第33条の12の被措置児童虐待の通告等の対象となるものである。

委託されている子どもやその保護者から、懲戒に関する権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや通告を受けたときには、客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならぬ。

その際、その子ども最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子ども一時保護、措置変更を行うとともに、養育上の問題について里親に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて里親に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等が行った指導又は助言について、「里親が行う養育に関する最低基準」第13条第2項により、里親は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

8. 里親支援機関連事業等の実施

(2) 児童相談所長は、里親への支援に関して、支援担当者に必要な助言を行うこと。

(3) 支援担当者は、訪問等により里親に対し支援した事項を児童相談所長に報告し、必要があれば、都道府県知事等に報告すること。

(4) 支援担当者は、子どもの養育に関して必要な支援を行ったにもかかわらず、里親がこの支援に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事等に意見を添えて報告すること。

(5) 児童相談所長は、連絡先の教示など子どもが児童相談所に相談しやすい体制の整備に努めること。

(6) 支援担当者は定期的に子どもに保護者と連絡をとるなど、子どもの家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

(7) 平成16年児童福祉法改正法により、里親についても、児童福祉施設の長と同様に、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採用することが明確化されたが、懲戒に関する権限については、あくまでも子ども健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、里親は、委託されている子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもに有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、里親から虐待を受けた子どもは、児童虐待防止法第6条の通告の対象となるものである。

委託されている子どもやその保護者から、懲戒に関する権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや児童虐待防止法に基づく通告を受けたときには、客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならぬ。

その際、その子ども最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子ども一時保護、措置変更を行うとともに、養育上の問題について里親に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて里親に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等が行った指導又は助言について、「里親が行う養育に関する最低基準」第13条第2項により、里親は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

7. 里親を支援するための主な取組  
里親の専門性の確保や精神的負担の軽減などを図るために次のような支援を行う。

(1) 里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)の実施について委託されている子どもを養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合には、乳児院、児童養護施設または他の里親を活用してその子どもを養育を行う。

(2) 里親支援機関連事業の取組

里親への委託を推進するとともに、里親制度の普及啓発を積極的に  
行い、里親の資質の向上を図るための研修、里親に対する相談・援助  
など、里親支援を総合的に実施する。

① 里親制度普及促進事業

一般家庭に対し里親経験者による講演や説明を行い子ども福祉  
への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施するこ  
とにより、養育技術の向上を図る

② 里親委託推進・支援等事業

里親委託を推進するために、里親や養子希望者の選定のための調  
整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育を確保するた  
めの関係機関との連絡・調整や、里親の負担を軽減するための相談  
援助や生活援助、交流の促進など里親(家族を含む。)に対する子  
どもの養育に関する支援を総合的に推進する。

里親支援機関連事業については、本指針に定めるほか、平成20年4  
月1日雇児発第0401011号「里親支援機関連事業の実施について」によ  
る。

(1) 里親支援機関連事業の取組  
里親への委託を推進するとともに、里親制度の普及啓発を積極的に  
行い、里親の資質の向上を図るための研修、里親に対する相談・援助  
など、里親支援を総合的に実施する。

一般家庭に対し里親経験者による講演や説明を行い子ども福祉  
への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施するこ  
とにより、養育技術の向上を図る。

イ 里親委託推進・支援等事業

里親委託を推進するために、里親や養子希望者の選定のための調  
整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育を確保するた  
めの関係機関との連絡・調整や、里親の負担を軽減するための相談  
援助や生活援助、交流の促進など里親(家族を含む。)に対する子  
どもの養育に関する支援を総合的に推進する。

里親支援機関連事業については、本指針に定めるほか、平成20年4  
月1日雇児発第0401011号「里親支援機関連事業の実施について」に  
よる。

(2) 里親の一時的な休息のための支援(レスパイト)

里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)の実施について委託  
されている子どもを養育している里親家庭が一時的な休息のための援  
助を必要とする場合には、他の里親や乳児院又は児童養護施設を活用  
してその子どもを養育を行う。

レスパイト・ケアについては、本指針に定めるほか、平成14年9月  
5日雇児発第0905006号「里親の一時的な休息のための援助の実施に  
ついて」による。

9. 里親委託中の児童相談所長の権限及び里親による監護

(1) 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、里親委託中の児童等(児童及び児童以外の満20歳  
に満たないものをいう。以下同じ。)で親権を行う者又は未成年後見  
人(以下この章において「親権者等」という。)のないものに対し、  
親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている(法第  
47条第2項)。

親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、  
行方不明となっている場合、親権喪失等の審判がなされた場合などが  
想定される。ただし、民法第797条の規定による養子縁組の承諾をす  
るには、都道府県知事の許可を得なければならない。

(2) 親権者等のある子どもの場合

里親による監護措置と親権者等との関係  
里親が行う監護、教育及び懲戒について親権者等はこれを不当に

妨げてはならないとされている（法第47条第4項）。  
ここでいう不当に妨げる行為の具体的な事例等については、「施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について」（平成23年 月 日雇児総発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

また、里親が判断に迷う場合には、児童相談所が相談に応じることとし、児童相談所は、必要に応じ都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上で、里親に対し助言、指導を行う。

イ 児童等の生命又は身体を確保するため緊急の必要がある場合

里親は、子どもの生命又は身体を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができるとされている（同条第5項）。

具体的には、里親委託中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、里親の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意されたい。また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等に措置の必要性について説明するよう努める。

なお、親権者等が、児童等に必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成20年3月31日雇児総発第0331004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

ウ 児童等の生命又は身体を確保するための緊急措置に係る報告

里親は、子どもの生命又は身体を確保するため緊急の必要があると認め必要な措置を採った場合には、措置の内容について、委託措置を行った都道府県知事あてに報告することとされている（別添○参照）。

この報告を受けた都道府県は、その妥当性について検討し、必要に応じて里親に対し助言、指導等を行う。

エ 里親と親権者等との調整

児童の福祉のために里親がとる措置について、里親と親権者等が対立する場合には、児童相談所がその調整に当たることとし、里親の措置が妥当である場合には、親権者等に対し措置の妥当性について説明し、理解を得られるよう努める。その際、児童相談所は、必要に応じて都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上で、調整を行う。

## 10. 都道府県等間の連絡

(1) 他の都道府県等に居住する里親に子どもを委託しようとする場合に

## 8. 都道府県等間の連絡

(1) 他の都道府県等に居住する里親に子どもを委託しようとする場合に

<p>は、当該都道府県等に子どもに関する必要書類を送付して、その子どもに適合する里親のあっせんを依頼する。</p> <p>依頼を受けた都道府県等は、適当な里親を選定し、その里親に関する必要書類を送付し、里親にその旨を通知する。</p> <p>書類の送付を受けた都道府県等は、適当と認められる場合は、その書類に基づいて委託を行う。</p> <p>(2) 里親に委託する適当な子どもがない場合は、里親に関する必要書類を他の都道府県等に送付することが望ましい。この場合、里親にその旨を通知する。</p> <p>書類の送付を受けた都道府県等が、その里親に対し子どもを委託しようとする場合は、その書類に基づいて行う。</p> <p>(3) 都道府県等が子どもを委託した里親が当該都道府県等に居住していない場合又は他の都道府県等に住所の移転を行った場合は、関係書類を送付して、里親の居住地の都道府県等に当該里親の援助を依頼するとともに、里親にその旨を連絡する。この場合、里親は居住地の都道府県等の指導監督に服する。</p> <p>(4) 援助を依頼された都道府県等が里親委託の措置に影響を及ぼすと認められる事実を知った場合は、直ちに子どもを委託した都道府県等にその旨を連絡する。</p>	<p>は、当該都道府県等に子どもに関する必要書類を送付して、その子どもに適合する里親のあっせんを依頼する。</p> <p>依頼を受けた都道府県等は、適当な里親を選定し、その里親に関する必要書類を送付し、里親にその旨を通知する。</p> <p>書類の送付を受けた都道府県等は、適当と認められる場合は、その書類に基づいて委託を行う。</p> <p>(2) 里親に委託する適当な子どもがない場合は、里親に関する必要書類を他の都道府県等に送付することが望ましい。この場合、里親にその旨を通知する。</p> <p>書類の送付を受けた都道府県等が、その里親に対し子どもを委託しようとする場合は、その書類に基づいて行う。</p> <p>(3) 都道府県等が子どもを委託した里親が当該都道府県等に居住していない場合又は他の都道府県等に住所の移転を行った場合は、関係書類を送付して、里親の居住地の都道府県等に当該里親の援助を依頼するとともに、里親にその旨を連絡する。この場合、里親は居住地の都道府県等の指導監督に服する。</p> <p>(4) 援助を依頼された都道府県等が里親委託の措置に影響を及ぼすと認められる事実を知った場合は、直ちに子どもを委託した都道府県等にその旨を連絡する。</p>
<p>11. その他</p> <p>里親委託等については、本指針に定めるほか、次の通知等による。</p> <p>(1) 昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」</p> <p>(2) 平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」</p> <p>(3) 平成14年9月5日雇児発第0905002号「里親制度の運営について」</p> <p>(4) 平成14年9月5日雇児発第0905004号「養子制度等の運用について」</p> <p>(5) 平成20年4月1日雇児発第0401011号「里親支援機関連事業の実施について」</p> <p>(6) 平成14年9月5日雇児発第0905006号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」</p> <p>(7) 平成17年3月25日雇児発第0325002号「里親家庭への保護を要する子どもの委託の促進について」</p> <p>(8) 平成23年3月30日雇児発0330第9号「里親委託ガイドライン」</p> <p>(9) 平成24年3月 日雇児発〇〇第 号「里親及びファミリーホーム養育指針」</p>	<p>9. その他</p> <p>里親委託等については、本指針に定めるほか、次の通知等による。</p> <p>① 昭委23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」</p> <p>② 平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」</p> <p>③ 平成14年9月5日雇児発0905002号「里親制度の運営について」</p> <p>④ 平成14年9月5日雇児発0905004号「養子制度等の運用について」</p> <p>⑤ 平成20年4月1日雇児発0401011号「里親支援機関連事業の実施について」</p> <p>⑥ 平成14年9月5日雇児発0905006号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」</p> <p>⑦ 平成17年3月25日雇児発第0325002号「里親家庭への保護を要する子どもの委託の促進について」</p>
<p>第4節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）</p> <p>1. 小規模住居型児童養育事業の目的</p> <p>小規模住居型児童養育事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅を利用し、次の観点を踏まえつつ、以下の点</p>	<p>第4節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）</p> <p>平成20年児童福祉法改正法により、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が創設された。</p> <p>(1) 小規模住居型児童養育事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅を利用し、次の観点を踏まえつつ、以下</p>

に留意して子どもを養育を行うものとされている。相当の経験を有する  
(1) 家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関する経験を持つ養育者により、きめ細かな養育を行うこと  
(2) 子ども間の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行うこと  
(3) 子どもの権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

## 2. 子どもの委託

(1) ファミリーホームの選定  
ア 子どもを委託する場合、子どもや保護者等の意向、意見を十分尊重しつつ子どもの最善の利益を確保する観点から、委託先を選定する。養育者及び既に委託されている子どもと新たに委託する子どもとの適合性が極めて重要であるため、子どものアセスメントや、養育者及びすでに委託されている子どもと新たに委託する子どもとの適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該子どもに最も適したファミリーホームに委託すること。特に、その子どもがこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切に、可能な限り、その連続性が保障できるファミリーホームに委託するよう努めること。

イ ファミリーホームに子どもを委託する場合において、子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない等の場合は、法第27条第3項、第28条第1項第1号又は2号ただし書きの規定により採るものを除き、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなればならない(令第32条)が、その手続き等については、第3章第7節「都道府県児童福祉審議会への意見聴取」による。  
ウ ファミリーホームの入居定員は、5人又は6人とする。

## (2) 委託する子ども

ア 虚弱な子ども、障害がある子ども、虐待や非行等の問題を抱えた子どもを委託する場合には、知識や経験を有する等それらの子どもを適切に養育できるファミリーホームに委託すること。

イ ファミリーホームに委託されている子どもの保護がより適切に行われると認められる場合には、子どもに通所施設の指導訓練を受けさせることができる。

ウ 委託している子どもの状況等について、定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を行うこと。

(3) 保護者や子どもへの説明等  
委託時の保護者及び子どもに対する説明等については、第3節の5(3)から(6)までを、児童相談所長の権限及び養育者による監護については、第3節の9を、里親を養育者と読み替えて参照されたい。

## 3. その他

小規模住居型児童養育事業については、本指針に定めるほか、次の通等による。

(1) 昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」

の点に留意して子どもを養育を行うものとされている。相当の経験を有する  
(1) 家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関する経験を持つ養育者により、きめ細かな養育を行うこと

(2) 子ども間の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重した養育を行うこと

(3) 子どもの権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと

(2) 子どもを委託する場合、養育者及び既に委託されている子どもと新たに委託する子どもとの適合性が極めて重要であるため、子どもと新たに委託する子どもとの適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該子どもに最も適した事業者に委託すること。特に、その子どもがこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切に、可能な限り、その連続性が保障できる事業者に委託するよう努めること。

(3) 虚弱な子ども、障害がある子ども、虐待や非行等の問題を抱えた子どもを委託する場合には、知識や経験を有する等それらの子どもを適切に養育できる事業者に委託すること。

(4) 委託されている子どもの状況等について、定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を行うこと。

- (2) 平成21年3月31日雇児発第0331011号「小規模住居型児童養育事業の運営について」
- (3) 平成23年3月30日雇児発0330第9号「里親委託ガイドライン」
- (4) 平成24年3月 日雇児発〇〇第 号「里親及びファミリーホーム養育指針」

【養子縁組関係部分】

改正後	現行
<p>第6章 事業に係る留意事項 第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 養子縁組 1～6 (略)</p> <p>7. その他 (1) 国際養子縁組については、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）第21条（b）の規定により、児童は、出身国内において<u>里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができな</u> <u>い場合</u>に限り、これに代わる児童の監護の手段として<u>国際的な養子縁組を考慮</u>することが認められるものである。 なお、<u>国際養子縁組に係る知見を有する法人として、社会福祉法人日本国際社会事業団がある。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第6章 事業に係る留意事項 第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 養子縁組 1～6 (略)</p> <p>7. その他 (1) 国際養子縁組については、<u>基礎資料作成や手続き、制限事項等につ</u> <u>いて社会福祉法人日本国際社会事業団と十分連携を図ることが適当で</u> <u>ある。</u></p> <p>(2) (略)</p>

(別紙) 「里親支援機関連事業の実施について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>雇児発第0401011号 平成20年4月1日</p> <p>【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331015号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第4号 【一部改正】平成24年※月※日雇児発※第※号</p>	<p>雇児発第0401011号 平成20年4月1日</p> <p>【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331015号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第4号</p>
<p>各 都 府 事 殿 指 定 都 知 事 殿 兒 童 相 談 所 設 置 市 市 長 市 市 長</p>	<p>各 都 府 事 殿 指 定 都 知 事 殿 兒 童 相 談 所 設 置 市 市 長 市 市 長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>里親支援機関連事業の実施について</p> <p>社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができ、里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。</p> <p>このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもへの委託までのマツチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関連事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>里親支援機関連事業の実施について</p> <p>社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができ、里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。</p> <p>このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもへの委託までのマツチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関連事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

(別紙)

里親支援機関連事業実施要綱

第1 (略)

第2 実施主体及び里親支援機関の指定

1 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等、当該事業を適切に実施できると認めたと認められた者に委託して実施できることとする。

2 里親支援機関の指定

都道府県は、第3に掲げる事業を実施する際、委託先（所管区域外の者を含む。）を里親支援機関として指定することができる。この場合において、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院については、役割を明示するため、里親支援機関に指定することが望ましい。

なお、都道府県は、所管区域外において第3に掲げる事業を適切に実施することができる者と認めたと認められた者について、里親支援機関として指定することができる。

3 留意事項

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」とが規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができると認めたと認められた者に委託することとされている。また、法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されている。

第3 事業内容

1 (略)

2 里親委託推進・支援等事業

(1) (略)

(2) 事業の実施体制

この事業の実施に当たっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。

① (略)

② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学

(別紙)

里親支援機関連事業実施要綱

第1 (略)

第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等、当該事業を適切に実施できると認めたと認められた者に委託して実施できることとする。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」とが規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができると認めたと認められた者に委託することとされている。また、法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されている。

第3 事業内容

1 (略)

2 里親委託推進・支援等事業

(1) (略)

(2) 事業の実施体制

この事業の実施に当たっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を設置することとする。

① (略)

② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、里親委託等推進員、児童相談所の里親担当職員、里親及び施設の職員により構成し、必要に応じ学識経験者等に対

識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。

イ～エ (略)

(3) 及び(4) (略)

第4及び第5 (略)

第6 その他

里親支援及び里親委託等推進方策の向上を図るため、公益財団法人全国里親会においても、里親委託等推進委員会を設け、地域の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託等の好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料等の作成・提供を行うので、協力・連携を願いたいこと。

し本委員会への参加を依頼すること。

イ～エ (略)

(3) 及び(4) (略)

第4及び第5 (略)

## (別紙) 「里親の一時的な休息のための援助の実施について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>雇児発第0905006号 平成14年9月5日</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403019号 【一部改正】平成24年※月※日雇児発第※号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>里親の一時的な休息のための援助の実施について</p> <p>里親制度については、平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」により運営されているものであるが、里親制度のよりいっそうの推進を図るため、今般、別紙のとおり「里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）実施要綱」を定め、平成14年10月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施に努められたることを通知する。</p> <p>なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p>雇児発第0905006号 平成14年9月5日</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403019号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>里親の一時的な休息のための援助の実施について</p> <p>里親制度については、平成14年厚生労働省令第115号「里親の認定等に関する省令」及び平成14年厚生労働省令第116号「里親の行う養育に関する最低基準」が別添のとおり公布され、平成14年9月5日雇児発第0905001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「「里親の認定等に関する省令」及び「里親の行う養育に関する最低基準」について」及び平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」により運用されているものであるが、里親制度のよりいっそうの推進を図るため、今般、別紙のとおり一時的な休息のための援助の実施についてを定め、平成14年10月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施に努められたることを通知する。</p>

(別紙)

里親の一時的な休息のための援助 (レスパイト・ケア) 実施要綱

- 第1 目的  
里親の一時的な休息のための援助 (以下「レスパイト・ケア」という。) は、委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うことを目的とする。
- 第2 援助の対象者及び実施施設
- 1 援助の対象者  
現に委託児童を養育している里親家庭で、レスパイト・ケアを必要とする里親
- 2 実施施設  
レスパイト・ケアが必要な里親が養育している委託児童に対し、適切な処遇が確保され、当該都道府県 (指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。) があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設又は里親 (以下「実施施設」という。) とする。
- 第3 事業の内容及び実施方法
- 1 都道府県は措置の一環として、レスパイト・ケアを必要とする里親が養育している委託児童を、実施施設に再委託を行うものとする。
- 2 レスパイト・ケアは、都道府県が必要と認める日数とする。
- 3 里親は、レスパイト・ケアを受ける場合、児童相談所に申請する。
- 4 申請を受理した児童相談所は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し、調整を行う。
- 5 依頼を受けた実施施設は児童相談所に受け入れの可否について速やかに連絡する。
- 6 児童相談所は、里親に対し受け入れ決定通知、実施施設に対し再委託の決定通知書を出す。
- 7 里親は、実施施設に委託児童を預ける際、委託児童の最近の生活状況及び嗜好等の情報を提供する。
- 8 レスパイト・ケア終了時に、実施施設は委託児童の観察記録を里親及び児童相談所に提出する。
- 第4 実施に当たったの留意事項
- 1 レスパイト・ケアの申請及び決定の手続等の実施細目は、都道府県においてそれぞれの実情に応じ適宜定めることとするが、申請書の様式についてはできるだけ分かりやすく簡便なものとし、記入事項等についても最小限にすること。
- 2 児童相談所においては、この援助の円滑な実施を図るため、里親に児童を委

(別紙)

里親の一時的な休息のための援助の実施

- 第1 目的  
里親の一時的な休息のための援助 (以下「レスパイト・ケア」という。) は、委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うことを目的とする。
- 第2 援助の対象者及び実施施設
- 1 援助の対象者  
現に委託児童を養育している里親家庭で、レスパイト・ケアを必要とする里親
- 2 実施施設  
レスパイト・ケアが必要な里親が養育している委託児童に対し、適切な処遇が確保され、当該都道府県 (指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。) があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設又は里親 (以下「実施施設」という。) とする。
- 第3 事業の内容及び実施方法
- 1 都道府県は措置の一環として、レスパイト・ケアを必要とする里親が養育している委託児童を、実施施設に再委託を行うものとする。
- 2 レスパイト・ケアは、年7日以内とする。ただし、都道府県等の実施する研修に参加するために必要とする場合には、年7日を超えて利用できるものとする。
- 3 里親は、レスパイト・ケアを受ける場合、児童相談所に申請する。
- 4 申請を受理した児童相談所は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し、調整を行う。
- 5 依頼を受けた実施施設は児童相談所に受け入れの可否について速やかに連絡する。
- 6 児童相談所は、里親に対し受け入れ決定通知、実施施設に対し再委託の決定通知書を出す。
- 7 里親は、実施施設に委託児童を預ける際、委託児童の最近の生活状況及び嗜好等の情報を提供する。
- 8 レスパイト・ケア終了時に、実施施設は委託児童の観察記録を里親及び児童相談所に提出する。
- 第4 実施に当たったの留意事項
- 1 手続等について  
レスパイト・ケアの申請及び決定の手続等の実施細目は、都道府県においてそれぞれの実情に応じ適宜定めることとするが、申請書の様式についてはできるだけ分かりやすく簡便なものとし、記入事項等についても最小限にすること。
- 2 児童相談所においては、この援助の円滑な実施を図るため、里親に児童を委

託する前又はは委託した時点で実施施設を紹介すること。また、委託児童の状況及び里親の意見等を十分考慮して、実施施設を選択するよう配慮すること。

3 児童相談所は、里親から日常生活における児童の健康状態及び特性等について十分聴取すること。また、再委託中の注意事項等についても実施施設に周知徹底するよう指導すること。

4 実施施設が記入する観察記録の書式は、都道府県において適宜定めること。

5 当該都道府県外の実施施設にレスパイト・ケアした場合は、レスパイト・ケアを委託した都道府県が費用を支払うこと。

#### 第5 経費

平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部保健福祉課長・厚生省児童家庭福祉課長・厚生省児童家庭局保育課長連名通知「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて」の例による。

1 実施施設に対する支弁  
実施施設に係る支弁については、平成11年4月30日厚生省児発第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(以下「児童入所施設措置費等交付要綱」)により支弁する。

2 保護者からの費用の徴収

(1) 里親委託に係る費用徴収  
里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

(2) レスパイト・ケアに係る費用徴収  
徴収を免除する。

託する前又はは委託した時点で実施施設を紹介すること。また、委託児童の状況及び里親の意見等を十分考慮して、実施施設を選択するよう配慮すること。

3 児童相談所は、里親から日常生活における児童の健康状態及び特性等について十分聴取すること。また、再委託中の注意事項等についても実施施設に周知徹底するよう指導すること。

4 実施施設が記入する観察記録の書式は、都道府県において適宜定めること。

5 当該都道府県外の実施施設にレスパイト・ケアした場合は、レスパイト・ケアを委託した都道府県が費用を支払うこと。

#### 第5 経費

平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部保健福祉課長・厚生省児童家庭福祉課長・厚生省児童家庭局保育課長連名通知「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて」の例による。

1 実施施設に対する支弁  
実施施設に係る支弁については、「児童入所施設措置費等交付要綱」により支弁する。

2 保護者からの費用の徴収

(1) 里親委託に係る費用徴収  
里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

(2) レスパイト・ケアに係る費用徴収  
徴収を免除する。

(別紙) 「小規模住居型児童養育事業の運営について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>雇児発第0331011号 平成21年3月31日</p> <p>【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第5号 【一部改正】平成24年※月※日雇児発※第※号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号）の公布により新たに小規模住居型児童養育事業が創設されることとなった。当該事業における設備及び運営に関する基準は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）によるほか、別紙のとおり「小規模住居型児童養育事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>雇児発第0331011号 平成21年3月31日</p> <p>【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第5号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>小規模住居型児童養育事業の運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号）の公布により新たに小規模住居型児童養育事業が創設されることとなった。当該事業における設備及び運営に関する基準は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）によるほか、別紙のとおり「小規模住居型児童養育事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱</p> <p>第1 目的 小規模住居型児童養育事業は、<u>養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当である</u>と認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において<u>養育を行い、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立すること</u>とともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。</p> <p>第2 <u>ファミリーホーム事業者</u> (1) 小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）は、<u>都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市の市長とする。）が適当と認めた者</u>とする。 (2) <u>ファミリーホーム事業者</u>については、主に次の場合が対象となる。 ① <u>養育里親（専門里親を含む。以下同じ。）</u>として委託児童の養育の経験を有する者が、<u>養育者</u>となり、<u>自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの</u> ②及び③（略）</p> <p>第3 対象人員 この事業の対象児童は、<u>要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づき措置された者</u>とする。</p> <p>第4 対象人員 (1) <u>ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。</u> (2) <u>ファミリーホームにおいて同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>第5 <u>ファミリーホームの設備等</u> ファミリーホームには、<u>委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>小規模住居型児童養育事業実施要綱</p> <p>第1 目的 小規模住居型児童養育事業は、<u>家庭的養護を促進するため、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当である</u>と認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において、<u>児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立すること</u>とともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。</p> <p>第2 小規模住居型児童養育事業者 (1) 小規模住居型児童養育事業者（以下「事業者」という。）は、<u>都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市の市長とする。）が適当と認めた者</u>とする。 (2) この事業者については、主に次の場合が対象となる。 ① <u>養育里親として委託児童の養育の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの</u> ②及び③（略）</p> <p>第3 対象人員 この事業の対象児童は、<u>要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法（以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づき措置された者</u>とする。</p> <p>第4 対象人員 ファミリーホームの入居定員は、5人又は6人とする。</p> <p>第5 <u>ファミリーホームの設備等</u> (1) <u>児童の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、養育者等が児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とすること。</u> (2) <u>居間、食堂等児童が相互交流することができるところを有するほか、ファミリーホームの設備全てが、児童の適切な養育に資するものであること。</u> (3) <u>風呂、洗面所、便所、子ども部屋の居室を有することとし、年齢に応じて男子</u></p>

と女子の居室を別にすること。  
(4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならぬこと。

#### 第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住居を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。  
(1) 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、要保護児童の養育に相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。  
(2) 及び(3) (略)

#### 第7 職員

(1) ファミリーホームごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者(養育者を補助する者)をもつてその他の養育者に代えることができる。  
(2) 1人以上の養育者が当該住居に本拠をおき、専任の養育者でなければならぬものとし、うち1人をファミリーホームの管理者とする。

(3) 養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者

④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めたる者

⑤ 法第34条の19第1項各号の規定に該当しない者

(※①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)

(4) 養育者及び補助者は、家庭的養護の担い手として里親に準じ、可能な限り児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めるものとする。

#### 第8 実施に当たった際の留意事項

事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、入居者の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の17に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

(1) 都道府県は、児童の委託をしようとするときは、児童相談所長、児童又はその保護者、事業者の意見を聴くこと。

(2) 児童を委託する場合及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適した事業者に委託するよう努めること。特に、その児童のこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切に、可能な限り、その連続性が保

#### 第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住居を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。  
(1) 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、要保護児童の養育に相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。  
(2) 及び(3) (略)

#### 第7 職員

(1) ファミリーホームには、主たる養育者、その配偶者である養育者及び補助者(養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。)1人以上を置かなければならない。

(2) (1)の定めにかかわらず、主たる養育者の配偶者が養育者とならないときは、主たる養育者及び補助者2人以上を置かなければならない。

(3) 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならぬ。

(4) 養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ③ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に3年以上従事した者

④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めたる者

⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

(※①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)

(5) 養育者及び補助者は、家庭的養護の担い手として里親に準じ、可能な限り児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めるものとする。

#### 第8 実施に当たった際の留意事項

ファミリーホーム事業者は、運営方針、養育者等の職務内容、養育の内容、委託児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の13に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

(1) 都道府県は、児童の委託をしようとするときは、児童相談所長、児童又はその保護者及びファミリーホーム事業者の意見を聴くこと。

(2) 児童を委託する場合及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適したファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。特に、その児童のこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切に、可能な限り

り、その連続性が保障できるファミリーホーム事業者に委託するよう努めること。

(3) 都道府県は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できるファミリーホーム事業者に委託すること。

(4) 養育者等は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。

(5) 主たる養育者は、養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに他の養育者等に児童福祉法施行規則の規定を遵守させなければならない。

(6) ファミリーホーム事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に合った養育を行うことができよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(7) ファミリーホーム事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6か月に1回以上）に調査を受けなければならない。

(8) 養育者等は、児童相談所長があらかじめ当該養育者等並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。

(9) ファミリーホーム事業者は、養育者に対しては、児童に法第33条の10各号に規定する被措置児童等虐待を行ってはならない旨、徹底すること。

(10) 養育者等は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。また、ファミリーホーム事業者は、苦情の公正な解決を図るために第三者を関与させ、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(11) ファミリーホーム事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常による改善を図るよう努めなければならない。

(12) 事業の運営に当たっては、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する帳簿等を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。

また、特に運営主体が法人である場合には、養育者の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に則して実施すること。

(13) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健康やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

第9 (略)

障できざる事業者に委託するよう努めること。

(3) 都道府県は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できる事業者に委託すること。

(4) 事業者は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。

(5) 事業者は、入居している児童の人数、年齢等に応じた養育体制を維持できよう、養育者及び補助者を適切に配置すること。

(6) 事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に合った養育を行うことができよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(7) 事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6か月に1回以上）に調査を受けなければならない。

(8) 事業者は、児童相談所長があらかじめ当該事業者並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。

(9) 事業者は、養育者に対しては、児童に法第33条の10各号に規定する虐待等を行ってはならない旨、徹底すること。

(10) 事業者は、児童の権利擁護、虐待の防止等のため、苦情を受け付けるための窓口や責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、第三者による関与や、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(11) 事業の運営に当たっては、児童の記録や、事務運営に係る会計に関する帳簿等を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。

また、特に運営主体が法人である場合には、養育者の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に則して実施すること。

(12) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健康やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

第9 (略)

(別紙) 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>雇児発第03300008号 平成17年3月30日</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号 【一部改正】平成24年※月※日雇児発※第※号</p> <p>都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 各 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等々の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等々が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起している子ども等のケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期すべく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おつて、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>雇児発第03300008号 平成17年3月30日</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号</p> <p>都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 各 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等々の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等々が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起している子ども等のケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4までのとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期すべく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おつて、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。</p> <p>2. 対象施設 児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位の定員は、施設の種別に応じ、原則として次のとおりとする。 ① 児童養護施設 6人以上8人以下 ② 乳児院 4人以上6人以下 ③ 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 5人以上7人以下</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等（乳児院にあっては、寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備）を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 入所している子ども居室（乳児院にあっては寝室）の床面積は、施設の種類別に応じ、次のとおりとする。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。 ① 児童養護施設 1人当たり4.95㎡以上（乳幼児のみの居室については3.3㎡以上） ② 乳児院 1人当たり2.47㎡以上 ③ 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 1人当たり4.95㎡以上</p> <p>(3) 小規模なグループによるケアは、①本体施設の敷地内で行うものと②本体施設の敷地外においてグループホームとして行うもの（以下「分園型小規模グループケア」という。）とがあること。</p>	<p>(別紙1)</p> <p>児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 児童養護施設において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。</p> <p>2. 対象施設 児童養護施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として6人以上8人以下とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 入所している子ども居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上（幼児については3.3㎡以上）であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。</p>
	<p>児童養護施設における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 児童養護施設において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。</p> <p>2. 対象施設 児童養護施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として6人以上8人以下とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 入所している子ども居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上（幼児については3.3㎡以上）であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。</p>

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として各グループにつき児童指導員又は保育士（児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員）1名及び管理宿直等職員1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、管理宿直等職員1名は、非常勤職員であり、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できるものであること。

7. 運営に当たったての留意事項

(1) (略)

(2) 分園型小規模グループケアについては、本体施設の職員等との連携が可能な場所において実施する必要があること。

(3) (略)

8. (略)

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) (略)

(3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。

① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 児童養護施設にあっては本体施設の定員を45人以下とし、乳児院にあっては本体施設の定員を35人以下とする。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加配することができる。（平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のとおり3か年を限度として加配することができる。）

① 定員40人以下の施設

② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設

7. 運営に当たったての留意事項

(1) (略)

(2) 児童養護施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。

(3) (略)

8. (略)

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 当該施設において児童福祉法最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) (略)

(3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。

① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 本体施設の定員を45人以下とする。

② (略)

(4) (3) の定めにかかわらず、平成22年度において3か所の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のおり指定することができ、また、平成22年度において実施している小規模なグループによるケアについては、当局家庭福祉課長と協議して適切と認められるときは、1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定することができること。

(5) 次の場合には認められないこと。

① 居室（乳児院にあっては寝室）がないもの

② 居間・食堂などの交流スペースがないもの（乳児院にあっては、対象となる子ども達の発達状況に応じて必要となるほふく室等がないもの。ただし、寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。）

③ その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの（乳児院にあっては、浴室、便所等の設備が必要となる子どもを対象とする場合に当該設備が欠けているもの）

④ (略)

⑤ 対象となる子ども各月初日の平均在籍数が5人（乳児院にあっては3人、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にあっては4人）を下回っているもの

(6) (略)

② (略)

(4) (3) の定めにかかわらず、平成22年度において3か所の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のおり指定することができるものであること。

(5) 次の場合には認められないこと。

① 居室がないもの

② 居間・食堂などの交流スペースがないもの

③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの

④ (略)

⑤ 対象となる子ども各月初日の平均在籍数が5人を下回っているもの

(6) (略)

新	旧
(削除)	<p>(別紙2) 乳児院における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. 目的 乳児院において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、乳児院のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。</p> <p>2. 対象施設 乳児院において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。</p> <p>3. 対象となる子ども 小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。</p> <p>4. 人数 小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として4人以上6人以下とする。</p> <p>5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて、寝室及びほふく室並びに対象となる子どもとの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 寝室の床面積は、1人当たり2.47㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。</p> <p>6. 職員 小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。（平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員4人以上の施設については、なお従前のとおり3か年を限度として加配することができる。） ① 定員40人以下の施設 ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設</p> <p>7. 運営に当たった際の留意事項 (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。 (2) 乳児院の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。 (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに</p>

に、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

#### 8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発見第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

#### 9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。

(3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。

① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の

2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2

か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホー

ムに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 本体施設の定員を35人以下とする。

② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) 次の場合には認められないこと。

① 寝室及びほふく室がないもの

② 寝室及びほふく室はあるが、対象となる子どもの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備が欠けているもの

③ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの

④ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が3人を下回っているもの

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

新	旧
(削除)	<p>(別紙3) <u>情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱</u></p> <p>1. 目的  <u>情緒障害児短期治療施設において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、情緒障害児短期治療施設のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。</u></p> <p>2. 対象施設  <u>情緒障害児短期治療施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。</u></p> <p>3. 対象となる子ども  <u>小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。</u></p> <p>4. 人数  <u>小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として5人以上7人以下とする。</u></p> <p>5. 設備等  (1) <u>小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。</u>  (2) <u>入所している子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。</u></p> <p>6. 職員  <u>小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</u>  <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。（平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のとおり3か年を限度として加配することができない。）</u>  ① <u>定員40人以下の施設</u>  ② <u>3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設</u></p> <p>7. 運営に当たったての留意事項  (1) <u>小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。</u></p>

(2) 情緒障害児短期治療施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。

(3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、施設内の他の子どもへのケアに支障がないように配慮すること。

#### 8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

#### 9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。

(3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。

① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の

2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

② 本体施設に入所する子どもへの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) 次の場合には認められないこと。

① 居室がないもの

② 居間・食堂などの交流スペースがないもの

③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの

④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの

⑤ 対象となる子ども各月初日の平均在籍数が4人を下回っているもの

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がな

く、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

新	旧
(削除)	<p>(別紙4)  <u>児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱</u></p> <p>1. <u>目的</u>  <u>児童自立支援施設において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童自立支援施設のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。</u></p> <p>2. <u>対象施設</u>  <u>児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。</u></p> <p>3. <u>対象となる子ども</u>  <u>小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。</u></p> <p>4. <u>人数</u>  <u>小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として5人以上7人以下とする。</u></p> <p>5. <u>設備等</u>  (1) <u>小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。</u>  (2) <u>入所している子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。</u></p> <p>6. <u>職員</u>  <u>小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童自立支援専門員又は児童生活支援員1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</u>  <u>なお、以下のいずれかに該当する場合には、管理宿直等職員を1名加配することができる。（平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のとおり3か年を限度として加配することができる。）</u>  ① <u>定員40人以下の施設</u>  ② <u>3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設</u></p> <p>7. <u>運営に当たったての留意事項</u>  (1) <u>小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。</u></p>

(2) 児童自立支援施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。

(3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、施設内の他の子どもにケアに支障がないように配慮すること。

#### 8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

#### 9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1 本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。

(3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。

① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の

2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

② 本体施設に入所する子どものもり親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。

(4) 次の場合には認められないこと。

① 居室がないもの

② 居間・食堂などの交流スペースがないもの

③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの

④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの

⑤ 対象となる子ども各月初日の平均在籍数が4人を下回っているもの

(5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がな

く、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

別紙様式 1 及び様式 2 (略)

別紙様式 1 及び様式 2 (略)

(別紙) 「地域小規模児童養護施設の設置運営について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>           児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の住宅など新たな環境の中で生活体験を積み、近隣住民との適切な関係をもつ社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。         </p> <p>           児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の住宅など新たな環境の中で生活体験を積み、近隣住民との適切な関係をもつ社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。         </p> <p>           児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の住宅など新たな環境の中で生活体験を積み、近隣住民との適切な関係をもつ社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。         </p>	<p>           児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の住宅など新たな環境の中で生活体験を積み、近隣住民との適切な関係をもつ社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。         </p> <p>           児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の住宅など新たな環境の中で生活体験を積み、近隣住民との適切な関係をもつ社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。         </p>
<p>           都道府県知事 殿            各 指定都市市長         </p> <p>           厚生省児童家庭局長         </p>	<p>           都道府県知事 殿            各 指定都市市長         </p> <p>           厚生省児童家庭局長         </p>
<p>           平成13年3月30日 雇 児 第 1 3 3 0 日 雇 児 第 1 9 1 号            [一部改正] 平成17年3月31日 雇 児 第 0 3 3 1 0 0 5 号            [一部改正] 平成18年4月3日 雇 児 第 0 4 0 3 0 0 3 号            [一部改正] 平成20年6月27日 雇 児 第 0 6 2 7 0 0 4 号            [一部改正] 平成23年3月30日 雇 児 第 0 3 3 0 第 3 号            [一部改正] 平成24年※月※日 雇 児 第 0 3 3 0 第 3 号※         </p>	<p>           平成13年3月30日 雇 児 第 1 3 3 0 日 雇 児 第 1 9 1 号            [一部改正] 平成17年3月31日 雇 児 第 0 3 3 1 0 0 5 号            [一部改正] 平成18年4月3日 雇 児 第 0 4 0 3 0 0 3 号            [一部改正] 平成20年6月27日 雇 児 第 0 6 2 7 0 0 4 号            [一部改正] 平成23年3月30日 雇 児 第 0 3 3 0 第 3 号            [一部改正] 平成24年3月30日 雇 児 第 0 3 3 0 第 3 号         </p>

<p>(別紙)</p> <p>地域小規模児童養護施設設置運営要綱</p> <p>1. ～ 8. (略)</p> <p>9. 対象施設等          地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次に都道府県知事等が指定するものとする。          なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)民生主管部(局)長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当該児童養護施設を新たに指定し、又は指定を報告すること。          (1) 本施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正在に行われている場合に限ること。          (2) 本施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況を勘案することとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。</p> <p>別添様式1及び様式2 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>地域小規模児童養護施設設置運営要綱</p> <p>1. ～ 8. (略)</p> <p>9. 対象施設等          地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次に都道府県知事等が指定するものとする。          なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当該児童養護施設を新たに指定し、又は指定を報告すること。          (1) 本施設において児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正在に行われている場合に限ること。          (2) 同一施設において、地域小規模児童養護施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。          (3) 本施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況を勘案することとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。</p> <p>別添様式1及び様式2 (略)</p>
---	---

(別紙) 「児童自立生活援助事業の実施について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新 (案)	旧
<p>児童 第 3 4 4 号 平成 1 0 年 4 月 2 2 日</p> <p>【一部改正】平成 1 6 年 4 月 2 8 日 雇 児 発 第 0 4 2 8 0 0 4 号 【一部改正】平成 1 8 年 4 月 3 日 雇 児 発 第 0 4 0 3 0 1 2 号 【一部改正】平成 2 1 年 3 月 3 1 日 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 1 3 号 【一部改正】平成 2 3 年 3 月 3 0 日 雇 児 発 0 3 3 0 第 7 号 【一部改正】平成 2 3 年 7 月 1 9 日 雇 児 発 0 7 1 9 第 1 号 【一部改正】平成 2 3 年 9 月 1 日 雇 児 発 0 9 0 1 第 7 号 【一部改正】平成 2 4 年 <b>※</b> 月 <b>※</b> 日 雇 児 発 <b>※</b> 第 <b>※</b> 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム) の実施について</p> <p>厚生省児童家庭局長</p>	<p>児童 第 3 4 4 号 平成 1 0 年 4 月 2 2 日</p> <p>【一部改正】平成 1 6 年 4 月 2 8 日 雇 児 発 第 0 4 2 8 0 0 4 号 【一部改正】平成 1 8 年 4 月 3 日 雇 児 発 第 0 4 0 3 0 1 2 号 【一部改正】平成 2 1 年 3 月 3 1 日 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 1 3 号 【一部改正】平成 2 3 年 3 月 3 0 日 雇 児 発 0 3 3 0 第 7 号 【一部改正】平成 2 3 年 7 月 1 9 日 雇 児 発 0 7 1 9 第 1 号 【一部改正】平成 2 3 年 9 月 1 日 雇 児 発 0 9 0 1 第 7 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>児童自立生活援助事業の実施について</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、一般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法 (昭和 2 2 年法律 第 1 6 4 号) の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成 1 0 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)実施要綱</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 職員  (1)及び(2) (略)  (3) 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。</p> <p>① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者  ②～④ (略)  ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者</p> <p>第8～第12 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 職員  (1)及び(2) (略)  (3) 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。</p> <p>① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者  ②～④ (略)  ⑤ 法第34条の19第1項各号の規定に該当しない者</p> <p>第8～第12 (略)</p>

(別紙) 「小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設の設置運営について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>雇用発第0701004号 平成15年7月1日</p> <p>[一部改正] 平成17年4月20日雇用発第0420001号 [一部改正] 平成24年※月※日雇用発第※号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設の設置運営について</p> <p>母子生活支援施設に入所している母子の保護については離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、比較的緩やかな生活指導と相談支援等により早期に自立が見込まれる者もいる。早期に自立が見込まれる者については、地域の住宅地など、自立生活の支援を重点的に行うために、別添のとおり「小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設設置運営要綱」を定め、平成15年8月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>	<p>雇用発第0701004号 平成15年7月1日</p> <p>[一部改正] 平成17年4月20日雇用発第0420001号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設の設置運営について</p> <p>母子生活支援施設に入所している母子の保護については離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、比較的緩やかな生活指導と相談支援等により早期に自立が見込まれる者もいる。早期に自立が見込まれる者については、地域の住宅地など、自立生活の支援を重点的に行うために、別添のとおり「小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設設置運営要綱」を定め、平成15年8月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>

<p>(別添)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 設備等 (1) 及び (2) (略) (3) 入所している母子の世帯ごとに居室を設け、その床面積は、1人当たり4.95㎡以上とすること。ただし、平成22年度以前から指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。 (4) (略)</p> <p>6 職員 (1) 本施設設の職員との勤務体制等の調整を図り、<u>母子支援員</u>を1名責任者として配置すること。 (2) (略)</p> <p>7 及び 8 (略)</p> <p>9 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び中核市長(以下「都道府県等」という。)民生主官部(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 当該施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限り、 (2) 及び (3) (略)</p> <p>別紙様式 1 (略)</p>	<p>小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設設置運営要綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 設備等 (1) 及び (2) (略) (3) 入所している母子の世帯ごとに居室を設け、その床面積は、1人当たり3.3㎡以上とすること。 (4) (略)</p> <p>6 職員 (1) 本施設設の職員との勤務体制等の調整を図り、<u>母子指導員</u>を1名責任者として配置すること。 (2) (略)</p> <p>7 及び 8 (略)</p> <p>9 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び中核市長(局)長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況について、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 当該施設において児童福祉法(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限り、 (2) 及び (3) (略)</p> <p>別紙様式 1 (略)</p>
--	--

別紙様式 2

平成 年 月 日  
番

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市  
中核市

民生主管部（局）長

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実施  
状況について

標記について、平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添の9に基づき報告する。

1. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設指定状況

所管母子生活支援施設	うち指定施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったものうち、指定された施設の数を記入すること。

2. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実績報告書  
.....別紙

別紙様式 2

平成 年 月 日  
番

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市  
中核市

民生主管部（局）長

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実施  
状況について

標記について、平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添の9に基づき報告する。

1. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったものうち、指定された施設の数を記入すること。

2. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実績報告書  
.....別紙

別紙

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実績報告書  
 平成 年 月 日  
 都道府県（指定都市・中核市）名

施設名	所在地		〒				
設置主体	経営主体						
入所世帯数（年度当初）	職員数（年度当初）						
定員数（暫定）	現員数	人	定員数	人			
	直接処遇職員数	人	直接処遇職員数	人			
小規模分園型施設の母子世帯在所状況（各月1日現在）							
在 所 世帯数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
在 所 世帯数	11月	12月	1月	2月	3月	計	平均
対象世帯数 人（実人数） 内訳（年齢・性別・現在の状況・その他）							
担当者	（責任者）	（歳 男・女）	母子支援員・保育士・その他（常勤・非常勤／専任・兼任）	支援員経験年数	（年）		
の	（歳 男・女）	母子支援員・保育士・その他（常勤・非常勤／専任・兼任）	支援員経験年数	（年）			
状	（歳 男・女）	母子支援員・保育士・その他（常勤・非常勤／専任・兼任）	支援員経験年数	（年）			
況	（歳 男・女）	母子支援員・保育士・その他（常勤・非常勤／専任・兼任）	支援員経験年数	（年）			
備考							

(記入上の注意)  
 1. 支援員経験年数には、本体施設における母子支援員の勤続年数（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条に規定する母子指導員であった年数を含む。）を記入すること。（年度末現在）  
 2. 備考欄には、本事業を実施したことによる処遇上の効果等、施設長（若しくは担当者）の所見等を記すこと。

別紙

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実績報告書  
 平成 年 月 日  
 都道府県（指定都市・中核市）名

施設名	所在地		〒				
設置主体	経営主体						
入所世帯数（年度当初）	職員数（年度当初）						
定員数（暫定）	現員数	人	定員数	人			
	直接処遇職員数	人	直接処遇職員数	人			
小規模分園型施設の母子世帯在所状況（各月1日現在）							
在 所 世帯数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
在 所 世帯数	11月	12月	1月	2月	3月	計	平均
対象世帯数 人（実人数） 内訳（年齢・性別・現在の状況・その他）							
担当者	（責任者）	（歳 男・女）	母子指導員・保育士・その他（常勤・非常勤／専任・兼任）	指導員経験年数	（年）		
の	（歳 男・女）	母子指導員・保育士・その他（常勤・非常勤／専任・兼任）	指導員経験年数	（年）			
状	（歳 男・女）	母子指導員・保育士・その他（常勤・非常勤／専任・兼任）	指導員経験年数	（年）			
況	（歳 男・女）	母子指導員・保育士・その他（常勤・非常勤／専任・兼任）	指導員経験年数	（年）			
備考							

(記入上の注意)  
 1. 指導員経験年数には、本体施設における母子指導員の勤続年数を記入すること。（年度末現在）  
 2. 備考欄には、本事業を実施したことによる処遇上の効果等、施設長（若しくは担当者）の所見等を記すこと。

## 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

新	旧
<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>ウ 児童家庭支援センター運営等事業</p> <p>(ア) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(イ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「退所児童等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う退所児童等アフターケア事業</p>	<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>ウ 児童家庭支援センター運営等事業</p> <p>(ア) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(イ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「退所児童等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う退所児童等アフターケア事業</p>

新	旧
<p>エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p> <p>オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</p> <p>カ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>キ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>ク 平成24年※月※日雇児発第号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア 昭和38年3月19日厚生省発第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</p> <p>イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業</p> <p>(ア) 昭和38年3月19日厚生省発第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のAに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業</p> <p>(イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>(ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業</p> <p>(エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</p>	<p>エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p> <p>オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</p> <p>カ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>キ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>ク 平成24年※月※日雇児発第号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア 昭和38年3月19日厚生省発第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</p> <p>イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業</p> <p>(ア) 昭和38年3月19日厚生省発第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のAに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業</p> <p>(イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>(ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業</p> <p>(エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</p>

新	旧
<p>(オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>(カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業</p> <p>(キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 3の(1)のキ以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 3の(1)のキの事業</p> <p>(1) のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(交付額等の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p>	<p>(オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>(カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業</p> <p>(キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 3の(1)のキ以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 3の(1)のキの事業</p> <p>(1) のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(交付額等の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p>

新

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。  
なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県又は横浜市（虐待・思春期問題情報研修センター事業に限る。）は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。  
この場合において(2)から(3)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

旧

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。  
なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。  
この場合において(2)から(3)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

旧	新
<p>(12) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合</p> <p>別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>	<p>(12) 横浜市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)までに掲げる条件を付さなければならぬ。この場合において、(2)から(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「横浜市」と、「国庫」とあるのは「横浜市」と、(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(13) (12)により付した条件に基づき横浜市長が承認をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合</p> <p>別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>

新	旧
<p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合</p> <p>別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合</p> <p>別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新				旧			
別表				別表			
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業
		次に算出された額の合計額	次に算出された額の合計額			次に算出された額の合計額	次に算出された額の合計額
		1 児童虐待防止対策研修事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり ① 協力体制整備事業（主任児童委員等研修） 303,000円 ② 専門性強化事業 217,000円 ③ 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等 693,000円 ④ 未成年後見人制度研修 194,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料			1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 325,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料
		2 保護者指導・カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ① 保護者指導支援カウンセリング事業 706,000円 ・ 加算分 保護者指導支援員を配置する場合、次の単価を加算 800,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料			2 カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ・ カウンセリング促進事業 706,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料
		② 家族療法事業 1,965,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料			・ 家族療法事業 1,991,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料
		③ ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料			・ ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料
		④ 宿泊型事業 4,355,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料			・ 宿泊型事業 4,355,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料
		3 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 2,078,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料			3 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 2,109,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料
		4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料			4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、賞金、備品購入費、夜務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料

新	旧
<p>5 児童相談所体制整備事業 児童相談所1か所当たり</p> <p>① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511,000円</p> <p>② 市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 3,336,000円</p> <p>③ 2.4時間・3.6.5日体制強化事業 5,465,000円</p> <p>6 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり</p> <p>1,635,000円×実施事業数(配置協力員種別数)</p> <p>7 都道府県と民間団体との連携強化事業(複数実施可能) 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p>① 民間団体活動推進事業 923,000円</p> <p>② 民間団体育成事業 1,253,000円</p> <p>8 評価・検証委員会設置促進事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 945,000円</p>	<p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 250,000円</p> <p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業(複数実施可能) ・市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円</p> <p>・民間団体活動推進事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>・民間団体育成事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,253,000円</p> <p>9 2.4時間・3.6.5日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,619,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 693,000円</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 992,000円</p> <p>12 保護者指導支援事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 4,800,000円</p>

新

旧

	定 額	1 / 2
<p>9 未成年後見人支援事業</p> <p>① 未成年後見人の報酬補助事業 1人あたり年額240,000円（月額20,000円）</p> <p>② 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業</p> <p>ア 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり年額5,210円</p> <p>イ 被後見人の傷害保険 1人あたり年額4,960円</p>	<p>虐待・思春期問題情報研修センター事業 175,684,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賞金、備品購入費、役務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>
<p>10 虐待・思春期問題情報研修センター事業</p> <p>175,684,000円</p>		
<p>11 経過措置</p> <p>① 協九体調整事業（主任児童委員等研修） 325,000円</p> <p>② カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ・カウンセリング促進事業 706,000円</p> <p>・家族療法事業 1,991,000円</p> <p>・ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円</p> <p>・宿泊型事業 4,355,000円</p> <p>③ 医療的機能強化事業 1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 2,109,000円</p>		

新	旧
<p>④ 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p>	
<p>⑤ スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p>	
<p>⑥ 専門性強化事業 1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 250,000円</p>	
<p>⑦ 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり1,610,000円×実施事業数 （配置協力員種別数）</p>	
<p>⑧ 市町村及び民間団体との連携強化事業（複数実施可能） ・市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円</p>	
<p>・民間団体活動推進事業 1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 962,000円</p>	
<p>・民間団体育成事業 1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 1,253,000円</p>	
<p>⑨ 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,619,000円</p>	
<p>⑩ 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等 1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 683,000円</p>	
<p>⑪ 評価・検証委員会設置促進事業 1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 992,000円</p>	
<p>⑫ 保護者指導支援事業 1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 4,800,000円</p>	

新		旧	
ひきこもり等児童福祉事業	1 / 2	ひきこもり等児童福祉事業 業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費	1 / 2
次により算出された額の合計額		次により算出された額の合計額	
1 ふれあいい心の友訪問援助・保護者交流事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 615,680円 (ふれあいい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,855円 ②事業実施前研修会費 169,000円 ③活動検討会 1 回当たり 30,000円		1 ふれあいい心の友訪問援助・保護者交流事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 615,680円 (ふれあいい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,855円 ②事業実施前研修会費 169,000円 ③活動検討会 1 回当たり 30,000円	
2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,070円 ②通所指導 児童1人当たり日額 1,480円		2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,070円 ②通所指導 児童1人当たり日額 1,480円	
3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1 回当たり 12,500円		3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1 回当たり 12,500円	
児童家庭支援センター運営事業	1 / 2	児童家庭支援センター運営事業	1 / 2
次により算出された額の合計額		次により算出された額の合計額	
1 児童家庭支援センター運営事業 ① 運営費 1 か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,660,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,263,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,055,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 776,000円 (1月未満の場合は1月とする)		1 児童家庭支援センター運営事業 ① 運営費 1 か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,760,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,314,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,063,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 776,000円 (1月未満の場合は1月とする)	
② 初度調弁費 1 か所当たり 400,000円		② 初度調弁費 1 か所当たり 400,000円	

新		旧	
2 退所児童等アフターケア事業 ① 運営費 1 か所当たり 7,350,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 613,000円 ② 初年度弁費 1 か所当たり 400,000円	退所児童等アフターケア事業 に必要な報酬、職員手当 給料、職員手当 等、共済費、旅費、報 償費、賃金、印刷製 品費、常用費(消耗製 品費、食糧費)、役 本費、光熱水費)、役 務費(通信運搬 費)、委託料、賃借 使用料及び賃借 料、備品購入費	1 / 2	1 / 2
里親支援機関 事業	里親支援機関 事業に必要な賃 金、報酬、報償 費、旅費、常用 費(消耗品費、印 刷製本費)、役 務費(通信運搬 費)、委託料、賃 借使用料及び賃借 料	1 / 2	1 / 2
次に算出された額の合計額 1 里親制度普及促進事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 3,993,000円 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり 7,395,000円	次に算出された額の合計額 1 里親制度普及促進事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 3,993,000円 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり 7,492,000円	1 / 2	1 / 2
基幹的職員研修事業	基幹的職員研修事業 に必要な賃 金、報酬、報償 費、旅費、常用 費(印刷製 品費)、使用料 及び賃借料、賃 借料	1 / 2	1 / 2
次に算出された額の合計額 1 都道府県(指定都市、児童相談所設置市) 当たり 472,000円	次に算出された額の合計額 1 都道府県(指定都市、児童相談所設置市) 当たり 472,000円	1 / 2	1 / 2
身元保証人確保対策事業	身元保証人確保対策事業 に必要な賃 金、報酬、報償 費、旅費、常用 費(印刷製 品費)、使用料 及び賃借料、賃 借料	1 / 2	1 / 2
次に算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	次に算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	1 / 2	1 / 2
市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に對して都道府県が補助する 2 / 3	市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に對して都道府県が補助する 2 / 3		

新		旧	
児童虐待防止医療ネットワーク事業	児童虐待防止医療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、共職員手当等、共用費、旅費、需用費、消耗品印刷製本費、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び備品購入費	児童虐待防止医療ネットワーク事業	児童虐待防止医療ネットワーク事業
次により算出された額の合計額 1 都道府県あたり、4,633,000円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 4,633,000円×事業月数/12とする。	1/2	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,800円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。	5/10
DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化対策費のため必要な報酬(婦人相談員手当についての給料又は賃金と給料又は賃金とす(る。))、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化対策費のため必要な報酬(婦人相談員手当についての給料又は賃金と給料又は賃金とす(る。))、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費

新	旧
5 / 10	5 / 10
<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川県・静岡県・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>1 施設当たり年額 1,605,000円に10人を超えた対象者1人につき134,580円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業</p> <p>(1) 休日夜間電話相談事業</p> <p>①休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 55,200円</p> <p>②休日夜間部分実施 18時～22時 月額 27,600円</p> <p>18時～20時 月額 13,800円</p> <p>③平日夜間部分実施 18時～22時 月額 59,300円</p> <p>18時～20時 月額 29,650円</p> <p>(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</p> <p>年額 800,800円</p> <p>(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>年額 83,530円</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川県・静岡県・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>1 施設当たり年額 1,605,000円に10人を超えた対象者1人につき134,580円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業</p> <p>(1) 休日夜間電話相談事業</p> <p>①休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 55,200円</p> <p>②休日夜間部分実施 18時～22時 月額 27,600円</p> <p>18時～20時 月額 13,800円</p> <p>③平日夜間部分実施 18時～22時 月額 59,300円</p> <p>18時～20時 月額 29,650円</p> <p>(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</p> <p>年額 800,800円</p> <p>(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>年額 83,530円</p>
売春防止活動・DV対策機能強化事業	売春防止活動・DV対策機能強化事業
婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うための必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費	婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うための必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費
婦人保護施設退所者自立生活援助事業	婦人保護施設退所者自立生活援助事業
1 施設当たり年額 1,605,000円に10人を超えた対象者1人につき134,580円を乗じて加算し、算定した額とすること。	1 施設当たり年額 1,605,000円に10人を超えた対象者1人につき134,580円を乗じて加算し、算定した額とすること。
2 配偶者からの暴力対策機能強化事業	2 配偶者からの暴力対策機能強化事業
(1) 休日夜間電話相談事業	(1) 休日夜間電話相談事業
①休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 55,200円	①休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 55,200円
②休日夜間部分実施 18時～22時 月額 27,600円	②休日夜間部分実施 18時～22時 月額 27,600円
18時～20時 月額 13,800円	18時～20時 月額 13,800円
③平日夜間部分実施 18時～22時 月額 59,300円	③平日夜間部分実施 18時～22時 月額 59,300円
18時～20時 月額 29,650円	18時～20時 月額 29,650円
(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業	(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業
年額 800,800円	年額 800,800円
(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業	(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業
年額 83,530円	年額 83,530円
配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に係る必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費	配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に係る必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費
配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料

新		旧	
(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 643,080円	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、消耗品費用費、印刷製本費、(通信運搬費)、使用材料及び賃借料、賃金	(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 643,080円	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、消耗品費用費、印刷製本費、(通信運搬費)、使用材料及び賃借料、賃金
(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、(消耗品費)、印刷製本費、(通信運搬費)	(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、(消耗品費)、印刷製本費、(通信運搬費)

(別紙) 「身元保証人確保対策事業の実施について」の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>雇児発第0423005号 平成19年4月23日</p> <p>【一部改正】平成21年7月24日雇児発第0724001号 【一部改正】平成23年※月※日雇児発第※号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>身元保証人確保対策事業の実施について</p> <p>児童養護施設等に入所している子ども、里親に委託されている子ども、母子生活支援施設及び婦人保護施設に入所している女性や子ども、児童相談所又は婦人相談所により一時保護されている子どもや女性が、施設等を退所して社会的に自立した生活を行うおうとした場合、親等による保証人が得られず、就職やアルバイト等の賃借が困難となる場合がある。 施設等を退所する子どもや女性に対する自立に向けた支援は大きな課題であることから、就職やアルバイト等の賃借が生じることがないよう、別紙のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成19年7月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。 また、貴管内市及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>雇児発第0423005号 平成19年4月23日</p> <p>【一部改正】平成21年7月24日雇児発第0724001号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>身元保証人確保対策事業の実施について</p> <p>児童養護施設等に入所している子ども、里親に委託されている子ども、母子生活支援施設及び婦人保護施設に入所している女性や子ども、児童相談所又は婦人相談所により一時保護されている子どもや女性が、施設等を退所して社会的に自立した生活を行うおうとした場合、親等による保証人が得られず、就職やアルバイト等の賃借が困難となる場合がある。 施設等を退所する子どもや女性に対する自立に向けた支援は大きな課題であることから、就職やアルバイト等の賃借が生じることがないよう、別紙のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成19年7月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。 また、貴管内市及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。 なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

(別紙)

身元保証人確保対策事業実施要綱

第1 (略)

第2 実施主体等

(1) (略)

(2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」  
という。）とする。

第3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されている者あるいは退所又は委託解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ② 法第33条第6第1項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ③ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ④ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の規定により売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ⑥ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者

第4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、第3に掲げる子ども等であつて、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

(別紙)

身元保証人確保対策事業実施要綱

第1 (略)

第2 実施主体等

(1) (略)

(2) 本事業の運営主体は、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

第3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されている者あるいは退所又は委託解除から本事業の申請まで6か月以内のもの
- ② 法第33条第6第1項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの
- ③ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの
- ④ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの
- ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）第5条又は売春防止法第36条の規定により婦人保護施設に保護されている者又は保護の廃止から本事業の申請まで6か月以内のもの
- ⑥ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの

第4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、第3に掲げる子ども等であつて、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

<p>第5及び第6 (略)</p> <p>第7 保証期間 この事業における保証期間は、次のとおりとする。 ① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として<u>最長3年間</u>とする。 ② 賃貸住宅等の賃貸時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として<u>最長3年間</u>とする。</p> <p>第8から第13まで (略)</p>	<p>第5及び第6 (略)</p> <p>第7 保証期間 この事業における保証期間は、次のとおりとする。 ① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。<u>ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。</u> ② 賃貸住宅等の賃貸時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。<u>ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。</u></p> <p>第8から第13まで (略)</p>
---	---

## 「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」の一部改正新旧対照表(案)

母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について（平成20年10月14日厚生労働省発雇児第1014001号）

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省令</sup>労働省令第6号）の規定によるほか、この交要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成15年6月30日雇児発第0630009号「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p>

新

(交付額の算定方法)  
4 略

旧

(交付額の算定方法)  
4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)のア及び(2)により算出された額(事業ごとに算出された額)に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
(1) 3の(5)以外の事業  
ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)  
(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。  
(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。  
イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業  
アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。  
(2) 3の(5)の事業  
別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。  
(交付額の下限)  
5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。  
(交付の条件)  
6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。  
(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。  
(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。  
(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(交付額の下限)  
5 略

(交付の条件)  
6 略

新

旧

- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部を国庫に納付させることがある。
  - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調査を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
  - (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
  - (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から (6) に掲げる条件を付さなければならない。
  - この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
  - (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (申請手続)
- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業
  - 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)以外の事業
- 別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (変更申請手続)
- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までに行うものとする。

(申請手続)  
7 略

(変更申請手続)  
8 略

新	旧
<p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 略</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 略</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 略</p> <p>(その他)</p> <p>13 略</p>	<p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。  (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業  市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日(6の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。  (2) 上記(1)以外の事業  別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じた次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0  1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1 センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 6,711,000円 イ 週6日実施の場合 8,012,000円 ウ 週7日実施の場合 9,312,000円 (2) 就業支援講習会等事業 1 センター当たり 8,919,000円 (3) 就業情報提供事業 1 センター当たり 2,575,000円 (4) 在宅就業推進事業 1 センター当たり 2,000,000円 (5) 母子家庭等地域生活支援等事業 1 センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円 イ 週6日実施の場合 3,911,000円 ウ 週7日実施の場合 4,324,000円  (6) 面会交流支援事業 ア 基本分 1 か所当たり 1,500,000円 イ 加算分 事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じ以下の(ア)～(カ)に定める金額 (ア) 251件以上・300件以下の場合 300,000円	1/2	

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じた次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0  1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1 センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 6,705,000円 イ 週6日実施の場合 8,006,000円 ウ 週7日実施の場合 9,306,000円 (2) 就業支援講習会等事業 1 センター当たり 8,541,000円 (3) 就業情報提供事業 1 センター当たり 2,575,000円 (4) 在宅就業推進事業 1 センター当たり 2,000,000円 (5) 母子家庭等地域生活支援等事業 1 センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円 イ 週6日実施の場合 3,911,000円 ウ 週7日実施の場合 4,324,000円	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

新		旧	
<p>(イ) 301件以上350件以下の場合 600,000円</p> <p>(ウ) 351件以上400件以下の場合 900,000円</p> <p>(エ) 401件以上450件以下の場合 1,200,000円</p> <p>(オ) 451件以上500件以下の場合 1,500,000円</p> <p>(カ) 501件以上の場合 1,800,000円</p> <p>(7) 母子家庭等就業・自立支援センター 指導職員養成セミナー事業 1ブロック当たり 1,082,000円</p>	<p>母子家庭等就業・自立支援センター 指導職員養成セミナー事業 1ブロック当たり 1,082,000円</p>	<p>母子家庭等就業・自立支援センター 指導職員養成セミナー事業 1ブロック当たり 1,082,000円</p>	<p>母子家庭等就業・自立支援センター 指導職員養成セミナー事業 1ブロック当たり 1,082,000円</p>
<p>次により算出された額の合計額□</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業 1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>			
<p>母子家庭等日常生活支援事業</p>	<p>母子家庭等日常生活支援事業</p>	<p>母子家庭等日常生活支援事業</p>	<p>母子家庭等日常生活支援事業</p>
<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 事務費分 1か所当たり 1,747,000円</p> <p>2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 740円×延活動動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動動単位数×2.5</p>	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 事務費分 1か所当たり 1,602,000円</p> <p>2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 740円×延活動動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動動単位数×2.5</p>	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 事務費分 1か所当たり 1,602,000円</p> <p>2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 740円×延活動動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動動単位数×2.5</p>	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 事務費分 1か所当たり 1,602,000円</p> <p>2 派遣手当分 (1)子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア)児童1人の場合 740円×延活動動単位数 (イ)児童2人の場合 740円×延活動動単位数×1.5 (ウ)児童3人の場合 740円×延活動動単位数×2 (エ)児童4人の場合 740円×延活動動単位数×2.5</p>
<p>母子家庭等日常生活支援事業</p>	<p>母子家庭等日常生活支援事業</p>	<p>母子家庭等日常生活支援事業</p>	<p>母子家庭等日常生活支援事業</p>
<p>1/2</p> <p>(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)</p>	<p>1/2</p> <p>(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)</p>	<p>1/2</p> <p>(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)</p>	<p>1/2</p> <p>(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)</p>

新	旧
<p>(オ) 児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数</p> <p>ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合には、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。</p> <p>(ア) 児童1人の場合 920円×延活動単位数</p> <p>(イ) 児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5</p> <p>(ウ) 児童3人の場合 920円×延活動単位数×2</p> <p>(エ) 児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5</p> <p>(オ) 児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合作って、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア) 30分未満は、0単位</p> <p>(イ) 30分以上1時間未満は、0.5単位</p> <p>(ウ) 1時間以上は1単位</p> <p>(2) 生活援助</p> <p>ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数</p> <p>イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数</p>	<p>(オ) 児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数</p> <p>ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合には、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。</p> <p>(ア) 児童1人の場合 920円×延活動単位数</p> <p>(イ) 児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5</p> <p>(ウ) 児童3人の場合 920円×延活動単位数×2</p> <p>(エ) 児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5</p> <p>(オ) 児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合作って、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア) 30分未満は、0単位</p> <p>(イ) 30分以上1時間未満は、0.5単位</p> <p>(ウ) 1時間以上は1単位</p> <p>(2) 生活援助</p> <p>ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数</p> <p>イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数</p>

新		旧	
	<p>ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>	<p>ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>	<p>ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>
	<p>ひとり親家庭生活支援事業</p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業</p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業</p>
	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円</p> <p>2 生活支援講習会等事業 183,000円×講座開催回数</p> <p>3 児童訪問援助事業(ホームフレンド事業) (1) 1回の訪問が1日場合 8,000円×訪問延回数 (2) 1回の訪問が半日の場合 5,080円×訪問延回数</p> <p>4 学習支援ボランティア事業 1か所当たり 4,580,000円</p> <p>5 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 245,000円</p>	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円</p> <p>2 生活支援講習会等事業 178,000円×講座開催回数</p> <p>3 児童訪問援助事業 (1) 1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2) 1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数</p> <p>4 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり 239,000円</p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業</p>
	<p>ひとり親家庭生活支援事業</p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業</p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業</p>

新		旧	
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業
3/4	3/4	3/4	3/4
次に算出した額の合計額	次に算出した額の合計額	次に算出した額の合計額	次に算出した額の合計額
1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)
2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。))第30条に基づき高等職業訓練促進給付金)	2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。))第30条に基づき高等職業訓練促進給付金)	2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。))第30条に基づき高等職業訓練促進給付金)	2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。))第30条に基づき高等職業訓練促進給付金)
ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数
イ 平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	イ 平成23年度以前に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数
ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 100,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	ウ 平成24年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 100,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数	(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)	(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)
ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数	ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数

新		旧	
母子自立支援プログラム策定等事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子自立支援プログラム策定等事業
次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額
1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円 補助対象となるプログラムは、プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接(電話、メール等によるものも含まない。)を行っているものとする。	1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円	1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円	1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円
2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)	2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)	2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)	2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)
別紙様式第1～第5 略	別紙様式第1～第5 略	別紙様式第1～第5 略	別紙様式第1～第5 略

「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

母子家庭等就業・自立支援事業について（平成20年雇児発第0722003号）

新	旧
<p>雇児発第0722003号 平成20年7月22日 雇児発第0424001号 平成21年4月24日 雇児発0325第4号 平成22年3月25日 雇児発0401第3号 平成23年4月1日 <u>雇児発※※※第※号</u> <u>平成24年※月※※日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施することとし、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>	<p>雇児発第0722003号 平成20年7月22日 雇児発第0424001号 平成21年4月24日 雇児発0325第4号 平成22年3月25日 雇児発0401第3号 平成23年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子家庭等就業・自立支援事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施することとし、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成15年6月24日雇児発第0624001号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的  母子家庭の母及び寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の自立のため、就業機会の確保は極めて重要であるが、母子家庭の母等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く就業環境は厳しい状況にある。  母子家庭の母等の自立の支援は就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援を総合的に講ずる必要があるが、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じて子育てや生活面などが重要となつている。また、父子家庭に対しても子育てや生活面など社会的支援が求められる状況にある。さらに、より身近な地域で支援が受けられる体制の整備が求められている。  こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市並びに身近な市等において、個々の母子家庭の母等の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的に行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の種類  事業の種類は次のとおりとする。  (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「センター事業」という。）  (2) 一般市等就業・自立支援事業（以下「一般市等事業」という。）</p> <p>3 実施主体  センター事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、一般市等事業の実施主体は、市及び福祉事務所設置町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下「一般市等」という。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱</p> <p>1 目的  母子家庭の母及び寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の自立のため、就業機会の確保は極めて重要であるが、母子家庭の母等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く就業環境は厳しい状況にある。  母子家庭の母等の自立の支援は就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援を総合的に講ずる必要があるが、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じて子育てや生活面などが重要となつている。また、父子家庭に対しても子育てや生活面など社会的支援が求められる状況にある。さらに、より身近な地域で支援が受けられる体制の整備が求められている。  こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市並びに身近な市等において、個々の母子家庭の母等の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的に行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の種類  事業の種類は次のとおりとする。  (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「センター事業」という。）  (2) 一般市等就業・自立支援事業（以下「一般市等事業」という。）</p> <p>3 実施主体  センター事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、一般市等事業の実施主体は、市及び福祉事務所設置町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下「一般市等」という。）とする。</p>

新	旧
<p>また、事業の実施に当たっては、都道府県等及び一般市等との共同実施も差し支えない。</p> <p>なお、これら事業の全部又は一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、公益社団法人家庭問題情報センター、社会福祉法人、NPO法人等へ委託することができるとともに、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。</p> <p>また、<u>5-(1)-オ(イ)の事業の全部又は一部を適切な者に再委託することができる。</u></p> <p>4 対象者  対象者は、母子家庭の母等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）とする。  また、<u>5-(1)-ア、ウ、オの事業及び5-(2)-アにより実施する就業支援事業、就業情報提供事業及び母子家庭等地域生活支援事業については父子家庭の父も対象とする。</u>  なお、<u>5-(1)-オ(イ)の事業については、5-(1)-オ(イ) b に定める者を対象とする。</u></p> <p>5 事業の内容等  (1) センター事業  事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業及び面会交流支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。</p> <p>ア 就業支援事業  (略)</p>	<p>また、事業の実施に当たっては、都道府県等及び一般市等との共同実施も差し支えない。</p> <p>なお、これら事業の全部又は一部を母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等へ委託することができるとし、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。</p> <p>4 対象者  対象者は、母子家庭の母等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）とする。なお、5-(1)-ア、ウ、オの事業及び5-(2)-アにより実施する就業支援事業、就業情報提供事業及び母子家庭等地域生活支援事業については父子家庭の父も対象とする。</p> <p>5 事業の内容等  (1) センター事業  事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業及び母子家庭等地域生活支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。</p> <p>ア 就業支援事業  (7) 就業相談  個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を営むまでの問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、管内の市町村に赴き、就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。  なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要な相談支援を行うものとする。(イ)及び(ウ)についても同様とする。)</p>

新

旧

- a 就業相談は、母子家庭の母等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業や事業経営等に関する相談に対して適切な指導・助言を行うこと。
- b 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、母子家庭の母等の就業意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、公共職業安定所等の行う就業支援施策の内容を踏まえ実施することとし、個々の状況に応じ公共職業安定所等が行う就業支援施策を活用することについて、公共職業安定所に繋げるなど、公共職業安定所等と連携を図ること。なお、就業に関する相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。
- c 就業相談を実施するに当たり、職業紹介を併せて行うことができよう許可等を受ける等することが望ましいこと。
- d 就業相談に応じた場合には、その内容・助言事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- e 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。
- f 託児コーナーの設置や平日夜間・土日祝日に相談に応じるほか、母子家庭の母等に対しては女性相談員の配置やDV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

(イ) 就業促進活動

- 地域の企業等に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。
- a 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、母子家庭の母等に対する事業所等の理解を深めるため、母子家庭の母等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。
- なお、実施に当たっては、地域企業等により組織される商工会議所等の協力を得る等、効果的・効率的な支援の実施に配慮すること。
- b 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるなど、相談関係者等に対し、適宜情報の提供に努

- めること。
- c その他、地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。
- (ウ) 相談関係者の活動支援
  - 効果的かつきめ細かな支援体制を確保するため、地域の母子家庭等への就業活動を支援する母子自立支援員など相談関係職員に対する情報提供や知識の普及など資質向上のための研修会（以下「地域研修会」という。）の開催、自立困難ケースへの生活支援について関係機関の職員との合同検討会議（以下「合同会議」という。）の開催、具体的・実践的な就業支援策に関する企画立案や地域の実情に応じた意見・情報交換等を行うためのブロック別合同研修会（以下「ブロック研修会」という。）の開催など、相談支援体制の整備を図るものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。
  - a 地域研修会の開催に当たっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供するとともに、地元企業やキャリアカウンセラー等の専門家を活用して実施すること。
  - b 相談に応じたケースの中には、就業支援のみでは自立を図ることができない様々な問題を複合的に抱えており、重層的な支援策を講じる必要がある場合があることから、こうしたケースへの対応を強化するため、就業関係、福祉関係、保健・医療関係職員などによる合同会議を必要に応じて開催し、共通理解と効果的な支援策について検討すること。
  - c 合同会議において検討したケースについて、その結果や効果について合同会議において評価を行い、事例集を作成すること。また当該事例集については、研修会等で活用する等し、地域での支援に活かすこと。
  - d ブロック研修会は、各ブロック別に実施し、各ブロック内のセンター職員や母子自立支援員等が参加するものとし、就業支援策に関する地域の実情に応じた事例検討や意見・情報交換等を行い、各センター事業における就業支援策の推進のために活用すること。
- イ 就業支援講習会等事業
  - 母子家庭の母等は、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就

イ 就業支援講習会等事業  
(略)

新	旧
	<p>くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など様々なニーズが考えられる。そこで、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施に当たっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日に行う等、母子家庭の母の生活実態やニーズを踏まえ開催する他、次の事項に留意すること。</p> <p>(7) セミナーの実施</p> <p>a セミナー講師には、母子家庭の母等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。</p> <p>b セミナーの開催に当たっては、次の内容を必要に応じて実施すること。</p> <p>(a) 母子家庭の母等への支援策についての情報提供</p> <p>(b) 働くことの意義と適性</p> <p>(c) 就業に向けての生活環境のチェック</p> <p>(d) 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度</p> <p>(e) 企業の求める人材</p> <p>(f) 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等）</p> <p>(g) 体験談、意見交換</p> <p>(h) 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方</p> <p>(イ) 講習会の実施</p> <p>a 講習会の実施に当たっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。</p> <p>b 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。</p> <p>(a) 受講旅費の内容 受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下「交通費」という。）及び受講諸費とすること。</p> <p>(b) 支給対象者</p>

新	旧
<p>ウ 就業情報提供事業 (略)</p>	<p>受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。</p> <p>i 原則として母子家庭の母等であって、配偶者のない女子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかった日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者であること。</p> <p>ii 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イ（4）により職業安定局長が定める額を超えない者であること。</p> <p>(c) 支給額 交通費（経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。ただし、徒歩により通所するとした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）と受講諸費470円との合計額とすること。</p> <p>(ウ) 託児サービスの実施 講習会を開催する際には、母子家庭の母等の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意して実施すること。</p> <p>a 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。</p> <p>b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。</p> <p>c 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。</p> <p>d 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができず、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。</p> <p>ウ 就業情報提供事業 講習会修了者等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録するとともに、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこと。また、その実施</p>

新

旧

に当たっては、次の事項に留意すること。  
なお、本事業については、父子家庭の父についても、母子家庭の母等に準じて必要な情報提供等を行うものとする。

(7) 情報収集、提供に当たっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関と密接な連携を図ること。

(4) 就業支援バンクの開設に当たっては、就業相談や講習会等の機会を活用して就業支援バンクについて情報提供を行うこと。

(7) 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な就業条件、資格、修了した講習内容等の事項について確認しておくこと。

(エ) 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット等の活用による電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調整した方法により情報の提供を行うこと。

なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができること。

(オ) 就業に関する情報誌を定期的に発行し、新着情報を登録者に提供すること。

(カ) 社会保険労務士等労働条件に関する知識を有する者が、インターネットを活用して就業中の母子家庭の母等の労働条件に関する諸問題について相談に応じること。

(キ) 収集した情報は、地域の母子家庭の母等への就業活動を支援する母子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、講習会の講習内容に反映させるなどの活用を図ること。

(ク) ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へ母子家庭の母等の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。

(ケ) インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報等の管理等に十分留意すること。

エ 在宅就業推進事業  
(略)

エ 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、在宅での就業を希望する者、在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する母子家庭の母同士の情報共有について資するためのサロン事業、在宅就業者として就業を開始してまもない時期において、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを

新

オ 母子家庭等地域生活支援事業  
(略)

旧

提供・コーディネートする事業など、在宅就業者等に必要な支援を行うこととする。

オ 母子家庭等地域生活支援事業  
母子家庭の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、児童をひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取り決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行うものとする。

さらに、母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、母子家庭等への講習会などを実施するものとする。

なお、本事業については、父子家庭に対しても、必要な情報の提供や相談支援を併せて行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 母子・父子家庭の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施するなど継続的生活支援を行うこと。

(イ) 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。

(ウ) 事業実施に当たっては、地域の母子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。

(エ) 特別相談は、離婚、親権等の問題、消費者金融や悪質商法など法律に関する問題や生活上の諸問題に対応するため専門家によるものとする。

(オ) 養育費相談については、養育費に関する相談の他、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介、家庭裁判所等で母子家庭の母等自らが手続きする際の書類作成支援を行うこと。

新

旧

なお、養育費相談の実施に当たっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携しつつ実施すること。  
(ハ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。  
(ホ) 相談の実施に当たっては、平日夜間・土日祝日に相談を実施するほか、母子家庭の母等に対しては女性相談員の配置やDV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

カ 面会交流支援事業

離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会ったり、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもも生活や精神面の安定をもたらす、子の健やかな成長にとって有意義である。

また、別居親にとっても、子どもとの交流により子どもの成長を見守ることは、実親としての養育の責務を果たすことにもつながり、さらには、子どもの養育費を支払う意欲にもつながることになる。

しかしながら、離婚した父母は、相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有していることが多いため、父母間のみでは子どもとの面会交流を実施することが困難な場合がある。

このため、別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助等の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図り、子の健やかな成長を図るため等の支援を行う。

(ア) 面会交流支援員の配置

a 事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員（以下「支援員」という。）を配置すること。

b 支援員は、過去において、面会交流の相談援助対応や家事調停・家事審判に関する業務に従事した経験者を配置することが望ましい。

(イ) 支援の対象者

支援の対象者は以下の全ての要件を満たす者とする。

a 概ね15歳未満の子（家事事件手続法では、子の監護に関する処分  
の審判をする場合には、子（15歳以上のものに限る）の陳述を聴かなければならないこととされており、本事業では、家事事件手続法上、意思能力を有しないと認められる15歳未満の子を対象とする。）との面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親

新	旧
<p>b 同居親が児童扶養手当の支給を受けており、かつ別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。又は、同居親及び別居親とも児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。</p> <p>c 面会交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること</p> <p>d 過去に本事業の対象となっていない者</p> <p>(ウ) 事前相談の実施及び支援計画の作成</p> <p>a 事業実施主体は、別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、面会交流に係る支援の内容、方法、日程、実施頻度等について、当事者間の合意の下、別紙の様式による面会交流支援計画書を作成すること。</p> <p>b 面会交流援助の実施頻度は、原則として1月に1回までとする。</p> <p>c 本事業による支援期間は、最長で1年間とする。</p> <p>(エ) 面会交流援助の実施</p> <p>a 支援員は、支援計画に基づき、面会交流当日に児童を引き取り、面会交流の相手方に引き渡したり、面会交流の場に付き添うなどの援助を行うこと。</p> <p>b 支援員は、児童の受け渡しや付添いの際には、子どもの心情に充分配慮した対応を行うこと。</p> <p>c 支援員は、児童の付添いの際には、面会交流中の親が遵守する事項を守っているか確認し、守られていない場合は注意を行うこと。</p> <p>d 父母が連絡を取り合うことが困難な場合には、父母に変わって双方に連絡をとり、日時、場所などの調整を行うこと。</p> <p>e 面会交流の実施にあたっては、必要に応じ、可能な範囲において、場所の斡旋を行うこと。</p> <p>(オ) その他</p> <p>a 実施主体は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて養育費相談支援センターや家庭裁判所等関係機関と連携を図ること。</p> <p>b 暴力行為や子どもに対する虐待行為を行うおそれのある者、子どもの連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の対象としないこと。また、これらのことが発生した場合には、支援を中止し、子ども等の安全の確保に十分配慮するとともに、関係機</p>	

新	旧
<p>関への連絡等必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は行わないこと。</p> <p>c. 実施主体、支援員、その他本事業に従事する者は、本事業において知り得た個人情報漏えいすることがないよう、その取扱いは十分注意するとともに、適切な管理を行うこと。</p> <p>(2) 一般市等事業 (略)</p> <p>6 関係機関との連携等 (略)</p> <p>7 国の補助 (略)</p>	<p>(2) 一般市等事業 一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等において実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、母子家庭等地域生活支援事業とし、その中から、地域の実情に応じ必要な事業を選択して実施することも差し支えない。</p> <p>イ 都道府県等や近隣の市等と必要に応じ連携を図る、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。</p> <p>6 関係機関との連携等 都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子自立支援員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。</p> <p>7 国の補助 国は、都道府県等及び一般市等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

(別紙)

面会交流支援計画書

(1/2)

1 申込日	平成	年	月	日
2 事前相談日	(父) 平成	年	月	日
	(母) 平成	年	月	日
3 申請者氏名		(父・母)	子どもと(同居・別居)	
4 相手方氏名		(父・母)	子どもと(同居・別居)	
5 面会する未成年者				
氏名	平成	年	月	日生( 歳) 男・女
氏名	平成	年	月	日生( 歳) 男・女
氏名	平成	年	月	日生( 歳) 男・女
6 援助内容	(1)面会交流の連絡調整(日時、場所、時間、方法などの調整を含む) (2)子の受渡し(援助内容①を含む) (3)面会交流の際の付添い(援助内容①②を含む) (備考)			
7 援助条件	(1)短期型(1回・2回) (2)継続型(頻度: 月1回・2か月に1回・その他( )) (備考)			
8 支援員氏名				
9 支援経過				
日付	時間	内容		支援員氏名

面会交流支援計画書

(2/2)

9 支援経過 (続き)				
日付	時間	内容	備考	支援員氏名
10 申込内容の変更				
変更年月日	変更内容			備考

## 「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表(案)

ひとり親家庭生活支援事業の実施について(平成15年6月18日雇児発第0618005号)

新	旧
<p><u>改正後全文</u></p> <p>雇児発第0618005号 平成15年6月18日 雇児発0325第2号 平成22年3月25日 <u>雇児発※※※第※号</u> <u>平成24年※月※日</u></p> <p>一部改正</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>ひとり親家庭生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律(平成14年法律第119号)の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。</p>	<p><u>改正後全文</u></p> <p>雇児発第0618005号 平成15年6月18日 雇児発0325第2号 平成22年3月25日</p> <p>一部改正</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>ひとり親家庭生活支援事業の実施について</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律(平成14年法律第119号)の施行に伴い、母子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、従来の「ひとり親家庭生活支援事業」の事業内容の見直しを行い、別紙「ひとり親家庭生活支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、平成14年6月20日雇児発第0620003号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>(別紙)</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 実施主体 (略)</p> <p>第3 事業の内容等 この事業は、次の1から5の事業について、地域の实情に応じて選択実施できるものとする。 1 ひとり親家庭相談支援事業 (略)</p>	<p style="text-align: center;">ひとり親家庭生活支援事業実施要綱</p> <p>(別紙)</p> <p>第1 目的 母子家庭及び父子家庭(以下、「ひとり親家庭」という。)並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。 このため、親自身が生生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、ひとり親家庭及び寡婦(以下、「ひとり親家庭等」という。)の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 実施主体は、都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下、同じ)又は市町村(特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下、同じ。)とし、この事業の一部を母子福祉団体、NPO等(以下、「事業実施団体」という。)に委託することができる。</p> <p>第3 事業の内容等 この事業は、次の1から4の事業について、地域の实情に応じて選択実施できるものとする。 1 ひとり親家庭相談支援事業 (1)事業内容 ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は自身や児童の健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。 そのような困難を解決し、ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報の提供等を実施するものとする。 (2)対象者 ひとり親家庭等を対象者とする。 (3)実施方法等</p>

新	旧
<p>ア 相談に応じる者(以下、「相談員」という。)にはひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる者を選定すること。</p> <p>イ 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。</p> <p>また、必要がある場合には、本人の同意を得た上で、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに相談者について情報提供を行うこと。</p> <p>なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。</p> <p>ウ 相談の実施にあたっては、相談者の来所による相談のほか、必要に応じて出張相談や訪問相談、電話相談などの方法も活用するほか、平日夜間や土日祝日においても相談に応じることのできる体制を整える等ひとり親家庭の生活実態やニーズを踏まえて実施すること。</p> <p>エ 効果的な相談支援等を行うため、地域における子育て支援や就学支援等のひとり親家庭等の自立支援に活用できる施策・取組の把握に努めること。また、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、各支援・取組の関係部署・機関との連携を図ること。</p> <p>オ 相談内容・助言等の内容をまとめた相談記録を作成・保管するなど効果的・効率的な実施に努めること。また、相談により得た情報の取扱については、機密保持の十分に配慮すること。</p> <p>カ 必要に応じて相談を受けているひとり親家庭の児童を相談中に預かる託児サービスを実施すること。</p> <p>(ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。</p> <p>(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。</p> <p>(ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。</p> <p>(エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができ、その場合はその根拠を明確にしておくこと。</p>	<p>2 生活支援講習会等事業 ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
<p>各種生活支援講習会を開催するものとする。また、ひとり親家庭等が利用しや すいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サ ービスを併せて提供するものとする。</p> <p>(1)事業内容</p> <p>ア 生活支援講習会 生活支援講習会の講習種目は、ひとり親家庭等の生活指導を行うために必 要な、次の講習とする。</p> <p>(ア) 児童のしつけ・育児に関する講習 (イ) 養育費の取得手続に関する講習 (ウ) 健康づくりに関する講習 (エ) その他、地域において必要と認める講習</p> <p>イ 生活相談</p> <p>(ア) 各種講習終了後、1のひとり親家庭相談支援事業の相談員等を活用し、当 該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施す る。</p> <p>(イ) 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な 場合には、本人の承諾を得て母子自立支援等関係者に情報提供しておくこ と。</p> <p>ウ 託児サービス 必要に応じて、生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の児 童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。</p> <p>(2)対象者 ひとり親家庭等を対象者とする。</p> <p>(3)実施方法等</p> <p>ア 生活支援講習会 (ア)(1)の「ア」に掲げる各講習会ごとに年2回以上実施すること。 (イ)講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながることを認め られるものとする。</p> <p>イ 生活相談 (ア)生活相談に応じる者は、生活支援講習会の講習内容に関し知識・経験を 有し、適切な助言・指導をすることができる者を選定すること。 (イ)生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切な助言を行うとともに、 必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。</p>	

新	旧
<p>3 <u>児童訪問援助事業(ホームフレンド事業)</u></p> <p>(1)事業内容  ひとり親家庭の児童は、親との死別・離別等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。  そこで、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等(以下、「児童訪問援助員(ホームフレンド)」という。)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う。  (2)～(3)(略)</p>	<p>(ウ)生活相談により得た情報の取扱いについては、機密保持に十分に配慮すること。</p> <p>ウ 託児サービス  (ア)託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。  (イ)あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。  (ウ)児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等十分に配慮すること。  (エ)補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。</p> <p>3 <u>児童訪問援助事業</u></p> <p>(1)事業内容  ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤の緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。  そこで、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等(以下、「児童訪問援助員(ホームフレンド)」という。)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う。  (2)対象者  ひとり親家庭の児童を対象とする。  (3)実施方法等  ア 派遣対象家庭名簿の作成等  (ア)本事業の実施にあたっては、派遣を希望するひとり親家庭の申請によりあらかじめ派遣対象家庭名簿を作成しておくこと。  (イ)また、派遣対象家庭名簿の適正な管理等に努めること。  イ 児童訪問援助員(ホームフレンド)の登録等  (ア)児童訪問援助員(ホームフレンド)には、ひとり親家庭の児童の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者を選定し、登録すること。  (イ)派遣対象家庭名簿に登録されている家庭から児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣の申し出があった場合には、登録された児童訪問援助員(ホームフレンド)の中から適当な者をその家庭に派遣すること。  (ウ)当該児童訪問援助員(ホームフレンド)に対し、派遣先の家庭の状況など必要な説明を行った上で、派遣すること。</p>

新	旧
<p>4 <u>学習支援ボランティア事業</u></p> <p>(1)事業内容  ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童等将来に不利益な影響を与えかねない。  このため、ひとり親家庭の児童等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティア(以下「学習支援ボランティア」という。)を児童等の家庭に派遣する。</p> <p>(2)対象者  ひとり親家庭の児童を対象とする。  なお、必要に応じ、ひとり親家庭の親も対象とすることができる。</p> <p>(3)実施方法等  ア コーディネーターの配置  事業実施主体等は、本事業の実施に当たり、学習支援ボランティアの募集・選定、教材の作成、派遣調整等の管理を行うコーディネーターを配置すること。</p>	<p>ウ 実施方法等  (ア)児童訪問援助員(ホームフレンド)は、児童の良き理解者として児童に接し、相談に応じるとともに、生活面での指導を行うこと。  (イ)派遣は、1日又は半日を単位とし、1回の派遣に要する時間は、それぞれ、概ね8時間又は4時間以内とすること。  (ウ)派遣日数は、当該児童の状況を勘案して決定すること。  (エ)児童訪問援助員(ホームフレンド)は、活動状況について派遣のつど事業実施団体に報告すること。  (オ)児童訪問援助員(ホームフレンド)その他この事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。  (カ)事業実施団体は、児童を担当している児童訪問援助員(ホームフレンド)に対して指導・監督を行うとともに、専門機関の協力を求め、必要な助言を行うこと。</p>

新	旧
<p>イ 名簿の作成等</p> <p>(ア)本事業の実施に当たっては、あらかじめ、派遣を希望するひとり親家庭の申請により登録する派遣対象家庭名簿及び学習支援ボランティアとして選定された者を登録する学習支援ボランティア名簿を作成しておくこと。</p> <p>(イ)事業実施主体等は名簿の適正な管理等に努めること。</p> <p>ウ 学習支援ボランティアの募集及び登録等</p> <p>(ア)学習支援ボランティアは、ひとり親家庭の児童等の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者であって、児童等に対して適切な学習支援ができる者を選定し、名簿に登録すること。</p> <p>(イ)名簿への登録の際には、支援可能な教科や学年等必要な内容も併せて登録すること。</p> <p>(ウ)事業実施主体等は、学習支援ボランティアの募集について、近隣の大学等の協力を求めること。</p> <p>エ 実施方法等</p> <p>(ア)派遣対象家庭名簿に登録されている家庭から学習支援ボランティアの派遣の申し出があった場合には、依頼された教科や児童等の学力等から、適切な学習支援ボランティアをその家庭に派遣すること。</p> <p>(イ)学習支援ボランティアは、児童等に対し懇切な学習支援に努めるとともに、児童等の良き理解者として進学相談等に応じること。</p> <p>(ウ)派遣時間、日数、頻度等は、児童等の状況を勘案して決定すること。</p> <p>(エ)学習支援ボランティアは、活動状況について、派遣のつど事業実施主体等に報告すること。</p> <p>(オ)学習支援ボランティア、その他該事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。</p> <p>(カ)母子生活支援施設や公共施設等を活用し、学習塾形式により学習支援を実施することも可能とする。</p>	<p>4 ひとりの親家庭情報交換事業 (1)事業内容</p> <p>ひとり親家庭になつて間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとりの親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場</p>
<p>5 ひとりの親家庭情報交換事業 (1)～(3)(略)</p>	<p>4 ひとりの親家庭情報交換事業 (1)事業内容</p> <p>ひとり親家庭になつて間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとりの親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場</p>

新	旧
<p>第4 関係機関との連携等 都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設、福祉事務所等の関係機関との連携を密にするものとする。</p> <p>第5 国の補助 (略)</p>	<p>を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るものである。</p> <p>(2)対象者 ひとり親家庭の親を対象とする。</p> <p>(3)実施方法等 ア 事業実施団体は、事業の実施するに当たり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。 イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。 ア)個人の課題の把握と解決に向けた力量形成 イ)自己実現のための自己変革への意欲の高揚 ウ)良好な人間関係の形成への支援 エ)個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援 ウ この事業は、児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。 エ この事業は、年6回程度開催すること。</p> <p>第4 関係機関との連携等 都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子自立支援員、民生委員・児童委員、母子福祉団体、母子生活支援施設等の関係機関との連携を密にするものとする。</p> <p>第5 国の補助 国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。</p>

「自立支援教育訓練給付金事業実施要綱」の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>(別添 1)</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 受給要件の審査に係る留意事項 ア (略) イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受給した者、高等技能訓練促進費を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受給給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくことと認められる場合は、支給することとして差し支えない。 ウ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>(別添 1)</p> <p>自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 受給要件の審査に係る留意事項 ア (略) イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受給した者、高等技能訓練促進費を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくことと認められる場合は、支給することとして差し支えない。 ウ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>8～10 (略)</p>

「高等技能訓練促進費等事業実施要綱」の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>(別添 2)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 訓練促進費の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、一時金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件を満たす母子家庭の母とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること。</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。</p> <p>(3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。</p> <p>5 対象資格 (1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。</p> <p>(2) 対象資格の例 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等</p> <p>6 支給期間等 (1) 訓練促進費</p>	<p>(別添 2)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象者 訓練促進費の対象者は養成機関（通信教育によるものを含む。以下同じ。）において修業を開始した日以後において、また、一時金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件を満たす母子家庭の母とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること。</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。</p> <p>(3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。</p> <p>5 対象資格 (1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。</p> <p>(2) 対象資格の例 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等</p> <p>6 支給期間等 (1) 訓練促進費</p>

ア 訓練促進費の支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間（上限3年）とする。（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者については、修業する期間の全期間とする。）

イ 訓練促進費は、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。

(2)一時金

一時金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

7 支給額等

(1)訓練促進費

ア 訓練促進費の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進費の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進費の支給の請求をする場合は前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円）

(イ) (7)に掲げる者以外の者 月額7万5百円

イ 訓練促進費は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(2)一時金

ア 一時金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(イ) (7)に掲げる以外の者 2万5千円

ア 訓練促進費の支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間とする。（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業している者に限る。）

イ 訓練促進費は、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。

(2)一時金

一時金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

7 支給額等

(1)訓練促進費

ア 訓練促進費の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進費の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進費の支給の請求をする場合は前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額14万1千円

(イ) (7)に掲げる者以外の者 月額7万5百円

イ 訓練促進費は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(2)一時金

ア 一時金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(7) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(イ) (7)に掲げる以外の者 2万5千円

イ 一時金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

8～13 (略)

別紙参考様式  
(略)

イ 一時金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

8～13 (略)

別紙参考様式  
(略)

## 「母子家庭自立支援給付金事業の円滑な実施について」の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>雇用福発第06300002号 平成15年6月30日</p> <p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 指定都市 中核市 各</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>母子家庭自立支援給付金事業の円滑な実施について</p> <p>母子家庭自立支援給付金事業については、「母子自立支援給付金事業の実施について」（平成15年6月30日雇用福発第06300009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下、「局長通知」という。）により通知されたところであるが、事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。</p> <p>なお、貴管内市（特別区含む。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p> <p>記</p> <p>第1 自立支援教育訓練給付金事業の実施について (削除)</p>	<p>雇用福発第06300002号 平成15年6月30日</p> <p>都道府県 民生主管部（局）長 殿 指定都市 中核市 各</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p> <p>母子家庭自立支援給付金事業の円滑な実施について</p> <p>母子家庭自立支援給付金事業については、「母子自立支援給付金事業の実施について」（平成15年6月30日雇用福発第06300009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下、「局長通知」という。）により通知されたところであるが、事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたいと通知する。</p> <p>なお、貴管内市（特別区含む。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。</p> <p>記</p> <p>第1 自立支援教育訓練給付金事業の実施について 1 都道府県等の長が地域の実情に応じて国に協議して対象とする講座 局長通知の別添1「自立支援教育訓練給付金事業実施要綱」（以下、「訓練給付金実施要綱」という。）4(4)の「都道府県等の長が地域の実情に応じて国に協議して対象とする講座」の基準は次のとおりであり、指定にあたっては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長と協議すること。</p> <p>(1) 教育訓練施設の基準</p>

- ア 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。
- イ 当該教育訓練を適切に実施するための体制を有するものであること。
- ウ 本制度の適正な実施に協力できるものであること。
- (2) 教育訓練講座の基準
- ア 教育訓練講座の内容  
母子家庭の母の就業の促進、職業能力の開発・向上に資する教育訓練であって、地域の労働力需給の状況等にかんがみ、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものであること。
- イ 期間及び時間  
教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであること。
- ウ 指導者  
当該講座について、適切に指導することができる指導者を有すると認められること。
- エ 教材  
当該講座の教材が、当該講座の内容等に照らし、適正であること。
- オ 費用  
当該教育訓練に係る入學料及び受講料の合計額が20,003円以上であり、当該教育訓練に係る受講料その他受講者の納入すべき費用が、当該講座を運営するため必要な範囲内で合理的に算定した額であること。
- カ 情報公開  
受講希望者に対し、当該講座に係る教育訓練目標、内容、修了認定基準等を明示していること。
- 2 自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（以下、「対象講座指定申請書」という。）の審査に係る留意事項について
- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格でないことの確認について、対象講座指定申請書に記載された「雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無」を確認すること。
- (2) 自立支援教育訓練給付金（以下、「訓練給付金」という。）は、原則として、過去に訓練給付金を受給したことがある者について

- 1 自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（以下、「対象講座指定申請書」という。）の審査に係る留意事項について
- (1)～(2) (略)

ては支給しないものであることから、対象講座指定申請書に記載された過去の訓練給付金の受給の有無に係る記載について確認すること。

- (3) 対象講座指定申請書に記載された講座の受講開始日及び受講期間については、教育訓練施設に確認すること。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付及び(財)21世紀職業財団の再就職希望登録者支援事業の対象講座の指定については、4月1日及び10月1日の年2回行われていることから、4月1日及び10月1日直後に講座を指定する場合は、留意すること。

### 3 支給額算定の留意事項

訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のため本人が支払った費用（以下、「教育訓練経費」という。）に基づき算定することとなるが、この算定については、次の事項に留意して行うこと。

- (1) 教育訓練経費の対象は、教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して支払われた入学金（対象教育訓練の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とすること。

- (2) 教育訓練経費の対象除外経費は、次の経費とすること。

ア その他の検定試験の受講料  
イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費  
ウ 教育訓練の補講費  
エ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用  
オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用  
カ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等

- (3) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

- (4) 教育訓練に係る入学金及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する額を対象とすること。

- (5) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、教育訓練経費に該当しないこと。

- (3) 対象講座指定申請書に記載された講座の受講開始日及び受講期間については、教育訓練施設に確認すること。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座の指定については、4月1日及び10月1日の年2回行われていることから、4月1日及び10月1日直後に講座を指定する場合は、留意すること。

### 2 支給額算定の留意事項 (略)

(6) 訓練給付金の支給を受けようとする者が、支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学金又は受講料は対象とならないこと。

4 教育訓練の受講開始日及び受講修了日について

- (1) 受講開始日  
受講開始日は、通学制の場合は対象教育訓練の所定開講日（必ずしも本人の出席第1日目とは限らない）、通信制（通信制に準ずるものを含む。）教育訓練の場合は受講申込み後、はじめに教育訓練施設が教材の発送等を行った日であって、いずれも教育訓練施設の長が証明する日とすること。
- (2) 受講修了日  
受講修了日は、教育訓練施設の長が、受講者の受講実績等修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練修了を証明する日とすること。

4 教育訓練修了証明書及び教育訓練経費に係る領収書について  
(略)

5 教育訓練修了証明書及び教育訓練経費に係る領収書について

- (1) 教育訓練修了証明書  
教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定した場合に発行されるものとすること。なお、記載事項について訂正のある場合、教育訓練施設の長の訂正印のないものは無効とする。
- (2) 教育訓練に係る領収書  
教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書とする。なお、受講者がクレジットカードの利用等クレジットカード会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジットカード契約証明書（クレジットカード伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とすること。
- (3) 領収書（又はクレジットカード契約証明書）には、次の事項が記載されていることを確認すること。  
ア 「教育訓練施設の名称」  
イ 「受講者（支払者）氏名」  
ウ 「領収額（又はクレジットカード契約額）」  
エ 「領収日（又はクレジットカード契約日）」  
オ 「領収印」
- (4) 領収書（又はクレジットカード契約証明書）の確認にあたっては、

発行の対象となつた対象教育訓練と領収額と領収額の根拠を特定する必要があることから次の事項が付記されていることを確認すること。

ア 「教育訓練講座名」

イ 「領収額の内訳（入学科と受講料のそれぞれの額）」

(5) 領収書に訂正のある場合、教育訓練施設の訂正印のないものは無効であること。

(6) 教育訓練経費に係る領収書については、確認後、原則として本人に返却すること。但し、必要に応じて本人了承の上で写しを取っておくこと。

## 第2 高等技能訓練促進費事業の実施について

### 1 支給に係る留意事項について

ア 中央職業能力開発協会が実施する緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金等、高等技能訓練促進費と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等技能訓練促進費の対象とならないこと。

イ 夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、月の初日から末日まで1日も出席しなかつた月がある場合は、当該月については支給しないこと。

### 2 周知、広報に係る留意事項

養成機関は毎年4月に開講することから、事前に養成機関に必要な情報提供を行うこと。

## 第2 高等技能訓練促進費等事業の実施について

### 1 支給に係る留意事項について

ア 求職者支援制度における職業訓練受給講座や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等、高等技能訓練促進費と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等技能訓練促進費等事業の対象とならないこと。

イ 保育士及び介護福祉士については、求職者支援制度の活用を促すこと。

ウ 夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、月の初日から末日まで1日も出席しなかつた月がある場合は、当該月については支給しないこと。

エ 通信教育によるものは、通学制を原則とする観点から、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合に限ること。

### 2 周知、広報に係る留意事項

(略)

「母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱」の一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>第8 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。 補助対象となるプログラムとは、次のいずれの条件も満たした ものとする。 ① プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、 面接（電話、メール等によるものは含まない。）を行っているこ と。 ② 別紙様式例1に基づいて、プログラムが策定されている こと。 ③ プログラムの策定に当たり、別紙様式例2を参考にした申込 書が作成されている、あるいは、策定されたプログラムに本人 の署名・捺印がなされている等により、本人の明確な同意が得 られていること。</p>	<p>別紙</p> <p>母子自立支援プログラム策定等事業実施要綱</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>第8 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところに より補助するものとする。</p>



生活歴・現在の生活状況	生活歴・現在の生活状況	面接者	面接者	相談者	相談者
子育て・保育の状況	子育て・保育の状況				
健康状態(家族等も含む)	健康状態(家族等も含む)				
職歴・資格等	主な職歴(勤続経歴が長いもの)	主な職歴(勤続経歴が長いもの)	主な職歴(勤続経歴が長いもの)	主な職歴(勤続経歴が長いもの)	主な職歴(勤続経歴が長いもの)
	主な転職理由	主な転職理由	主な転職理由	主な転職理由	主な転職理由
	本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由	本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由	本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由	本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由	本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由
	本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由	本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由	本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由	本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由	本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由
	本人が有する資格・免許等	本人が有する資格・免許等	本人が有する資格・免許等	本人が有する資格・免許等	本人が有する資格・免許等
現在の職業	職種、仕事の内容	職種、仕事の内容	職種、仕事の内容	職種、仕事の内容	職種、仕事の内容
	雇用形態・給与	雇用形態・給与	雇用形態・給与	雇用形態・給与	雇用形態・給与
	勤務時間・処遇等	勤務時間・処遇等	勤務時間・処遇等	勤務時間・処遇等	勤務時間・処遇等
	勤務年数	勤務年数	勤務年数	勤務年数	勤務年数
	その他	その他	その他	その他	その他

相談内容・今後望むこと		面接者の見解		相談内容・今後望むこと		面接者の見解	
主訴		面接者の見解		主訴		面接者の見解	
健康について		面接者の見解		相談内容・今後望むこと		面接者の見解	
生活について 住まい・居							
子育てについて い・保							
収入について							
養育費について							
仕事について							
その他							
自立目標				自立目標			
				自立・献労に対する阻害要因		支援方策	
経過記録				経過記録			
年月日	内容	評価・助言内容	年月日	内容	評価・助言内容	年月日	内容

新	旧																																																																																
<p style="text-align: center;">母子自立支援プログラム策定申込書</p> <p style="text-align: center;">○○○○○ 殿</p> <p>〔 ↑あて名は、都道府県等事業主管課長（事業を委託している場合は、事業委託先の長）又はこれに準ずる者とする。〕</p> <p>私は、母子自立支援プログラム策定員による、母子自立支援プログラムの策定を申し込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">お名前</th> <th style="width: 30%;">市・区</th> <th style="width: 10%;">町</th> <th style="width: 10%;">丁目</th> <th style="width: 10%;">番地</th> <th style="width: 10%;">印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡先</td> <td>自宅： ( ) ( ) 携帯： ( ) ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">連絡希望時間帯があればご記入ください ( 時 分 ～ 時 分 )</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">相談（面接） 希望日時 ※日時が確定したらご連絡いたします。</td> <td>第1希望</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>( )</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td>第2希望</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>( )</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">〈主に相談したい内容をご記入ください。〉</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔 ※ 本様式を作成する目的は、母子自立支援プログラムの策定に当たって、支援対象者本人の意思により申込みが行われたことを証明するために作成することである。〕</p>	お名前	市・区	町	丁目	番地	印	連絡先	自宅： ( ) ( ) 携帯： ( ) ( )					連絡希望時間帯があればご記入ください ( 時 分 ～ 時 分 )						相談（面接） 希望日時 ※日時が確定したらご連絡いたします。	第1希望	月	日	( )	時 分	第2希望	月	日	( )	時 分	その他					〈主に相談したい内容をご記入ください。〉						<p style="text-align: center;">母子自立支援プログラム策定申込書</p> <p style="text-align: center;">○○○○○ 殿</p> <p>〔 ↑あて名は、都道府県等事業主管課長（事業を委託している場合は、事業委託先の長）又はこれに準ずる者とする。〕</p> <p>私は、母子自立支援プログラム策定員による、母子自立支援プログラムの策定を申し込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">お名前</th> <th style="width: 30%;">市・区</th> <th style="width: 10%;">町</th> <th style="width: 10%;">丁目</th> <th style="width: 10%;">番地</th> <th style="width: 10%;">印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡先</td> <td>自宅： ( ) ( ) 携帯： ( ) ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">連絡希望時間帯があればご記入ください ( 時 分 ～ 時 分 )</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">相談（面接） 希望日時 ※日時が確定したらご連絡いたします。</td> <td>第1希望</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>( )</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td>第2希望</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>( )</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">〈主に相談したい内容をご記入ください。〉</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔 ※ 本様式を作成する目的は、母子自立支援プログラムの策定に当たって、支援対象者本人の意思により申込みが行われたことを証明するために作成することである。〕</p>	お名前	市・区	町	丁目	番地	印	連絡先	自宅： ( ) ( ) 携帯： ( ) ( )					連絡希望時間帯があればご記入ください ( 時 分 ～ 時 分 )						相談（面接） 希望日時 ※日時が確定したらご連絡いたします。	第1希望	月	日	( )	時 分	第2希望	月	日	( )	時 分	その他					〈主に相談したい内容をご記入ください。〉					
お名前	市・区	町	丁目	番地	印																																																																												
連絡先	自宅： ( ) ( ) 携帯： ( ) ( )																																																																																
連絡希望時間帯があればご記入ください ( 時 分 ～ 時 分 )																																																																																	
相談（面接） 希望日時 ※日時が確定したらご連絡いたします。	第1希望	月	日	( )	時 分																																																																												
	第2希望	月	日	( )	時 分																																																																												
	その他																																																																																
〈主に相談したい内容をご記入ください。〉																																																																																	
お名前	市・区	町	丁目	番地	印																																																																												
連絡先	自宅： ( ) ( ) 携帯： ( ) ( )																																																																																
連絡希望時間帯があればご記入ください ( 時 分 ～ 時 分 )																																																																																	
相談（面接） 希望日時 ※日時が確定したらご連絡いたします。	第1希望	月	日	( )	時 分																																																																												
	第2希望	月	日	( )	時 分																																																																												
	その他																																																																																
〈主に相談したい内容をご記入ください。〉																																																																																	

別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>厚生労働省発雇児第0129001号 平成15年1月30日 厚生労働省発雇児第0130008号 平成15年7月10日 厚生労働省発雇児第0710001号 平成16年2月9日 厚生労働省発雇児第0209008号 平成16年2月9日 厚生労働省発雇児第0921001号 平成16年9月21日 厚生労働省発雇児第0201008号 平成17年2月1日 厚生労働省発雇児第1018001号 平成17年10月18日 厚生労働省発雇児第0203004号 平成18年2月3日 厚生労働省発雇児第0718003号 平成18年7月18日 厚生労働省発雇児第0625003号 平成19年6月25日 厚生労働省発雇児第0206002号 平成20年2月6日 厚生労働省発雇児第0529001号 平成20年5月29日 厚生労働省発雇児第0731第1号 平成21年7月31日 厚生労働省発雇児第0128第3号 平成22年1月28日 厚生労働省発雇児第0517第5号 平成22年5月17日 厚生労働省発雇児第0606第2号 平成23年6月6日 厚生労働省発雇児第0606第2号 平成24年※月※日 厚生労働省発雇児第0606第2号</p> <p>[一部改正]</p> <p>各都道府県知事 殿 厚生労働事務次官</p> <p>婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について</p> <p>標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成14年4月1日から適用し、昭和44年6月25日厚生省社第146号厚生事務次官通知「婦人保護費国庫負担及び国庫補助について」は廃止する。おつて、平成13年度以前に交付された国庫負担金及び国庫補助金の取扱については、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内の市長に対しては、貴職からこの旨通知願います。</p>	<p>厚生労働省発雇児第0129001号 平成15年1月29日 厚生労働省発雇児第0130008号 平成15年1月30日 厚生労働省発雇児第0710001号 平成15年7月10日 厚生労働省発雇児第0209008号 平成16年2月9日 厚生労働省発雇児第0921001号 平成16年9月21日 厚生労働省発雇児第0201008号 平成17年2月1日 厚生労働省発雇児第1018001号 平成17年10月18日 厚生労働省発雇児第0203004号 平成18年2月3日 厚生労働省発雇児第0718003号 平成18年7月18日 厚生労働省発雇児第0625003号 平成19年6月25日 厚生労働省発雇児第0206002号 平成20年2月6日 厚生労働省発雇児第0529001号 平成20年5月29日 厚生労働省発雇児第0731第1号 平成21年7月31日 厚生労働省発雇児第0128第3号 平成22年1月28日 厚生労働省発雇児第0517第5号 平成22年5月17日 厚生労働省発雇児第0606第2号 平成23年6月6日 厚生労働省発雇児第0606第2号</p> <p>[一部改正]</p> <p>各都道府県知事 殿 厚生労働事務次官</p> <p>婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について</p> <p>標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成14年4月1日から適用し、昭和44年6月25日厚生省社第146号厚生事務次官通知「婦人保護費国庫負担及び国庫補助について」は廃止する。おつて、平成13年度以前に交付された国庫負担金及び国庫補助金の取扱については、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内の市長に対しては、貴職からこの旨通知願います。</p>
<p>厚生労働省発雇児第0129001号 平成15年1月29日 厚生労働省発雇児第0130008号 平成15年1月30日 厚生労働省発雇児第0710001号 平成15年7月10日 厚生労働省発雇児第0209008号 平成16年2月9日 厚生労働省発雇児第0921001号 平成16年9月21日 厚生労働省発雇児第0201008号 平成17年2月1日 厚生労働省発雇児第1018001号 平成17年10月18日 厚生労働省発雇児第0203004号 平成18年2月3日 厚生労働省発雇児第0718003号 平成18年7月18日 厚生労働省発雇児第0625003号 平成19年6月25日 厚生労働省発雇児第0206002号 平成20年2月6日 厚生労働省発雇児第0529001号 平成20年5月29日 厚生労働省発雇児第0731第1号 平成21年7月31日 厚生労働省発雇児第0128第3号 平成22年1月28日 厚生労働省発雇児第0517第5号 平成22年5月17日 厚生労働省発雇児第0606第2号 平成23年6月6日 厚生労働省発雇児第0606第2号</p> <p>[一部改正]</p> <p>各都道府県知事 殿 厚生労働事務次官</p> <p>婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について</p> <p>標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成14年4月1日から適用し、昭和44年6月25日厚生省社第146号厚生事務次官通知「婦人保護費国庫負担及び国庫補助について」は廃止する。おつて、平成13年度以前に交付された国庫負担金及び国庫補助金の取扱については、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内の市長に対しては、貴職からこの旨通知願います。</p>	<p>厚生労働省発雇児第0129001号 平成15年1月29日 厚生労働省発雇児第0130008号 平成15年1月30日 厚生労働省発雇児第0710001号 平成15年7月10日 厚生労働省発雇児第0209008号 平成16年2月9日 厚生労働省発雇児第0921001号 平成16年9月21日 厚生労働省発雇児第0201008号 平成17年2月1日 厚生労働省発雇児第1018001号 平成17年10月18日 厚生労働省発雇児第0203004号 平成18年2月3日 厚生労働省発雇児第0718003号 平成18年7月18日 厚生労働省発雇児第0625003号 平成19年6月25日 厚生労働省発雇児第0206002号 平成20年2月6日 厚生労働省発雇児第0529001号 平成20年5月29日 厚生労働省発雇児第0731第1号 平成21年7月31日 厚生労働省発雇児第0128第3号 平成22年1月28日 厚生労働省発雇児第0517第5号 平成22年5月17日 厚生労働省発雇児第0606第2号 平成23年6月6日 厚生労働省発雇児第0606第2号</p> <p>[一部改正]</p> <p>各都道府県知事 殿 厚生労働事務次官</p> <p>婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について</p> <p>標記の国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成14年4月1日から適用し、昭和44年6月25日厚生省社第146号厚生事務次官通知「婦人保護費国庫負担及び国庫補助について」は廃止する。おつて、平成13年度以前に交付された国庫負担金及び国庫補助金の取扱については、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内の市長に対しては、貴職からこの旨通知願います。</p>

改正後

現行

別紙

婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱

1～2 略

(通 則)  
 1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成18年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。

(1)～(2) 略

(1) 婦人保護事業費負担金  
 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業。

(2) 婦人相談所運営費負担金

売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業。

(3) 婦人保護事業費補助金

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設（婦人保護長期収容施設を含む。）の運営事業。

(3) 婦人保護事業費補助金

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護長期入所施設を含む。）の運営事業。

(交付の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担（補助）率を乗じる。
- (3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。

4 略

改正後

現行

略

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間の経費の配分の変更は、してはならないものとする。

イ 婦人保護事業費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（交付決定におけるそれぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調査を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(申請手続)

6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の8月末までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

改正後

現行

略

(補助金等の概算払)

9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲において、概算払いをすることができる。

(実績報告)

10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5)の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きにすることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

改正後

現行

1 区分 婦人保護 事業費 負担金	2 種目 事務費	3 基準額 次に掲げる額の合算額 1 別表に示す「施設事務費算定基準」 によって算定された額（経費の種類ご とにそれぞれ単価に員数（別に定め る「職員職種別配置基準」を限度とす る。）を乗じて得た額の合算額）を、 当該施設の取扱定員に12を乗じた数に よって除して得た額（円未満切捨）と 、表1「施設事務費算定基準」とを 比較していずれか少ない方の額に取扱 定員と12を乗じて得た額（以下「標準 国庫補助基本額」という。）とする。 ただし、職員職種別配置基準を満た す施設であって、指導員が配置基準を 超えて配置されている場合には、当該 超えた指導員数の範囲内において、厚 生労働大臣が必要と認めた指導員数（ 以下「指導員加算数」という。）を限 度として「施設事務費算定基準」に よって算定された額（指導員に係る経 費の種類ごとにそれぞれの単価に指導 員加算数を乗じて得た額の合算額）を 、当該施設の取扱定員に12を乗じた数 によって除して得た額（円未満切捨） と表2「指導員1人当たり加算限度額 」に指導員加算数を乗じて得た額とを 比較していずれか少ない方の額に取扱 定員と12を乗じて得た額を標準国庫補 助基本額に加算することができる。	4 対象経費 婦人相談 所一時保護 所職員設置 のために必 要な給料、 賃金、職員 手当等及び 運営のため に必要な旅 費、需用費 （印刷製本 費、食糧費 、光熱水費 、燃料費、 修繕料、役 務費（通信 運搬費）、 備品購入費 、委託料等	5 負担 (補助率) 5/10
----------------------------	-------------	---	--	-----------------------

略

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 1 施設事務費基準限度額表 (単位：円)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
20名以下	219,100	214,600	210,000	206,900	203,900	200,800
21～30	146,400	143,300	140,300	138,200	136,200	134,200
31～40	110,000	107,700	105,400	103,900	102,300	100,800
41～50	88,100	86,300	84,500	83,300	82,000	80,800
51～60	81,800	80,100	78,300	77,200	76,000	74,900
61～70	70,200	68,700	67,300	66,300	65,300	64,300
71～80	61,500	60,200	59,000	58,100	57,200	56,400
81～90	54,800	53,600	52,500	51,700	51,000	50,200
91～100	49,400	48,400	47,300	46,600	45,900	45,300

地域区分	3/100	その他
定員		
20名以下	196,300	191,700
21～30	131,100	128,100
31～40	98,500	96,200
41～50	79,000	77,200
51～60	73,200	71,500
61～70	62,800	61,400
71～80	55,100	53,800
81～90	49,100	47,900
91～100	44,200	43,200

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 1 施設事務費基準限度額表 (単位：円)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
20名以下	218,400	213,900	209,300	206,300	203,200	200,200
21～30	145,900	142,800	139,800	137,800	135,800	133,700
31～40	109,600	107,300	105,100	103,500	102,000	100,500
41～50	87,800	86,000	84,200	83,000	81,800	80,600
51～60	81,500	79,800	78,100	76,900	75,800	74,700
61～70	70,000	68,500	67,000	66,100	65,100	64,100
71～80	61,300	60,000	58,800	57,900	57,000	56,200
81～90	54,600	53,500	52,300	51,600	50,800	50,000
91～100	49,200	48,200	47,200	46,500	45,800	45,100

地域区分	3/100	その他
定員		
20名以下	195,600	191,100
21～30	130,700	127,600
31～40	98,200	95,900
41～50	78,700	76,900
51～60	72,900	71,200
61～70	62,600	61,200
71～80	54,900	53,600
81～90	48,900	47,800
91～100	44,100	43,100

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)

表 2 指導員 1 人当たり加算限度額 (単位：円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	<u>25,300</u>	<u>24,800</u>	<u>24,200</u>	<u>23,800</u>	<u>23,400</u>	<u>23,000</u>
21～30	<u>16,900</u>	<u>16,500</u>	<u>16,100</u>	<u>15,900</u>	<u>15,600</u>	<u>15,300</u>
31～40	<u>12,700</u>	<u>12,400</u>	<u>12,100</u>	<u>11,900</u>	<u>11,700</u>	<u>11,500</u>
41～50	10,100	9,900	<u>9,700</u>	9,500	<u>9,400</u>	9,200
51～60	8,400	8,300	<u>8,100</u>	7,900	7,800	7,700
61～70	7,200	<u>7,100</u>	6,900	6,800	6,700	6,600
71～80	6,300	6,200	6,000	5,900	<u>5,900</u>	<u>5,800</u>
81～90	5,600	5,500	5,400	5,300	<u>5,200</u>	<u>5,100</u>
91～100	<u>5,100</u>	<u>5,000</u>	4,800	<u>4,800</u>	4,700	4,600

地域区分	3/100	その他
20名以下	22,400	<u>21,900</u>
21～30	<u>15,000</u>	<u>14,600</u>
31～40	11,200	10,900
41～50	<u>9,000</u>	8,700
51～60	7,500	7,300
61～70	6,400	6,200
71～80	5,600	<u>5,500</u>
81～90	5,000	<u>4,900</u>
91～100	4,500	4,400

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)

表 2 指導員 1 人当たり加算限度額 (単位：円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	<u>25,200</u>	<u>24,700</u>	<u>24,100</u>	<u>23,700</u>	<u>23,300</u>	<u>22,900</u>
21～30	<u>16,800</u>	<u>16,400</u>	<u>16,100</u>	<u>15,800</u>	<u>15,500</u>	<u>15,300</u>
31～40	<u>12,600</u>	<u>12,300</u>	<u>12,000</u>	<u>11,900</u>	<u>11,700</u>	<u>11,500</u>
41～50	10,100	9,900	<u>9,600</u>	9,500	<u>9,300</u>	9,200
51～60	8,400	8,200	<u>8,000</u>	7,900	7,800	7,600
61～70	7,200	<u>7,000</u>	6,900	6,800	6,700	6,600
71～80	6,300	6,200	6,000	5,900	<u>5,800</u>	<u>5,700</u>
81～90	5,600	5,500	5,400	5,300	<u>5,200</u>	<u>5,100</u>
91～100	<u>5,000</u>	<u>4,900</u>	4,800	<u>4,700</u>	4,700	4,600

地域区分	3/100	その他
20名以下	22,400	<u>21,800</u>
21～30	<u>14,900</u>	<u>14,500</u>
31～40	11,200	10,900
41～50	<u>8,900</u>	8,700
51～60	7,500	7,300
61～70	6,400	6,200
71～80	5,600	<u>5,400</u>
81～90	5,000	<u>4,800</u>
91～100	4,500	4,400

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49別表(以下「別表」という。)第1の支給割合が一級地とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、横浜市、大東市、広島県府中町とする。</p> <p>(5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域(川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」とあるのは「平成23年10月11日」とする。)及び狭山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大府府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49別表(以下「別表」という。)第1の支給割合が一級地とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、横浜市、大東市、広島県府中町とする。</p> <p>(5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大府府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。</p> <p>(8) 「その他」とは、(1)から(7)以外の地域とする。</p>		

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>(8) 「その他」とは、(1)から(7)以外の地域とする。</p> <p>2 略</p> <p>2 寒冷地手当 略</p>		

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県 条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

改正後

現行

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)																										
<p>寒冷地に所在する施設</p> <p>次表の単価に員数を乗じて算定された額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">単 価</th> <th>員 数</th> </tr> <tr> <th>1 級地</th> <th>2 級地</th> <th>3 級地</th> <th>4 級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>131,900</td> <td>116,800</td> <td>112,700</td> <td>89,000</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>72,900</td> <td>65,300</td> <td>64,300</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>51,700</td> <td>44,000</td> <td>43,000</td> <td>36,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。</p> <p>(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しない居住のための一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。</p> <p>2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。</p>					単 価		員 数	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地		円	円	円	ア	131,900	116,800	112,700	89,000	イ	72,900	65,300	64,300	51,000	ウ	51,700	44,000	43,000	36,800
単 価		員 数																												
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地																											
	円	円	円																											
ア	131,900	116,800	112,700	89,000																										
イ	72,900	65,300	64,300	51,000																										
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800																										

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)																				
		<p>3 夜間警備体制強化加算 警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。 ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。 (宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数(又は機械設備1式数)</p>																						
		<p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21~30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31~40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41~50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51~60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61~70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71~80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81~90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91~100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table>	定員	単価 (円)	20名以下	8,090	21~30	5,390	31~40	4,040	41~50	3,230	51~60	2,690	61~70	2,310	71~80	2,020	81~90	1,790	91~100	1,610		
定員	単価 (円)																							
20名以下	8,090																							
21~30	5,390																							
31~40	4,040																							
41~50	3,230																							
51~60	2,690																							
61~70	2,310																							
71~80	2,020																							
81~90	1,790																							
91~100	1,610																							
		<p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>																						

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		4 略		
		5 略		
		6 略		
		7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>139,750円</u>		
		8 略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。 5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。 6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2,210円 7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>139,540円</u> 8 (1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1 施設当たり年額 <u>1,795,590円</u></p> <p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>2,258,950円</u> (1 人配置の場合) <u>4,517,900円</u> (2 人配置の場合)</p> <p>11 略</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1 施設当たり年額 <u>1,794,442円</u></p> <p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>2,257,802円</u> (1 人配置の場合) <u>4,515,604円</u> (2 人配置の場合)</p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者及び恋人から暴力を受けた者(以下、「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額 〔14日以内の場合〕 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,650円を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 4,400円 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,950円 ※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。)</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
略		<p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。          児童 就学前児童 7,490円          就学児から18歳未満の児童 5,510円          児童以外の者 5,030円          (注)暴力被害者本人の一時保護が前提であること。(14日を超えた場合も同様)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分          (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合に次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。          同伴児 就学前児童 4,400円          就学児から18歳未満児童 2,420円          同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分          暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。          児童 就学前児童 7,490円          就学児から18歳未満の児童 5,510円          児童以外の者 4,880円</p>		

改正後

現行

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>12 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 人身取引被害者分 前項 [14日以内の場合] の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児 (者) 単独分 前項 [14日以内の場合] の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 人身取引被害者分 前項 [14日を超えた場合] の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児 (者) 単独分 前項 [14日を超えた場合] の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下、「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 要保護女子分 前々項 [14日以内の場合] の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

改正後

現行

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。 〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
	事業費	次に掲げる額の合算額 1 要保護女子等分 (1) 略	婦人相談 所一時保護 所入所者の 処遇のため に必要な需 用費(食糧 費、光熱水 費、燃料 費、消耗品 費)、扶助 費等	5/10
冬 期 加 算 額 略				
<p>(2) 妊産婦加算 妊産婦については、各月初入所現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとすること。 ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとすること。</p>				

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
	事業費	次に掲げる額の合算額 1 要保護女子等分 (1) 事業費 各月初日の保護現員(月の中途において退所した者を除く。以下「各当月当初保護現員」という。)に月額54,600円を乗じた額の合算額。 ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。  冬 期 加 算 額 I区 円 7,100 II区 円 5,400 III区 円 4,200 IV区 円 2,800 V区 円 2,800 VI区 円 2,200	婦人相談 所一時保護 所入所者の 処遇のため に必要な需 用費(食糧 費、光熱水 費、燃料 費、消耗品 費)、扶助 費等	5/10
<p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準(昭和38年厚生省告示第158号)の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。  (2) 妊産婦加算 妊産婦については、各月初収容現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとすること。 ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとすること。</p>				

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)										
		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">妊産婦加算</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">産婦</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6月未満</td> <td style="text-align: center;">6月以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円 9,140</td> <td style="text-align: center;">円 13,810</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円 8,490</td> </tr> </table>	妊産婦加算		妊婦	産婦	6月未満	6月以上	円 9,140	円 13,810		円 8,490		
妊産婦加算														
妊婦	産婦													
6月未満	6月以上													
円 9,140	円 13,810													
	円 8,490													
		<p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならぬ場合はその者の各月初日の在籍戸数(月の中途において退所した月を除く。)に月額19,380円を、養育しなければならぬ者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。 ただし、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。 (注) 乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。(以下同じ。)</p> <p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>												

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		2 要保護女子等が同伴する乳幼児 (1) 略		
		(2) 略		
		(3) 被服加算 各月入所人員×月額250円		
		3 略		
		4 略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		2 要保護女子等が同伴する乳幼児 (1) 事業費 ア 乳児の各月当初保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。 イ 幼児の各月当初保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。 ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとすること。 (2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円 (3) 被服加算 各月収容人員×月額250円 3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費(冬期加算を含む。)、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。 $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ 4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生(支)局長が必要と認められた額。		

改正後

現行

略

1 区分 婦人相談 所運営費 負担金	2 種目 運営費	3 基 準 額 次に掲げる額の合算額  1 婦人相談所活動費 婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額  2 外国人婦女子緊急一時保護経費 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額	4 対象経費  婦人相談所 が行う都道府 県域内におけ る要保護女子 等の移送等を 行うために必 要な旅費、役 務費(通信運 搬費)  婦人相談所 が行う外国人 婦女子緊急一 時保護事業を 行うために必 要な旅費、役 務費(通信運 搬費)、通訳 雇上費、婦人 相談所で一時 保護した人身 取引被害者の 医療費(医療 機関における 診察、検査、 治療及び診断 書の発行等医 療に要する費 用。ただし、 他法他制度が 利用できない 場合に限る。 )	5 負担 (補助率)  5/10
-----------------------------	-------------	--	--	---------------------------

改正後

現行

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		<p>3 広域措置費                      婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生（支）局長が必要と認められた額</p> <p>4 相談・一時保護同伴児童経費                      婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費                      当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費（燃料費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費（消耗品費）</p>	

改正後

1 区分 婦人保護 事業費補 助金 (婦人保 護長期入 所施設を 含む。)	2 種目 事務費	I 1 略	3 基準額	4 対象経費 婦人保護 施設職員設 置のために 必要な給料 、賃金、職 員手当等及 び運営のた めに必要な 旅費、需用 費(消耗品 費、燃料費 、食糧費、 印刷製本費 、光熱水費 、修繕費)( 、役務費(通 信運搬費 )、備品購 入費、委託 料等	5 負担 (補助率) 5/10
--	-------------	-------	-------	---	-----------------------

現行

1 区分 婦人保護 事業費補 助金 (婦人保 護長期入 所施設を 含む。)	2 種目 事務費	I 1 婦人保護施設 〔区分〕婦人保護事業費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手 当」中「都道府県条例」とあるのは 「都道府県条例(法人の経営する施 設にあつては、当該法人の寒冷地手 当の支給に関する規定)」と読み替 えること。 また、基準額の「3 夜間警備体 制強化加算」中「1施設2名」とあ るのは「1施設1名」と読み替え、 「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な 処遇を行っている施設については地 方厚生(支)局長がその都度承認し た額。	3 基準額	4 対象経費 婦人保護 施設職員設 置のために 必要な給料 、賃金、職 員手当等及 び運営のた めに必要な 旅費、需用 費(消耗品 費、燃料費 、食糧費、 印刷製本費 、光熱水費 、修繕費)( 、役務費(通 信運搬費 )、備品購 入費、委託 料等	5 負担 (補助率) 5/10
		2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進してい る施設であつて別途定めるところに より、施設機能強化推進費を必要と するものと認定された場合。 別途加算単価			
		3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障 害のある者(精神科通院により投薬 治療を受けている者及び施設内にお いて専門医の処方を受けている者(以 下「対象者」という))が毎年4 月1日現在の実入所人員に対して10 人以上を占めている施設に対し、1 回当たり単価13,570円を限度として 年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設である ときは、次表に定める回数の範囲内 でさらに加算する。			

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)
		4 略		
		5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 (1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額（心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれ単価に員数を乗じて得た額の合算額）を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額（円未満切捨）と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。 (2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 2,974,350円 (3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 1,713,270円		

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)								
		<table border="1"> <tr> <td>対象者が21人を超える施設への加算回数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象者数</td> <td>加算回数（年間）</td> </tr> <tr> <td>21～30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </table> <p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 (1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額（心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれ単価に員数を乗じて得た額の合算額）を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額（円未満切捨）と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。 (2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 2,962,297円 (3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 1,712,122円</p>	対象者が21人を超える施設への加算回数		対象者数	加算回数（年間）	21～30人	12回	31人以上	24回		
対象者が21人を超える施設への加算回数												
対象者数	加算回数（年間）											
21～30人	12回											
31人以上	24回											

改正後

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位：円)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
20名以下	24,900	24,300	23,800	23,400	23,100	22,700
21～30	16,600	16,200	15,900	15,600	15,400	15,100
31～40	12,400	12,200	11,900	11,700	11,500	11,400
41～50	9,900	9,700	9,500	9,400	9,200	9,100
51～60	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,600
61～70	7,100	6,900	6,800	6,700	6,600	6,500
71～80	6,200	6,100	5,900	5,900	5,800	5,700
81～90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,000
91～100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500

地域区分	3/100	その他
定員		
20名以下	22,200	21,600
21～30	14,800	14,400
31～40	11,100	10,800
41～50	8,900	8,700
51～60	7,400	7,200
61～70	6,300	6,200
71～80	5,500	5,400
81～90	4,900	4,800
91～100	4,400	4,300

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助率)

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位：円)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
定員						
20名以下	24,800	24,200	23,700	23,300	23,000	22,600
21～30	16,500	16,200	15,800	15,600	15,300	15,100
31～40	12,400	12,100	11,800	11,700	11,500	11,300
41～50	9,900	9,700	9,500	9,300	9,200	9,100
51～60	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,500
61～70	7,100	6,900	6,800	6,700	6,600	6,500
71～80	6,200	6,100	5,900	5,800	5,700	5,700
81～90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,000
91～100	5,000	4,800	4,700	4,700	4,600	4,500

地域区分	3/100	その他
定員		
20名以下	22,100	21,600
21～30	14,700	14,400
31～40	11,000	10,800
41～50	8,800	8,600
51～60	7,400	7,200
61～70	6,300	6,200
71～80	5,500	5,400
81～90	4,900	4,800
91～100	4,400	4,300

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1 人配置の場合) 2,258,950円 (2 人配置の場合) 4,517,900円</p> <p>7 略</p>		
		<p>8 賃借費加算 別途定めるところにより、地域移行支援を賃借物件を活用して実施する場合。 借上げに係る費用の実費。ただし、月額100,000円を限度とする。</p>		
		<p>II 婦人保護長期入所施設 (1) 施設事務費は入所委託者各月の現員数に平成24年4月分から平成24年9月分までは1人月額基準額78,400円を、10月分以降は1人月額基準額99,500円を乗じて得た額とする。</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1 人配置の場合) 2,257,802円 (2 人配置の場合) 4,515,604円</p> <p>7 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、人身取引被害者の対応を行う通訳者及びケースワーカーを雇い上げた場合、各月雇い上げた日数と以下の日額単価を乗じて得た額とする。 なお、当該加算については、雇い上げた月を基礎として算定すること。 (1) 通訳者 1 施設当たり日額 10,790円 (2) ケースワーカー 1 施設当たり日額 7,180円</p> <p>(新規)</p>		
		<p>II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額84,500円を乗じて得た額とする。</p>		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>(2) 施設機能強化推進費は、前項 I 婦人保護施設の 2 施設機能強化推進費の取扱いによる。</p> <p>(3) 民間施設給与等改善費は、前項 I 婦人保護施設の 4 民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(4) 下記の都道府県にあつては、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間は、次に掲げる定数を基礎に算定する。</p> <p>北海道 7 人                  東京都 40 人                  神奈川県 10 人                  愛知県 5 人                  大阪府 5 人                  兵庫県 7 人                  福岡県 5 人</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期入所施設に適用しない。</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>(2) 施設機能強化推進費は、前項 I 婦人保護施設の 2 施設機能強化推進費の取扱いによる。</p> <p>(3) 民間施設給与等改善費は、前項 I 婦人保護施設の 4 民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(4) 下記の都道府県にあつては、次に掲げる定数を基礎に算定する。</p> <p>北海道 7 人                  東京都 40 人                  神奈川県 10 人                  愛知県 5 人                  大阪府 5 人                  兵庫県 7 人                  福岡県 5 人</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。</p>		

改正後

現行

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
	事業費	<p>1 [区分] 婦人保護事業費負担金〔種目〕事業費の基準額(4を除く)による。 ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。</p> <p>2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円</p> <p>3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p> <p>4 同伴児童経費 同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人保護施設入所者の処遇のため必要な費用(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等</p> <p>婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、消耗品費(消耗品費)</p>	5/10

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)								
		<p>5 人身取引被害者支援のための医療費 人身取引被害者が診察、治療等の医療を受けるために要する経費</p>	<p>婦人保護施設で保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</p>									
		<p>6 入進学支度金 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学児童 入進学支度金保護単価表 (児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第1学年入学児童</td> <td>58,960円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)4月分の支給とする</p>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円	高等学校第1学年入学児童	58,960円	<p>婦人保護施設入所者の同伴児童であって、小学校第1学年に入学し、若しくは中学校第1学年に進学し、又は高等学校第1学年に入学する児童の入進学に際して必要な学用品等の購入経費</p>	
学年別	保護単価(年額)											
小学校第1学年入学児童	39,500円											
中学校第1学年進学児童	46,100円											
高等学校第1学年入学児童	58,960円											

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助率)
		<p>5 人身取引被害者支援のための医療費 人身取引被害者が診察、治療等の医療を受けるために要する経費</p>	<p>婦人保護施設で保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</p>	

改正後

現行

施設事務費算定基準			
経費の種類	経費の区分	単価	員数
人件費	(1) 給与	<p>毎年度4月1日現在(以下「4月初現在」という。)の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設において、4月初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当(主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。)、地域手当(毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかなる場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月初現在のそれぞれの額とみなす。)及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

略

略

経費の種類	経費の区分		単 価											員 数
	本俸 A	特殊業務 手当 B	扶養 手当 C	合計 D=(A+B+C)	18/100 E	15/100 F	12/100 G	10/100 H	8/100 I	6/100 J	3/100 K			
(単位：円)														
職種別														
補2-29 施設長 (50名以下)	246,400		13,183	259,583	46,725	38,937	31,150	25,958	20,767	15,757	7,787			
補4-1 施設長 (51名以上)	271,400		13,183	284,583	51,225	42,687	34,150	28,458	22,767	17,075	8,537			
行(-)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	38,373	31,977	25,582	21,318	17,055	12,791	6,395			
補2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	45,087	37,572	30,058	25,048	20,039	15,029	7,514			
補2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	43,935	36,512	29,290	24,408	19,527	14,645	7,322			
医(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	44,079	36,732	29,386	24,488	19,591	14,693	7,346			
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	36,735	30,612	24,490	20,408	16,327	12,245	6,122			
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	32,217	26,847	21,478	17,898	14,319	10,739	5,369			
補2-5 心理療法 担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	41,523	34,602	27,682	23,068	18,455	13,841	6,920			
地域手当 (合計×各%)														
職種別	18/100 D+E	15/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	8/100 D+I	6/100 D+J	3/100 D+K	その他						
補2-29 施設長 (50名以下)	306,308	298,520	290,733	285,541	280,350	275,158	267,370	259,883						
補4-1 施設長 (51名以上)	335,808	327,270	318,733	313,041	307,350	301,658	293,120	284,583						
行(-)2-9 事務員	251,556	245,160	238,765	234,501	230,238	225,974	219,578	213,183						
補2-17 主任指導員	295,570	288,055	280,541	275,531	270,522	265,512	257,997	250,483						
補2-13 指導員	288,018	280,695	273,373	268,491	263,610	258,728	251,405	244,083						
医(三)2-29 看護師	288,982	281,615	274,269	269,371	264,474	259,576	252,229	244,883						
医(二)2-9 栄養士	240,818	234,695	228,573	224,491	220,410	216,328	210,205	204,083						
行(二)1-37 調理員等	211,300	205,830	200,461	196,881	193,302	189,722	184,952	178,983						
補2-5 心理療法 担当職員	272,206	265,285	258,365	253,751	249,138	244,524	237,603	230,683						

改正後

現行

経費の種類	経費の区分	単価	員数
略		イ. 法人が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当(主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。)、地域手当(毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。)及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤労手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤労手当加算額の合算額とする。	3.95 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0.125
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合勤務1回につき6,000円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当(1人月額2,500円を加算額を除く。)及び地域手当の額の合算額(施設長の本俸及び地域手当の額を除く。)×12	0.0427
	(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	12
	(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	12

改正後

現行

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(8) 非常勤調理員等	略	1
	(9) 非常勤調理員等 年休代替員費	略	1
	(10) 年休代替員費	略	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 調理員等 年休代替員費	略	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 看護代替員費	略	取扱定員
	(13) 社会保険料 事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.19458を乗じて得た額	12
	(14) 嘱託手当	略	12
	(15) 宿直業務改善費	1 施設年額 2,452,520円	1
管理費	(16) 旅費	略	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 庁費	略	同上

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1
	(9) 非常勤調理員等 年休代替員費	年額 74,480円	1
	(10) 年休代替員費	年額 118,400円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 調理員等 年休代替員費	年額 106,400円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 看護代替員費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険料 事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.18844を乗じて得た額	12
	(14) 嘱託手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業務改善費	1 施設年額 2,460,500円	1
管理費	(16) 旅費	5,580円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 庁費	57,120円	同上

改正後

現行

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(18)特別管理費	略	1
	(19)職員研修費	略	1
	(20)被服手当	略	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(21)職員健康管理費	略	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(22)各所修繕費	略	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
	(23)入所者保健衛生費	略	当該施設の実延数(1㎡未満切捨)ただし、一時保護所の場合婦人相談所との兼用部分については、その主たる用途によって按分された延面積
	(24)業務省力化等勤務条件改善費	略	取扱定員
		略	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
		略	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(18)特別管理費	50人以下の施設 年額 842,100円 51人以上の施設 年額 785,400円	1 1
	(19)職員研修費	1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(20)被服手当	630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(21)職員健康管理費	5,494円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
	(22)各所修繕費	1㎡当たり 379円	当該施設の実延数(1㎡未満切捨)ただし、一時保護所の場合婦人相談所との兼用部分については、その主たる用途によって按分された延面積
	(23)入所者保健衛生費	3,150円	取扱定員
	(24)業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員 年額 299,985円 直接処遇職員 年額 290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数 (1)の給与の算定の基礎となった調理員等

改正後

現行

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(25)非常勤職員処遇改善費	年額 6,920円	1
	(26)苦情解決対策経費	略	1
	(27)調理業務外部委託費	略	12

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(25)非常勤職員処遇改善費	年額 5,770円	1
	(26)苦情解決対策経費	年額 25,326円	1
	(27)調理業務外部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料(事務費相当)の月額	12

平成 年度婦人保護費負担（補助）金調書

厚生労働省所管

国			地方公共団体							備考	
歳出 予算科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額		うち国庫 補助金 相当額
(項)児童虐待等 防止対策費											
(目)婦人保護事 業費負担金											
(目)婦人相談所 運営費負担金											
(目)婦人保護事 業費補助金											

現行

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。  
なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は、各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては前記なお書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分の目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

略

改正後

略

別紙様式 2

号  
日  
月  
年  
平成  
番

地方厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 印

平成 年度婦人保護費負担(補助)金の交付申請について

標記について、次のとおり交付されたく関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 円
- ( 国庫負担金申請額 金 円 )
  - ( 国庫補助金申請額 金 円 )

2 関 係 書 類

- (1)平成 年度婦人保護費所要額調 (別紙1)
- (2)平成 年度婦人保護事業計画書 (別紙2)
- (3)平成 年度歳入歳出予算書抄本 (又は見込書)

3 変更申請の場合には、1にかかわらず、次のとおりとする。

申 請 額 金	円(A)
前回までの交付決定額 金	円(B)
差引今回変更増△減額 金	(A)－(B) 円

別紙 1

平成 年度婦人保護費所要額調書

都道府県名

区分	対象施設の 支出予定額 (A)		基準額 (B)			国庫補助基準額 (A)又は(B)のう ち少ない方の額 (C)	補助率 (D)	要国庫補助額 (E) (C) × (D)
	金額	積算基礎	金額	種目内訳	積算基礎			
児童虐待防止対策費								
I 婦人保護事業費負担金								
1 一時保護所保護費負担金								
(1) 事務費					(内訳別表1)		5/10	
(2) 事業費					(内訳別表2) 機械器具費別紙		5/10	
II 婦人相談所運営費負担金								
婦人相談所運営費負担金					(内訳別表4)		5/10	
III 婦人保護事業費補助金								
婦人保護施設運営費補助金								
(1) 事務費					(内訳別表1、3)		5/10	
(2) 事業費					(内訳別表2、3) 機械器具費別紙		5/10	

(注) 1 (A)欄には都道府県歳出予算に基づく支出予定額を記入すること。(今後補正予定分を含む)  
 2 (B)欄には、国庫補助金交付基準により算定した基準額を記入すること。

現行

略

改正後

改正後

別紙2 平成 年度 婦人保護事業計画書 都道府県名

ア 一時保護所保護費負担金及び婦人保護施設運営費補助金事業計画 事業計画

区分 婦人保護所 一時保護所

1 職種別職員配置状況 (申請年度 4. 1. 現在)

職種区分	所長	医師(嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計
一時保護所								
専								
兼								

2 一時保護委託の算定及び計画書(内訳別表1にて使用される様式1~3による)

3 人身取引被害者の一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表1にて使用される様式4~6による)

4 要保護女子の一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表1にて使用される様式7~8及び様式9による)

施設名 経営主体 専・兼の別 専 兼 専 兼 専 兼 専 兼

1 施設名、経営主体、職員配置及び入所予定人員 職員配置(申請年度 4. 1. 現在)

施設名	経営主体	専・兼の別	施設長	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医	入所予定人員	
										計	入所定員
		専									
		兼									
		専									
		兼									
		専									
		兼									

2 各施設ごとの入所者に対する生活指導及び職業指導の計画

3 精神科医歴上費算定基礎内訳

※ (1)入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度 4. 1. 現在)

定員	現員		計
	加算対象者	その他	
人	人	人	人

※対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。

(2)加算内訳

加算額	(基準単価) 円 × (雇上回数) / 回 = 円
-----	---------------------------

現行

別紙2 平成 年度 婦人保護事業計画書 都道府県名

ア 一時保護所保護費負担金及び婦人保護施設運営費補助金事業計画 事業計画

区分 婦人保護所 一時保護所

1 職種別職員配置状況 (申請年度 4. 1. 現在)

職種区分	所長	医師(嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計
一時保護所								
専								
兼								

2 一時保護委託の算定及び計画書(内訳別表1にて使用される様式1~3による)

3 人身取引被害者の一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表1にて使用される様式4~6による)

4 要保護女子の一時保護委託の算定内訳及び計画書(内訳別表1にて使用される様式7~8及び様式9による)

施設名 経営主体 専・兼の別 専 兼 専 兼 専 兼 専 兼

1 施設名、経営主体、職員配置及び収容予定人員 職員配置(申請年度 4. 1. 現在)

施設名	経営主体	専・兼の別	施設長	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医	収容予定人員	
										計	収容定員
		専									
		兼									
		専									
		兼									
		専									
		兼									

2 各施設ごとの入所者に対する生活指導及び職業指導の計画

3 精神科医歴上費算定基礎内訳

※ (1)入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度 4. 1. 現在)

定員	現員		計
	加算対象者	その他	
人	人	人	人

※対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。

(2)加算内訳

加算額	(基準単価) 円 × (雇上回数) / 回 = 円
-----	---------------------------

略

	<p>4 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー一雇上加算</p> <p>(1)通訳者雇上加算算定内訳</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">加算額 (基準日額単価) × (雇上日数)</td> <td style="width:50%;">円 × /日 = 円</td> </tr> <tr> <td>加算額 (基準日額単価) × (雇上日数)</td> <td>円 × /日 = 円</td> </tr> </table> <p>(2)ケースワーカー一雇上加算算定内訳</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">加算額 (基準日額単価) × (雇上日数)</td> <td style="width:50%;">円 × /日 = 円</td> </tr> </table>	加算額 (基準日額単価) × (雇上日数)	円 × /日 = 円	加算額 (基準日額単価) × (雇上日数)	円 × /日 = 円	加算額 (基準日額単価) × (雇上日数)	円 × /日 = 円																																						
加算額 (基準日額単価) × (雇上日数)	円 × /日 = 円																																												
加算額 (基準日額単価) × (雇上日数)	円 × /日 = 円																																												
加算額 (基準日額単価) × (雇上日数)	円 × /日 = 円																																												
<p>婦人相談所 一時保護所 及び婦人保 護施設</p>	<p>1 各施設ごとの夜間警備体制の強化に対する対応実施状況及び計画 (1)併設(婦人相談所一時保護所・婦人保護施設)の有無 有・無 (2)警備形態及び費用内訳 (一時保護所)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>警備形態</th> <th>現員数</th> <th>基準単価</th> <th>委託回数(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>雇上費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>委託費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械警備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(婦人保護施設)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>警備形態</th> <th>現員数</th> <th>基準単価</th> <th>委託回数(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>雇上費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>委託費用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機械警備等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 各施設ごとの心理療法担当職員の配置状況及び計画</p> <p>(1)婦人相談所一時保護所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">加算額 (基準単価) × (雇上月数)</td> <td style="width:50%;">円 × /12月 = 円</td> </tr> </table> <p>(2)婦人保護施設 ※該当する番号に○印を記入すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常勤職員(様式10による)</li> <li>2 常勤的非常勤職員</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">加算額 (基準単価) × (雇上月数)</td> <td style="width:50%;">円 × /12月 = 円</td> </tr> </table> <p>3 非常勤職員</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">加算額 (基準単価) × (雇上月数)</td> <td style="width:50%;">円 × /12月 = 円</td> </tr> </table> <p>3 同伴児童対応等指導員の配置状況及び計画 (1)同伴児童の在所状況(2人配置が必要な場合のみ記入)※一時保護委託した児童数は除く</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">前年度における児童の在所実績 年間在所延べ人員 人(A)</td> <td style="width:50%;">来年度の見込み (算出方法)</td> </tr> <tr> <td>1日平均在所人員(A/365) 人(B)</td> <td>(A) × (A) / (前々年度在所延べ人員)</td> </tr> <tr> <td>2人目加算根拠 人(B) ≥ 6.0人</td> <td>2人目加算根拠 人(C) ≥ 6.0人</td> </tr> </table> <p>又は (A) × (A) / (前々年度在所延べ人員)</p>	警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				加算額 (基準単価) × (雇上月数)	円 × /12月 = 円	加算額 (基準単価) × (雇上月数)	円 × /12月 = 円	加算額 (基準単価) × (雇上月数)	円 × /12月 = 円	前年度における児童の在所実績 年間在所延べ人員 人(A)	来年度の見込み (算出方法)	1日平均在所人員(A/365) 人(B)	(A) × (A) / (前々年度在所延べ人員)	2人目加算根拠 人(B) ≥ 6.0人	2人目加算根拠 人(C) ≥ 6.0人
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																																										
雇上費用																																													
委託費用																																													
機械警備等																																													
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																																										
雇上費用																																													
委託費用																																													
機械警備等																																													
加算額 (基準単価) × (雇上月数)	円 × /12月 = 円																																												
加算額 (基準単価) × (雇上月数)	円 × /12月 = 円																																												
加算額 (基準単価) × (雇上月数)	円 × /12月 = 円																																												
前年度における児童の在所実績 年間在所延べ人員 人(A)	来年度の見込み (算出方法)																																												
1日平均在所人員(A/365) 人(B)	(A) × (A) / (前々年度在所延べ人員)																																												
2人目加算根拠 人(B) ≥ 6.0人	2人目加算根拠 人(C) ≥ 6.0人																																												

改正後

現行

略

(2) 配置計画  
(1) 婦人相談所一時保護所

加算額	(標準単価) @	円 ×	(雇上月数) /12月	=	円
加算額 ※2人配置の場合のみ	@	円 ×	/12月	=	円
計					

(2) 婦人保護施設

加算額	(標準単価) @	円 ×	(雇上月数) /12月	=	円
加算額 ※2人配置の場合のみ	@	円 ×	/12月	=	円
計					



改正後

現行

事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ)	円 × 取扱定員	(R)
入所者処遇特別加算費	算定基準による算定額		(S)
単身赴任手当	(S)又は(T)の低い方の額		(U)
精神科医雇上費	(V)又は(W)の低い方の額		(X)
障除費	(Y)又は(Z)の低い方の額		(a)
心理療法定当職員加算	算定基準による算定額		(b)
同伴児童対応指導員雇上費加算	(b)又は(c)の低い方の額		(d)
通訳者雇上費加算	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(f)
ケースワーカー雇上費加算	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(g)
一時保護委託費	(g)又は(h)の低い方の額		(h)
人身取引被害者の一時保護委託費	(h)又は(i)の低い方の額		(j)
妻保護女子の一時保護委託費	(i)又は(j)の低い方の額		(k)
会計	(k)又は(l)の低い方の額		(m)
民間施設給与等改善費	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(n)
借費加算	(n)又は(o)の低い方の額		(o)
標準国庫補助基本額	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(p)
(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。			(q)
2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。			(r)
また、単価は、交付要綱の別紙1の(別表)「施設事務費算定基準」により算定すること。			(s)
とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。			(t)
3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。			(u)
			(v)
			(w)
			(x)
			(y)
			(z)
			(AA)
			(BB)
			(CC)
			(DD)
			(EE)

事務用冬期採暖費	(北海道所在施設のみ)	円 × 取扱定員	(R)
入所者処遇特別加算費	算定基準による算定額		(S)
単身赴任手当	(S)又は(T)の低い方の額		(U)
精神科医雇上費	(V)又は(W)の低い方の額		(X)
障除費	(Y)又は(Z)の低い方の額		(a)
心理療法定当職員加算	算定基準による算定額		(b)
同伴児童対応指導員雇上費加算	(b)又は(c)の低い方の額		(d)
通訳者雇上費加算	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(f)
ケースワーカー雇上費加算	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(g)
一時保護委託費	(g)又は(h)の低い方の額		(h)
人身取引被害者の一時保護委託費	(h)又は(i)の低い方の額		(j)
妻保護女子の一時保護委託費	(i)又は(j)の低い方の額		(k)
会計	(k)又は(l)の低い方の額		(m)
民間施設給与等改善費	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(n)
借費加算	(n)又は(o)の低い方の額		(o)
標準国庫補助基本額	算定基準による算定額(別紙婦人保護事業計画書)		(p)
(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。			(q)
2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。			(r)
また、単価は、交付要綱の別紙1の(別表)「施設事務費算定基準」により算定すること。			(s)
とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。			(t)
3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。			(u)
			(v)
			(w)
			(x)
			(y)
			(z)
			(AA)
			(BB)
			(CC)
			(DD)
			(EE)

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。  
 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。  
 また、単価は、交付要綱の別紙1の(別表)「施設事務費算定基準」により算定すること。  
 とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。  
 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計画額」については、職員全員について算定すること。  
 2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設にあっては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。  
 また、単価は、交付要綱の別紙1の(別表)「施設事務費算定基準」により算定すること。  
 とし、単価は「実支出予定額」により算定すること。  
 3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

(2) 指導員加算分

人	年4月1日現在職員現員				給与				施設名			金額
	職種	氏名	本俸	特別業務手当	扶養手当	地域手当	小計	任意手当	通勤手当	計	期末勤続手当加算	
(1) 給与	案文出定額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
件	専兼											
	専兼											
	専兼											
	計									(7)		(7)
	指導員	人								(4)		
	小計		(7)又は(4)の低い方の額									(エ)
	小計		(エ)×12月									(A)
	(2)期末勤続手当		((ウ)+(エ))×3.95月									
	(5)超過勤務手当											
	(6)住居手当											
	(7)通勤手当											
	(10)年休代替員費											
	(13)社会保険料											
	事業主負担金		(エ)×12月×0.18844									
	小計											(B)
	(16)旅費											
	(17)庁費											
	(19)職員研修費											
	(21)職員健康管理費											
	(24)業務省力化等勤務条件改善費											
	小計							円	+	副理員分	円	(C)
	小計		(A) + (B) + (C)									(D)
	取組定員×12月											(E)
	別紙1 交付標準の施設事務費限額											(F)
	(E)又は(F)の低い方の額											(G)
	(G)×取組定員×12月											(H)
	実支給額											(I)
	算定基準による算定額(内訳別紙)											(J)
	(I)又は(J)の低い方の額											(K)
	(K)×(4)+(K)											(L)
	民間施設給与等改善費		(L)×(例)に定める加算率									(M)
	標準国庫補助基本額		(L)+(M)									(N)

事務費算定基準額 標準国庫補助基準額 + 指導員加算額

内訳別表 2

施設（一時保護所）事業費算定内訳

施設名

現行

経費の種類	支出予定額	基準額														計	
		要保護女子分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	人身取引被害者支援医療費			
							6月未満	6月以上									
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 〇〇〇費 〇〇〇費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4月																	
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
1月																	
2月																	
3月																	
計																	

(注) 婦人保護施設分については、「かいた婦人の家」委託分を本算定方式に準じて明記すること

内訳別表 2

施設（一時保護所）事業費算定内訳

施設名

改正後

経費の種類	支出予定額	基準額															計
		要保護女子分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	人身取引被害者支援医療費	入進学支度金		
							6月未満	6月以上									
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 〇〇〇費 〇〇〇費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4月																	
5月																	
6月																	
7月																	
8月																	
9月																	
10月																	
11月																	
12月																	
1月																	
2月																	
3月																	
計																	

(注) 婦人保護施設分については、「かいた婦人の家」委託分を本算定方式に準じて明記すること

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設（一時保護所）

現行

区分		本俸+特殊業務手当 +扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1) 定額	世帯主 (扶養親族3人以上) 世帯主 (扶養親族1人又は2人) 準世帯主 (扶養親族なし) 非世帯主				円	級地
(2) 加算額	世帯主 準世帯主 費世帯主					
合計						

(注) (2) 加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

改正後

略

内訳別表 3

婦人保護施設運営費総括表

現行

施設名	対象経費の支出予定額			交付基準額			備考
	事務費	事業費	計	事務費	事業費	計	
〇〇施設	円	円	円	円	円	円	
かにた婦人の村							事務費等算出内訳 (1)事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2)民改費 (1) × 率 = 円
計							計 ((1)+(2)) 円

(注)本表は、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村(昭和40年2月7日社発第62号厚生省社会局長通知「婦人保護長期収容施設の運営について」の3の(1)に定める施設をいう。)」に措置委託を行っている場合に作成すること。

内訳別表 3

婦人保護施設運営費総括表

改正後

施設名	対象経費の支出予定額			交付基準額			備考
	事務費	事業費	計	事務費	事業費	計	
〇〇施設	円	円	円	円	円	円	
かにた婦人の村							事務費等算出内訳 (1)事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2)民改費 (1) × 率 = 円
計							計 ((1)+(2)) 円

(注)本表は、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村(平成※年※月※日雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人保護長期入所施設の運営について」の3の(1)に定める施設をいう。)」に措置委託を行っている場合に作成すること。

略

内訳別表 4 婦人相談所運営費  
ア 所要額算出調査書

区分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳
1 相談所活動費 (1) 旅費 (2) 役務費 (通信運搬費)		
2 外国人婦女子緊急 一時保護 (1) 旅費 (2) 役務費 (通信運搬費) (3) 通訳雇上費 (4) 人身取引被害者の医療費		
3 広域措置費 (1) 旅費 (2) 需用費 (燃料費) (3) 役務費 (通信運搬費)		基準額 <input type="text"/> 円 日額 <input type="text"/> 円 × 年間同伴児童延人数 <input type="text"/> 人
4 相談・一時保護同伴児童経費  (1) 備品購入費 (2) 需用費 (消耗品費)		
合計		

改正後

現行

略

イ 事業計画

1 婦人相談所活動費（移送費）

要保護女子等（人数）	職員（人数）

2 外国人婦女女子緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上 件数
件	件

人身取引被害者の医療機関対応人数

件
---

3 広域措置費

広域措置実施件数	
要保護女子等（人数）	
付添職員（人数）	

4 相談・一時保護同伴児童経費（購入計画備品）

--

改正後

現行

略

別紙

機械及び器具（1件当たり単価50万円以上）の購入計画

区分種目	取得する機械器具					備考
	品名	規格	数量	単価	用途	
				円		

様式 1

一時保護委託費算定内訳 (14日以内)

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	暴力被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略

様式 2

一時保護委託費算定内訳 (14日超)

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	暴力被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略

略

様式 3

平成 年度一時保護委託計画  
都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式 4

人身取引被害者の一時保護委託算定内訳（14日以内）

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	人身取引被害者分						同伴者単加分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略

様式 5

人身取引被害者の一時保護委託算定内訳（14日超）

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	人身取引被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略

略

様式6

平成 年度一時保護委託計画  
都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式 7

要保護女子の一時保護委託算定内訳（14日以内）

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	要保護女子分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略

様式 8

要保護女子の一時保護委託算定内訳 (14日超)

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	要保護女子分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略



様式10

心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人件	(1) 給与	給与					施設名				金額		
		年4月1日現在職員現員	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計		期末勤労手当加算	
													氏名
件	基礎額					(イ)							
	小計	(7)又は(イ)の低い方の額										(エ)	
	(2)期末勤労手当	(エ)×12月										(ア)	
	(5)超過勤務手当	((ウ)+(エ))×3.95月											
	(6)住居手当												
	(7)通勤手当												
	(10)年休代替要員費												
	(13)社会保険料	(エ)×12月×0.18844											
	小計											(B)	
	(16)旅費												
	(17)庁費												
	(19)職員研修費												
	(21)職員健康管理費												
	(24)業務省力化等勤務条件改善費	円 + 調理員分 円											
	小計	直接処遇職員分										(C)	
	小計	(A) + (B) + (C)										(D)	
		(D)											
		取組定員×12月										(E)	
		心理療法担当職員加算限度額										(F)	
		(E)又は(F)の低い方の額										(G)	
	基礎額	(G)×取組定員×12月										(H)	

略

別紙様式 3

地方厚生(支)局長 殿

平成 年 月 日  
番 号

都 道 府 県 知 事 印

平成 年度婦人保護費負担(補助)金にかかる実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号をもって交付された標記補助  
金等の事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

関 係 書 類

- (1)平成 年度婦人保護費精算書(別紙1)
- (2)平成 年度婦人保護事業実施状況報告(別紙2)
- (3)平成 年度関係事業費都道府県歳入歳出決算書(見込書)抄本

現行

区分	支出済(A)		基準額(B)		国庫補助 基準額 (A)又は (B)のう ち少ない 方の額 (C)	補助率 (D)	要国庫 補助額 (C) × (D) (E)	国庫補 助金交 付決定 額 (F)	要国庫 補助金 受入額 (G)	(G)の額 の流用 増△減 額 (H)	流用増 △減額 におけ る(F) の変更額 (I)	過不足額 (I)-(E)		
	金額	積算 基礎	金額	種目 内訳 積算基礎								不足額 {(I)-(E)} <0のとき	超科学 {(I)-(E)} >0のとき	
児童虐待防止対策費														
I 婦人保護事業費負担金														
1 一時保護所保護費負担金														
(1) 事務費				内訳別紙 1(2)		5/10								
(2) 事業費				内訳別紙 1(4) 機械器具費 別表2		5/10								
II 婦人相談所運営費負担金														
婦人相談所運営費負担金				別表3		5/10								
III 婦人保護事業費補助金														
婦人保護施設運営費補助金														
(1) 事務費				別表1		5/10								
(2) 事業費				// 機械器具費 別表2		5/10								

- (注) (1) (C)欄には、各種目ごとに(A)欄の額と(B)欄の額を比較して、いずれか少ない方の額を計上すること。  
 (2) (G)欄には、(F)欄の額をそのまま計上すること。ただし、交付決定額を全額受入れていない場合には、実際の受入済の額を計上すること。  
 (3) (H)欄には、交付要綱の5の(1)により種目ごとの配分額の変更を行った場合、その流用増△減額を計上すること。  
 (4) (I)欄には、(H)欄より流用増△減額による(F)欄の額について計上すること。  
 (5) 「過不足額」(J)欄には、流用増△減額による(F)の変更額(I)欄から要国庫補助額(E)欄を差引き、その額が負の額となった場合に「不足額」欄に、その額が正の額となった場合に、「超過額(返済額)」欄にそれぞれ計上すること。

改正後

略

改正後

別紙2 平成 年度 婦人保護事業実績報告 都道府県名

平成 年度 婦人保護事業実績報告 都道府県名

区分	事業計画 (申請年度 4. 1. 現在)										
	職種別職員配置状況										
婦人保護所 一時保護所	職種区分	所長	医師(嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計		
一時保護所	専業										
1 一時保護委託の算定及び計画書(様式1~3による) 2 人身取引被害者の一時保護委託の算定内訳及び実績(様式4~6による) 3 要保護女子の一時保護委託の算定内訳及び実績(様式7~9による)											

施設名	経営主体	専・兼の別	職員配置(申請年度 4. 1. 現在)							入所予定 延人員 (月平均)
			施設長	事務員	指導員	看護師	栄養士	嘱託医	計	
		専業								
		専業								
		専業								
		専業								
		専業								
		専業								

2 各施設ごとの入所者に対する生活指導及び職業指導の実施状況

3 精神科医雇上費算定基礎内訳

施設名		施設名	
(1)入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度 4. 1. 現在)			
定員	加算対象者	人員	計
人	人	人	人
※対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者)及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。			
(2)加算内訳			
加算額	(基準単価)	(雇上回数)	円
	@	x	=

現行

別紙2 平成 年度 婦人保護事業実績報告 都道府県名

平成 年度 婦人保護事業実績報告 都道府県名

区分	事業計画 (申請年度 4. 1. 現在)										
	職種別職員配置状況										
婦人保護所 一時保護所	職種区分	所長	医師(嘱託医)	事務員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	計		
一時保護所	専業										
1 一時保護委託の算定及び計画書(様式1~3による) 2 人身取引被害者の一時保護委託の算定内訳及び実績(様式4~6による) 3 要保護女子の一時保護委託の算定内訳及び実績(様式7~9による)											

施設名	経営主体	専・兼の別	職員配置(申請年度 4. 1. 現在)							収容予定 延人員 (月平均)
			施設長	事務員	指導員	看護師	栄養士	嘱託医	計	
		専業								
		専業								
		専業								
		専業								
		専業								
		専業								

2 各施設ごとの入所者に対する生活指導及び職業指導の実施状況

3 精神科医雇上費算定基礎内訳

施設名		施設名	
(1)入所者のうち対象者の占める割合 (申請年度 4. 1. 現在)			
定員	加算対象者	人員	計
人	人	人	人
※対象者とは、入院治療の必要はないが、精神に障害のある者(精神科通院により、投薬治療を受けている者)及び施設内において専門医の処方を受けている者)をいう。			
(2)加算内訳			
加算額	(基準単価)	(雇上回数)	円
	@	x	=

略

<p>4 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー一雇上費                  (1) 通訳者雇上費加算算定内訳                  (2) ケースワーカー一雇上費加算算定内訳</p>	<p>加算額 (基準日額単価) × (雇上日数) / 日 = 円                  加算額 (基準日額単価) × (雇上日数) / 日 = 円</p>																																
<p>1 各施設ごとの夜間警備体制の強化に対する対応実施状況                  (1) 併設 (婦人相談所一時保護所・婦人保護施設) の有無                  (2) 警備形態及び費用内訳 (一時保護所)</p> <table border="1"> <tr> <th>警備形態</th> <th>現員数</th> <th>基準単価</th> <th>委託回数(月)</th> </tr> <tr> <td>雇上費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械警備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(婦人保護施設)</p> <table border="1"> <tr> <th>警備形態</th> <th>現員数</th> <th>基準単価</th> <th>委託回数(月)</th> </tr> <tr> <td>雇上費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械警備等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)	雇上費用				委託費用				機械警備等				<p>有・無</p>
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																														
雇上費用																																	
委託費用																																	
機械警備等																																	
警備形態	現員数	基準単価	委託回数(月)																														
雇上費用																																	
委託費用																																	
機械警備等																																	
<p>2 各施設ごとの心理療法担当職員の配置状況                  (1) 婦人相談所一時保護所                  (2) 婦人保護施設 ※該当する番号に○印を記入すること。                  1 常勤職員 (様式101による)                  2 常勤的非常勤職員                  3 非常勤職員</p>	<p>加算額 (基準単価) × (雇上月数) / 12月 = 円                  加算額 (基準単価) × (雇上月数) / 12月 = 円                  加算額 (基準単価) × (雇上月数) / 12月 = 円</p>																																
<p>3 同伴児童対応等指導員の配置状況                  (1) 同伴児童の在所状況※一時保護委託した児童数は除く</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度における児童の在所実績</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年間在所延べ人員</td> <td>人(A)</td> </tr> <tr> <td>1日平均在所人員(A/365)</td> <td>人</td> </tr> </table>	前年度における児童の在所実績		年間在所延べ人員	人(A)	1日平均在所人員(A/365)	人	<p>前年度における児童の在所実績                  年間在所延べ人員 人(A)                  1日平均在所人員(A/365) 人</p>																										
前年度における児童の在所実績																																	
年間在所延べ人員	人(A)																																
1日平均在所人員(A/365)	人																																

改正後

現行

略

(2) 配置状況

(1) 婦人相談所一時保護所

加算額	(基準単価) @	円 ×	(雇上月数) /12月	=	円
加算額(2人目) ※2人配置の場合のみ	@	円 ×	/12月	=	円
計					

(2) 婦人保護施設

加算額	(基準単価) @	円 ×	(雇上月数) /12月	=	円
加算額(2人目) ※2人配置の場合のみ	@	円 ×	/12月	=	円
計					

略

内訳別紙 1

平成 年度婦人保護事業実施状況報告

1 一時保護所費支出状況調書等  
(1) 職員月別配置状況

区分	3.31 配置数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	／1	2	3
調理員数													
その他の職員													

(注)年度中途において職員の異動が行われた場合は、異動した前任者の職氏名及び新任者の職氏名、本俸諸手当(月額)並びに異動年月日を欄がい空白に付記すること。



改正後

現行

施設機能強化推進費	実支出計面額	(O)
事務用冬期採暖費	前年度(百万円)(ただし、一時採暖所については45万円) 削減(百万円)の低い方の額	(P)
入所者処遇特別加算費	(北海道庁施設のみ) 円 × 取捨定員	(R)
単身赴任手当	実支出計面額	(S)
精神科医療上費	算定基準による算定額 (S)又は(T)の低い方の額	(U)
降反除費	算定基準による算定額 (V)又は(W)の低い方の額	(X)
心理療法担当職員加算	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (Y)又は(Z)の低い方の額	(Z)
同伴児童重畳上費加算	算定基準による算定額 (b)又は(c)の低い方の額	(b)
通訳者履上費加算	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (e)又は(f)の低い方の額	(f)
ケースワーカー履上費加算	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (g)又は(h)の低い方の額	(h)
一時保護委託費	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (i)又は(j)の低い方の額	(j)
人身取引被害者の一時保護委託費	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (k)又は(l)の低い方の額	(l)
要保護児童委託費	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (m)又は(n)の低い方の額	(n)
民間施設給与等改善費	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (o)又は(p)の低い方の額	(p)
買掛	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (q)又は(r)の低い方の額	(r)
標準国庫補助基本額	算定基準による算定額 (s)又は(t)の低い方の額	(t)
(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計面額」については、職員全員については、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。		
2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設においては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。		
また、単価は、交付要綱の別紙1の(別表)「施設事務算定基準」により算定すること。		
3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。		

○ 費

計

施設機能強化推進費	実支出計面額	(O)
事務用冬期採暖費	前年度(百万円)(ただし、一時採暖所については45万円) 削減(百万円)の低い方の額	(P)
入所者処遇特別加算費	(北海道庁施設のみ) 円 × 取捨定員	(R)
単身赴任手当	算定基準による算定額 (S)又は(T)の低い方の額	(S)
精神科医療上費	算定基準による算定額 (V)又は(W)の低い方の額	(V)
降反除費	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (Y)又は(Z)の低い方の額	(Z)
心理療法担当職員加算	算定基準による算定額 (b)又は(c)の低い方の額	(b)
同伴児童重畳上費加算	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (e)又は(f)の低い方の額	(f)
通訳者履上費加算	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (g)又は(h)の低い方の額	(h)
ケースワーカー履上費加算	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (i)又は(j)の低い方の額	(j)
一時保護委託費	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (k)又は(l)の低い方の額	(l)
人身取引被害者の一時保護委託費	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (m)又は(n)の低い方の額	(n)
要保護児童委託費	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (o)又は(p)の低い方の額	(p)
民間施設給与等改善費	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (q)又は(r)の低い方の額	(r)
買掛	算定基準による算定額(別添録人保履事業計画書) (s)又は(t)の低い方の額	(t)
標準国庫補助基本額	算定基準による算定額 (u)又は(v)の低い方の額	(v)
(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計面額」については、職員全員については、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。		
2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設においては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。		
また、単価は、交付要綱の別紙1の(別表)「施設事務算定基準」により算定すること。		
3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。		

○ 費

計

(注) 1 (1) 給与欄の「実支出計面額」については、職員全員については、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。

2 (1) 給与欄の「基準額」については、公立施設においては、職員数は家庭福祉課長通知別紙3の「職種別配置基準」に基づいて記入すること。

また、単価は、交付要綱の別紙1の(別表)「施設事務算定基準」により算定すること。

3 住居手当及び通勤手当については、実支出予定額と国家公務員の例により算定した月額を比較して、いずれか低い額により算定すること。

略

②指導員加算分

支出済額 経費の種類	金額 円	人		年4月1日現在職員現員		給与					施設名		金額		
		家 出 賃 促 励	(1)	職 種	氏 名	本 俸	特 殊 業 務 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	小 計	住 居 手 当	通 勤 手 当		計	期 末 助 働 手 当 加 算
給 与				専 業		円		円		円		円		円	
指 導 員 基 準 額				計					(ア)				(イ)		(ウ)
小 計				指 導 員	人				(ア)又は(イ)の低い方の額				(イ)		(エ)
費				小 計					(エ)×12月				(ア)		(オ)
超 過 勤 務 手 当				(2)期 末 助 働 手 当					((ウ)+(エ))×3.95月						
住 居 手 当				(6)住 居 手 当											
通 勤 手 当				(7)通 勤 手 当											
年 休 休 養 手 当				(10)年 休 休 養 手 当											
社 会 保 険 料				(13)社 会 保 険 料					(エ)×12月×0.18844						
事 業 主 負 担 金				小 計											(B)
旅 費				(16)旅 費											
庁 費				(17)庁 費											
職 員 研 修 費				(19)職 員 研 修 費											
職 員 健 康 管 理 費				(21)職 員 健 康 管 理 費											
業 務 省 力 化 等 動 務 条 件 改 善 費				(24)業 務 省 力 化 等 動 務 条 件 改 善 費					円 + 調理員分	円					
小 計				小 計					(A) + (B) + (C)				(C)		(D)
寒 冷 地 手 当				取 扱 定 額 ×12月					(D)						(E)
合 計				別 紙 1 交 付 基 準 の 施 設 事 務 費 限 度 額											(F)
民 間 施 設 給 与 等 改 善 費				(E)又 は (F)の 低 い 方 の 額											(G)
標 準 庫 庫 補 助 基 準 額				(G)× 取 扱 定 額 ×12月											(H)
小 計				寒 冷 地 手 当											(I)
小 計				算 定 基 準 に よ る 算 定 額 (内 別 紙)											(J)
小 計				(I)又 は (J)の 低 い 方 の 額											(K)
小 計				(H) + (K)											(L)
小 計				民 間 施 設 の み											(M)
小 計				(L)× (別 に 定 め る 加 算 率)											(N)

③合計

標準庫補助基準額	+	指導員加算額
----------	---	--------

現行

(3) 月別入所延人員

	／4	5	6	7	8	9	10	小計	11	12	／1	2	3	小計	合計
要保護 女子等															
乳 児															
幼 児															

改正後

略

(4) 施設（一時保護所）事業費算定内訳

施設名

現行

経費の種類	支出 済額	基 準 額														計	
		要保 護女子分	乳児 分	幼児 分	冬期 加算	期末 一時 扶助 費	妊婦加算		産婦 加算	母子 加算	被服 加算	社会 適応 訓練 費	同伴 児童 経費	人身 取引 被害 者支 援医 療費			
							6月 未満	6月 以上									
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 〇〇〇費 〇〇〇費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	4月																
	5月																
	6月																
	7月																
	8月																
	9月																
	10月																
	11月																
	12月																
	1月																
	2月																
	3月																
計																	

(注) 婦人保護施設分については、「かにた婦人の家」委託分を本算定方式に準じて明記すること

(4) 施設（一時保護所）事業費算定内訳

施設名

改正後

経費の種類	支出 済額	基 準 額														計	
		要保 護女子分	乳児 分	幼児 分	冬期 加算	期末 一時 扶助 費	妊婦加算		産婦 加算	母子 加算	被服 加算	社会 適応 訓練 費	同伴 児童 経費	人身 取引 被害 者支 援医 療費	入進 学支 度金		
							6月 未満	6月 以上									
食糧費 光熱水費 燃料費 消耗品費 〇〇〇費 〇〇〇費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	4月																
	5月																
	6月																
	7月																
	8月																
	9月																
	10月																
	11月																
	12月																
	1月																
	2月																
	3月																
計																	

(注) 婦人保護施設分については、「かにた婦人の家」委託分を本算定方式に準じて明記すること

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設（一時保護所）

現行

区分		本俸+特殊業務手当 +扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1) 定額	世帯主 (扶養親族3人以上) 世帯主 (扶養親族1人又は2人) 準世帯主 (扶養親族なし) 非世帯主				円	級地
(2) 加算額	世帯主 準世帯主 費世帯主					
合計						

(注) (2) 加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

改正後

略

改正後

略

現行

2 婦人保護施設運営費支出状況調

支出状況調の様式は、前記「一時保護所費支出状況調等」に準じて作成すること。  
なお、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村」に措置委託を行っている場合には各施設ごとに作成するほか、次の様式による総括表を作成すること。

別紙 1

婦人保護施設運営費総括表

現行

施設名	区分	支出済額			交付基準算定額			備考
		事務費	事業費	計	事務費	事業費	計	
〇〇施設		円	円	円	円	円	円	
かにた婦人の村								事務費等算出内訳 (1)事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2)民改費 (1) × 率 = 円
計								計 ((1)+(2)) 円

改正後

略

改正後

現行

略

別表 2

機械及び器具（1件当たり単価50万円以上）の購入実績

区分種目	取得する機械器具					備考
	品名	規格	数量	単価	用途	
				円		

略

別表3 婦人相談所運営費  
ア 所要額算出調査書

区分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳
1 相談所活動費 (1) 旅費 (2) 役員費 (通信運搬費)		
2 外国人婦女子緊急 一時保護 (1) 旅費 (2) 役員費 (通信運搬費) (3) 通訳雇上費 (4) 人身取引被害者の医療費		
3 広域措置費 (1) 旅費 (2) 需用費 (燃料費) (3) 役員費 (通信運搬費)		基準額 <input type="text"/> 円 日額 <input type="text"/> 円 × 年間同伴児童延人数 <input type="text"/> 人
4 相談・一時保護同伴児童経費  (1) 備品購入費 (2) 需用費 (消耗品費)		
合 計		

改正後

現行

イ 事業実績

略

1 婦人相談所活動費（移送費）

要保護女子等（人数）	職員（人数）

2 外国人婦女子緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上 件数
件	件

人身取引被害者の医療機関対応人数

件
---

3 広域措置費

広域措置実施件数	
要保護女子等（人数）	
付き添い職員（人数）	

4 相談・一時保護同伴児童経費（購入備品）

--

様式 1

一時保護委託費算定内訳 (14日以内)

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	暴力被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略

様式 2

一時保護委託費算定内訳 (14日超)

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	暴力被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略



様式 4

人身取引被害者の一時保護委託算定内訳（14日以内）

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	人身取引被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略

様式 5

人身取引被害者の一時保護委託算定内訳（14日超）

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	人身取引被害者分						同伴者単加分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略



様式 7

要保護女子の一時保護委託算定内訳（14日以内）

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	要保護女子分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略

様式 8

要保護女子の一時保護委託算定内訳 (14日超)

都道府県名

現行

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	要保護女子分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

改正後

略



様式10

心理療法担当職員（常勤職員）算定額算出内訳

人件	(1) 給与	年4月1日現在職員現員		給与				施設名				金額	
		氏名	本俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	通勤手当	計	期末勤続手当加算		
件	基本額						(イ)						
	小計		(エ) × 12月				(エ)						(エ)
	(2) 期末勤続手当		(イ) × 12月				(イ)						(イ)
	(5) 超過勤務手当		((イ) + (エ)) × 3.95月				(イ) + (エ)						(イ) + (エ)
	(6) 住居手当												
	(7) 通勤手当												
	(10) 年休代替要員費												
	(13) 社会保険料		(エ) × 12月 × 0.18844				(エ) × 12月 × 0.18844						(エ) × 12月 × 0.18844
	小計						(イ) + (エ) × 12月 × 0.18844						(イ) + (エ) × 12月 × 0.18844
	(16) 旅費												
	(17) 庁費												
	(19) 職員研修費												
	(21) 職員健康管理費												
	(24) 業務省力化等勤務条件改善費												
	小計												
	直接処遇職員分												
	小計												
	小計		(A) + (B) + (C)				(A) + (B) + (C)						(A) + (B) + (C)
	(D) 取組定員 × 12月												(D) × 12月
	心理療法担当職員加算限度額												(E) × 12月
	(E) 又は (F) の低い方の額												(E) × 12月
	小計												(E) × 12月
	基本額												(G) × 取組定員 × 12月
	小計												(G) × 取組定員 × 12月

(案)

雇児福発※※第※号  
平成24年※※月※※日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課長

## 平成24年度婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について

標記については、平成24年※※月※※日厚生労働省発雇児※※第※号厚生労働事務次官通知「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）をもって一部改正されたところであるが、今年度の主な内容及び取扱いは次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないようにされたい。

## 第1 平成24年度における交付要綱の主な内容について

## 1 事務費関係

## (1) 心理療法担当職員の配置

## ア 婦人相談所一時保護所

1 施設当たり年額 1, 794, 442円 → 1, 795, 590円

[心理療法担当職員（非常勤職員週5日）に係る経費、訪問指導旅費等を算定]

## イ 婦人保護施設

## 1 施設当たり年額

常勤職員配置 5, 315, 794円

常勤的非常勤職員配置 2, 974, 350円

非常勤職員配置 1, 713, 270円

常勤職員であることが望ましいが、常勤化が図られるまでの経過措置として、常勤的非常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により先の時間数等を満たす場合を含む）及び非常勤職員でも可とする。

## (2) 同伴児童対応等指導員雇上費加算

別途定めるところにより、婦人保護施設においても必要に応じ、同伴児童の対応を行う指導員の配置をできることとした。

1 施設当たり年額（1人配置の場合） 2, 258, 950円

（2人配置の場合） 4, 517, 900円

(3) 非常勤職員雇上費					
(ア) 嘱託医	13,570円	→	同		額
(イ) 年休代替要員費	118,400円	→	同		額
(ウ) 非常勤調理員等	1,596,000円	→	同		額
(エ) 職員処遇改善費	5,770円	→	6,920円		

(4) 苦情解決対策経費の計上 (各施設一般分保護単価に算入)					
1施設当たり年額	25,326円	→	同		額
〔第三者委員会の開催に係る経費 (旅費、会議費) を算定〕					

(5) 夜間警備体制の強化					
1施設当たり年額	1,941,800円	→	同		額
〔夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定〕					

(6) 降灰除去費					
1施設当たり年額	139,540円	→	139,750円		

(7) 賃借費加算 (婦人保護施設) (新規)					
建物の賃借にかかる実費 (1施設当たり月額100,000円を限度)					

- (8) 民間施設給与等改善費の対象加算の拡大
- ① 看護師の勤続年数算定に医療法に規定する病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所での勤続年数を合算する。
  - ② 児童厚生施設及び児童家庭支援センターでの勤続年数を合算する。

## 2 事業費関係の改善

(1) 一般生活費					
(ア) 要保護女子分 (入所者1人月額)	54,600円	→	同		額
(イ) 同伴乳幼児分 (乳児1人月額)	37,900円	→	同		額
(イ) 同伴乳幼児分 (幼児1人月額)	42,600円	→	同		額

### (2) 冬期加算額

区分	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
婦人施設	8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円

(3) 妊産婦加算

妊 婦		産 婦
6 月未満	6 月以上	
9,140円	13,810円	8,490円

(4) 母子加算

加 算 額	2 人目の場合 の加算額	3 人以上 1 人増す ごとの加算額
19,380円	1,560円	770円

(5) 同伴児童経費

同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費

当該年度の同伴児保護延人員に日額 1 8 0 円を乗じた額

(6) 入進学支度金（新規）

婦人保護施設入所者の同伴児童が入進学する際に必要な経費

小学校第 1 学年入学児童	3 9, 5 0 0 円
中学校第 1 学年進学児童	4 6, 1 0 0 円
高等学校第 1 学年入学児童	5 8, 9 6 0 円

3 婦人相談所運営費負担金関係

相談・一時保護同伴児童経費

婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費

当該年度の同伴児保護延人員に日額 1 8 0 円を乗じた額

## 第2 国庫補助額の算定について

交付要綱の別紙「婦人保護費交付基準」（以下、「交付基準」という。）中、〔1区分〕及び〔2種目〕別の国庫補助額の算定に当たっては、次によること。

### 1 一時保護所保護費負担金及び婦人保護施設運営費補助金

#### (1) 取扱定員

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の取扱定員は、別紙1「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設取扱定員」によるものとする。

#### (2) 施設事務費算定基準による職員

施設事務費算定基準による職員とは、当該施設において常勤的勤務形態にある専任職員をいうものであり、その定員規模別配置基準は、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」のとおりであること。

なお、指導員については、この限りでないこと。

#### (3) 職員数の充足等

別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」に示す職員数は、施設事務費基準限度額の基礎となる職員数であり、施設入所者の適切な処遇確保の見地からも、最低限必要と考えられる職員数であることから、これを充足すること。

また、直接処遇職員の職種別配置数の弾力的配置等については、昭和38年3月19日厚生省発社第35号厚生事務次官通知「婦人相談所設置要綱」及び平成14年3月27日厚生労働省令第49号「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」に示すところにより、円滑適正な実施について十分に配慮されたいこと。

#### (4) 手当の加算

施設事務費算定基準における特殊業務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末勤勉手当の加算は、都道府県条例等に基づき、それらの手当を実際に支給している職員についてのみ算定すること。

#### (5) 特殊業務手当の別に定める額

特殊業務手当の別に定める額については、以下の額とすること。

○主任指導員・指導員

1人月額9,200円に2,500円を加算した額

#### (6) 非常勤調理員等の賃金の算定

非常勤調理員等の賃金の算定に当たっては、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たしている場合は、年額1,569,000円（ただし、当該基準に該当しない場合においては、日額単価5,320円とし、年額の範囲内において算定して差し支えないこと。なお、この場合算出内訳を必ず記載すること。）を算入すること。

(7) 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費については、交付基準の〔1区分〕一時保護所保護費負担金〔2種目〕事務費〔3基準額〕の1から7及び〔1区分〕婦人保護施設運営費補助金〔2種目〕事務費〔3基準額〕の2（施設機能強化推進費）を合算した額に民間施設給与等改善費加算率を乗じて得た額とすること。

ただし、加算率については、別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができるものであること。

(8) 指導員加算の適用

施設事務費の算定に当たって、交付基準の表2「指導員1人当たり加算限度額」の適用は、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たす施設であって、配置基準を超えて指導員を配置している施設について、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数の範囲内において適用すること。

(9) 中途入退所者の一般生活費の算定

月の途中で入退所した者に係る一般生活費の算定は交付基準に示すとおりであるが、事務簡素化のため1ヶ月を30日として日割計算して差し支えないこと。

なお、各月ごとに算定すること。

(10) 期末一時扶助の支出

期末一時扶助は、年末における需要時に充てられることを目的として支出すること。

(11) 母子加算の支給

母子加算は、養育しなければならない乳児又は幼児を同伴した者について、原則として現金をもって支給すること。

(12) 被服加算の算定

被服加算の算定において、一時保護所は各月入所人員に単価を乗じて算定し、婦人保護施設は各月初日現員に単価を乗じて算定すること。

(13) 社会適応訓練費の支出

社会適応訓練費（婦人相談所一時保護所を除く。）は、入所者に対して生花、和洋裁、料理等の生活、職業の訓練及び情操教育等の費用として支出すること。

## 2 婦人保護長期入所施設

### (1) 事務費の支払方法

事務費については、従来は、委託数の定数を設定している都道府県においては、定数に応じた額を前月払とし、その他の府県においては、現員に応じた額を翌月払としていたところであるが、平成24年10月分から委託数の定数を廃止し、すべての都道府県に共通して、現員に応じた額を当月払で支払う方式に改める。

### (2) 事業費の取扱

事業費については、従来どおり翌月払とすること。

### (3) 民間施設給与等改善費の取扱

民間施設給与等改善費については、第2の1の(7)と同様とすること。

別 紙 1

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設取扱定員

- 1 婦人相談所一時保護所及び都道府県又は市町村の設置する婦人保護施設  
婦人相談所一時保護所及び都道府県又は市町村の設置する婦人保護施設の取扱定員は  
条例等で定めた定員とすること。
- 2 地方公共団体以外が設置主体である婦人保護施設  
婦人保護施設のうち、設置主体が地方公共団体のものを除いては、次の表に掲げる定  
員とすること。

都道府県	施 設 名	取 扱 定 員
		人
岩 手 県	桐の苑	2 0
千 葉 県	望みの門学園	3 0
東 京 都	救世軍婦人寮	4 0
〃	慈愛寮	4 0
〃	いずみ寮	4 0
〃	いこいの家	4 0
〃	救世軍新生寮	7 0
愛 知 県	白菊荘	5 0
〃	成願荘	3 0
三 重 県	あかつき寮	3 0
兵 庫 県	神戸婦人寮	4 0
〃	姫路婦人寮	4 0
広 島 県	呉慈愛寮	3 0
福 岡 県	嘉穂婦人寮	5 0
佐 賀 県	たちばな	2 0
鹿 児 島 県	錦江寮	3 0
沖 縄 県	うるま婦人寮	4 0
—	かにた婦人の村	1 0 0

別紙 2

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職 種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 -	人 2	人 1	人 1	人 (1) 3 (1)	人 (1) (2)
51～100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期入所施設	18	1	2	1	8	1	1	3	(2)

(注) ( )書きは、非常勤職員の別掲である。

「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援について」(案) 新旧対照表 < 全部改正 旧通知との比較表 >

新	旧
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>雇児発第0329002号 平成19年3月29日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長</p>	<p>各都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長</p>
<p>婦人保護施設入所者の地域生活移行支援について</p> <p>婦人保護事業の推進については特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、婦人保護施設において、施設入所者の退所後の地域生活への円滑な移行のための支援について、下記のとおり取扱うこととし、<u>た</u>で通知する。</p> <p>なお、本通知については、貴職より婦人相談所、婦人保護施設をはじめ、貴部(局)の関係機関及び市町村への周知を併せてお願いする。本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。</p>	<p>婦人保護施設利用者の地域生活移行支援について</p> <p>婦人保護事業の推進については特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、婦人保護施設において、その利用者が退所後地域社会で安定した生活に円滑に移行することを目的に実施する、施設付近の住宅において地域生活を体験する等の支援について、岐阜県より別紙1のとおり回答したので、業務の参考とされたい。</p> <p>なお、本通知については、貴職より婦人相談所、婦人保護施設をはじめ、貴部(局)の関係機関及び市町村への周知を併せてお願いする。本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。</p>
<p>1 目的</p> <p>婦人保護施設において、施設入所者が施設付近の住宅において地域生活を体験等するための支援を行い、退所後の地域社会への円滑な移行及び自立に向けた支援を行うことを目的とする。</p>	<p>別紙1 子第1252号 平成19年3月19日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局 殿 家庭福祉課長 殿</p> <p>岐阜県健康福祉部長</p> <p>婦人保護施設利用者に対する地域生活移行支援について</p> <p>婦人保護施設の利用者が退所した後、地域において生活を営む上でさまざまな課題に直面し、地域生活を継続することが困難な状況に至ること</p>
<p>2 事業内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>措置期間中の婦人保護施設入所者であって、退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援が必要な者</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活すること、地域社会や地域生活等を体験するための支援を行う。</p>	<p>別紙1 子第1252号 平成19年3月19日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局 殿 家庭福祉課長 殿</p> <p>岐阜県健康福祉部長</p> <p>婦人保護施設利用者に対する地域生活移行支援について</p> <p>婦人保護施設の利用者が退所した後、地域において生活を営む上でさまざまな課題に直面し、地域生活を継続することが困難な状況に至ること</p>

新

- 3 対象要件
- (1) 地域生活移行支援が、婦人保護施設入所者の退所に向けたプログラムの一環として、退所前の一定期間に限り実施されるものであること。
- (2) 施設職員が、施設における支援とともに一体的に対応することができ、距離にある住宅において実施すること。
- 4 実施上の留意事項
- (1) 婦人保護施設が施設入所者の地域生活移行支援を開始するにあたっては、事前に事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について、利用者と十分話し合うとともに、当該支援の実施について、利用者ごとにあらかじめ婦人相談所と協議を行うこと。
- (2) 地域生活移行支援を実施する住宅は、日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、利用者の保健衛生及び安全について充分配慮されたものでなければならぬ。
- (3) 地域生活移行支援の実施にあたっては、利用者の健康状態の把握の他、生命や身体の安全の確保への配慮とともに、退所後の地域社会での自立に向けた支援を適切に行うものとする。
- (4) 地域生活移行支援については、民間住宅を賃借して実施することも可能であること。

5 経費

婦人保護施設利用者の地域生活移行支援のための経費については、施設に在籍している者として取扱い、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（平成15年1月29日厚生労働省発雇第0129001号厚生労働事務次官通知）により補助の対象とする。

また、民間住宅を活用して実施する場合の賃借料についても、上記通知により補助の対象とする。

なお、賃借料加算を申請する施設は、別紙「賃借料加算分申請書」に必要事項を記入し、建物の賃借に係る契約書の写し等を添付し、都道府県知事に申請するものとする。加算の対象となった施設においては、契約内容が変更となった場合には遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。

旧

とが多いことから、県内の婦人保護施設において、利用者が地域社会での生活へ円滑に移行できるよう支援するため、退所する前の一定期間、施設付近の住宅において地域生活を体験する等の支援を行うことを検討しているところである。

については、婦人保護施設の運営に関し、下記のような取扱いをすることができると解してよいか、照会する。

記

- 1 「婦人保護事業実施要領」第4の6に基づく婦人保護施設の運営事業（社会福祉法に基づく第一種社会福祉事業）において、収容保護する要保護女子等のうち、退所前の一定期間、施設付近の住宅において支援を受ける当該利用者についても、施設に在籍している者として取扱い、婦人保護施設運営費補助金を支弁してもよいか。
- 2 上記取扱いが認められる場合、当該支援について民間住宅を借り上げて実施する場合の賃借料については「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日雇用均等・児童家庭局長等連名通知）」の4で定める前期未払資金残高の取扱いにより支出して差し支えないか。

別紙2

雇児福発第0329001号  
平成19年3月29日

岐阜県健康福祉部長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課長

婦人保護施設利用者に対する地域生活移行支援について

平成19年3月19日付子第1252号により照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

新	旧
	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 当該支援が、婦人保護施設利用者の退所に向けたプログラムの一環として、一定期間に限り実施されるものであり、かつ、施設職員が施設における支援とともに一体的に対応することができ、距離にある住宅において実施されるのであれば、施設に在籍している者として取り扱い、婦人保護施設運営補助金を支弁して差し支えないこと。</p> <p>ただし、婦人保護施設が当該支援を開始するにあたっては、事前に、事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について利用者と十分話し合うとともに、当該支援の実施について、利用者ごとにからかじめ婦人相談所と協議すること。</p> <p>また、当該支援を実施する住宅は、日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、また、利用者の保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならぬこと。</p> <p>加えて、当該支援の実施にあたっては、利用者の健康状態の把握の他、生命や身体の安全の確保への配慮とともに、退所後の地域社会での自立に向けた支援を適切に行うものとする。</p> <p>2 当該支援について、民間住宅を活用して実施する場合の賃借料は、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇用均等・児童家庭局長等連名通知）に基づいて処理し、社会福祉法人本部経理区分から支出することとして差し支えないこと。</p>

新	旧										
<p>賃借料加算分申請書</p> <p>(別紙)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">内容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賃借物件の所在地</td> <td style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賃借契約期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1か月あたりの賃借料</td> <td></td> </tr> </table>	区分	内容	施設の名称		賃借物件の所在地	〒	賃借契約期間	年 月 日～ 年 月 日	1か月あたりの賃借料		
区分	内容										
施設の名称											
賃借物件の所在地	〒										
賃借契約期間	年 月 日～ 年 月 日										
1か月あたりの賃借料											
<p>(注) 1. 本申請は賃借契約後、契約書の写し等を添付して提出すること。</p> <p>2. 同一施設が複数の民間住宅と賃貸借契約を結ぶ場合には、賃借物件ごとにそれぞれ申請すること。</p>											

「婦人保護長期入所施設の運営について」(案) 新旧対照表<全文改正 旧通知との比較表>

新	旧
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>婦人保護長期入所施設の運営について</p> <p>売春防止法による要保護女子のうち、知的障害等がある者が長期にわたり入所する婦人保護長期入所施設は、従来、「<u>婦人保護施設長期収容施設の運営について</u>」(昭和40年2月7日社発第62号厚生省社会局長通知)により運営を行ってきたところであるが、今般、現在の運営状況を踏まえ、見直しを行うこととし、新たに婦人保護長期入所施設運営要領を別添のとおり定めたと通知する。</p> <p>なお、本通知により「<u>婦人保護施設長期収容施設の運営について</u>」は廃止する。</p> <p>婦人保護長期入所施設運営要領</p> <p>1 施設の目的 婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。</p> <p>名称 <u>かにた婦人の村</u> 所在地 <u>〇〇県〇〇市〇〇 〇〇〇番地</u></p> <p>2 入所対象者 婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の(1)及び(2)に該当する者とする。こと。 (1) 知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要がある者を除く。</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生省社会局長</p> <p>婦人保護長期収容施設の運営について</p> <p>売春防止法による要保護女子のうち、知能程度が低い者等を長期にわたり収容保護する婦人保護長期収容施設は、各都道府県及び婦人保護関係事業者等からの強い要望に基づいて、本年4月1日から収容保護事業を開始することとなったが、これが運営は次に示す婦人保護長期収容施設運営要領によって行なうので、これのため所要の措置を講じ、収容委託について遺憾のないようされたい。</p> <p>婦人保護長期収容施設運営要領</p> <p>1 施設の目的 婦人保護長期収容施設は、売春防止法による要保護女子のうち次項に掲げる者を長期間収容保護することを目的とすること。</p> <p>2 入所対象者 (1) 及び(2)に該当する者とする。こと。 (1) 婦人保護施設において収容保護されている者のうち心理学的及び医学的観察を十分行なった結果へ次のアからウまでのいずれかに該当するためにその者に對する保護更生指導が極めて困難である見込のあるものは、この限りでない。ただし、施設内医療によって治癒する見込のあるものは、この限りでない。 ア 低知能者 知能指数が50から25まで程度の者 イ 精神病質者 性格的かたよりのために一般的社会生活が著しく困難である ウ 精神病寛解者 医師によって認められた者 ウ 精神病分裂病、操うつ病、てんかん、神経症、中</p>

(2) 身辺の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

### 3 入所

#### (1) 入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

#### (2) 入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見をも十分聴取すること。また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診断した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たっては、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

#### (3) 入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。

なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

### 4 支援

(1) 婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

(2) 入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に來所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

(3) 入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

毒性精神病、器質的精神病等の寛解者と診断された者

(2) (1)に掲げる者で集団生活への最低適応条件として、次に掲げる条件を満たしている者

ア 身辺の自立可能であること 基礎的身辺処理能力日常生活に關する自立性並びに生活上必須の欲求表示及び理解能力を有すること。

イ 集団生活上著しい問題行動をおこさないこと、例えば、人または事物に対する粗暴行為、徘徊放浪癖、自傷行為、ろう火等の問題性をもたないこと。

### 3 入所

#### (1) 收容委託

要保護女子を本施設に收容委託するに当たっては、当分の間、事前に厚生省社会生活課長に別紙1及び2の様式によって收容委託に関する協議を行い、その承認を得た上で施設設置者と委託契約を締結すること。別紙2は、別紙3の婦人保護長期收容施設入所者調査書記要領によって作成すること。

なお、施設設置者の受託権は、千葉県館山市大賀町字前山537番地、かにた婦人の村施設長深津文雄に委任されているものであること。

#### (2) 收容委託協議書の作成

前項に掲げる收容委託に関する協議書の作成にあたっては、単に婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を收容保護している施設職員の意見をも十分聴取すること。また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診断した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成にあたって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、精神薄弱者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

#### (3) 收容手続

要保護女子を本施設に送致する場合は、必ず婦人相談所職員、または婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に引き渡すこと。

この場合の要保護女子引渡書及び要保護女子引受書は、別紙4及び5様式によること。

なお、引き渡しの場合には、当該要保護女子の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提出すること。

#### 5 退所等

(1) 要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

(2) 施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

#### 6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

#### 7 経費

(1) 婦人保護長期入所施設の施設運営は、平成15年1月29日厚生労働省発雇  
児第0129001号各都道府県知事あて厚生労働事務次官通知による婦人保護費国庫  
負担金及び国庫補助金交付要綱に基づいて行うものとする。

(2) 入所委託に要する委託費の支払いは、事務費は当月払とし、事業費は翌月払  
とする。

#### 4 退所

(1) 要保護女子が退所しても自立更生することが確認できる等の場合は、施設長は、当該要保護女子の収容委託を行なった婦人相談所長に退所の協議を行なう前に厚生労働省社会生活課長に、当該要保護女子の退所の適否に関し意見を求めること。

(2) その他の事情により要保護女子が退所した場合は、施設長は、すみやかに厚生労働省社会生活課長に、その旨を報告すること。

#### 5 定数

婦人保護長期収容施設の収容定員は、100名であるが、各都道府県別の委託数は、とりあえず、次の数を標準とすること。

- |          |     |           |     |
|----------|-----|-----------|-----|
| (1) 東京都  | 40名 | (2) 大阪府   | 5名  |
| (3) 愛知県  | 5名  | (4) 兵庫県   | 6名  |
| (5) 神奈川県 | 10名 | (6) 北海道   | 10名 |
| (7) 福岡県  | 5名  | (8) その他の県 | 19名 |

#### 6 その他

(1) 婦人保護長期収容施設の施設運営は、昭和38年3月19日厚生省発社第3  
6号各都道府県知事あて厚生事務次官通知による婦人保護施設運営要綱に基づいて行なうものとすること。

(2) 婦人保護長期収容施設は、昭和40年4月1日から開始するものであること。

(3) 前記3の(1)の当初の収容委託の協議書は、昭和40年3月5日までに厚生労働省社会生活課長あて提出すること。

(4) 収容委託に要する委託費の支払いは、施設事務費に関しては、前記5の(1)から(7)までの都道府県にあつては、前払いすることとし、その他の県にあつては、翌月払いとし、収容費については、翌月払いとすること。

(5) (4)の施設事務費及び収容費の額については、別途通知される予定であること。

## 委託契約書(例)

〇〇〇〇(以下「甲」という。)と社会福祉法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、乙が設置する婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村(所在地〇〇県〇〇市〇〇〇)」に関して次の条項により、委託契約を締結する。

## (委託)

第1条 甲は、乙に対し、要保護女子のうち、特に長期にわたる保護及び自立の支援を必要とする者の入所を委託する。

2 第1項の規定により、甲が乙に要保護女子の入所に関し委託する事項は次のとおりとする。

(1)生活指導、保健衛生及び職業指導その他自立のため必要な指導に関すること。

(2)入所者に対する衣食その他日常生活に必要なものの支給に関すること。

## (経費)

第2条 甲は、事務費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の算定基準によって算出された事務費の額を月ごとに乙に対して当月払するものとする。

第3条 甲は、事業費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の基準額によって算出された事業費の額を各月ごとに乙に対して翌月払するものとする。

第4条 甲は、その他入所に要する経費として、乙と甲が協議して取り決めた額を、乙に対して支払うものとする。

第5条 乙は、前3条に基づき支払いを受けるときは、速やかに甲に対して請求するものとする。

第6条 甲は、前条により請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

## (報告)

第7条 乙は、各年度の委託に関する事業の収支決算書を作成し、甲に対して翌年度の4月末日までに送付するものとする。

## (調査)

第8条 甲は乙に対し、前2条に規定する報告のほか、必要に応じて委託事項の実施状況に関して報告を求め、又は関係書類その他を調査することができる。

## (精算)

第9条 乙は、第8条の規定に基づき、収支決算書を作成した結果過不足額が生じたときは、甲に対し翌年度の4月末日までに精算するものとする。

別紙1(略)

別紙2(略)

別紙3(略)

別紙4(略)

別紙5(略)

別紙6(略)

(契約違反)

第10条 乙がこの契約に違反したときは、甲がすでに支払った経費の全部又は一部の返戻を求めることがある。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(契約の期間)

第12条 この契約の期間は、契約締結の日から平成 年 月までとする。

2 この契約の継続については、契約期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何等かの意志表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう1年間改めて契約が締結されたものとみなし、その後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 印

乙 印

